

目次

○第1号(9月1日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	6
◇高田清一君	6
◇松岡好雄君	2 2
◇松井保夫君	3 7
日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認について(平成27年度榛東村一般 会計補正予算(第2号))	5 2
日程第 6 議案第65号 工事請負契約について	6 5
日程第 7 請願・陳情について	6 7
散 会	6 7

○第2号(9月2日)

議事日程 第2号	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
説明のため出席した者	7 0
事務局職員出席者	7 0
開 議	7 1
日程第 1 会議録署名議員の指名について	7 1

日程第 2 一般質問について	7 1
◇山口宗一君	7 1
◇南 千晴君	8 4
◇小野関武利君	9 8
◇早坂 通君	1 0 9
日程第 3 認定第 1 号 平成 2 6 年度榛東村一般会計決算の認定について	1 2 3
散 会	1 2 7

○第 3 号 (9 月 1 0 日)

議事日程 第 3 号	1 2 9
本日の会議に付した事件	1 2 9
出席議員	1 3 0
欠席議員	1 3 0
説明のため出席した者	1 3 0
事務局職員出席者	1 3 0
開 議	1 3 1
日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 3 1
日程第 2 認定第 1 号 平成 2 6 年度榛東村一般会計決算の認定について	1 3 1
日程第 3 議案第 4 9 号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例について	1 5 4
日程第 4 議案第 5 0 号 訴訟上の和解について	1 6 2
日程第 5 議案第 5 1 号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例について	1 6 4
日程第 6 議案第 5 2 号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例につ いて	1 6 6
日程第 7 議案第 5 3 号 榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例につ いて	1 7 3
日程第 8 議案第 5 4 号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改 正する条例について	1 7 6
日程第 9 発委第 3 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について	1 9 7
日程第 1 0 発委第 4 号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について	1 9 8
日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度榛東村一般会計補正予算 (第 3 号)	2 0 0
日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	2 0 6

日程第13	議案第57号	平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	207
日程第14	議案第58号	平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)	209
日程第15	議案第59号	平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)	213
日程第16	議案第60号	平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	215
日程第17	議案第61号	平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	217
日程第18	議案第62号	平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)	219
日程第19	議案第63号	平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)	221
日程第20	議案第64号	平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分について	223
日程第21	報告第5号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について	224
散	会		227

○第4号(9月16日)

議事日程	第4号	229
本日の会議に付した事件		229
出席議員		230
欠席議員		230
説明のため出席した者		230
事務局職員出席者		230
開 議		231
日程第 1	会議録署名議員の指名について	231
日程第 2	委員会議案審査報告(予算決算特別委員長報告)	231
日程第 3	認定第 1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について	232
日程第 4	認定第 2号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について	233
日程第 5	認定第 3号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の	

			認定について……………	237
日程第 6	認定第 4号	平成26年度榛東村介護保険特別会計決算の認定に ついて……………		240
日程第 7	認定第 5号	平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決 算の認定について……………		244
日程第 8	認定第 6号	平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の 認定について……………		247
日程第 9	認定第 7号	平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算 の認定について……………		250
日程第10	認定第 8号	平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認 定について……………		253
日程第11	認定第 9号	平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計決算の認定について……………		257
日程第12	認定第10号	平成26年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ いて……………		260
日程第13	報告第 6号	専決処分の不承認に伴う措置について……………		265
日程第14		請願・陳情について……………		274
日程第15		総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………		275
日程第16		文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………		275
日程第17		議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………		275
日程第18		議員派遣について……………		275
日程の追加				276
追加日程第1		議員の辞職許可について……………		276
日程の追加				278
追加日程第2		議会広報特別委員会委員の選任について……………		278
		議会広報特別委員会委員長及び文教厚生常任委員会副委員長の選任について……………		278
追加日程第3		議会運営委員会委員の選任について……………		279
議長挨拶				280
閉 会				280

平成 2 7 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 1 日 (火)

平成27年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成27年9月1日（火曜日）

議事日程 第1号

平成27年9月1日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認について

平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第65号 工事請負契約について

日程第 7 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長補佐	阿久澤正明君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君
代表監査委員	岩崎唯雄君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

この夏休みには、毎年子供が関係する悲しい事故、事件があります。ことしの夏は特に心の痛む出来事として、大阪府の中学校1年生男女殺害事件があります。事件に関与したとされる男は逮捕されましたが、供述は曖昧であります。猟奇的な殺害事件の全容解明はまだ時間がかかりそうであります。

一方で、事件発生直後から気になっていたのは、犠牲者2人の行動であります。周囲が高く評価する男女がなぜ危険度の高い深夜未明に町をさまよい歩いていたのか謎でございます。長期休暇の自由さは、子供の自主性を育み成長させたりもしますが、危険は常に隣り合わせであります。

先ごろ発表されました内閣府の調査では、18歳以下の子供の自殺が最も多かったのは、本日9月1日前後であるとのことであります。長期休暇に伴う生活の変化が心にも影響を及ぼすことが言えると思います。夏休みが終わり、心はより落ちつかなくなります。子供の行動に一層目を配り、大事に至る前におせっかいな一声かけるのも、この時期の大人の大切な役目ではないでしょうか。

さて、この5月、執行部が新体制になってから、見解、意見の相違があり、議論を戦わせていますが、執行部側も議会も住民福祉の推進を目指し、安全で安心な住みよいむらづくりをするのは一致しております。ご存じのとおり地方自治は、首長と議会の二代表制になっており、議決機関である議会は、執行部をチェックし、団体の意志を決定する役割と政策提案する役割を持ちます。

ここで留意すべきは、執行部に対峙するのは議員ではなく、個々の議員で構成する議会であります。最終的な可否を決する際、表決権は議員個々にありますが、さまざまな議論を経てそれを集約したものが議会の意志として決定をいたします。つまり議会は、多様な意見を前提に議論を重ねて合意形成していくことが重要であります。このため議員に求められる最も重要なことは、自分の意見、主張を持ち、その上で多様な意見に耳を傾け、冷静に議論し、是々非々で判断することになります。これには今まで以上に議員は勉強し、研修を積み重ね、力量を高め、レベルアップをしなくてはならないと思っております。

さて、本日から始まる本定例会には、7名の議員による一般質問や平成26年度決算の認定、条例一部改正、補正予算など、多くの重要議案等が提案されております。議員各位におかれましては、十分なご審議をお願いいたします。

また、本日は、大変お忙しい中、代表監査委員の岩崎唯雄さんにご出席をいただいております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算の審査に当たられ、大変お疲れさまでございました。決算等審査意見書につきましては、後ほどご報告をいただくこととなりますが、予算が適正

かつ有効に使われるよう、議会としても監視機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

8月末からの雨の日が多く、うっとうしい日々が続きますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶といたします。

なお、本日は、区長さんを初め大勢、皆さんに傍聴、大変ご苦労さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げますが、6月定例会では幾つかの禁止行為の報告がありました。榛東村議会傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いを申し上げます。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

それでは、ただいまから平成27年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職と岩崎代表監査委員の出席を求めています。本日は、上下水道課、清水喜代志課長が病気のため欠席との届け出がありました。かわりに上下水道課、阿久澤課長補佐が出席しております。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

9番松岡好雄君、11番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日1日から9月16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日1日より16日までの16日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案17件、承認1件、認定10件、報告2件、発委2件、陳情1件であ

ります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご高覧をお願いいたします。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

きょうは、大勢の傍聴者の前で、平成27年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙中全員のご出席を賜り、ここに榛東村第3回定例会が開会できますことに厚く御礼申し上げます。

本年は、梅雨明けから猛暑となり、9月に入っても暑い日が続いております。特に8月に館林の最高気温が全国最高となる39.3度を観測いたしました。さらに県内9地点におきましても35度以上の猛暑日となったところでございます。

振り返りますと、県内各地で史上最大の観測値を記録した歴史的な大雪から1年半が過ぎました。昨年12月には、東海地方が大雪に見舞われるなど、同様な降雪がいつどこであるか予想ができない状況にあります。日ごろから危機管理を高めておく必要があると思います。

また、単独機の航空事故としては過去に類のない大惨事となりました乗員乗客520名が亡くなりました日航ジャンボ機の墜落事故からことし8月12日で30年になりました。事故によりとうとい命を落とされました大勢の方々に対し、改めてご冥福をお祈りいたします。

また、日本経済に目を向けますと、さきの内閣府の発表によりますと、ことし4月から6月期の実質国内総生産、これについてはGDPが前期比の年率換算1.6%の減少となりました。これは個人消費や輸出がふるわなかったことによるものと分析しております。また、日本の借金は1,000兆円を超えまして、深刻度は主要国で最悪の状況となっております。子供や孫を含めた次の世代へ、責任者として楽観を排した計画策定を強く望むものでございます。

一方、国政におきましては、ことしは終戦から70年を迎え、現在、国際法上の権利である集団的自衛権行使の解除を柱とする安全保障関連法の議論が最終局面を迎えております。さらに、沖縄県の米軍普天間飛行場の移設問題などは多くの諸問題が山積みしているというように思っております。このほか国民に直結した事案といたしましては、赤ちゃんからお年寄りまでの国民一人一人に12桁の番号を割り当て、国や自治体が各種の個人情報を効率的に管理できるマイナンバー制度が来年1月の運用

開始に向けての準備が進められております。また、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が公布されました。これは1945年、25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりの改正となります。若者の政治参加の促進が期待されております。

県政におきましては、本年7月の知事選挙で大澤正明知事が3選をいたしました。7月10日に開かれました県議会第2回臨時会で、魅力あふれる群馬を実現するため全力を尽くすと、3期目に向けた所信を表明したところでございます。

村政でございますけれども、建設課関係では1号計画道路改良舗装工事、山子田地区の地籍調査事業が、また、産業振興課関係ではふるさと公園活性化事業、教育委員会関係では南小学校講堂整備事業及び南部コミュニティセンター改修工事などの主要事業が順調に推移しているところでございます。

いずれにいたしましても本定例会で審議いただきます平成26年度決算を踏まえ、福祉や医療制度の充実などソフト面を重視いたしまして、国や県のすき間を埋めるような施策を打ち出すとともに、効率とスピード感のある行政運営を進めてまいりたいと思っております。

なお、各会計の平成26年度決算におきましては、長期間にわたりまして審査をいただけてきました。先ほど議長さんからも話がありましたとおり、監査委員さんに対しまして、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、本定例会には、専決処分承認1件、報告事項1件、条例改正等6件、平成27年度各会計補正予算、それらが10件、平成26年度の各会計決算認定10件などをご提案申し上げております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 真塩村長より提案理由の説明が終わりました。



◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いを申し上げます。時間に制約がございますので、質問に対しては簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問順位1番高田清一君の質問を許可いたします。

高田清一君。

〔1番 高田清一君登壇〕

○1番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1番高田清一でございます。

本日は、初の一般質問ということで、村民の皆様の密接なる問題を取り上げて、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

私も村民の皆様、皆さんの声を届けますとか、それから村民と村政のパイプ役ということをもっと一に訴えてまいりました。5月以降、大分村民の皆様からいろんなご意見なりご要望をいただきました。きょうはその中から幾つか重要なポイントを取り上げて質問させていただきたいと思います。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 最初に、これは今、世間をにぎわしている寝屋川の事件でも、防犯カメラ等々が非常に役立っているということもあります。ましてや村長も公約でも掲げているということでもあります。よって、防犯カメラにつきましては、設置費用とか、それから個人情報の問題等々ありますので、今回は防犯灯を中心として質問を幾つかさせていただきたいというふうに思っております。

まず、村長も公約で掲げている中で、この防犯灯設置に対してどのような対策を講じているか、どう考えているか、これをまず村長にお伺いしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員の質問でございますけれども、確かに私も選挙公約の中に防犯灯の増設を公約と掲げさせてもらいました。

これにつきましては、これまでの設置方針を抜本的に見直す必要があるかなというように考えております。これはいろいろな個数の問題とか、またいろいろな問題で、これらについて見直しをし、私の公約でもありますんで、どうかこの4年間に100%入れるかどうかわかりませんが、なるだけこれらを増設して子供たちを守る、そして、何といたってもお年寄りも、今は高齢化社会に大分突入をしている状況の中で、今まで徘徊等でいろいろなくなることもあります。それらも含めてなるだけ早く、これについても公約どおり、皆さんとともにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 公約どおりということであると、村長が、一応任期中を目安にこれについては対策を講じるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、今年度については各区にとりあえずの割り当てをし、プラスアルファとしてやったんですけれども、これでは本当に間に合わないということは私自身も思っております。そういう中において、任期中にできればやりたい、これは私だけのあれじゃなく、ここへきょうおいでの区長さん初め警察の方々、学校関係者、また、あるいは老人会等も含めて相談しながら、なるだけ早く任期中にやりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も、ただ単に防犯灯をふやしたほうがいいだろうということでは何か軽いいいいますか、重みがないような気がしまして、私なりに村内をくまなく見させていただきました。これは街灯という意味ではなくて防犯灯という意味からしますと、人家がなくても必要だろうというところについては必要という認識をしまして、後で説明するんでありますが、この中に設置場所、したほうがいいだろうという場所をチェックさせていただきました。その結果、これは多い、少ないの議論はいろいろあるかと思うんですが、私の見た限り、村内で265カ所、これは防犯灯をつけたほうがいいだろうという場所がございました。

私も区長経験からしますと、これは1年に1区1灯的な予算の組み方、プラスアルファ的な個数ぐらいですので、これを265個をですね、多い区では23基必要だろうという区もございました。これを1区1年1灯の割合でいきますと、大体15年から20年かかってしまうと。これでは到底必要な設置ということで、今、村長おっしゃるように任期中の設置では到底間に合わないということになるかとも思うわけですが、これに対しては、村長、先ほどのご意見に対してどのように考えているかお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今までの予算化等において、区長さん等にも話して、毎年1区当たり1灯というような予算化をしておりました。それにどうしても必要なところについて、プラスアルファをしていたところでございます。これらを抜本的に見直す必要があるのかな。そして、我々も含めて、この場所等を検討していきたいと。

1つだけ問題があるのは、田んぼとかそういうところにおいて、やることによって青枯れ、青立ちというんですか、そして実にならないというような話が前々からございました。これらを含めて地権者の皆さんとも相談しながら箇所を決めていかなければなりませんので、特に区長さん等にその辺も確認しながらやっていく必要があるというように考えています。これを時間を早めたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も区長のときに、2年間で2基しかつかかなかったんですね。そういうことからしますと、これは今ここにお集まりの傍聴席におられます区長さんについても、必要であっても、出しても多分認められないだろうということからして、多分遠慮している区長さんもおられるのではないかというふうな気はしております。

それで、ちなみに総務課のほうに教わって調べていただきました。大体1基を設置するのに3万

2,000円プラス東京電力へ申請ということで8,000円ということですので、1基を設置するのに約4万かかると。電気代についても1灯4,200円年間かかると。私が先ほど265と申しましたんですが、これは200灯としても、これを全部設置するとなると約800万、電気代も84万ふえるということになってまいります。

このようなことからして、ただ単にふやせ、ふやせということでは物は済まないと思います。私なりに、例えばの話でご提案を申し上げたいというふうに思うんですが、参考にさせていただければと思います。

先ほど村長は任期と申されたんですが、3年ないしまたは5年計画で、長期計画的な計画をもって、何年度は何灯やるよ、何年度は何灯やるよということで具体的に進めないと、なかなかこれは話で終わってしまう可能性もありますので、そこら辺の具体的な計画を立てていただければというふうに思います。

また、ある意味、考え方によっては、区民とか区の大きさ、これに準じた形での設置の割り当ても考えてもよろしいのではないかという感じはしました。というのは、小さい区と大きい区がありますので、一律に1区1灯という考え方じゃなくて、少し汎用性、融通性を持たせた考えでもよろしいかなというふうに思います。

それから、これもまた新興住宅ですね。私が回った感じでは、新興住宅でやっぱり必要だろうという場所も結構ございましたので、新興住宅を優先的に設置するという考え方もよろしいかなというふうに思います。

それから、区長さんですと、要求が出ましたら、区長さんと関連区長さん、または議員さんも含めて巡回して、こちらが優先だろうということで、優先順位をつけてもよろしいかなというふうに思います。

それから、これは甘い考え方かもしれませんが、企業からの献金を要請するとか、それから個人としての募金を考えてみるとか、それからある意味、自衛隊さんも私の家の前なんか随分通るんですが、自衛隊さんの通るところについては自衛隊に協力をお願いするとか、いろんな考え方なり秘策なりあろうとも思いますので、一概にお金を使うということではなくて、いろんな策を講じた中で対策を立てていくべきではないかというんですが、これの考え方についてはどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員がおっしゃるとおり、各界各層の意見等も聞きながらやっていかなければならないというふうに思っています。さらにその設置の財源とかそういうものについても、これは考えていく必要がある。あるいは、何でもかんでも県・国の補助金を100%ということじゃなく、これについては、もちろん補助金のものは研究を絶対しなければなりません。しかし、これについても村民の安心・安全のためにも早急にやらなければならないというように考えております。

また、先ほど議員がおっしゃったとおり、これは私のことで言って悪いんですけども、12年前に私も当選させてもらったとき、民間の人からの寄附を仰いで、たしか50灯をやらせてもらいました。そういうところで実際実現をしているというところでございます。

今後についてもそのようなことも仰ぐ必要があるのかな、早めるためにもそれらを考えてこれからやっていきたい。そして、抜本的に見直しを、本当に1区1灯じゃなく、見直しをして、安全・安心なむらづくりをしていくという考えであります。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは要望も含めてお伝えしておきたいんですが、水銀条約というのが2013年に国で決まったと。2013年に決まったときに、水銀条約イコールこれは水俣病が発端で出た条約です。水俣条約とも言うという話を聞きました。これは2020年には水銀を使っている蛍光灯等が全て製造販売が中止になるという話でございます。そうしますと、LEDに新たに設置する場所についてはやっておるんですが、これを加速しないとまずいだろうと。今、先ほど村長が言いましたように任期中といたしますと、その任期中のタイミングと水銀の話ともろもろ兼ね合わせますと、タイミング的にもここ3年、4年の中に、ぜひとも防犯灯に対しての対策、取り組みを加速していただいて対応をとっていただければということをお願いして、この防犯灯に関しては終わりにしたいというふうに思います。

引き続き教育長をお願いいたします。

まず、教育長も今年度2期目を迎えるに当たって、非常に今までの実績等々については、私どもも教育長の実績等々は評価しているわけですが、新たに2期目を迎えるに当たって、教育長の教育に対する考え方を簡単に説明いただければというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 阿佐見純教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 2期目を迎えるに当たっての私の教育に対する考え方ということでございますけれども、1つは、その一番基盤となる部分には、やはり子供たちの成長に大きくかかわるのが教員であると。義務教育では9年間ということでございますので、まず教員自身の教育のプロとしての指導力と、それから人間性、これを磨いていくことが重要なことであると、まずそのように考えております。そのために毎年4月の段階で、村内全部の教職員、臨時も集めまして研修を設けて、私のほうからの話として、どういう先生であってほしいかと、そのことは申し上げます。

1つは、子供といえども一人一人が人間として尊重される、大切にされる、人権感覚という言葉に置きかえてもいいかなと思いますけれども、そういう教員であるべきことが1番。それから、子供たちを指導するに当たって、よさを見抜いて、そのよさを伸ばすことができる教員であること。やはり悪いことは目につくんですけども、いろいろ子供は個性が違いますので、よさを見つけて伸ばすと、

これが2つ目でございます。それから3つ目として、創意工夫する教員であってほしい。これは子供たちというのは、昔の子供たちといろいろ変わっております。社会の情勢も変わっている。ベテランの先生については、昔のやり方でやっては対応できないということがありますので、工夫をしてもらわなければ困ると、そういうことが3番目。4番目として、榛東村を愛する教員であってほしいと。そのことをまず基盤として私は考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 先ほど議長のお話の中でも、いろいろ生徒の自殺等々の問題を取り上げてご挨拶いただいたんですが、岩手の矢巾中学校の自殺の問題もございました。このようなことに対して、教育長はどのような認識をしておられるでしょうか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 岩手県の矢巾中学校のお子さんの自殺については、新聞報道等でしか判断できない状況でございます。その範囲でまずはお答えしたいと思うんですけども、まず、子供がみずから命を絶つと、このことに対してはまことに心の痛む出来事で、心からご冥福を申し上げたいと、そのように考えております。

新聞報道等によりますと、本村でも生活ノートのことは毎日活用しているわけですけども、そのお子さんと担任とのやりとりがちょっと考えられない部分があると。友達に殴られたとか死にたいとか、そういう等が新聞に出されていますけれども、それに対する担任のコメントがちょっと違うのではないかなど。いい先生だったという評価もあるんですけども、その辺が疑問に思うことが1つ。それと、いじめの対応につきましては、学校では組織として対応するということが、これは常識でございますので、例えば管理職であるとかいじめに関する組織もございますので、そういうことでも話し合われたのかと。何か、これは私的な感想ですけども、担任1人が抱え込んでいたのかなというふうな疑問が残ることはございます。

いじめにつきましては、また沼田のほうでもありましたけれども、これはまだはっきりしておりませんが、これほどこの学校でもどの子にも起きるんだという認識が必要だろうと。それと、今後の動向を見ながら、その事例等を参考にすると非常に申しわけないんですけども、対応をもう一度きちっと初心に戻って考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 非常に教育長及びまた教育委員会の皆さんも前向きに取り組んでいるという

のは、ビデオ視聴等々も含めて、非常によくやられているということは認識しております。

ただ、先ほどから言葉が時たま出てくるんですが、いじめという言葉がよく出てくるんですけども、本当にいじめという定義は何ぞやということで、簡単に教育長からお伺いできればと思います。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめの定義というのは非常に難しいかなというふうに考えています。最初のころは、本人がいじめと感じたらいじめだということでスタートしたんですが、どうもそこだとふぐあいが出てくると。ということで、一般的には、一方的にですね、心理的、それから身体的に攻撃を継続的に加えていくと。そして、相手が苦痛を感じているものというふうに定義されていますが、この対応で大事なことは、やはりいじめであるか否かと。それを判断するときには、いじめられた子供のほうの立場に立って考えていくことが重要であると考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） ありがとうございます。

ここにも新聞の切り抜きを持ってきたんですが、非常に夏休み明けの、先ほど議長がおっしゃったんですが、夏休み明けの9月1日が多いとか、それから沼田のほうでは8月25日の登校日に自殺らしきことが起きているとか、いろんなことが起きているわけでございますけれども、それと同時に、不登校の問題も、これも新聞に載っていました。群馬県でいいますと、小学校で349人、中学校で1,445人ということで、昨年に比べますと非常に不登校もふえているということだそうでございます。

そうしますと、当村内における教育委員会として、不登校に対する実情をどのような形で把握して、どのような形の対策を立てているというのがありましたら簡単にお問い合わせいたします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 不登校の問題でございますけれども、確かに昨年度より県全体としてはふえています。ところが、本村では、小学校では0.1%、中学校では1%、人数でいいますと中学校が不登校傾向が3名、小学校2名、5名ということでございますので、これは平成23年度ぐらいから激減していると、本村については、これはいい傾向かなと。その裏には、やはり不登校については、教員がきちっと研修をしなければならないと、そういう機会を数多く持ちました。やっぱり子供たちが休むということに対して敏感な教員でなければならないということで、その成果も一つあるのかな、手前みそですけども、そのようなことを考えておりますけれども、不登校につきましては、対策として、まずそういう不登校のお子さんを生まないような学級、学校をつくるのが一番ということで、その辺についても研修を通して、各学校が実践しているところです。

やはり自分のクラスの中に居場所があるとか、自己有用感があるとか、そういうことが大事だななど。不登校が起こった場合につきましては、いじめと同じですけれども、担任1人で抱え込まないと。必ず対策委員会がございますので、そういう組織で対応すると。あわせて、校内だけではこれは今は不登校は対応できませんので、県の教育事務所等に、相談員であるとかスーパーバイザーだとかいらっしゃるので、すぐ派遣をしていただくと。それから、小学校、中学校は今スクールカウンセラーが全て配置されておりますので、スクールカウンセラーのお力もかりながら、組織として対応していくということでございます。

ただ、問題については、その不登校傾向のお子さんの性格といたしますか、家庭環境といたしますか、気質といたしますか、その辺の部分で、今、発達障害を抱えているお子さんが多いものですから、そういうお子さんが不登校にかかったときは、今度は医療機関の応援も得なければならないということで、もう不登校に関しては、今の時代は学校だけでは解決できない。いろんな関係機関と連携をとりながら対応に当たっていると。そういう方法が今のところは考えられます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

私も昭和の最終年度のPTAの役員をさせていただいた中で、私自体の悩みでもあったんですが、学業と部活の兼ね合いといたしますか、非常にこれはまた難しい問題でもあろうかと思うんですが、そのころとはもう、27年たっておりますので、時代は変わっておるわけですけれども、これについては教育長はどのような考えを持っているか、ポイントでお答えいただきます。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 部活動の問題でございますけれども、部活動というのは、中学校の教育課程にはありません。教育課程外の活動、指導ということでございます。私は、中学生にとっては、この部活動というのは技術の習得はもちろんあるんですが、それ以外に部活動を通して、例えば仲間意識であるとか思いやりであるとか、規範意識であるとか等、人間として社会に出たときに必要な資質や能力を育てる大事な場で、私はこの活動はまず大きく認めたいと、そのように考えております。

ただ、高田議員さんがおっしゃるように、学業と部活の両立というのはなかなか難しい場面がございますけれども、現在、これは日本中で教員の多忙感というのが、いろいろどうしたらいいんだろうということで話が出ていますけれども、教育委員会としても、お盆の週は完全休業日にして、中学校の部活を休みにするとかですね、ICT関係で先生方の業務を軽減するような校務支援システムを導入したり、そういう努力をしております。

現在、榛東中学校を見ますと、先生方は確かに大変ですけれども、休みもありませんけれども、よ

くやっていると認めているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） 最後に、幾つか要望を申し上げて教育関係は終わりにしたいというふうに思います。

なかなかこれも難しい問題と思うんですが、指導の中で、いいものはいい、悪いものは悪いと。先生が毅然たる態度で生徒に対する教育指導を行っていく、メリ張りのある指導が必要だろうということと、それから、教師一丸となって、1 人で教師が抱え込むのではなくて、教師一丸となって情報の共有化及びチームでの取り組み姿勢、これも考えていく必要があろうかと思います。プラス P T A 及び父兄、地元との意見交換、整合、連携、これも非常に重要なことというふうに思いますので、ここら辺も心がけて教育行政を行っていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

じゃ、これで教育関係は終わりにしまして、次に移らせていただきます。

住民生活課のほうにお願いいたします。

きょうお集まりの区長さんも、私も4年間、資源ごみということで資源ごみの立ち会いをやってきたわけですが、まず資源ごみの、そこで集めている、この目的、これをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） お世話になります。

質問の資源ごみを集める目的ということなんですが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等にかかる法律、俗に容器包装リサイクル法と言われていますが、この法律により資源ごみを分別収集することになっています。各区で分別収集された瓶とペットボトルは、渋川広域清掃センター内のリサイクルセンターに搬入され、業者に売却され、収益は清掃センターの運営費に充てられています。

資源ごみの分別処理は、清掃センターで処理する一般ごみの量を減少させる効果があり、村が支払う広域負担金を減少させる効果があります。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） ちょっと回答が抽象的でわかりにくいんですが、ちなみに成果説明書というのを見させていただきましたら、あそこのストックハウスのところの効果金額のところは34万5,348円ということで、具体的な金額としての数値は出ているんですが、例えば資源ごみを収集した、じゃ、ペットボトルがどのような中で幾ら、どうなったよとか、効果金額はどうだとか、または広域の負担金があることによって幾ら減ったよとか、例えばですよ。そういう具体的な目標がないと、区長さんも代理さんも一生懸命毎月立ち会ってやっても、何のためにどうやっているのかわからない。なおか

つ村の村民も、目的意識を持たずしてただ漠然と出してくれというような話では、なかなかそれも統制、統一できないだろうということからしますと、もうちょっと具体的な目的をお答えいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 収集されたごみの量との関係なんですけれども、資源ごみで分別収集された量は清掃センターで、榛東村で出たものなんですけれども、平成24年度2万7,200キログラム、平成25年度7,400キログラム、平成26年度2万6,700キログラム、ストックハウスでは平成24年度3万7,594キログラム、平成25年度4万7,706キログラム、平成26年度5万3,433キログラム、子供会等の廃品回収では、平成24年度19万1,028キログラム、平成25年度18万2,422キログラム、平成26年度17万1,513キログラムとなりました。また、平成26年度の合計で25万1,646キログラムを一般ごみで処理した場合、広域の村の負担金額は400万程度ふえることになっております。

すみません、それとストックハウスの収量なんですけれども、平成26年度につきましては、高田議員さんも見ているので、傍聴の方はわからないと思うんですけれども、ストックハウスの実績は26年度で、先ほども言いましたが、5万3,433キログラム、金額にしまして34万6,398円、平成25年度4万7,706キログラムにおいて、金額は30万1,810円、平成……

○議長（金井佐則君） 山本課長、もう少し簡潔にお答えください。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） すみません。

ということで、そういったことで、分別収集されることによって村の広域負担が確実に減っていることは事実です。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） すみません。時間の関係もありますので、この問題をいつまでもやっておりますと、時間がなくなってしまいますので、簡潔に最後のお願いだけしておきたいんですが、要は何が言いたいかといいますと、せっかく資源ごみと命名して、銘打って、村民の皆さんにも収集に協力してくれということを行っているわけですから、何らかのツールを使って、これは何のためにやっているんだよと。これをやったらどれだけの成果があったよ、効果があったよ。例えば村の財政のどれだけ寄与しているよとか、何か村民に訴えるものを行動として知らしめるべきだろうと。それと、それをやることによって、村民にも、今でも大分不燃物で出しているんですね、通常分別廃棄のものをですね、分別のものを。それを一層村民の意識を高める必要性もあることからして、その行動は必要かというふうに思います。

それからもう一つだけお願いしたいのは、都市部に行きますと、アルミ缶とか新聞紙がお金になる

ので取りっこしているぐらいなのに、村内、アルミ缶が余り重きを置かれていないと。ちなみにうちの地区を言いますと、集めておいて、とっておいて、子供会に出すようにしているんですが、これもできるものであれば、村の財政に寄与するんであれば、アルミ缶も今のものにプラスアルファでやるのも一つの考え方かなというふうに思いますので、そこら辺も考えていただければというふうに思います。

これについては、時間の関係がありますので、これで住民生活は終わりにさせていただきたいと思えます。

次に、防災の関係で少しお話をさせていただきたいと思えます。

きょうは9月1日ということで、防災の日ということでもあります。各所防災訓練をやったり何だりしているわけなんですけれども、また、前回大雪による非常に大きな被害をこうむったわけなんですけれども、このことをもとに、榛東村地域防災計画を見直ししているわけなんですけれども、この見直した結果のポイントのみ教えていただければと思えます。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、高田議員さんのご質問でございますけれども、防災計画ということで、配付が若干おくれて、県との調整が時間がかかったということで、おくれて大変申しわけございませんでした。

申し上げますと、地域防災計画の、ページでいいますと51ページ、149ページに雪害に関する規定を盛り込ませていただきました。その中で関連して、今回の地域防災計画の中で、大きく分けて3点ほどの追加をしております。1つについては、避難行動の要支援者、それから指定避難所、指定緊急避難場所、安否情報等の大規模災害における県域を越えた避難、避難者の受け入れについてと。それから県外の原子力施設の関係の事故について。そして3番目といたしまして、高田議員さんのお話がありました雪害の要望、活動対策についてということ具体的にここに付記させていただきました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これも2週間ぐらい前ですかね、総務課のほうからいただいたんですが、これはホームページの差しかえはいつやる予定になっているんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これについては、皆さんのところへお配りはしてあるんですけれども、できるだけ速やかに、議会終了後行いたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） けさ見てきてもまだ直っていなかったんで、こういうものはいろんな人がいろんな形で見るとは、早急に対応、アップすべきだというふうに思います。

もう一つお願いをしたいのは、これは、じゃ、ホームページをアップしたからということだけではなくて、村民の皆様はどう説明するというのかな、どう変わりましたよというものを伝える何かツールは考えているんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） こちらについては、もちろんホームページもそうですけれども、しんとら広報、等を活用しながら、できるだけ早くお伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは、災害が起こってからでは遅いことですので、これは事前の要望措置を含めて、予防対策を含めて早急な対策を立つようをお願いいたします。

もう一つ確認させていただきたいんですが、協定書なんですけれども、協定書を見ますと、大体17年、18年、21年、22年、一番古いのが平成元年なんです。協定を取り交わしている人、村長もずっと前の人とか市長等々も、えらいもう20年、30年前の人とかのものが協定書を取り交わしてそのまま載っているわけです。これは通常はですね、変更なき場合はそのまま、それが最新版なんだよという考え方もあろうかというふうに思うんですが、もしそうであれば、これは変更なき場合は、この協定書がこのまま通用するというか、継続されるよという一文を追加するとか何かをしておかないと、これは単純に見直していないみたいな捉え方もされるおそれもありますので、そこら辺もひとつご考慮いただければというふうに思うんですが、どうでしょう。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 高田議員さんご指摘のように、現在榛東村では7関係団体との協定を結んでおります、防災協定の中で。その中で、県も入っているわけなんですけれども、ご指摘のように期限というか、期日だけは入っていますけれども、そのあとの継続、例えば1カ月前にそういった、やめるとかやるとかということが、調整がなければ継続するというような文言は入っておりませんが、基本的にこれは有効でございます。ただし、これからいろいろ防災協定とかがあるとすれば、その中には議員ご指摘のように期限を区切って、あるいは運用の情報も盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） そこら辺を早急な対策を立てていただくということでお願いをして、次の問題なんです、私も、ここに傍聴に来られている区長さんもそうでしょうけれども、非常に困ったのが、大雪のときに行政側の情報の一元化、それから情報発信の一本化ということに非常に疑問に私も感じたわけです。というのは、執行のほうで情報を発信するのは各課単位ぐらいで、縦割り行政の悪さかなと思うんですが、情報の発信は各課単位なんです。建設課さんから区長に來たり、住民生活課、総務課から区長に來たりということで、いろんな情報、いろんなものがあるんですが、受けるほうは区長1人なんです。ということからしたら、これは起きたときの体制のためにそこら辺の組織づくりというのをしてほしいんですが、情報収集の一元化、これは役場として、災害対策本部を設置したら、おのずとその関連各課からメンバーを集めて、それに伴っての対策本部としての情報の収集と情報の発信というものを心がけていかないと、受け側が非常に混乱するということがあると思うので、そこら辺を考えていただければというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これもですね、防災計画の中にも盛り込んであるんですけれども、大規模災害が発生いたしますと、村長と所属長から成る災害対策本部を設置するということになっております。それによって議員がご指摘のように情報の集約、それから指示系統の一元化を行うということでございます。具体的には、村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、防災計画にある災害対策本部の設置基準に基づきまして、榛東村災害対策本部を設置するということでございます。この本文に基づきまして、庁内の課長を中心に総務班、住民対策班、それから生活対策班、教育班、消防班と組織いたしまして、情報収集するとともに、この情報が本格的に本部に吸い上げて集まるというような体制を現在組んでいるというものでございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ、じゃ、次の問題に移らせてもらいたいんですが、私は受け側として感じたのが、非常に行政側と社協との連携といいますか、これが非常に連携がとれていないという感じを受けました。社協は、例えば大雪なんかですと、ひとり暮らしということを中心とした動きなんでしょうけれども、行政側はそういう基点で考えていないもんですから、そういう意味では、社協のやっていることと行政側のやっていることに何か不一致というんですかね、整合性がとれていないような気がしましたので、もしもそのようなことがあるのであれば、早急な対策を立てることによって、お互いが連携をとってよりよい防災対策が講じられればというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

もう一つお願いしたのは、災害が起きたり、大雪がなった場合に、建設協会の皆さんにお願いをして、担当区割りというのも私も見せてもらったんですが、区割りに基づいての雪の除雪作業というこ

とが行われているわけですがけれども、この前みたいな大きな大雪ですと、これじゃとてもとてもそれでは間に合わないといったときに、民間を含めた形でこれを連携をとる、また対策をとる、あらかじめ準備をしておくということが必要だと思うんですが、これに対してはどうでしょう。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは、何百年というか、その1回にあった、先ほどあった雪の関係なんですけれども、実際反省材料といたしまして、どうにもならないような状況で、経験したことのないような状況に追い込まれてしまったということでございます。そんな中で、きょう区長さんが見えていますけれども、非常に区長さんにはお願いをして、区を挙げて地域の防災組織というんですかね、地域コミュニティというので機能していただきまして、除雪に当たっていただいたということで、非常に助かった面もあります。

そういったことで、やはり地域の区長さんを中心に、あるいは行政を中心に、もう一度、再度この防災、大雪等あった場合についての対応の見直しを、あるいは、等を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今後このようなことが、この前みたいなことがないことを祈るわけですが、あったときのあたふたしないように事前の準備をお互い協力して立てていければというふうに思います。

最後に、総務課さんのほうには幾つかお願いだけをして、時間の関係もありますので、終わりにしたいと思うんですが、先ほど申しましたように、情報収集、指示伝達、判断支援体制ですね、資金援助、全てにおいて機敏な対応をお互い心がけて対処したいと思いますので、これをご協力をお願いしたいと思います。

それから、できればのお願いなんです、村主導で防災避難訓練というものを計画していただければと思います。自主防災組織としての避難訓練等々は、この中の防災計画にあるんですが、なかなか地区において、じゃ、どのようにしたらいいのかなどということ考えながら、おざなりになったりやられていないところもあろうかと思っておりますので、村主導で少しそこら辺のところのトレーニングを立ててもらえればありがたいというふうに思います。

それから、災害時の要援護者、災害が起きたときに、例のマップですね、社協、民生委員さんの皆さんも中心でマップをつくってやっているわけですが、援護者名簿というものを行政としてもしっかり把握して対応をとる必要があろうと思っておりますので、そこら辺もメンテをかけていただきたいというお願いです。

それからもう一つ、防災無線の関係なんです、防災無線も、これも連絡をしますと、じゃ、説明

しますよと来ていただけるんですね。だけれども、これは知らないからといったばかりの人じゃなくて、全体が知らしめていないとまずい問題ですので、定期的な研修、防災無線に対する研修を計画していただければというふうに思います。

それともう一つお願いしたいのは、防災無線がかぶってしまう場所があると。かぶって聞こえにくい、または聞こえないという場所があるという話を聞いておりますので、きょう区長さんも来ておりますので、そのような場所があったら教えてもらうのか、または調査するのか、何か手だてをしていただければという要望をして総務課のほうは終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

時間もなくなってきましたので、最後の簡単をお願いしたいと思います。

これは福祉になるのかどこになるのかわからないんですが、私は山子田在住ですので、非常に密接に関係あるんですが、山子田の、今までAコープ、私もAコープにはよく買い物に行くわけですが、Aコープが今度は吉岡のほうにできてしまったよということで、多分大丈夫という話は、うわさだか本当だかよくわからないんですが、聞こえてはくるんですが、今後何か行政側として、このAコープの存続等々についての考え方や情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは、産業振興課で久保田課長のほうの範疇なんです。私が去年産業振興課長をやったときにフレッセイの関係でいろいろございまして、そのときに幹部の方に直接確認したときには、このAコープの移転については、当初からそういう話は一切なかったという話をお聞きしております。その後、フレッセイができて、どういう形で、情勢も動いていますけれども、そういったことで、私が去年の段階で確認した段階では、非常に数億単位の黒字も出ているので、このまま存続していきたいという話をお聞きしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） このごろ空き家対策も含めて、高齢者対策も含めて非常に高齢者が買い物等々困っていると。手押し車みたいなものを押してAコープに買い物に来ているご老人を見るわけですが、そういう人たちのことも配慮して、近くに買い物ぐらいいは行ける場所を存続させるというか、これも非常に年寄りに対する愛のある対策だと思いますので。何かのチャンスがありましたら、そこら辺も心がけて対応していただければと思います。

それと、それに絡めて、お年寄りの通院とか買い物、これはある一部、福祉タクシーという話も聞いたんですが、通院とか、それから買い物に対する、これは行政に質問することでもあろうかどうかわかりませんが、これについては何か考えて、もしも福祉タクシー等々も含めて対応策がありましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 買い物、通院に対しましては、過去にデマンドバスというものを試行して、その結果から福祉利用補助券という制度を行いまして、現在に至っているわけですが、現在はその利用者数は着実にふえてきております。その成果等は資料等でごらんいただければと思いますが、今現在で対応できる策、通院、買い物に対してできる策は、その福祉タクシー利用補助券を活用していただくという対策となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） ありがとうございます。

最後の質問にさせていただきます。

高齢者という話を出しましたので、高齢者に関係することをもう一つなんですが、介護保険法が施行規則改正になりました。介護保険料が3月定例会でも承認され、660円値上げということで承認されたわけですが、これをランクで見ますと、県内で35市町村中7番目に高く、県平均よりも534円高いという、これは結果ですよ、結果なんですけれども、これは国保値下げも村長は公約で掲げているわけですが、これも介護保険料も含めて、ここら辺についてはどのように考えているかを教えていただければと思います。

○議長（金井佐則君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 介護保険料の算定には給付費が大きな割合を占めているわけですが、要介護認定者のサービス利用料が重要なポイントになっているわけですが、保険料が高いということは、給付費が大きな支出をしているということでございますが、村では、介護保険にならないように要介護状態の軽減、悪化を防止するため、予防事業を一生懸命やっております。ただ、これがなかなか予防事業が成果を上げているかというところ、そこははっきり数字は見えませんが、予防事業をして、介護になる前の段階で元気な生活を送っていただけるような努力をしまして、介護給付費の抑制を図り、給付費が抑制されれば保険料も上げなくて済むという循環的な状況になっていると思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） ありがとうございます。

今後、行政の中の非常に大きな問題というふうに思いますので、お互いを前向きに対処する動きを

していきたいというふうに思います。

きょうは、初の一般質問ということで、拙い質問をさせていただきました。非常に執行側の皆さんにもご迷惑をおかけしたと思うんですが、今後また新たに問題、勉強して、また取り組んでいきたいと。よりよいむらづくりを目指して今後も取り組んでいきたいと。本日はありがとうございました。

終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で1番高田清一君の一般質問が終了いたしました。

ここで10分間の休憩をとります。再開を10時15分より行います。

午前10時5分休憩

午前10時15分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

質問順位2番松岡好雄君の質問を許可いたします。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君登壇〕

○9番（松岡好雄君） 皆さん、おはようございます。松岡です。

6月9日の第2回定例会の一般質問、自分の病気のため、皆さんに、村民の皆様本当にご迷惑をおかけしたことは本当にまことに申しわけありませんでした。きょうは、通告のとおり、村長の政治姿勢についてから8番目、5年先、10年先まで、自席に戻って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

では、一般質問を始めます。

まず第1に、村長の政治姿勢について、項目を3点に分けて質問いたします。

1点目、就任後3カ月経過の総括と成果ということで、就任後たった5日で人事異動を内示し、地域経済循環型のふるさと納税制度を始めて7カ月、地域創生事業を始めて5カ月、地域創生自然エネルギー推進室を廃止して何の成果が上がったのか、実績を具体的に説明してください、村長。

○議長（金井佐則君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、事業そのものは続けております。あの人事異動、これは行政改革の一環として、ふるさと納税、あるいは地方創生、あと自然エネルギー、これについては今までのそのふさわしい課に移動をしたところでございます。この移動によって職員の異動もあったとい

うところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さらに成果、これはそのとおりを引き継いでおりますので、これは順調に推移をしているというところでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、もう一度言います。

前自然エネルギー推進室を潰して担当課長を左遷したと、給食センターに。それで成果は本当に上がるのでしょうか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 左遷したということは当たりません。先ほど言ったように、その仕事が違うところへ移ったと。それに伴って異動を伴うと。これからも行政改革というものは順次進めていかななくてはならない、そういう中でございますので、左遷とは私は考えておりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 教育長、これは担当課長、自然エネルギーの担当課長を外して給食センターに命令したのは教育長ですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 松岡議員さんのほうから、私にその件については通告がなかったので、お答えできません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 答えられなければ、村長、今の質問を村長にお答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も同じです。通告はありませんので、今、どのようなことを聞かれるかわかりませんので、これからも通告をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 9番松岡好雄議員。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 要するに就任後3カ月の総括と成果ということで質問しているんだから、答えるべきだと思う。これ何で担当課長を、給食の担当課長を答弁席に置かないのかなと、それを聞いているわけです。

○議長（金井佐則君） 松岡議員、どなたに聞くんですか。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 通告等に基づいて、これはどうしてもセンター長が必要とあれば、これは呼ぶこともございます。この通告に基づいて、私たちは、これは必要ないということで、議長のほうからそれなりのアクションというものは、私のところにはありますけれども、私のほうで判断して、誰々が出席ということでやらせてもらっています。

〔「休憩動議」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時24分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に移ります。

新聞報道の総括ということで、村長にお答え願います。

6月12日の朝日新聞への発言は何を根拠に行ったか、現在はどうなっているのか、村の名誉の毀損、信用の失墜に当たらないか、村民並びに村政功労者である前村長らに新聞紙上を通じて謝ることはありますか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 新聞報道については大きくは2つになされているかと思います。そういう中において、旧榛名カントリークラブ跡地の建築物の関係についてが出ておりました。これについては、前橋土木事務所の指導を仰ぎながら建築基準法に適合する建物であるということが認められません。そのような指導がございまして、これについては撤去するか、あるいはこれについて、逆に正規な建物にするか、これを指導されまして、これについての今現在いろいろ考えた中で、その指導に従って

正しい建築確認をとるというところで今やっております。

また、今、あと白子のりでしたかね、あれは、新聞報道されたのは。松岡議員、いいですか、白子のりの関係ですか。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） そうじゃないよ。旧榛名カントリー跡地の、今、村長それを言ったんじゃないですか。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） じゃ、それでいいですね。

はい、そういうことでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 議長、暫時休憩を入れてください。ちょっと書類を今出します。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長が言っているのはあれですかね、平成22年6月11日県土木整備部長、倉嶋敬明さんですか、この資料があるんですけども、これは別に問題ないと書いてあるんですけども、村長、違いますか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 22年6月11日の件については、砕石骨材の、スラグの問題ですね。これは、私は新聞には出ていないと思うんですけども、新聞に出したつもりはないんで、発表したつもりはないんですけども、このスラグについては、ちょっと調べさせてください。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 村岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それは、じゃ、事後、答えていただきますことにして、次、3番目。事業の中心方針は議会軽視かということで質問します。

地域創生型交付金事業の目玉であるSOILオリンピックの中止、村長は6月22日18時より、ふれあい館で村政報告会の中で、SOILオリンピックはやらないと発言しました。だけれども、この間、村長に行き会ったときに聞いたら、俺はそんなことは言っていなかったと、そういうこともありますので、村長、はっきりお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 6月等において、これは議会ですか、この前も話しましたけれども、私は村政報告をたしか6月22日にやらせてもらいました。その前は、一番初め、挨拶があるように、6月の議会というのはその前にやっております、そのときは松岡議員は出席していないときですね。あのときの質問が後で質問するのが、時系列に私にも、いつあの質問はした、後にですか、22日にそれはしないと行ったんだけど、どういうんかと。その時も私は話をしましたけれども、松岡議員はそのときいなかったでしょうと、違うでしょうという話もさせてもらったところは、自分でもご存じだと思います。そして、そのときも申し上げましたけれども、いろいろな人に聞きましたけれども、私もそれをいろいろな事業について中止を含めて、あるいは継続も含めて検証していくということを行ったことであって、何をどういうことをすると言った覚えはありません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それでは、違う角度からもう一つ質問します。

地球屋さんに5月28日付で150万支払うことになっていましたが、なぜ支払いをしないのですか、村長。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

あの倉庫の購入事業につきましては、単費の事業となつてございますが、この後ご質問もあろうかと思っておりますけれども、地方創生事業につきまして見直しといたしまししょうか、変更するもの等ございまして、その関連で執行留保させていただいているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 基地・財政課長、今の答えなっていないよ。これは150万を5月28日付で村が払うと言ったのに、何で払わないのかと質問しているんですよ。それに答えていないでしょう。も

う1回お願いします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほどと繰り返しになってしまいますけれども、事業の変更というのが想定されるということがございまして、その検証といいたいまいしょうか、新たな事業が決定するまでの間、支払いを留保させていただいたというところがございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それでは、SOILオリンピックの参加者の宿泊先になっているしおぞわ民宿ですが、6月下旬にSOILオリンピック中止と宿泊のキャンセルを担当課長、清村課長ですか、2人で行って断った理由は何ですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 地方創生事業につきまして、大きく分けまして、消費喚起型と、それと先行型という2類型ございまして、土壌オリンピックの関係につきましては、先行型ということで実施をする予定としていたところでございますが、こちらにつきましては、村長のほうから見直しの指示もございまして、まち・ひと・しごと創生法の趣旨であります少子化対策の事業に振りかえるということに伴いまして、土壌オリンピックにつきましては、当初から協力をしていただいております大学のほうの主催で継続して実施をするということになりまして、そちらのオリンピックにつきましては、村のほうとしては協賛という立場でかわらせていただくということになってございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 同じく6月下旬、同事業の100%交付金が出て購入予定の精米機の倉庫の所有者が売るのでございまして、買えないので中止にすると、分析・研究開発者に担当課長らが訪問して発言したと、2名行ったね。この発言は虚偽じゃないんかい。お答え願います。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） そのような発言をした事実はありません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それじゃ、あれですか。名前を言えば簡単なんだけれども、差しさわりのあると思って言わなかったんだけれども、分析・研究開発者というのはわかるね、誰を指しているか。そこへ、だけれども、担当課長が中止だと言いに行ったわけですか。まだ決まってもしないのに、も

う勝手に決めてしまったんですか、村で。議会には諮らなかつたんですか。俺は6月議会に病気のために休んだんで、わかんないから質問しているんです。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 中止といいましょうか、事業変更するという方針が村として決定いたしましたので、その説明にお伺いをさせていただいたところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） だから、中止と言ったんだろう。

この事業はね、地域創生事業として交付金事業であり、地域創生室と担当の内閣府の職員、特に3月4日にお会いした小泉政務官などにご指導いただきながら作成した事業計画、そんな簡単に変えてもいいんですか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も5月18日に就任させてもらいまして、いろいろなものを精査させてもらったところでございます。これについては、国のほうとも相談しなければなりませんので、それを相談し、先ほど課長のほうから話があったとおり、この内容について、こういうことにやりたいということで、国のほうもそれに賛同してくれて、過日その報告があり、そのように変えてくださいということでございました。そういう中で私がやったのは、特に台湾へ行って宣伝活動をしてくる、これについても、少なくともその効果が、この地方創生、榛東のためにこれはなるかどうか。それらを精査させてもらい、これを違うものに振りかえたと。そして国のほうも了解を得たというところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に、担当課長、基地・財政課長として、村長へSOILオリンピックをやらないと、榛東村の地域創生に大きな損失になるんじゃないかと、どうして進言できなかったの。これはあなたの怠慢じゃないんか、基地・財政課長の。お答えください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） そのオリンピックに関しましては中止ではなくて、主催者がかわるということで、継続して実施はされます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 詭弁だとは思いますが、本当は榛東村でやればね、11月5日にやれば、世界の真塩村長になったんだよ、これは。これをほかに譲るということは、真塩村長、世界一じゃなくなってしまうんだよ。そこをよくわきまえて、俺が反対しているわけじゃないんだ、これは。

じゃ、次に移ります。

道路整備について。

延伸道路の早期実現についてということで、私は議員としてライフワークでもあり、平成17年の初当選から一貫して質問しています。関越道から延伸道ですが、渋高バイパスから役場まで延伸道について質問を求めます。駒寄インターから渋高バイパスまでは大型車が通行できるように吉岡の道路行政は進んでいるが、その先から榛東役場まで約3キロ、2.5キロかもしれませんが、それについて村長、簡潔に、平成何年までに役場まで持ってきてくれるかお答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 詳しくは担当課長のほうから話をさせますけれども、これについての推進については、7月31日に期成同盟会がありまして、その期成同盟会の中で、期成同盟会として、これは県・国へ強い要望書を出させてもらいました。これに沿って行動をやっていきたい。

詳しくは、担当課長のほうから説明します。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 上毛大橋の延伸道路の関係ですけれども、平成27年度は、今年度は3期工区の県道高崎渋川線から高渋バイパスまでの榛東村分760メートルを測量調査、設計中でございます。高渋バイパス以降につきましても、駒寄スマートインターへのアクセス及び県央域への主要幹線であり、引き続き国・県へ要望し、県事業による早期実現を計画しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） この質問はこれで終わりにしたいと思いますけれども、これは何でかということ、平成29年までに榛東役場まで来るという情報を得ているので、この質問は以後割愛させていただきます。

○議長（金井佐則君） 松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 地域創生について。

地域創生についての交付金事業への取り組みということで、自然エネルギー推進室が手がけた内閣府直属の地域再生計画、採択になり、六百数十万円の金額が100%の補助で計画を作成するんだと思

うが、これらは5億円を上限として3カ年計画で2分の1ですか、補助が出る。その事業について、まず4月に区長会において調査した空き家の数は幾つか、お願いします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

昨年度、各区長さんをお願いをいたしまして調査をした結果、村内にある空き家は102戸でございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それらの改修費を国庫補助金で出せる計画となるのか。さらに、その空き家へ人口減少対策として人を呼び込む政策はあるのか。ただ直すだけでなく、建設業だけがもうかってまた空き家になるのではまずいと。その政策は何か。人はふやせるのか。お答えください、基地・財政課長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、松岡議員、通告は全くないし、違うほうで次の人たち等がいっぱいこの空き家対策についてやりますんで、できればその前に、通告してくれた人の前にやるというのはちょっと悪いと思うんで。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 通告がないと言ったって、地域創生について質問しているんだから。この中に、範囲内に入っているんじゃないんですか、これは。

じゃ、次に2番、地域総合戦略の進捗状況について。

基地・財政課長、先行型4事業、消費型5事業について内容と進捗状況について説明願います。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

先ほども一部お答えをさせていただいたところでございますけれども、初めに、地域消費喚起・生活支援型の事業につきましては、当初プレミアムつき商品券発行事業、それから電動自転車購入券発行事業など4事業が予定されていたところでございます。プレミアム商品券につきましては、ご案内のとおり既に完売となっております、電動自転車の購入券につきましては、9月10日から販売を開始いたします。これ以外に名物商品券、それから旅行券というものも発行するというところで計画をされていたわけですが、こちらにつきましては40%、あるいは50%という高いプレミアム率の

受益者ですね、券の購入者の圧倒的多数が村外者と見込まれるため、プレミアムつき商品券の発行业へ振りかえることといたしました。7月でしたか、発行したプレミアム商品券の第2弾という形で10月からの発行を予定しております。

また、地方創生先行型の事業につきましては、同じく4事業あったわけですが、地方創生総合戦略策定事業につきましては、当然のことながら現在も継続して実施しております。また、観光・定住促進事業についても継続実施する予定としているところでございます。

その他の2事業につきましては、先ほどもお答えいたしました、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき、村の人口減少対策を重視した事業への振りかえを行うこととしたところでございます。具体的には、B型肝炎やロタウイルス等の予防接種の費用の助成を行う事業、それから一般不妊治療、不育治療等の一部を助成する事業、それから通学路のパトロールを強化するとともに防犯カメラを設置し子供の見守りを行うほか、異世代間交流等を中心とした放課後子ども教室を開催するというところで変更をいたします。いずれの事業につきましても、内閣府との協議は調い、変更の承認を得て実施する予定となっております。

当初計画されておりました台湾へのトップセールス事業につきましては、その事業効果が疑問であるため中止し、また土壌オリンピックにつきましては、先ほど説明いたしました、中止ということではなく、尚美学園大学の主催により実施をされます。村は協賛という形でかかわらせていただくということになってございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に移ります。

村の現状と将来像の認識ということで村長にお伺いします。

具体的にデータを用いて榛東村の現状から村長の認識を説明してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 総合戦略の進捗状況とかそういうものについては、先ほど詳しく課長のほうから、その一部を説明させていただきました。その総合戦略については、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望、これについては人口ビジョンということで、今後5カ年間の実施計画となる総合戦略を策定することとなっております。

現在、人口ビジョンについてはほぼ完成いたしまして、総合戦略の策定に取りかかるところでございます。

これは短くやったほうがいいですか。ちょっと今までできているものについて説明を申し上げさせてもらいますので、ちょっと時間がかかるかと思えますよ。

〔「短めをお願いしますよ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） それでは、短くやらせてもらいます。

人口ビジョンについては、将来人口、これからの2060年に向けてやると、榛東は1万604人と予測が出ております。今はたしか1万四千六百数十人だと思いますけれども、そのような推計が出ております。また、高齢化というんですか、65歳以上の人口は、今現在23.5%、これが39.8%に上がるであろうと。逆にゼロ歳から14歳人口は、今現在1,938名おりますけれども、これは935名に減るんじゃないかという予測が出ております。

このような人口構成の変化をなすだけこれを人口減少を防ぐということは、何といたっても出生率を上げることが一番の課題じゃないかなということで、先ほど申し上げましたけれども、地方創生の中の先行型とかそういうのを利用して、子育て、あるいは妊産婦の治療とかそういうもの、あるいは子供を育てるなら榛東村というように、そのような施策に取りかえてやらせてもらうということをきょう出したところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長の発言を今聞きまして、大体村長の考えはわかりました。やっぱり人口をふやすには道路の整備が肝心だと、大澤知事も言っています。企業も来なければ、道がよくならなければ人口もふえないと、そういうことだと思います。

次に移ります。

自主財源確保について。

時間が迫ってきているので、はしょって行います。

農家の米、野菜、肉、卵のブランド化の継続は可能かということで、米でも野菜でも、急にブランド化はできない。勝手にすぐ売るだけでは全国の人には認めてくれないと思うが、自然エネルギー推進室が行っていたようなブランド化は進めているのか、約束どおり30キロ、1等米は8,500円、2等米は8,000円買って少しでも収益を上げることが大事だと思うが、産業振興課長、お答えください。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、農家の米、野菜、肉、卵のブランド化に関する現状と今後の展望について説明いたします。

現在の村内の農業者の状況でございますけれども、農業者の高齢化や担い手不足に加えまして、農業資材の高騰などから離農や廃業が増加傾向にございます。こうした厳しい状況ではございますが、米の作付につきましてはほぼ横ばいという状態で推移してございます。野菜につきましても、村の恵まれた気候と肥沃な土壌を生かしながら多種多品目の園芸作物が栽培されておりますが、個々の生産性が低く、ブランド力を持った特産品までには至らないというのが現状でございます。

しかし、平成20年度から3年間におきまして、下仁田ネギに着目して、生産者や関係団体との意見

交換会を重ね、講習会や機械の購入補助、榛東産下仁田ネギのガイドブックの作成などを行ってまいりました。畜産業、養鶏業につきましては、いずれも廃業等によりまして経営体が減少している状況でございますが、経営を継続している経営者におかれましては、それぞれの経営努力、商品のブランド化に取り組んでおられるのが現状でございます。その他本村の農畜産物を活用いたしました6次産業といたしまして、ブドウやワイン、ハム、ソーセージ、みそなどがございます。今後の展望といたしましては、ことしの3月31日に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、さまざまな施策を注視しつつ村内の生産者や生産団体、農協などと連携して村の特産、農業形態に即した施策が図れるような取り組みを考えております。

榛東産の良質な畜産物、加工品を榛東ブランドとして広く周知していくため、葛飾区や大洗町でのイベントに参加いたしまして、ふるさと納税制度の活用などもあわせて実施していきながらブランド化、活性化してまいりたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次、3役給与カットによる給食費第3子無料化の今後はどういうことで質問します。

平成23年の就任から4年間で約3,840万近くを前村長、前副村長、そこにいる阿佐見教育長の給与を3割カットをいただき、村内の18歳以下の第3子以降の扶養している子供たちの給食費に充ててきたが、条例を議決して、具体的には規定はないが、それを財源とすることで条例を可決した経緯がある。計算上この3,840万のうち幾らが給食費に充てられた計算になるのか。残りは何に使われたのか、これからの財源をどうするのか簡単明瞭にお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 予算編成については、この原資にこれを使ってという言葉は出ますけれども、予算的には、例えば3割カットしたときには、それが支払わないだけで、この金が幾ら、どこへ行っているかということとはわかりません。幾ら残っている、そういうことはありません。何に使ったかということは、一般会計の中においては、これは財源内訳の中で国か県か、あるいは村の一般会計からということで分かれていることございまして、幾らこれが残っているということは、予算上は出てこないはずで。だから、どこへ行ったかということとはわかりません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 時間がないので、議論していると遅くなってしまうので、次に移ります。

危機管理について質問します。

首都圏直下型地震が近いと言われていますが、榛東村は地震に強い村として、前村長の時代に有名

になりました。そこで、この大井町ですか、足柄上郡大井町、16日に出ると思うんですけども、これ防災協定ですか、災害協定ですか、結ぶと思うんですけども、自分としては、東京の葛飾区の避難場所を榛東村に、葛飾区の予算でつくることはできないかと。財源の豊かな葛飾区の予算で葛飾区民の防災倉庫をつくってはどうかと。人口減少対策としても、人口の流入を政策として検討していたくことはできないかと。村長、お答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これはご存じだと思うんですけども、大洗町のときもいろんな協定ですか、文書を取り交わしたのを私も見ております。そういう中で災害等の内容も入っております。過日、葛飾区に私も休みの日だったんですけども、行ってきまして、休みじゃないんか。いつ行ったというのは忘れちゃったけれども、区長とお会いしてきました。そして、この状態をしばらく続けましょうと。そして、葛飾区と榛東がともに伸びるような方策をこれからは会いながらやっていきたいと思いますというところで合意を見たところでございます。これについては、ご存じのとおり10月ですか、23、24、25、葛飾区の産業祭的なものがございまして。そういう中に私もお伺いをさせてもらって、また区長と会って、それは議員の皆さんにもお伺いをしながら、そういう方向に、両方がいのようにやるような方向で持っていきたいということは考えております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 理由は何でかという、平成26年度に理科大学ですか、3日間、今、村長が言ったように産業祭フェアに榛東村も農産物を持って行って参加しました。それで葛飾区の元農業委員長ですか、と榛東村の農業委員長、親しい関係にあつて、友好的です。自分も産業祭フェアに参加しました。そこで、大井町とも防災協定を結ぶのであれば、ぜひ葛飾区とも防災協定なり姉妹都市協定を結んで、自衛隊とも共存共栄なんで、協力してもらって、いい榛東村づくりに、村長、していきたいと思っておりますけれども、村長はどうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私自身はこの関東地区で、東京も含めて、みんなで共同して、榛東は榛東、群馬はですね、東京は東京のどこか、そういうところでいいところと一緒に協定を結んだらどうかということを私は4年前に、そういう人たちを募ってやったことがございます。そういうことがですね、私は千葉とかそういうものについても、そういう話をして、いいなということになっているんですけども、まだとりあえず大井町とのあれを、詳しくは16日の最終日に説明を申し上げたいと思うんですけども、これについてはやっていきたい。そして、葛飾区については、たしか5年前、私もお伺いさせてもらっていろいろな人たちとお会いして、あるいは区長と会いながら、いろんなことをやり

ましようということで合意を見ているところでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 企業誘致についてということが次に、6番目ですか、企業誘致について策はあるかということなんで、新しい政策をこれから打ち出されることとありますが、まず議会でも全会一致で議決した誘致、自然エネルギー推進室が連れてきたソフトバンク社のような企業誘致についてどうですか。村長、前2期8年間の村政において、企業誘致の会社名とか数などがわかりましたらお願いします。わからなければいいよ、時間がなくなってしまうから。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、ソフトバンクとかそういうものが今初めて出てきましたんで、この個々の名前でもこと組む、これは私ちょっと今のところわかりません。これが一番いい方法だということになれば、相手方もいることでありますんで、そういうことはやるかと思えますけれども。ソフトバンクと、急に組んでどうかと言われても、ちょっとわかりませんので、勉強させてください。そして皆さんと、ソフトバンクと組めばどういうのがいいよ、教えてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 時間が迫ってきたんで、次に移ります。

電気料について。

農業用水の維持管理、電気料の軽減策はあるかということで通告してあります。

先人たちが苦勞して勝ち取ってくれた農業用水基金について、新幹線の漏水補償であります。前2期の村長の時代に農業用水基金を崩して使えるように条例改正したのを覚えているわけですが、前2期でどのくらいの基金を取り崩したのかお聞きしたい。また、この4年で幾らぐらい使う予定かもあわせて示していただけますか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 打ち合わせのときに数字というお話がございまして、本日用意してございませぬが、概算でいいますと、年間6,000万程度の電気料がかかっております。一般会計で電気料を電力会社に支払いをしているわけでございますけれども、そのうち上水道分ということで、上水道企業会計のほうから歳入で上水道利用分を受け入れているわけでございますけれども、そちらにつきましては農業用水と上水道との割合の見直しというんでしょうか、上水道の比率を年々高めていくということで、今その経過といたしまして、高めていっている途中でございませぬ。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それと、前村長の政策として榛東村白子の海ソーラーポートを設置して、農業用水基金の第4条にある有効的な運用を議会として議論して運用して運用益を上げていると思います。それでもまだ基金は農業用水をポンプアップするための電気料は減り続けています。これらに対応するため、平成27年度グリーンプラン・パートナーシップ事業ですか、環境省と農林水産省連携事業ですね。公募に応募して年間約7,500万分の太陽光発電を新たに建設する資金を自然エネルギー推進室で確保しようとしていたが、これを3分の2の補助金で上限が5億円3年間あると説明を受けています。1月の総務建設常任委員会でぜひやってもらいたいと執行に話を上げていたんだけど、その採択の状況はその後どうになりましたか、状況説明してください、産業振興課長。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 大変申しわけございません。通告にございませんので、こちらの資料をきょう持ち合わせてございません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 言っておいたわけじゃないんかい。何でそういうことを言うんですか。通告してあるんですよ。あのとき、20日にちゃんと言ったでしょう。どうしてそういうふうに通告がない、通告がない、通告がないんだったらそのくらいのことは自分で判断できるんじゃないんかい、課長になれば。どうしてそういうことができるんだい。だから言ったじゃない、1月のときに。あ、課長じゃなかったんか、1月のとき。4月からか。総務委員会で7,500万円を太陽光発電にしろということ、で俺が言ったんだよ。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、何かそのような通告はちょっと聞いていない、聞いているものについては、太陽光を使ってそれができないんか。それを太陽光をつくる時も補助金がないかということの話は聞いているということでした。それでよければ。

○議長（金井佐則君） それでいいそうです。

○村長（真塩 卓君） 私のほうからちょっと今、課長がいませんので、私のほうから答えさせても

らいます。

太陽光については、ご存じのとおり下から上げるときに、これをやるときの高圧電力でないとそのモーターは使えないということでございますので、太陽光については高圧電力じゃないということで使用もできません。そして、そのものについて、パネルの設置するための用地の確保、これはその近辺において困難だというようなことも聞いております。そして、それについても、我々も太陽光とかそういうものについては反対じゃありませんので、この手続等においては一生懸命やりたいと思えますけれども、いかに安くするためには、ポンプの容量とか、長岡についてはたしか、前からそうだと思うんですけども、3基ポンプがあります。そのうちの2基がたしか稼働していないというようなことがあります。それらを検討して少なくすることも私は可能じゃないかなというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） あと2分になってしまった。

じゃ、これ議論していると時間が終わってしまうから、村長、最後の質問。榛東村の5年先、10年先について、総合計画の策定状況もあると思うんですが、村長の5年先、10年先の見通しですか、お答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、第6次の榛東村総合計画について、国の地域主権改革のもとに、地方に対する義務づけの廃止の一環として23年に地方自治法の一部を改正されました。この計画の法的な定義、義務はなくなりましたが、榛東村としては、総合計画は従来から村の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものだというので、これについては長期的な展望を、これ考えたいということで認識をしております。これについては、私のときじゃないんですけども、平成25年から策定事業に着手してございまして、今現在これが年度途中でございまして、一部が仕上がっております。今後についても、これらを踏まえて5年後、10年後の内容を精査しながらやっていきたいというように思います。

今、策定作業を完了するよう指示をしたところでございます。そのときは皆さんのお力もおかりして、住民の皆さんと相談しながらやっていくということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 以上で9番松岡好雄君の一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位3番松井保夫君の質問を許可いたします。

松井保夫君。

〔3番 松井保夫君登壇〕

○3番（松井保夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。

国では今、安全法制、この関連の参議院、議論が進んでおり、一昨日ですか、国会議事堂の前に約12万人、このデモ隊でこれを廃案に追い込もうと、こういう話で国は動いております。

この安全保障関連の、終わりますと、国は地方創生、これに力を入れてきてくれるのかなと、このように思っています。群馬県では3選を果たしました群馬県知事が人口減少対策、これを第1課題にして、オール群馬でこれに対応しようという考えであります。

そういう中、我が榛東村におきましては、5月18日、真塩村長が登庁されて以来、前村長の政策、これを踏襲するかしらないか、精査を含めて検討しており、また、ご自分の公約、これに向けて一生懸命頑張っておるんだなというふうに私は認識をしております。

先日、テレビを見ておりましたら、リーダーとは、希望を施す人、このことを言うということをおられた方がおるんですけども、まさに村長も希望と夢を村民に与えるべく、一生懸命頑張っていたきたいと、このように思っています。

なお、政策については、やはりスピード感を持ってやらなければいけないこと、いや、時間を持ってゆっくりこれは精査しなければいけない、この二通りあると思うんですけども、この辺が一番大事だと思いますので、これを含めて、政策、村長の公約も含めまして、今までの進捗状況と、そして今後の行方、これからの方向をどういう方向にもっていくんだと。

2点目が空き家対策、3点目が防災、これについて引き続き、席に戻って質問を継続をさせていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） まず各種政策、村長の公約等についての進捗状況等をお伺いしたいと思っています。

まず最初に、人間というのは不思議なもので、例えば国保税を下げますよ、給食費を順次下げますよ、こうに村長が公約を出しますと、もう下げてくれるから払わなくてもいいんだよと、こういう方がいらっしゃるんです、やっぱり。これが人間の心理なんです。

そういう中でまず最初に聞きたいのは、昨年と同時期、8月30日現在でも結構です。同時期、今とです。国保税は別にして、滞納者等、給食関係で、課長おりますか。

○議長（金井佐則君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 昨年と今年度の8月末の滞納者の状況ということでございますが、昨年度と今年度の8月の末までの収納状況の比較で申し上げます。

まず予算ベースでございますが、昨年度の納付割合は40.35%、今年度の納付割合は40.59%となっております。そういった滞納がふえているという事象はございません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） やっぱりですね、これ人間心理なんですよ。そういう中で、これは対応をどのように考えていますか、課長。

○議長（金井佐則君） 学校課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 滞納対策ということで申し上げますけれども、毎年戸別に訪問徴収、こちらのほうは主にセンター長並びに児童手当等の支給月につきましては、教育委員会全体として取り組み、また役場の課長職でですね、すみません、たしか11月から1月にかけて、毎年全職員で徴収に当たっているといたことでございますが、今後につきましても徴収努力を継続してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ということで、よろしく願いをいたします。

村長に伺います。

公約の中で、国保税、それと給食費、これ2点について確認をさせていただきます。国保税については28年度から、給食費順次引き下げ、これについては本年度からできればやる、これでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いろいろ検討して、これについては一日も早くやりたいということは、6月議会のほうでもお話申し上げたんですけども、これについて、村のほうに運営委員会というのがございます。ここに諮問して、できれば早くこれをですね、何%ぐらい、順次の中の何%ぐらい引き下げたいということを申し上げて諮問をしていきたいというように考えています。それが通った段階でまた引き下げを実施していきたいと考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 確認をさせていただきます。また諮問委員会に諮っていない、こういうことでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今のところ諮っておりません。そして、これについては、松井議員もご存じのとおり、1回調定とかそういうもので保護者等に連絡通知を出しております。それについて、これから変更するかどうか、これについてもよく検討しなければならないので、この諮問委員会に今の

ところ出していないというところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 今後の方向性について伺います。

村長は、この財源については、ふるさと納税制度を活用すると、こういうふうにおっしゃっておりますけれども、私は、ふるさと納税制度というのは、今、国がこのお礼品についてもいろいろ考えがあると、それとか、このお返しするもの、農産物についても、基本的には風評被害等があったら、これはお金が変わってくるんですね、相当。これを財源にするというのは非常に危ないと私は思っているんですけれども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、私も選挙期間中、子供たち、保護者のためにもふるさと納税を活用した給食費順次引き下げということを掲げさせてもらいました。これについては、栢井議員と一部相入れないものという、けんか腰じゃないんで、聞いてもらいたいですけれども、これについては、私、ふるさと納税については、この納税制度がですね、納税とはいっても寄附金ですけれども。生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、そして自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度ということで創設されたものと私は考えております。ふるさと納税の一部を給食費の引き下げの財源にすること、本村を応援したい、そういう思いの給付をしてくださった方々の思いを、私はそのままこれが活用したいという発想でございます。これがたしかに景気とかいろいろなもので毎年毎年、金額については変化してくるんかと思えます。それにしても、ふるさと納税のお願いとかそういうものを一生懸命していかなければならない、そういうところで私は生み出したいという考えであります。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 実は、ふるさと納税について、27年度予算については5,000万を計上しているんですね、村は。そういう中で、7月1日付で1億5,000万の専決を村長はされたということで伺っています。そうすると、これ裏を返せば2億円の納税があるわけです。そういう中で、仲介業者さんとふるさとを入れても、約20%といえれば4,000万ですよ。4,000万あるということは、裏を返せばですよ、給食費も減額できるんじゃないですか、村長。今年度中に。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） ちょっと待って、今答弁するんじゃないの。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 金額については何割とかそういうものごとを決めておりませんので、まだわかりませんが、これはあれですかね。今回の補正予算の中に提出させてもらった議案でございますけれども、5,000万を1億5,000万足して2億にするということの内容についてはいいですか、言わなくてもいいですかね。5,000万から1億5,000万足して2億にするという内容は。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 本定例会に提出したとはいえ、専決というのは、我々議員が反対しても通るんですよ。これは後の議論になってくるんでしょうけれども。通るという中で、4,000万、これについてはあくまでも目的税ですよ。納税してくださる方がこれに使ってくれ、これに使ってくれと、こう納税するわけですから。ただ、4,000万入るということは、村長の言われる財源が確保できる話ですよ。そうすれば、あくまでも給食費ぐらいは今年度中にできると私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その議論については、5,000万の議論についてはまた後ですとして、その4,000万、これが全部で2億になれば4,000万ということで計算上はなるかと思うんですけども、これについては私自身、初めから給食費を今年度やるため、あるいはいろいろな委員会とかそういうものを無視した段階でやるとすればできるかもしれませんが、それも完全に無視することはできませんので、それを含めてこの時期を考えさせてもらいたい。上げたから、私はこれが出るからやれるということではないと、私も初めからそれを考えていませんでしたので、お願いします。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） ということは、専決というのはそれほど怖いんです。村民にそういう不安も与えるんです。その辺をやはり考えていただきたい。

そういう中で、私は村長の公約の中に1つ、防犯灯じゃなくて、私は防犯カメラのことを言わせていただきます。

大阪府で2人の中学1年男女が殺害されました。これの本家本元になるいろいろな情報というのは、この防犯カメラですんで、抑止力にもなるんで、何とか早くこれを村長やっていただきたいと思いませんけれども、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは一部、防犯灯の問題については高田議員のほうにお答えさせてもらったんですけども、これについては2020年も問題もございまして、更新等も含めて早急にやりたい

ということは、高田議員のほうにも話させてもらいました。

防犯カメラについて、これは柁井議員おっしゃるとおり、本当にこれは一日も早く私はやりたいということで、補助制度を見つけてきました。そして、これをリースにするか買い取りにするか。それによって、リースにすれば何基もできる、この補助制度を使って、とりあえずと言っては悪いんですけども、まだ区長さんとも相談しておりませんが。今年度中に30基はつけたいという考えで今やりたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） それでは、ふるさと納税についてお話をさせていただきます。

まず、3月13日付の上毛新聞にこう書かれています。2014年、榛東村農家の1等米と2等米、これについてはJAの2倍に当たる60キロ1万6,000円で買い取った。平成27年、2015年、1等米を1万7,000円、2等米を1万6,000円で買い取る方針でいるそうです。なおかつ農家から既に、これ3月13日ですよ、既に30トンを超える出荷予約をいただいている。担当課長、これ本当ですか。この記事どおりでいいですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） ふるさと納税のお礼品のコシヒカリということでございますけれども、お礼品の原料の米ということで、既に申し込みをいただいております、こちらのものの購入費用ということで、30キロにつきまして8,000円ということで購入予定でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） それでは、この新聞どおりであると、買い取っていただく、こういう認識を持たせていただきます。

それと、村長が毎回毎回言われている村の生産物じゃなくってはいけない、こう言われているんですけども、例えばワイナリー、榛東村のブドウがどのぐらいワイナリーに入っていると思いますか。私は、基本的には1%未満だと思っているんですけども。そういう中で、ワイナリーのワインについては、これは榛東産で出してよろしいんですか、村長。どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 1%かどうかちょっと後でよく組合長さん等に聞いてみないとわかんないんですけども、お礼品として、先ほど課長のほうから話がありましたけれども、これについては、約束したことはやると。そういう中で、私自身も今までのやつを見させてもらったら、榛東産以外のものが相当あると。はっきり言うとリンゴとかそういうものも含めてあります。これはやっぱり榛東産

のものを買って、そういう人たち、納税してくれた人たちにお土産品としてやるのが本当の榛東の産業のためになるということで考えております。それだから榛東産のものに限るということをやらせてもらっているところです。

さらに、ワインについては、ちょっと数字わかりませんが、これはどこかのところでブドウを買ってきて、それで榛東でつくって榛東ワインと言っているんだと思います。そのパーセントはわかりません。だけれども、榛東で、物が、ブドウが入っていることは確かだと思えます。榛東のワイナリーでつくっていることも確かだと思えます。そういうことも含めて、これは原材料が100%じゃないから榛東産と言えないということじゃないというふうに考えていますので。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） ということで、やはり今の村長の弁でいけば、ほかから買ってきても村のあのそのワイナリーでつくれば、これは榛東ワインでお礼品と出してもいいという認識を私は今の答弁で持ちましたけれども、これでよろしいですね。イエス、ノーで答えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今初めて聞いたことなんで、イエス、ノー、両方でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） お米の関係で、ことしの27年2月の臨時会が3日に開かれました。そのときの一般会計補正予算（第10号）で、米のブランド化にするために、この時期は2月3日ですから、約7,500万のふるさと納税がありました。村へ落ちる金1,600から1,700、こういう中で、この臨時会で決まったことは、その1,600、1,700のうちから500万使って、あの地球屋さんの上の倉庫を買う、これはこの臨時会で決まったんです。そういう中で、このネーミングも必要だと。要は、この倉庫があって、ここでお米というのは14度ぐらいが一番おいしいという話を聞きますね。そういう中で14度を保って、保管庫に入れて、それで出すと、こういう話で500万の倉庫を買うことになりました。

こういう中で、私、これ手元に資料があるんですけども、実は、村からこういう通知が地球屋さんについているんですよ。5月28日、50万と150万の、これ150万というのは契約書にあるんです、確かに。中をきれいにして、そこまでが150万払うようになっているんですね。契約書に載っているんですから。それで、契約書の中で一番私が思っているのは、9月28日をもって、地球さんは榛東村にあの倉庫を明け渡さなければいけない契約になっている。そういう中で、50万の手付は5月28日に入りました。一緒のこの様式で来たんですから、150万も入ると思っていったわけです、地球さんは銀行へ。そうしたらですね、150万、全然入っていない。村から来たファクス1枚、7月10日です。7月10日に、新しい村長が今精査しているから、しばらく待ってくれ、こういう話のファクス1枚。

私、手元にありますよ。これが行っています。

そういう中で、私は先ほど一番冒頭に言わせていただきました。スピード感を持ってやらなければならないこと、これはあるんです、やっぱり。だから、この50万振り込んだ後、150万が振り込まない理由、担当課長いかがですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては私のほうから答弁させてもらっていいですか。

確かに私のほうから、今のこの内容についてはちょっとストップということはかけたことは確かです。その根拠として、いろいろなものを担当とかそういうものに、あと弁護士とも相談させていただきました。その内容が、今現在本当にその金額が正しいかどうか、本当にその500万が500万全て向こうに入るかどうかという、見るとかそういうものを含めて、あるいはこの契約書そのものが、これは契約書の、本当の契約書に当てはまらないということも指導されました。

そういうことを含めて今現在精査をさせてもらっているというところでございます。これについても近いうちに結論は出るというように考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） これ以上、私は言いませんけれども、9月30日で基本的にはこの3月31日に村と地球屋さんで契約を結んで、9月30日をもって倉庫を明け渡すというのは決まっているわけですから。今ね、その契約が無効かもしれないという話を村長言われましたけれども、その辺はよく精査して、地球屋さんも商売人ですから、基本的にはそれも考えられて対応したほうがよろしいかと思えます。

次に行きます。

自然エネルギー関連で白子の海、これちょっと言わせていただきます。

進捗状況、実は6月の定例会で随意契約、これについて疑問という話で、新聞社も来て、相当これたたかれたんですよ。これについて、今進捗状況どのようになっているんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 契約については、総務課のほうで入札から随意契約等なんかの精査につ

いても行っておるものですから、見解を申し上げたいと思うんですけども、1つの検証としますと、この案件がついて、第一義的には競争原理を働かせるべき案件であったかどうかと、次に随意契約という2段階目で法的には組み立てができていくわけでございます。その中で、この事業が本当に競争原理が働かなかったかどうかということが一つの焦点になるかと思えます。

その中で調べていきますと、例えばこの受注した業者さん以外に本当にこの機能を持った業者がほかにいたかどうかというのも一つの焦点でございます。

調べてまいりますと、実際にはこれ以外にもあったと、やれる業者がいたということもわかってきました。ということになりますと、その時点で、その一歩前へ進んで随意契約へ進むんじゃないかと、例えば行政のやり方とすれば、コンサル等を入れて、そのパネルの検証とかあるいは耐用年数、価格だとかそういうのを含めてですね、本来はそこでやるべきだったということですから。随意契約の議論をする前の段階で、そこで競争原理がなぜ働かなかったというところを、特にそこは検証すべきということで今進めているわけでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） あのですね、こうでかかど新聞に榛東村の話がこれ出て、村長が答弁されたという話で、随意契約には問題があったんじゃないか、こういう話ですよ。私はですね、いろいろ私も調べました。吉岡町の森田弁護士にも伺ってきました。地方自治法施行令第167条の2項に随意契約、9項目あるんです、やっていいとき。そういう中で、今回緊急の必要がある、時間的いとまがない、こういうことであったときに、今、総務課長は、いや、ほかにもあったんだ、なかったんだ。これですね、結論を出す、今進捗状況の話、方向性の話を聞いたんですけども、これは実は結論出ないんです。理由は、客観的に見てという言葉が入っている、どこにも。客観的に見たら、前村長については、これは随意契約、緊急を要するんだと。これでやっているわけです。今、真塩村長については、いや、これは時間的余裕があったんだよ、これはおかしいと。これの雌雄を決するのは、弁護士に聞いてまいりました、裁判しかありません。裁判なんです。これ随意契約が間違っていた、よかった、裁判しかないんです、将来の方向性は。村長、裁判やるつもりですか、伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 裁判やるかどうかというものは違うところに置いておいてください。

これがその前の、私は緊急性があったかどうか。緊急性はございません。これは誰が見ても次の新聞で、高崎市の問題が出ました。これは42円のその獲得額を取るためのその緊急性はございました。しかし、その後の入札とかそういう、施工業者とかそういうのを決めて、それがその日までにやらなければならない、これはありません。だから、それが緊急性があったかどうか。それはすぐわかるとおり、1カ月か2カ月後に新聞にでかかど出ました、高崎市の問題です。これはない。それで高崎

市は、42円で最近まで、これは倉渕につくったものです。それで十分それは間に合ったのに、なぜそのときに緊急性と言ったのか、それがおかしい。私はそれを訴える。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 要は、客観的に見てなんです、これは。ですので、真塩村長が、これはおかしい、もうこれも一理。前村長がこういう状態だからやった、これも一理。14期の議員の方は、そのときにチェック機能を持つ14期の方は賛成をされました。ということですので、私は、議会が賛成をしたその当時の結論については、私は議会が賛成したんですから、私も賛成をしたい、こういう話です。私の今の立場ですね。

よくわかりました。

次にですね、今度はソフトバンク、上です。今、ビジターセンターとインフォメーションセンターとトイレ、全部閉鎖になっています。これについては法的な誤りがある、これだからとめている、これでいいですか、担当課長。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） ソフトバンクの榛東ソーラーパークでございますけれども、発電当初は日本国内でも少ないメガソーラー施設としまして、その印象的な景観から、太陽光発電の普及のシンボル、そのようなことで一時話題となりまして、施設の見学やイベント等行ってまいりました。こちらに設置されてございます建物でございますけれども……

〔「結論」の声あり〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 結論でございます。本来建築基準法の家屋とされるため、建築確認申請が必要でございました。このことによりまして、前橋土木事務所の指導によりまして、6月12日から使用禁止の措置を講じてございます。現在は建築物の調査報告書ということで、建築基準法の許可にかわるものとして、その報告書の作成を業者委託しておりまして、前橋土木事務所の許可がおり次第対応する予定でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） それでは、要は建築法に違反をして、今申請を出している、これでよろしいですか、課長。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 建築確認というものがとれないものですから、それにかわるものとして書類の作成の依頼をしてございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 実は、この榛名カントリー跡のソフトバンク、協定の段階、工事の段階、いろいろあるんですけども、実は、あの東北の大震災があつて、この自然エネルギーが重視をされて、自然エネルギーの推進という言葉が入っているんです。この推進とは何ぞや。自然エネルギーの推進を目的とした普及啓発、産業振興、これにかかわるものをやるんだと。こういう文言がここの榛名カントリーのソフトバンクには入っているんです。

それを考えると、今後観光振興にもあそこを使っていく、なぜかという、三千ウン百万、その後大雨が来ればあっちが流れ、こっちが流れ、みんな直してきて金を使っているんです、榛東村は。それを考えれば、あそこをあれだけにするというのはもったいないと私は思います。今後の観光振興に使う、こういう方向性は村長、ありませんか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） あそこについては、課長が言うように適正な建物とするように、やりながらですね、あそこが本当に必要かどうか、あるいは今現在、施設もされております。私も入ることはできません。これで本当に観光のあれとしてできるのかどうか。これらも含めて今現在、これどこへ行ってもこの太陽パネル、大きいものがございます。榛東にそれだけのあれが観光客が来るかどうか、それらも精査しなければなりませんので、検討してまいりたい。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） あのうはですね、やっぱり例えば長野県で言うルバーブの生産する標高に似ているとか、いろいろ活用方法はあろうかと思うんですね。あれだけの面積、あれ以外のところは今きれいな状態になっているわけですから。これを榛東村の建築業界いろいろ含めて検討していただいて、何かできるわけなんです、あそこに。こういうものを村として、地方創生絡みで何か検討していただきたいと、このように私は思っています。

それでは、地方創生絡みで。

私は、地方創生絡みで言いたいのは1つしかないんです。要は、地方創生で3月定例会、一般補正予算で26年度の3月定例会で、ことしのですよ、一般補正で倉庫を買ったところに精米機1,500万とかですね、プレミアム商品券をやっています。こういうことが議会を通ったんです。1,500万の精米機をあそこに入れて、要は、お米というのは14度云々というのが一番おいしいと、先ほども申しましたけれども。これを保持しておいしい米をブランド化して全国に発注すると。また、榛東村に来られた、伊香保から泊まってこられた人には、その精米機の倉庫を見ていただいて、うちはこういうふうにしておいしい米を、これ3月議会で通っているんです。地方創生絡みで国からいただいた金を。

このお金というのはほかに流用できない。理由はですね、いろいろ計画を国に出して、それに基づいて、そんな金もつたいないからこっちに使えばいいやとできないんです、これ。それをしたかったら、新しい計画をつくって出すんです。ここにあるとおり、国はもう嫌というほど計画を出してくださいと言っているんです。

少子化対策もそう、みんなこれあるんです。計画を出して金をもらえばいいんです。ただ、今の段階は、26年3月定例会で言われたとおり、先行性云々ありますけれども、地方創生先行型、むら・ひと・しごと・ふるさとまるごとブランド化、自慢のコシヒカリの村より全国へ、これですね、要は先ほど来、土壌オリンピックの話が出ていますけれども、セットなんです。土壌オリンピックをして、なおかつ精米機、おいしい米をつくる。皆さんをこの榛東村に呼ぶ、これはセットなんですよ。だから、一つでも欠ければお金が来ないんです。精米機の1,500万も費やして買う必要はない、こう言われる人いますよ。でも、これは国からの交付金で買うんです。村から出る金はない、要らないんです。だったらやりましょうよという話なんです。

それで、3月定例会ではこれが通ったんです。ところが、これは全然、倉庫もまだ買っていない。進んでいないんです。担当課長、この精米機についてはどういう判断したらいいか教えてください。
○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほど松岡好雄議員のご質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、地方創生交付金事業につきましては、一部、他の事業に振りかえを行っているところでございます。今、栢井議員おっしゃるとおり、土壌オリンピックと精米機の購入というのはこの事業で実施する予定とされていたところではございましたが、先ほどもお答えいたしました、土壌オリンピックにつきましては中止ということではなく、村は協賛という形でかわっていくと。精米機につきましては、それを購入するための交付金は他事業に振りかえたということでございますので、精米機は購入しないということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 今までの地方というか、交付金については、今まで上げた計画の中で一生懸命使えばいいんです。村長の言われている各セクションでいろいろ考えて、村のためになるような話というのはどんどん進めて、国からお金をいただければいいんです。28年度予算、国も相当この交付金については裏があるわけですから。それを考えていただければ結構なんです。そういう意味で、私は、この交付金を全然使わないで返納するという必要は一つもないと。ただ、一番考えてほしくないのは、こっちに迂回させて使うなんていうことはできない。計画がちゃんと出ていないとだめなんです。その辺も含めて、県がもしオール群馬でやるというんだったら、榛東村もオール榛東でやるんですよ。榛東村の将来のために思っているいろいろやるわけですから。村長がかわるとか全然関係ないんで

す。要は、榛東村のためにやるということを念頭に置いていただきたい、こういうふうにあります。

続きまして、もう時間も10分になりましたので、予定どおりですので、空き家対策について。

空き家、これは全国的にすごい多いそうです。全国で820万戸、平成25年の統計ですけれども。群馬県は約18%の15万100戸あるそうです。5月に空き家対策特別措置法というのが施行されました。こういう中で、この特別措置法の中に、空き家等で市町村は空き家等対策計画を策定しなければならないようになっていくんですけども、我が村はどうなっていますか、課長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） どうしても誤解があるんで、どうしても前にさかのぼってやらなければならないんですけども、全く違うことは、交付金は返しません。全部使い、それで子供たちとかお年寄りのために使うと、それだけをさっき質問されたのかなと思ったら違うところへ行ってしまったんで、私のほうから補足させてもらいます。絶対返すことはしません。

それで今、空き家対策について担当のほうから。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今、議員おっしゃいましたが、法律につきましては、これは昨年の11月に公布されまして、本年5月に全面施行となってございます。市町村の空き家対策計画につきましては、努力義務とされているところではございますけれども、先ほどお答えいたしました本村でも102戸現在空き家が確認されているという状況でございますので、新年度に実態調査等を行うかどうか等も含めて、予算編成の中でまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） これは地方創生の中にも空き家対策というのは入っています。ですんで、国からの交付金対象になっている、この空き家について。その辺も含めて検討していただきたいのが1つと、今、群馬県はこうなっています。前橋、空き家利活用センター、7月。改修に最大300万円、これを与えています。それと不動産の2団体と協定を結んでいます。渋川、不動産団体と協定を進めて対策を練っています。それと高崎、高崎がすごい。空き家を地域サロン化する、解体が162軒、サロン化が7種類、トータルで約2億円を高崎市はこの解体とかサロン化するのに与えています。

そういう中で、村長、端的に、私はですね、こう思っているんです。改修等をしてやって、自衛隊等、官舎が嫌だという人がいっぱいいるんです。そういうところに若夫婦を、改修して1軒家に入れてやる。こういうようなやり方も私はいいと思うんですね。だから、解体するばかりが能じゃない。解体するときにはまだ補助金なりを与えてやるというのも大事ですけども、なおかつ改修をして1軒屋に住まわせてやる。どうですか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） また選挙のことに戻りますけれども、今回、村内くまなく回させてもらいました。本当に空き家がいっぱいあるのに驚きました。それを見させてもらって、職員の皆さんにも、この空き家対策どうにかならないかということで、プロジェクトなり、あるいはそういうことをやって区長さんに前、お願いをして、102軒ですか、それが上がってきたということを私も就任してから初めてわかりました。それらをさらに精査しながら、これは壊す、壊さなければならないところはいっぱい私も見させてもらいました。しかし、これをいかに利用するか。これを考えた方策を指示したところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 担当課長に1つお願いしたいのは、この空き家対策措置法、これが施行されてから、基本的には固定資産税で損をする人が出てきますから、この辺については情報発信を行政から、各そういう家をお持ちの方に発信をして、損をすることのないような措置をお願いしたいと思います。

最後に、防災について。

残り5分ですんで、予定どおり質問をします。

要は、この防災についてはすばらしい計画ができていても、実働できなかつたらどうしようもない。総務課長、防災訓練をやるつもりはありますか、村で。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 防災訓練といいますと、高田議員さんにもお答えしたんですけども、要するに庁内、まず役場の組織の中でやるものと、大規模でやる、村全体を入れてやるということになるかと思うんですけども、庁内については、ご存じのように議員さんも参加していただいて、防災訓練を実施もしているわけなんですけれども。この大規模なものについては、今後関係機関、区長さん等の協力、あるいは場合によれば自衛隊等のもあるでしょうから、そういう方々のご意見をいただきながら慎重に検討してまいりたいという形です。ですから、さらに、あるいは効果的にやれる方法を今後模索していきたいという状況であります。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 私はですね、小さいことも必要なんです。ある区によっては、道路愛護のときに消火栓、これを点検している区もあるんですね。もうこれが第一歩なんです。そういうことを重ねていって大きなものにどかんとやるという必要が私は将来に向けてあるかと思うんです。

それと、避難所については、私は何回も行ってきました、村中の避難所。これはですね、橋を渡らなければいけないコミセン、高台のコミセン、避難所になっています、こういうのが。これはやっぱりですね、担当者が現地へ行って、確認するべきなんです。大地震が来て橋があつたらコミセンへ行けないですよ。だから、そういうところを排除して計画を見直していくと、こういうことが一番大事だと思います。

それと、雪災害の件で高田議員もおっしゃっておられましたけれども、実はこうなんです。自衛隊は15センチ以上の雪が降ったらグレーダーが来るようになっています。前は休みで、必要ないだろうという判断だったらしい。これを官舎地域まで全部、自衛隊が動けるようにやってもらうんです。そうしたら、その道路だけでも、グレーダーが雪を除雪してくれるんですから。そういう協定を結ぶ必要が私はあると思いますけれども、課長いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 柁井議員がおっしゃった、このグレーダーが出てくれるという、私の認識では、いろいろな災害とかそういうものについては村のほうから県知事にあつて、県知事から必要に応じて自衛隊のほうへ要請するというのがルールでございます。それがために去年の大雪のとき、渋川市が、言うなれば伊香保が孤立してしまつたと。そういうときも直接言つたらだめですよ。だから、結局出られなかつたんです。そういうことを含めて、グレーダーについても考えます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） それは災害派遣なんです。北海道の1部隊で、自衛隊と行政で協定書を結んで、雪が何センチ降つたらここだけやってもらう。これは協定を結んでおくわけですから、災害派遣でも何でもありません。協定ですから。官舎まで行つてもらうというのは協定ですんで、その辺をちよつとお考えになっていただきたいと思います。

最後1分になりました。

基本的には、ここの防災広場も看板のすばらしいのを立てていただいて、あ、防災広場かなと、こういうのができて、逐次倉庫にも物が入っていくんでしょう。そういう中で、この防災についても、皆さんがやっぱり、あれだけの看板が立っていれば、意識が上がってくる、ここが一番大事だと私は思います。今後も総務課長、こういう面についてはよろしくご配慮をお願いしたい。

これをもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で3番柁井保夫君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして通告のあつた7名の議員のうち本日は3名の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時、13時といたします。

午後0時休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号））

○議長（金井佐則君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持直美議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じ、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億2,051万3,000円を加え、総額を55億4,268万1,000円としたものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございまして、左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。款の合計額については省略をさせていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額696万3,000円、計3億1,197万6,000円。

18款寄附金、1項寄附金、補正額1億5,000万、計2億円。

19款繰入金、1項基金繰入金、補正額3,645万の減、計6億6,589万1,000円。

歳入合計、補正前の額54億2,216万8,000円、補正額1億2,051万3,000円、計55億4,268万1,000円でございます。

続きまして、その下の5ページでございますけれども、歳入です。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げいたします。

2款総務費、1項総務管理費、補正額1億2,051万3,000円、計8億3,549万4,000円。歳出合計、補正前の額、歳入と同額でございます。補正額、計についても同様でございます。

続きまして、6ページから8ページまででございますが、こちらにつきましては、歳入歳出の事項別明細書の総括でございます。説明につきましては、9ページ以降の事項別明細書で行わせていただきます。

10ページをお願いいたします。

初めに歳入の事項別明細書です。

一番上の表、15款2項1目総務費、国庫補助金、補正額696万3,000円につきましては、地域再生戦略交付金でございます。

18款1項1目の寄附金につきましては、一般寄附金でございますが、いわゆるふるさと納税の増額でございます。

また、今回の補正予算では、歳入超過となりましたので、19款の財政調整基金からの繰入金を減額してございます。

続きまして、歳出予算の事項別明細書です。

12ページをお願いいたします。

地域再生計画策定事業につきましては、当初予算に未計上でございましたが、交付決定がなされましたので、所要額を計上させていただいてございます。

地域創生ふるさと応援事業につきましては、6月までに当初予算を超える寄附金を受納し、返礼品等の経費に不足を生じたため、郵便料及び委託料の所要見込み額を増額したものでございます。

また、自然エネルギー推進事業の委託料につきましては、榛名カントリークラブ跡地に設置されていますコンテナハウス等について建築基準法に適合する建物であることを前橋土木事務所の求めに応じ、報告するために必要な経費でございます。

いずれも緊急を要することから専決処分とさせていただいたところでございます。

榛東村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番、小野関であります。

専決処分の中身の寄附金1億5,000万の補正について、お伺いをいたします。

まず、前段に議会ルールの確認ですが、村長は議会承認を要する事案については定例議会に議案を提出することになりますけれども、次の定例議会まで間に合わない場合にあっては、臨時議会を招集することになっております。

また、緊急避難的に専決処分という手法もありますが、専決処分については厳しい制約があるというふうに理解しているところであります。数年前であったかと思うんですけれども、鹿児島県の阿久根市において専決処分が乱発されて社会問題化した事例もあります。かかることのないようお願いしつつ質問をいたします。

28日の文教厚生常任委員会の質問に対して専決処分の必要性ということで、文書回答をもらったところでありまして。地方自治法179条に専決処分が認められるとする回答でありました。しかし、専決処分というのは4つの条件があった場合には認められるということですが、最初には議会が成立していないとき、総辞職等で成立していないとき、また、第113条のただし書きにおいては議会が真つ当な機能を果たしていないときと、それから3点目の部分については臨時議会に諮っていないわけでありまして、そこは今回の部分に当てはまらないわけでありましてけれども、言ってみれば3番目にある、村長は議会を招集する時間的余裕がないと判断し専決処分したと言っておるわけですが、6月議会が6月18日に閉会となって以降、臨時議会を招集する時間は十分にあったはずだと私は思っております。時間的余裕がないとする根拠をお示し願いたいことと、臨時議会を招集する考えがあったかどうかお答えを願いたいと思っております。

また、臨時議会を招集する場合、真に緊急を要する場合は、法第101条第5項の規定によって、3日の告示期間をおかないで前日告知して議会を開くこともできると、そういうことになっております。臨時議会招集の要件を承知しているかどうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今回の件についてはご存じだと思うんですけれども、この内容については1億5,000万の補正をやらせてもらったと、こういう中において臨時議会あるいは必要性というものの質問だと思うんですけれども、私は一刻も早くこれについてやらなければ間に合わない、言うなればふるさと納税のお土産品としてこれを出すものが予算的になくなってしまうということで、これをやらせてもらって、臨時議会の必要性も知りながらもこういう処分をさせてもらったところでございます。

〔「これは判断だけれども、3日の告知を経ないで、翌日もう臨時議会を開催できるという101条の5項の部分の承知しているかどうか」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 村長、もう一度お願いします。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 3日間を縮めると、本当に緊急の場合にはそれを縮めるということは承知はしておりました。しかし、これからもそうすると毎日毎日、これはいろいろな面で、毎日というかどうしてもこの専決の必要性が出てきますので、その辺も考えながらやらせてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） これからも専決の必要性が出てくるということは、ちょっといかなものかというふうに思っております。やっぱり議会のルールとして、本会議なり臨時議会で審査すべきことは審査して遂行するのが、本来の道筋であろうというふうに思っておりますから、専決処分を乱発するようなことのないよう、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、重ねて聞くようなことになりますけれども、今回の寄附金1億5,000万についてであります。先ほども言っているように臨時議会を開くべきであったという思いが私はしているんですけども、なぜ臨時議会を招集しなかったのか、その答えとして時間的余裕がないと判断し専決処分したという回答でありますけれども、自分としては6月の18日以降それなりの時間的な余裕はあったと判断しているわけでありまして、重ねてその辺のお答えをお願いしたいのと、それから、これは自分からの提案になるわけでありまして、何としても1億5,000万の専決処分、これは納得しがたいと思っております。でありますから、言ってみればふるさと納税にかかわることでもありますので、6月いっぱい当初予算の5,000万で間に合っていた状況でありますから、7月、8月、9月の3カ月間に想定される必要最低限に1億5,000万を改めて、その後の必要額についてはこの9月の本会議の中で一般会計補正予算に追加してやるのが真っ当であろうというふうに考えておりますので、村長の回答をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 乱発のないようにということはそのとおりだと思いますので、本当に気をつけて、必要性のあるもの以外はやらないということは、私もそのとおりだと思います。

さらに、臨時議会を招集するといったものはなかったかというような内容ですけれども、これは、小野関議員、6月までは大丈夫だったというような話でございますけれども、6月の時点で4,747万円寄附金額がございました。そして7月に入ればすぐ、5,000万では足らなくなるということで、緊急性を考慮してやらせてもらったところでございます。

さらに、今、議員がおっしゃるように、今度開かれる、きょうから開かれたその日までのやつを言うならば暫定的にやっておくべきだというような内容だと思うんですけども、これは自治法上、会計学上、予算については年間を通して見込みをやると、そして、補正等もやるということになっております。これはご存じのとおり国等においても村等もそうですけれども、いろいろな決算とかさうい

うものが当初予算が通らないと、そういうときになったときにはあらかじめ3カ月間、新年度の3カ月間は暫定というような内容がございます。これについても一定の制約がございます。これはどうしても払わなきゃならないものを作って、3カ月間の暫定予算を組みます。しかし、今回みたいに途中で補正について専決をするときも、年間を見越してやるということが、地方自治法の中でうたわれておりますので、これはこの前の委員会の後にその必要性和自治法のほうの年間通してということは、コピーを渡してあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 国においても暫定予算3カ月だよという部分、今、村長は申されたわけがありますけれども、やはり専決というのはあってはならないという建前で、やるべき状況においては、やはり年間の想定額を専決でやったというのはおかしいと。であれば、先ほど言ったように国の暫定でありませんが、7、8、9に限って専決をして、この本会議でもって補正を組めばいいというのが、私は議会ルールと解釈しているわけでありまして。重ねて、先ほど申し上げましたように、専決処分額1億5,000万を7、8、9に限定した部分に訂正して、残り年間の部分はこの議会の追加補正でのせていただくようお願いして質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 答弁は要らないんですか。

○6番（小野関武利君） じゃ、ひとつ、重ねてダブるような話になりましたけれども、村長の見解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これ、知った上の内容だと思うんですけども、これは地方自治法第210条において総計予算主義の原則というのがございます。この、先ほど3カ月と言ったのは、当初予算が通らないといったときに3カ月の暫定をやるのであって、途中の補正とかそういうものは年間通して、これは総計予算主義の年間を通した補正を行うということになっておりますので、これは自治法の210条に規定されております。

よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番、早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） もう、言うことがいっぱいあるんで、答弁聞いていて全然見当違いな答弁ばかりなんで言いたいことはいっぱいあるんですけども、整理してまずお聞きしますけれども。

まず、ひとつ、地方自治総合研究所というところが、専決処分についての見解を出しています。それをちょっとかいつまんで読み上げたいと思います。

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると長が判断する場合、専決処分を行うことができ、長の裁量によって決定すべきであるが、自由裁量ではなく、長の認定には客観性がなければならない、そうでなければ議会の議決権の侵害となると。

さらに、そのことに関してのこういう判例が出ております。正確に言うために読み上げますね。

議会が特別職の給与条例改正案を否決したため臨時会を招集して再議に付そうとしたが、年末であって議会招集の暇がないと認め閉会した翌日に専決処分によって条例を制定した事案において、裁判所は次のように判示している。

長において議会を招集する暇がないと認めるときとは、事件の内容、性質に照らし、急速に処理し、施行しなければならない必要性があって、議会を招集して議決を待ったのでは時期を失する場合をいい、給与条例の改正は事件の性質上、急速処理を要するものということとはできず、当時の客観的な事情から特に議会の議決を待っては遅きに失し、処理そのものの意義効果が失われ、著しく損なわれたであろうと認めるべき特別な事情があったとは言えず、単に事務処理上便利であるというにすぎない場合には急速処理を要すべき事情に当たらず、長の判断は著しく誤っており、専決処分権を行使し得る要件の認定につき裁量の範囲を逸脱し、法の定める要件に適合しない重大かつ明白な瑕疵がある無効な処分である。こういう判決が出ているんですね。

つまり、この長がやった専決処分は無効だという判例が出ているんです。

そこで、まずお聞きします。

まず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないという客観的な理由をお示し願います。それがまず第1つ。

それと、この専決処分については阿久根の事件があってから、さらに表現が厳しくされたんですね。乱用されないようにということで。厳しい表現になったんです。それが今の表現なんです。以前の表現はもっと緩やかだったんです。そういうことがひとつあります。だから、客観的理由を明確にまずお答え願いたいということと、これは、村長が先ほど言ったことに対して、私は全く間違えているということがあります。

総計予算主義のことを言っておりましたね。それはあくまでも予算を組むことについて、要するに年間を通して予算を組まなくちゃいけないというのが総計予算主義なんです。だから、専決処分の問題とは別なんです。専決処分というのは、明らかに緊急を要する場合と客観的に認められた場合に専決処分ができるということなんです。村長のその認識は間違いです、はっきり言って。

そこで、まず、どなたでも結構ですよ。客観的理由をお聞かせ願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も、客観性にこれを着目した内容だと思うんですけども、今回の場合には、ふるさと納税、これをしてくれた人にしてくれた時点で、我々のほうもそれを全国に知らしめて

いる、今度は支出、お土産ですか、それを返す義務があるわけです。その義務を満たすためにはどうしても6月の時点の計算してみると、7月に入っただけ、もうこれは返せなくなってしまう事態になってしまうということで、これを客観的に見て、これは私のほうは専決をしてでも早く返せるような状態にしていくということが客観性でございます。

2つ目の総計予算主義については、これは早坂議員と私じゃなく、これは解説のほうに出ておりますけれども、予算というものは年間通した収入支出、それを見て予算等をつくるということが総計の予算主義でございます。だから、途中で予算を増額する、減額するというものについても、その年間を通して総計を見て予算をつくっていくというのが内容でございます。途中で、じゃ、次の3カ月間とって、その3カ月間だけでやるという、これは自治法からはどうしても読み取れません。私はそう思っております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 質問の回数が決まっていますんで、なかなか難しいんですけども、まず、客観的理由については、何でそういうことが生じたかという、1つは行政が怠慢だったためにそうなったわけでしょう。予測すれば6月定例会にだって補正予算組めたわけでしょう。なおかつ、例えばうっかりして気づかなくて、足らなくなったと思ったら、それは、専決処分というのはさっき言いましたように、本来、予算の議決権というのは議会にあるわけですから、その予算の議決権を、議会の議決権を執行がある意味肩がわりするということですから、それは何でかという緊急性があるから肩がわりを認めているわけです。本来的には議会の権限なんです、予算の議決は。だから、6月議会に、本来ならば補正予算出せばよかったんですよ。それを出さなかったというのは、予想つかなかったというのは、ある意味行政の怠慢ですよ。で、足らなくなったと気づいたときには、それは、最低限必要な金額だけ、専決処分できるのは、1年間分も専決処分していいなんていうのはどこにも書いていないですよ。どこにも判例にもないですよ。最低必要な金額だけ。

誰か職員で財政に詳しい人、そうじゃないですか。俺の言っていること違います、職員の財政詳しい方、誰でも。私の言うことに反論があれば言ってください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 行政の怠慢と言われれば、それかもしれませんけれども、6月の議会の時点においては、それは私はまだ9月までということをやったのではないかなと、私はやったというふうに考えています。もし、5,000万自体を問題にするとすれば、5,000万の一番当初の予算額、前年度ももう8,000万円以上の額になっているわけですから、それが5,000万ということがちょっと問題かなというようにも思います。

それと、これは何度やっても平行線というか、私は自治法によって最低限の3カ月とかそういうも

のでやっていいという補正とか、そういうものがないということは自治法からいって読み取れません。これは私どものほうでやった総計主義が年間を通した数字を上げるということが正しいというふうに考えています。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 文献をちょっと読ませていただいて、地方ハンドブックの地方財政制度研究会編集の中で、これをちょっと読まさせていただきますと、補正予算については総計予算がだめとは一切書いていないです。ですから、予算とつくものについて言えば、当然、村長が言ったように総計で組んではならないという規定は法律の中には読み取れないと。要するに、補正予算だって総計予算に組んではだめだと書いてありませんから、この中で。だから、早坂さんがおっしゃってるように、今言った3カ月の補正予算は該当しないんだと、当初予算については総計予算主義だけれども、補正予算については当たらないというのは、この文献……

〔「いや、そんなこと言ってない。専決処分と総計予算主義とは別の問題だって。と思います」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） 同じですよ。

〔「同じじゃないですよ」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） 同じですよ。

〔「そんな認識」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） 専決処分というのはそうではなくて、議会の中の処分ですけれども、今、先ほどおっしゃったのは、補正予算については総計予算主義に当たらないと言っていましたよね。

〔「言わないよ」の声あり〕

○総務課長（新藤 彰君） 言っていましたよ。

〔「言わないよ。ちょっと休憩に」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 休憩します。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、寄附行為だから流動性があるというのは確かですね。だからこそ、恐らく前村長はとりあえず流動性があるから5,000万だけ組んだんだと思うんですよ、予算をね。給付金の額を。

だから、流動性があるというのはわかっています。

だから、やり方とすれば、流動性があるから、やっぱり結構去年もいっぱい集まっているなというふうにした時点で、最低の専決処分をした後、何で最低の専決処分というか、さっきから私これ読んでいるでしょ。これ読んでいるの理解できるでしょう。あくまでも予算の議決権というのは議会にあるわけですからね。それを今回みたく1年分やっちゃえば、議会の存在が要らなくなっちゃうわけですよ。何でもそうやって専決できちゃえば。議会で議決しないで何でも済んじゃうわけですよ。そのようなことが九州の阿久根市で起こったので、この専決処分の表現をさらにきつくしたわけですよ。そういう改正がなされたわけです。

そこで、流動性があるからこそ、もしそう言うならば、さっきから何度も言うけれども、今回は最低の補正予算を組むと、1カ月、2カ月。流動性があるので、ある程度長期的に予算を組みたいと言うなら、改めてきちっと補正予算として議会議決を求めなくちゃならないんですよ。それが、地方自治法でうたわれている議会ルールですよ。

もし、私が言っていること、後で確認して間違いだったら教えてください。私が言っていることが間違いじゃなかったら、ちゃんと次の議会のときに、皆さんに説明をしてください。

まず、それが1点で、あと。ま、そういうことですね。今、言った私のことについてさらに何か異論がありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 阿久根の例、判例を今、見ているんですけども、阿久根はこういうことだったと思うんですよ。

2010年、当時の鹿児島県阿久根市の竹原信一は、みずから対立する議員と多数を占める阿久根市会議員の6月定例会を招集せず。19回にわたって専決をしたと。これが、要するに総務省判例に当たっているわけなので、この部分が、この榛東村の部分に直接どうかというのはこれはいかなものかと考えなくちゃなと。それから、先ほど緊急性というのがありますけれども、あくまでも寄附者の気持ちになってこれ、行政は含めて予算措置もしなくちゃならないと思うんですよ。ですから、例えば多額の金額が入って寄附に対する返礼ができないということも、この事業の性格にあるわけですから、当然そういうことを考えていくとすれば、確かに1回、1回議会を開いてやることもいいでしょうけれども、当然議会の長の権限とすれば、そのマックスの中で支障を来さないような形で予算措置をしていくというのは当然なことだと思いますけれども。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

8番、南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 同じくふるさと応援事業についてなんですけれども、1億5,000万と金額に

すると、一般寄附金、こう多い額だなというふうに思うんですが、この額を出した算定の根拠といますか、どういった基準で1億5,000万ということで、年度含めてというそういった予測を立てたと
思うんですが、その根拠を説明してください。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 1億5,000万円、年間2億円の根拠でございます。

当初予算5,000万円ということで予定しておったところなんです、4月から6月までの寄附額というものが、先ほど村長が申しましたように、4,747万1,027円ということでございます。この時点で、残額が252万8,973円という当初予算との比較というか残額になります。当然、この中で歳出予算のほうがお土産とか委託料とか送料とかそういう部分がついてまいりますので、こちらのほうの残額も乏しい金額となっておりました。ここから年間の金額を算定するわけなんですけれども、前年の実績を参考にさせていただきました。前年度実績から去年12月の分というのがほかの月の約2倍ございました。こちらで不足分というのを見越しておおむね10カ月分に当たる金額ということで、1カ月分をおよそ1,500万で10カ月ということで1億5,000万という形で歳入のほうを見込みいたしました。それに付随しまして歳出のほうもお土産はその中で約50%を見込んでいまして、そういう部分で年間の歳入歳出それぞれ算出でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 1億5,000万円という部分の算出の根拠を説明いただきました。

やはり考えますと、じゃ、当初予算の5,000万という見込みがかなり甘かったんじゃないのかなと、私は思うんですが、そのあたりの村の見解をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今議会でもご承認をいただくよう提出してございます決算書で、26年度の寄附額につきましては8,800万ですか、ということで決算になっているわけなんですけれども、27年度、本年度の当初予算を編成する時期といたしましては、11月から着手いたしまして年明けて1月に、議員さんにもご説明申し上げということで、実際の26年度の決算が終わった時点の数字よりも少額と言いましょか、というところでの当初予算、今年度の当初予算編成ということの事情がございました。

また、昨年度につきましては、1年間まるまる実施しているわけではなくて11月からですか、年度途中からということで、27年度の寄附額の見込みがちょっと立てるのが困難だったというような事情もあったかと存じます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 先ほども寄附に関しては流動的な部分があって、必ずしもこちらで予測立てた額が必ず入るというものではないということは認識しているんですけども、例えば、この予算が、村長がおっしゃるように6月の時点で、ほとんど当初の予算を使い切った時点で予算措置がされなければ寄附自体を受けることもできないのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 文教委員会には書類で提出させていただきましたけれども、そちらの内容に記載されているかと思えますけれども、寄附金自体につきましては、一般財源ということで、受け入れは可能になるわけですけども、負担つきの寄附といいたまいますか返礼品を返さないといけない、それとホームページと言いたまいますかインターネットを通じての寄附でありますと、そちらの手数料についても村に債務が発生すると、というようなちょっと特殊な事案になってございます。

ですので、例えば当初予算5,000万計上していた寄附額以上の額を村とすれば受け入れることは、歳入予算上は可能になるんですけども、その際に義務的経費とは正確には申し上げられないんですけども、義務的経費的な存在である返礼品をくれない、あるいは手数料が払えないという事態になりますと、寄附自体を受けることができないというようなことになる、ほかの歳入歳出科目とちょっと異なる特殊な事情がございまして、今回、こういった形でお願いをしているものでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

9番、松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長に質問します。

この専決理由を読むと、榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったということを理由に村長は専決したと思うんですけども、専決しても村長の権限だからいくらみんなが反対しようが専決は通ると思うんですけども、そのことを聞いているんじゃないかと、これから先も専決もあることだと思ふから、余り専決に反発しないように議会とよく話し合せて進めてもらいたいと思います。村長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） このような事例というものは、本当に、私は先ほど来話しているとおり、ちょっと議会を招集するいとまがない、そしてどうも考えられるのが返礼を返すことができなくなってしまふおそれがあるということで、緊急性があるということでやらせてもらったところですけども、これからはずっとそうだと思うんですけども、暫定予算というものはなるだけ、暫定というんですか、それは組まないような方式は、これは通常のどこの自治体でも私はそのとおりだと思います。

ので、何でも乱発するというものじゃございません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長が認識してくれればいいんだけど、やっぱり榛東村として村長1に対して議員が14人。これでやっているんだけど、しっかりこの点については議会も村長もしっかり考えを持って、村長に専決処分はあんまり乱発させないようにまた監視もしていかなきゃならないし、また村長もそんなにするつもりはないと思うけれども、しっかり議会と話し合っていたきたい。それだけです。終わります。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

3番、松井保夫君。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） この専決については、私も今回勉強させていただいて、要は金額については上限はないんですね。上限はないんです。そういう中で、やはり専決処分を、足りないからするという、いろいろあるんですけども、専決処分とは、とこういう議員必携に載っているんですね。これを見て、議会の権限に属する事項について、村長が議会にかかわって意思決定を行うものであると、こういうふうに書いてあるの。議会にかかわって村長が意思決定を行うものとなれば、この専決処分については最低限でとどめておいて、次の一番新しい臨時会か定例会へ、年度予算でも何でも結構です。これを持ってるのがやはり一番妥当ではないかと。

それともう一つあります。

皆さん、先ほど来、27年度の当初予算5,000万が少ないと、こう言われますけれども、これは我々が27年度予算で通しています、5,000万でね。理由はこういう話です。

昨年11月から始まったふるさと納税について、新しい年度になったときに基本的にはどのぐらいの納税がされるかわからないという、私はこういう回答をいただきました。もちろん質問しました、これ5,000万について少な過ぎるという話で。そういう回答をいただいてこの5,000万に落ちついているんですね。そういう中で4月、1カ月たったら、担当者なら、これは昨年並みで来ていると、本来であればそのぐらいの見通しをしなければいけないんです。それがそのままきて、今言う250万円余りぐらいで、4、5、6で、それで村長は専決をされたと、皆さんは専決しようと定例会で最終的に1億5,000万補正しようと、内容的には変わらないだろうとこう言われる方がいいんです。実は変わるんです。議会無視かそうでないかなんです。

やはり、議会にかかわってこの専決というのは村長権限でやるわけですから、そこから考えると専決は7、8、9の最低限の間に合う金で専決を村長がしていただいて、今回の9月定例会か、米が入ってくる12月の定例会で、やはり補正を組むのがものの道理だと、私は思っています。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

このたびのような専決処分は違法の可能性が大であると同時に、この専決処分を認めるとなると議会の議決権の侵害ともなるので、本議案の専決処分には反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

5番、山口宗一君。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 5番、山口でございます。

賛成討論を行います。

この寄附行為に関しては、非常に予測することが困難と承知しております。5,000万がよかったのか1億がよかったのか、今、1億5,000万に関してはいろいろなご議論がりましたが、執行部が決めた1億5,000万プラス5,000万の2億に関しては賛成といたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

4番、小山久利君。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 賛成討論を行います。

今まで足りなかった不足分を補正、補正でやっていたところがございます、そうするとお礼品の部分とか負担の割合といたしますか、当初説明があった数字が見えてこず、お礼品の品目によってはその比率がばらつきが出たり、そういうのが見えてこないの、やっぱり年度1年分の予算をとってやるのが妥当だと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに討論。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 反対討論を行います。

専決処分というのは、元来、議会にかわって村長が、議会にかわって意思決定をする行為でありますので、最低限の金額でやるのが当然であり、事後の定例会等に補正を組むと、こういう形から言えば、この専決については金額的にあり得ないと思ひまして、反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論。

6番、小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） この専決処分に対して、反対討論をいたします。

やはり今回の1億5,000万の寄附金につきましては、議会ルールを無視した行為であって、断じて容認することはできない。先ほど質疑の中で申し上げたように、7、8、9の3カ月間の部分を組んでいただいて専決に変えて、今議会16日まであるわけでありますから、補正をする以降の年度に必要なとする額を16日のところで追加補正でお願いしたいということで、専決処分に反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに賛成討論ございますか。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 賛成討論を行います。

今回の専決処分、内容、特に一般寄附金の1億5,000万に関しまして、この額に関しては4月から6月からの実績、そして昨年度の実績を踏まえての数値ということで理解しております。

また、地方自治法第210条におきまして総計予算主義の原則として、1会計年度における一切の収入及び支出が全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されております。収入予算全額を歳入予算に、そして支出予算の全額を歳出予算に計上することとされております。

また、何度も補正予算等を行うという部分に関しましては、やはり行政の効率化を考えて今回の予算だと思っておりますので、賛成といたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分の承認について（平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号））を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成6名。反対7名。

よって、本案は否決されました。

◎日程第6 議案第65号 工事請負契約について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第65号 工事請負契約についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、議案書のほう、議案第65号ということで提案理由の説明を申し上げます。

本契約につきましては、議会の議決にすべき予定価格5,000万円以上の工事契約でございます。

工事名、契約金額、契約の相手方について朗読し、説明にかえさせていただきます。

初めに工事名でございます。平成27年度相馬原飛行場周辺整備統合事業、南部コミュニティセンター改修工事でございます。

契約金額は、8,359万2,000円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額でございますけれども、619万2,000円でございます。

契約の相手方でございますけれども、住所が群馬県前橋市元総社町1丁目1番地の7。称号が佐田建設株式会社。代表者、代表取締役社長、荒木徹でございます。

なお、詳細につきましては工事担当でございます生涯学習課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清水生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、工事概要についてご説明いたします。

平成27年度相馬原演習場周辺整備統合事業、南部コミュニティセンター改修工事についてでございます。

初めに、南部コミュニティセンターの改修事業は防衛補助事業により、平成26年度及び27年度の2カ年において実施するものでございます。平成26年度では多目的ホールの増築及び改修と風除室、キャノピーに係る改修工事、そして太陽光発電40キロワットのうち17.5キロワットを施工いたしました。平成27年度の施行は、1階の談話室、和室、事務室、トイレ、2階の研修室、調理実習室、図書室、トイレなどの改修工事と、太陽光発電では22.5キロワットを整備するものでございます。

建物の施工内容は外壁、屋根の塗装と防水工事、建物内部は床、壁、天井などの張りかえと塗装工

事を行います。

電気・設備工事につきましては既設照明器具を省エネ照明器具のLEDとするとともに、空調機器は省エネタイプに更新いたします。

太陽光発電は太陽光モジュール22.5キロワットとパワーコンディショナーを設置いたします。

工事の完成期日ですが、平成28年1月22日までを予定しております。

以上で工事概要の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認されますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第7 請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の陳情つづりの一覧表により順次付託を行います。

陳情、受理番号6号、第17区区長、笹澤泰信氏、第16区区長、田島勉氏、陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号7号、行橋市議会議員小坪慎也氏の陳情は資料配付といたします。

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成27年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時散会

平成 2 7 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 2 日 (水)

平成27年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

平成27年9月2日（水曜日）

議事日程 第2号

平成27年9月2日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

日程第 3 認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について（提案）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長補佐	阿久澤正明君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君
代表監査委員	岩崎唯雄君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回榛東村議会定例会2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職と、岩崎代表監査委員の出席を求めています。今日は、上下水道課、清水喜代志課長が病気のため、欠席との届け出がありました。かわりに、上下水道課、阿久澤課長補佐が出席しております。

直ちに、お手元に配付いたしました日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

9番松岡好雄君、11番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順位4番山口宗一君の質問を許可いたします。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君登壇〕

○5番（山口宗一君） 皆様、おはようございます。議席番号5番山口宗一です。

昨日は、90名余りの傍聴者がお見えになったということでございます。恐らく、榛東村議会始まって以来のにぎわいではなかったかと、そのように思っております。きょうは、きのうに比べて少々少な目ですが、4人の議員が一般質問を行う予定でございます。どうか最後までおつき合いをお願い申し上げます。

今から54年前の1961年、第35代アメリカ大統領に就任したジョン・F・ケネディに、日本の記者がこのような質問をしたそうです。日本の政治家で尊敬する人は誰ですかと。ケネディはこう答えたそうです。上杉鷹山ですと。上杉鷹山は、江戸時代の名政治家として、諸大名から名君と敬愛を受けた方でございます。米沢藩の藩政の立て直しに尽力された方で、横顔について少々お話しさせていただきます。

前藩主の重税で、13万人いた領民が10万人までに減少したそうです。そのころに人口減少問題とか、そういうことがあったかどうかわかりませんが、鷹山はこの危惧を感じて、次のようなことを

行ったそうです。

領民の若い人たちを結ばせてめおとにし、めおとになると当然子供が生まれる。そういうことで人口対策ということですが、そういうことを進め、当然結婚祝い金に相当する金品を若いめおとになった2人に与え、さらに子供が生まれると、出産祝い金ということで、やはり金品を与え、人口対策というんですか、そういうことを進めたという、そういうことです。

さらに、領内の農業にも尽力し、米作のほか寒冷地に適した植物を栽培させ、殖産興業を進めたと、そういうことです。漆とか紅花とかコウゾ、そういったことを栽培させながら、それを加工して江戸のほうに売りに出たと。それで藩の財政を立て直したと、そういう方です。さらにその改革を継続するためには、やはり人材が必要だと、そういうことで、学問にも振興、心を砕き、学校を建て、武士の子弟だけでなく、農民や商人の子供たちも一緒に勉強させたと、そういうことで知られている方でございます。「なせばなる、なさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」は、35歳で家督を次の藩主に譲るときに贈った言葉と知られております。

話は今に戻しますが、今年の5月28日に、もとの総務大臣であった増田さんが、限界集落、あるいは消滅都市と、そういう発言をされました。安倍政権は直ちに肝いりで地方創生を立ち上げました。今全国各地で、人口減少問題とか少子化問題とか、いろいろな自治体で、各担当者がこういう知恵を絞って生き残りをかけているところでございます。

きょうは、就任して3カ月余りの真塩村長に、これからの榛東村のかじ取りについてお伺いしていきます。住みたいまちづくりをどういうふうにしてつくっていくのか、質問をさせていただきます。

以降、自席に戻り質問をさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初は、子ども・子育て支援策はどう進めていくのかでございしますが、2番目に福祉政策はどう進めていくのかの中の1項目と考えております。しかしながら、これを1番目に持ってきたのは、先ほども申しましたように、今何が問題になっているのかということで、子供の成長とかそれらの育ちに対して、村が今後どういうふうに支援をしていくのかについてお尋ねします。

福祉政策については、いろいろな多岐にわたる項目がございします。その中で今回は、健康と医療と介護について質問をさせていただきます。ご担当の課長にはその旨をお話しして、了解を得ておるところでございします。

それでは、子ども・子育て支援策をどう進めていくのかについて質問させていただきます。

次代の社会を担う子供一人一人の成長を社会全体で育てるため、子育てにかかる経済的な負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進していくことが必要だと考えております。子ども・子育て支援策は、どう進めていくのかお聞きいたしま

す。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 子育て支援策につきましては、ことし3月に策定しました榛東村子ども・子育て支援事業計画に基づくとともに、榛東村子ども・子育て会議を初めとする関係機関、業者などの意見を聞きながら進めなければなりません。この子育て支援事業計画の中には、大まかに13の事業がありますが、このうち、榛東村で実施していないのが幾つかあります。

その中でも、学童関係では、放課後子ども教室というのを来年度、28年度の実施に向けて準備しております。また母子・父子家庭への就業支援策、それとあわせて児童相談に対する体制強化を図りながら、どのような家庭でも安心して子育てできるような環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 今、担当課長からお話がありました。

参考までにちょっとお聞きしますが、成果の中でも載っていたんですけれども、今、北と中央と南に3園ございます。定員が100、100、130で、合計330人が定員と、そういうことになっておりますが、直近の在籍者数がわかったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 8月1日現在の入所者数の統計となりますが、北部保育園が定員100人のところ101人、中央保育園が100人定員のところ115人、南部保育園が定員130人のところ132人という入所者数になっております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 2年ぐらい前からすると、相当定数定員に対しての改善が進んでいるかなと思います。しかしながら、中央保育園に関しては15%ほど、定員に対して多いような、そんな感じでございます。これが120人になると、いろいろまた支障を受けると聞いておりますが、やはり私も保育園のこういう行事などに時々呼ばれて行くんですが、1人の先生が子供をおぶったり、両手でこういうように連れてこうやる姿をよく見ます。大事なことは、ゼロ歳児から3歳児ぐらいまでの脳が発達する、人の脳が3歳くらいまでにかかなり形成されると。その時期にやはり先生に負荷がかかるような、そういう状態というのはどうなのかなと思います。大人ですから、それはまあいいとしても、子供はやはり先生とか保育園を選ぶわけにいかないわけで、やはりよい環境の中でそういう保育をさせ

てあげたいと。そういうのはやはり親心ではないかなと思います。

この定員の改善は、どういうふうに考えているのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 保育所の定員につきましては、園児の年齢により、1人当たりの利用面積と保育士の人数等が、それぞれ群馬県で定めた基準の範囲内であれば、認可している定員の枠を超えて入所することが認められております。このことを定員の弾力化と呼ばれておりますが、これにより園児数がふえることで、新たに保育士1名程度を雇うことができるなど、保育の質が上がるケースもあります。

いずれにしましても、各保育園につきましては、毎年県が行う現地監査などにより管理されておりますので、村でも適正な園児数の管理に努めるよう取り組まなければならないと考えております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 具体的なお話は出なかったんですけども、やはり115人という数字は、異常とは言えないんですけども、やはり先生の手の届くところ、目の届くところ、そういうことで、何か事故が起きたときには、やはり問題になると思います。

そういうことで、話はさかのぼりますけれども、現在の村長が以前、あの園庭が狭いということで、広げたという話を聞いています。そういったことも大事なこういう村の子供を育てる中で環境整備と、そういうふうを考えていますので、ぜひ担当課長としても、現場を見ながらそういう改善を進めていってもらいたいと、そのように要望します。

次に進みます。

福祉政策はどう進めていくのか。

誰もが最後まで健康で生き生きとした生活を送りたいと思っています。今、村では健康づくり事業や健康増進事業など、積極的に進めております。そのような中で、最近健康寿命という言葉が耳にすることがあります。健康寿命は、病気などで日常生活が制限されることなく自立的に生活できる期間で、世界保健機関が健康の指標として提唱しております。日本でもその延伸を健康の目標の柱に掲げているところであります。つい最近のニュースですが、アメリカのワシントン大などの国際チームが8月27日付の英医学誌ランセットに、日本は男女ともに健康寿命が世界で最も長いという調査結果を発表したところでございます。

ところで、村では、子供からお年寄りが健康で生き生きと生活を送るための施策をどのように進めようとしているのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 村では、平成23年3月に策定をされております榛東村健康増進計画の基本理念としまして、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す村ということで、事業を実施しております。その施策では、食生活、運動習慣、休養と心、生活習慣、歯の健康、生活習慣病、がん、健康づくり関連施策等を計画しております。村では、この健康づくり関連施策を通じまして健康診断等の受診率の向上を図るため、村での集団検診の実施対応の変更、個別検診の充実、検診料のワゴンコイン化、さらに昨年からは無料化等によりまして、健康寿命の延伸を目指して事業を進めております。

また、本年度が現計画の目標年度に当たりますので、本年度中に現計画の目標等の検証も含めまして、新たな計画の策定に向けて事務を進めているところでございます。受診率の向上に向けた具体的な対策としましては、個別通知、子宮頸がん、乳がん、大腸がんにつきましては、クーポン検診対象者にクーポン検診用のリーフレットを個別に同封し、受診勧奨に努め、総合健診としては、同日に特定検診からがん検診までの全ての検診を受けられる体制を整え、土日の検診、検診日の増、早朝検診の実施など、受診しやすい体制を整えています。

また、未受診者へは再度個別通知を発送したり、個別受診、個別検診を実施している子宮がん検診、乳腺がん検診については償還払いの制度も実施し、少しでも受診しやすい体制を整えております。

検診の結果、精密検査等の対象となった方につきましては、個別に通知するとともに、紹介状を配布し受診を促し、未受診者に対して個別に電話や訪問で、再度受診を促すなど、疾病の早期発見に努めている状況です。

介護保険事業でも、介護保険事業計画高齢者福祉計画を定めまして、3年に一度策定をしておりますが、本年度は第6期計画の初年度に当たります。健康で心豊かに生きがいを持って安心して暮らせる村としまして、介護保険事業で介護が必要になったときには、サービス提供事業者から、スムーズなサービス提供が受けられるよう事業計画を定めておりますが、昨日もお話ししましたように、介護が必要な状態になる前から、介護予防を推進する地域支援事業も展開をしております。これは被保険者が要介護状態になることの予防並びに要介護状態の軽減及び悪化を防止するための事業で、1次予防、2次予防事業等があります。具体的には、保健相談センターで行うはつらつ教室、いきいき教室等により、少しでも介護の必要のない生活を送っていただけるよう、事業を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま健康・保険課長から、施策についてお話がございました。

残念なことに、きのう村の農業委員の方が若くして亡くなったというニュースも飛び込んできました。みんなが心を痛めているところでございます。いろいろな検診事業とか何かをやっても、それを

生かすことができないと、やはりそのようなことにつながるのかなという感じがしております。

大事なこの検診というのは、やはり全員が個々に受けて、何かあったときには直ちに再検査とかそういうことを進めていく、そういう意識の改革というのが大事ではないかと、そのように感じております。ぜひ村のほうでもそのことを頭に入れながら進めていただきたいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、人口減少対策をどう進めるのかに移ります。

大澤知事は、上毛新聞のインタビューで、今後4年間の県政方針について、人口減少対策を最大の課題に上げ、オール群馬で取り組みをすると意向を示しました。その中で、群馬県は豊かな自然環境や歴史文化、高度なものづくり技術、恵まれた立地条件と社会基盤、多才で優れた人材など、先人から受け継いだ限りない可能性があるとしております。さらに、中核的な政策として、群馬で暮らし始めたい、群馬に住み続けたい、群馬で家族をふやしたいの3つの視点で取り組んでいると言っておられます。

そこでお聞きします。本村は国や県や連携する市町村と、人口減少対策をどう進めていくのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 人口減少の対策につきましては日本全国の問題でございまして、榛東村も決して例外ではなく、きのうの村長の答弁にもありましたけれども、現在策定中の地方版総合戦略の策定の前段となります人口ビジョンで、将来人口の推計を行っておりますけれども、45年後には榛東村の人口が1万642人というような推計になってございます。

人口減少の対策につきましては、当然いろいろな施策を講じていかなければいけないというところがございますけれども、何より出生率を向上させるということ以外に道はないものと考えてございます。人口が増加するということまでにはいかないかもしれませんが、人口減少を鈍化させるという施策を展開していく必要があろうと考えているところでございます。

これまでも、種々の子ども・子育て支援策を講じていたところでございますが、今般地方創生の交付金の事業の中で交付金を充てまして、不妊治療費等の助成事業、あるいは任意予防接種助成事業、異世代交流事業、通学路の見守り隊、あるいは防犯カメラの設置をするというような、子ども・子育て支援策を追加して実施するとしてところでございます。

人口減少対策といたしましては、移住定住促進と東京一極集中の是正ということもあるわけですが、移住定住の促進ということにつきましては、これは他市町村との綱引き、人口の奪い合いというような面も持っておろうかと思っておりますので、基本的には出生率向上のための施策を展開していくというところに尽きると思っております。

現在、村の総合計画、それから地方創生総合戦略を策定中でございますので、そちらの計画の中に

各種施策を盛り込んでいくと。そして次年度以降、計画的に実施をしていくということを予定してございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 課長から、具体的なこういう政策というのがいまいよく見えませんが、3日ほど前の上毛新聞に、住みよいというんですか、住みよさというのか、そういうタイトルで全国791の都市を対象にランキングしたニュースが載っていました。群馬県では太田市が87位でしたか、そのようなランクづけで、5項目に関して積算して偏差値で何かそういう数字を出したというふうに書いてありましたけれども、やはりその中の安心度とか富裕度とか、いろいろなこういう項目があるんですが、魅力がなければやはり住んでくれないと、そういうことです。

榛東村の魅力は何なんだと、そういうことをやはり県内とか県外とかにPRすると、そういうことも進めながら、人口減少対策。最低でも現状の人数を維持していかないと、やはり高齢化が進んで、いざとなったときには、なかなか村も難しい状況になると思います。やはり生産年齢というんですか、そういったことを加味すると、やたら65歳以上の方が増加して働き手が少なくなれば、やはりいろんな面で負担もふえてきます。

そういうことから、今やらないとなかなかこれは難しい問題だと思います。生まれて成人になるまでにやはり20年かかるわけですから、やはり今やると、これが大事なことはないかと、そのように思っております。ぜひ、今やらなくてはならないことは何なんだと、そういうことも含めて全員でやはり考えていく、そういうことが必要かと、そのように思っています。ぜひその点で皆さんで、我々も当然含めてですが、進めていく事業ではないかと、そのように思っております。

次に進みます。

産業振興はどう進めていくのか。

村の農業、工業、商業の発展は、村の活性化につながることは当然のこととございます。今農業一つを取り上げても、高齢化が進み、その理由で耕作放棄地が増加している状況でございます。また農業生産品の販路の開拓もなかなか難しい状況にあるわけです。このような状況をどのように村として改善、あるいは進めていくのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 村の産業振興についてご説明申し上げます。

今後、村を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されます。1つは、高崎渋川線バイパスの開通でございます。現在、高崎渋川線バイパスが小倉の高崎渋川安中線に接続されたことに伴い、村内の通行ルート、交通量に変化が生じております。そして駒寄スマートインターチェンジの大型化

に伴う延伸道路の建設でございます。次に、ことしの秋にオープンいたします大型スーパーの出店でございます。村内はもちろん、近隣市町からの買い物客等の集客も見込まれております。

こうした大型店舗の出店や道路網の整備は、地域の生活環境を著しく変化させることが予想され、同時に、大型店舗や道路の周辺は、開発が進むことが想定されます。しかし同時に、村内の小売店の顧客の流出が進み、経営状況は厳しくなるかと想像されています。

こういった状況から、経営者の個々の努力とともに村や商工会が協力し、組織的な活性化対策の推進を図るとともに、周辺の環境の変化に注視しながら、有効な対策を講じてまいりたいと考えております。また高崎、前橋の通勤圏である榛東村は、村内農業者に対して優良農地の確保が必要としながらも、村の活性化を高めるため、村の特性に適した企業の誘致を検討していく必要があるかと考えております。

このような状況から、長期的なビジョン、将来像を視野に調査研究を行い、産業振興の各分野の施策と対策に取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 質問の内容に対してのお答えが不足しているように思います。耕作放棄地を今後どういうふうを活用していくのか。

それと、これは今ふるさと公園のところ直売所が今までございました。今月末で結論を出すということですが、あそこに季節の野菜などを出している方が、組合員で160近くあると聞いています。実際に出している人は40近くらしいんですが、先日伺ったところでは、15から20人ぐらいだということで、商品も品ぞろえが足りないというんですか、少ないと。限られた商品しか、農産品しかない。

去年の今時分でしたか、あそこをふるさと館とか直売所を民間の方が借りたいと、そういうお話がございました。話がとんとん拍子に進むのかなと思っていたんですが、まだまだ一向に進んでいないと、そういうことでございます。せっかくあそこを使ってくれる人が出たのに、なかなかそれが進まないというのは、ちょっといかななものかと、そのように思います。まあ、いたからといってあそこが活性化につながるかどうかというのは、その方のやり方だと思うんですが、やはり官がやるよりも、民のほうがやっぱり生き残りをかけてやるわけですから、いろいろ工夫をすると思います。

そういう意味で、村長にお伺いします。あその周辺を含めた活性化をどういうふうこれからしようとしているのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 山口議員の質問でございますけれども、これにつきましては、まずふるさと館のほうから説明をしたいと思っております。

これについては、前年度からですか、活性化のほうで、議会のほうでいろいろな意見が出され、そしてその利用をある人がしたいということで、活性化の委員の方々もご存じのことだというふうに思います。これにつきましても、一時確かに選挙の関係とか、そういうので中断をしていたんですけども、私も就任させてもらって内容を聞いたところ、それについては山口議員おっしゃるとおり、あそこを活性化すべきだということで、現在調整中でございます。できれば今のところでは、たしか10月ごろオープンに向けてできるような方向で、今進んでおります。そのところは、ご存じのとおり子供たちがいっぱい来ます。それを配慮しながら、これは酒、たばこの問題も含めて、これはいろんな細かくやりくりしなければなりませんけれども、この施設についてはそのような方向で進んでおります。

そのほか、昨日も質問が出ましたけれども、トイレの問題とか、そういうものがあります。これについても私も直に見させてもらって、これを改修すべく今計画をしているところでございます。なるべく早く、村の活性化のための施設になるよう、我々も努力をしていきたいというふうに思います。

そのほか、これからは前の質問に戻るかと思いますが、何といたってもこれからの子育て、子供のことを考えたり、あるいは介護とかそういうものを考えるときに、人口減対策とかそういうものも含めて、これは今現在、地方創生交付金がございます。これらをいかに活用して、不妊治療とかそういうものに、それから人口減、そして他の市町村に榛東はいいところだということを見せるためにも、それをいかに活用できるかというふうに考えています。

そういう中で、これから流通関係とかいろいろ変わってきます。バイパスの問題、あるいは上毛大橋からの延伸道路、変わってきます。それらを含めたときに、観光振興と同時に、これからは、私は一番初め、今回就任させてもらったときに、榛東の魅力というものを考えたときに、人ですよと。榛東村の人のよさ、そしてこの景色。よく私のところの応接間、お客が来たときには必ず東を向いて座ってもらっているんです。この景色を見てくださいと、また夜来て見てくださいということで、そういう魅力。そして何といたっても、この空気、水がいいということ、これから定住とかそういうものを含めたときには、そういうことをやらなくてはならないというふうに考えています。これは観光も含めて同じことが言えるのではないかと、産業振興も同じことが言えるのではないかとというふうに考えております。これからも実行していきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま村長は、この10月をめどにオープンしたいと。1カ月を切っているわけですが、ぜひスピード感を持って施策を進めていただきたいと、そのようにお願いします。

次に、観光振興をどのように進めていくかについてお尋ねします。

本来、観光振興は、既存の観光地をレベルアップし、より多くの観光旅行者を迎えるようにすることと考えております。また観光資源が認知されず、観光施設もなかった一定の空間に、観光資源を発

見、保護したり、観光施設を設けたりするようなことにより、その空間を新たに観光地として開発する観光開発があります。今榛東村の置かれている観光状況は、開発か観光地づくりかと思いますが、観光振興をどのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私自身、榛東村に生まれて、榛東村に住んでいるわけですがけれども、この榛東村の住民の方々を初め、本当に榛東のよさが、逆にふだんいるからわからないということを実感させられました。村外の人たちから、榛東にはこういうところがあるよね、ああいうところがあるよねというような話を聞いて、私自身もそういうところに行ってみました。新たに本当によく見ると、村外の人の方がよくわかるところが相当あるんです。

そのために、私は職員だけではなく、特に村外から来ている職員、あるいは村外の人を入れて榛東のよさを発見してもらいたい。そしてマップをつくるなり、あるいはその観光地の説明をするなりということで、先月職員に指示したところなんです。本当に自分で住んでいると榛東のよさがわからない。私自身も実感させられましたので、そのような施策を通じながら、観光振興にも寄与していきたいというように考えています。詳しくは担当課長のほうから説明させます。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 村の観光振興について説明させていただきます。

本村では、ふるさと公園、耳飾り館を中心とする観光ゾーンのほか、ことし50周年を迎えました観光ぶどう園、創造の森、村の上位部から望む夜景、ホテル観賞など、村の気候や自然を生かした観光資源が考えられます。しかし、こうした観光資源を活用し集客することに大変苦慮しているというのが現状でございます。

また、ふるさと公園につきましては、先ほどお話ありましたように、10月より民間業者によりますふるさと館の利用が開始される予定でございます。その計画には軽食の提供のほか、館内で村民が集い、交流が図られ、地域の情報が発信できるような空間づくりを行うということでございまして、ふるさと公園の活性化とともに支援をしてみたいと考えております。

また、駒寄インターチェンジの大型化に伴う延伸道路の整備により、伊香保温泉に訪れるため、榛東村を通過する観光客の増加が見込まれます。この機会を最大限に活用するため、大型看板の設置など、観光客を村内施設等に誘導し立ち寄っていただくような施策を検討してみたいと考えております。

今後、大型店舗のオープンや道路網の整備により、村の環境が変化されることが予想されます。観光振興におきましても、村の将来像を研究しながら、インターネットや情報誌等を活用した観光PRを行い、継続して開催しております地域活性化特別委員会の意見はもとより、村民や来村者の幅広い

ニーズの意見を集約しながら、観光資源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま村長、担当課長より、観光振興のお話をさせていただきました。

榛東村を取り巻く高崎、前橋、渋川、吉岡町と、おおよそ70万人余りが住んでおります。その方たちの、例えば5%に来ていただくと、3万から4万人近くが来てくれる勘定になります。これは机上の計算なので、やはり先ほど担当課長が言ったように、PRの仕方で、また村長も魅力ある榛東を知ってもらおうと、そういうことをぜひそのようになるように努力していただきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

次に、学力向上策をどう進めていくのかについて質問させていただきます。

この4月に、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力・学習調査が行われました。ことしは理科が加わった中で、相変わらずと言っては失礼なんですけれども、東北地方の秋田県とか、山陰のほうの福井とか、そちらのほうは上位の得点を占めたようです。そのような中で群馬県はどうであったかという、小学校に関しては中間よりやや低い状態だったと認識しています。中学生は第8位と健闘したようでございます。

そういう中で、正答率は改善しているんですが、学んだ知識を使って課題を解決する活用力を試す問題で、再び全国平均との差が開いたと、そういうふうには上毛新聞のほうには載っておりました。県教委は、活用力の育成が課題として、本格化した学力向上対策を一層推進することとしておると、そういうことでございます。

ところで、榛東村の小学校2校並びに中学校の成績はどうであったのか、教育長にお尋ねします。

○議長（金井佐則君） 阿佐見純教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） ことしの全国学力・学習状況調査の本村の結果ということでございますけれども、具体的に数字で申し上げることはできませんので、傾向だけ申し上げたいと思います。

小学校につきましては、A問題、基礎、基本の面については全国並み、B問題についてはやや全国を上回っていると。それから算数のA問題については、やや全国を下回っております。Bについては、これは毎年そうだと思うんですけれども、ちょっと下回っている状況があると。理科についてはほぼ全国並みと。

中学校につきましては、理科は全国を上回っておるんですけれども、ほかにつきましては、ことしは残念ながら下回った状況と。過去の状況を見ますと、その年度によって生徒の実態も違いますし、その学習習慣等も違いますので、これからが大事かなと考えています。

結果については以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま教育長のほうから、榛東村小学校2校と中学の状況を説明していただきました。

こういう中で、先ほど県の教委が活用力の育成が課題とした中で、学力向上対策を一層推進すると、そういうふうにおっしゃっております。榛東村の学力向上策というんですか、それについてお伺いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かな学力というのは、議員さんがおっしゃるように、基礎、基本である知識や技能を活用する力ということでございます。ことしは算数において半分以上がそういう問題があったということで、難しかったかなというふうには思いますけれども、そういう活用する力を育てるために、まずは教育現場では、B問題というのはなかなか教科書等には載っておりませんので、どういう問題がB問題なのだろうということで、今その仕分けをしているところで、学力状況テストを実際に教員がやってみて、こういう問題だということを昨年度から分析をしていて、ことしに生かしている。

昨年度から榛東中学校が、確かな学力推進校と、そういうことで県の指定を行っておりますけれども、例えば秋田県等はいつも上位を占めているわけですがけれども、秋田県全般の傾向として、1つの授業の流れをきちんと統一をさせている。まず、最初の段階で課題をしっかりとつかませて、次の中で子供たちが解決する時間を与えて、それをまとめ上げると。そしてその後に振り返りという時間を入れるんですけれども、そういうスタイルを本村は昨年度から、小学校、中学校統一してやっていると、そういう状況で進んでおります。

あとは、時間がないので詳しいことはいろいろ申し上げられませんが、やはり今少人数指導ということで3校とも取り組んでおります。本村にもそのための特派員教員というのが5名配置されておりますので、やっぱり確かな学力を育成するのはやはり授業であるということで、そういう教員を活用している状況で、結果は残念ですけれども、やはり時間もかかることもあるかなということで進めております。

あわせて、その結果の中で質問紙法というのがございましたけれども、これが87問ありまして、子供たち一人一人全部答えるんですけれども、明らかな課題が2つ出ております。それは小中学生の子供たちは、平日、土日の家庭学習時間が全国、県に比べて少ないと。2つ目が、テレビであるとかゲームであるとか、スマホ、携帯を使っている時間がやはり全国、県よりも多いと。この辺をひとつ解決していかなければならないかなということを今考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 教育長からお話がありました。

ここ数年、阿佐見教育長が来られてから榛東村の学力が向上していることは、誰もが承知していると思います。さらに、やはり詰め込んだ知識を知恵に変えられる、そういったご指導をお願いして、学力向上策を終わります。

最後になりましたが、今までいろいろこうお話した中で、財源の確保をどう進めていくのか。

何をやるにしてもお金がかかることでございます。その中の自主財源、特に柱となる村税が今年度久しぶりに90%台に乗ったようです。これは税務課長を筆頭に、職員の方の努力で税収が上がったなど、そういうふうに思っています。

しかしながら、村税の約60%前後は人件費で消費されるわけです。残ったお金とか、いろいろな補助金とか、そういうことをここに集めて、いろんな教育とか福祉とか、また道路の整備とか下水道整備とかに、いろいろこうやるのが山積しているわけです。そのような中で、このお金をどういうふうに調達していくのかお尋ねします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） まず、各自治体も同じことですがけれども、自治体によるいろいろな公営企業的なものでこの財源を確保するということがあります。しかし私自身は、そういうものを逆に民間企業、あるいは民間の人たちに、そういうノウハウとか、あるいはそういう資料等を提供しながら、民間を育成しながら、それを逆に所得税として税金として上げていくと。それが一番のことだと思います。

そういう中において、本村においても、私も前の1期、2期、やらせてもらったときに、税源確保についていろいろ思慮しながらやらせてもらいました。そういう中において、特に滞納整理、課税したのものについては100%徴収をする、そしてまた困った人たちにはそういう違う面で補助していくというのが本来の姿の中で、課税したのものについては徴収をしております。そして、その中で全管理職による一斉滞納整理というものを私も1期目からやらせてもらったところでございます。

さらに、これはいいかどうかいろいろ批判もあるかもしれませんが、県の税務職員を村のほうへお願いをして、これを指導に当たらせるという施策もとらせてもらいました。

これ長くなるので、ちょっと簡単に言わせてもらいますと、限られた財源の中で、それを固定資産税とかそういうのを含めて未納対策をこれからも重点的にやっていきたい。そして民間委託、あるいは定員管理の適正化とか給料の見直し等を実施しながら、言うなれば入るものと出るものを考えながらやっていく。それには私自身、今職員に提案をお願いしているのが、全庁的に統一した未納対策を実施できるよう、債権管理条例、これは案でございますけれども、これを策定していきたい。そしてそれを今お願いをしているところでございます。これを設置して、入りをふやして出を減らすとい

う観点からやっていきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ぜひ、財源の確保をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、5番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時5分より行います。

午前9時52分休憩

午前10時5分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番南千晴さんの質問を許可いたします。

質問順位5番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君登壇〕

○8番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。8番南千晴でございます。

ことしの春、桐生市役所に行く機会がありました。そこで目についたものが、赤ちゃんの駅といったのぼりであります。こちらになります。こちらが、おむつがえと授乳スペースを確保しているという、そういった目印でありました。非常に優しい役所であると感じました。

以前より、村の施設ではこれらが充実しているところが少ないと、子育て中のお母さん方よりお聞きしております。ふるさと公園にもこれらを整備するよう議会で質問をしましたが、1カ所だけでなく、やはりさまざまなところで、赤ちゃんや乳幼児を連れて外出できる環境づくりが大切だと考えております。

インターネットサイトコンビタウンのアンケート調べによりますと、子連れで外出する際、不便を感じますかといった質問に対して、とても感じるが34%、感じるが58%でありまして、何とゼロ歳から3歳のお子様を持つ親の全体の92%が不便を感じるという結果でありました。どのような点で不便を感じますかの問いに関しましては、エレベーターやエスカレーターが設置されていない場所での移動が困難が一番多く、次におむつがえができる場所が少ない、続いて授乳できる場所が少ない、さらにベビーキープがない、ベビーカーで入れない等でトイレで自分の用が足せない、次に、道路や出入り口に段差が多いといった結果でありました。授乳やおむつがえができる場所が、民間も含めて徐々にふえてきておりますが、誰でも安心して利用できるよう、村でも取り組んでいく必要があると考えます。

子供を育てるなら榛東村と村長はおっしゃっていますが、まだ足りない部分があります。本日は住民の皆様の声をしっかりと行政へ届けるべく登壇いたしました。

以下、自席により質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） まず、最初に赤ちゃんの駅について質問をいたします。

赤ちゃんの駅とは、さまざまな自治体で取り組んでいるところではありますが、誰でも自由におむつがえや授乳ができるスペースの愛称であります。さまざまな自治体で、乳幼児を持つ子育てで家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、赤ちゃんの駅の設置を進めております。赤ちゃんの駅のステッカーやのぼりなどを作成しまして、利用者がわかりやすく気軽に立ち寄れる目印として、それらの施設の情報提供を行うなど、子育ての外出支援として、官民共同で取り組んでいるところがあります。ほかの自治体のステッカーなど、このような形で取り組んでいる状況が見られます。

県内でも、子育て中の皆様が安心して外出できる環境づくりを推進するため、桐生市とみどり市で連携の交流事業として、子育て中の親子が気軽に立ち寄れて、おむつがえや授乳のできる場所として、公共施設や民間施設にこの赤ちゃんの駅を設置しております。

榛東村におきましては、この庁舎、役場には、おむつがえや授乳ができるスペースが1階にあるということは認識しておりますが、両方がきちんと整備されている施設が村にあるのか、現状をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 赤ちゃんの駅と呼ばれます機能を備えている公有施設につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、おむつがえ台と授乳が安心してできる場所としては、役場と保健相談センターになります。おむつがえ台だけを備えている施設は、役場の西にある公衆トイレ、また社会体育施設等管理事務所の隣接トイレ、アリーナのトイレ、芽野公園公衆トイレ、新井緑地公園公衆トイレの5施設で、それぞれ多目的トイレ内に折り畳み式のおむつがえ台を備えております。また、トイレなどの近くにベビーベッドなどを配置しておむつがえに提供しているのは、児童館と耳飾り館の2施設となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 新しくトイレ等ができたところは、そういったものも徐々に整備をされているということはわかっているんですけども、まだ少ないなといった印象を受けます。

以前より、このような場所が村の施設ではない、特に公園とか、ふるさと公園ですか、そういったところにお子様連れで行っても、おむつがえや授乳ができるところがなくて、やはり小さな子供も一緒に連れていけるようにしてほしいといった、そういった住民の声をお聞きいたします。

そこで、村が管理している施設に、今後おむつがえや授乳ができるスペースを少しでもふやしていき、きちんと整備していく考えがあるのか、お聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど、課長のほうから現状についての説明がありました。

これについて、南議員おっしゃるとおり、既設の公共施設、あるいは民間等においても同じことだと思うんですけども、これについて現状はないというのが実際でございます。

しかし、そういうことについて、例えばアリーナについても、施設としてはあるんですけども、ガラス張りで、そこへ入ったらみんなわかってしまう。わかってしまうということは、みんな外からも見えるというような現状があります。こういうことについて、もう少し配慮して、パーティションとかそういうものも含めて、こういうことは改善していきたいというように思います。

さらに、このパーティションだけではなくて、椅子だけでも空間確保できればというような施設をこれからも既設のものについて考えていきたい、考慮していきたいというように思っております。

さらに、今現在イクメンという言葉がいろいろ出ております。男性の育児についての協力というような認知度が高くなっている時代でございます。こういうことも配慮して、男性のところにもそういうトイレの問題とか、そういうものをこれから設置していったりというようなことも考えていきたいというように思います。

また、民間施設においても調査をこれから行いたいと思います。これをまとめて、ホームページなどに紹介、公有施設だけではなく、民間も含めてそういうものやしていきたい。この辺については、少なくとも渋川と吉岡に呼びかけて、これを一緒に広域圏でやっていけたらなというように、これから呼びかけをしていきたいというように考えております。

ふるさと公園の問題については、赤ちゃんの駅ということに概念が通じるかどうかわかりませんが、これらについても、先ほど山口議員にもちょっと説明をさせてもらったんですけども、トイレの改修とかそういうものをしていかなければならない。そのときに、その工事等の機会に、子育て世代に対して最先端の配慮が行き届くような施設を、今後の施設については考えていきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 特に、おむつがえと授乳スペースで赤ちゃんの駅と言っているんですけども、例えばトイレもベビーカーごと入れたり、そういった広さがないと、結局連れていっても親御さんは大変な思いをしていると思うんです。村長がおっしゃるように、男性も連れていく。父親が連れていくこともあるでしょうし、逆におじいちゃんがお孫さんを連れていくこともあるでしょうし、そういうことも考えると、ベビーキープだったりおむつがえ台は、男性用のトイレにあるということ

は、当たり前といたしますか、大事なことだと思っております。

先ほど、渋川、吉岡と共同で進めていくというふうな話であります、やはり赤ちゃんの駅だったり、そういったものが整備されているものがどこにあるのか、そういった情報提供をしっかりといただきながら、事業を行っていただきたいと思っております。

続きまして、空き家対策についてお聞きしていきます。

空き家対策特別措置法が本年5月26日全面施行され、自治体の権限が法的に位置づけられました。きのうの質問の中で、区長の皆様の協力で、今村内では102戸の空き家があるといったようなお話をお聞きしました。

今後は、そういったもののリストアップとかカルテ化とか、そういったことを行っていく必要があると思っておりますし、きのうの中で、実態調査をするか検討していくというようなお話だったんですけども、やはり実態調査をしっかりと状況の把握を行っていただきたいと思っておりますが、そのあたり、どのように進めていくのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましても、私も選挙期間中に、全村歩かせてもらいました。そういう中で目についたのが、やっぱり空き家、それと空き家だけではなく、遊休農地というんですか、耕作放棄地も同じだと思います。

こういう中で、5月18日以降、私も職員にまず第一に言ったことが、空き家が目立つと、これはどうにかできないのか。取り壊すとかそういうものも含めて、それを利活用できないかということで調査をお願いしたいと言ったら、これは区長会等を通じて、102件のものが上がってきたと。私はそれ以上にまだ見過ごされているものが相当あるのではないかなというようなことで、再度調査と今後の検討を指示したところでございます。

そういう中において、ことし策定いたします地域再生計画においてこれらを検討し、今度は2月26日施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法というものが法律で決められました。これらについてもそれらを活用しながら、これを村の景観とか、あるいは防災、特に防火とかそういうものにも役立つと思いますので、詳しくこれを検討し、さらには一番の問題は固定資産税の問題が、皆さんご存じのとおり、あれを壊すと固定資産税が6倍になりますよなんていうような話もございまして。これらも含めて、対策を考えていく必要があるというように思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長がおっしゃるように、住宅が建つ敷地は固定資産税が最大で6分の1に軽減されるという、その優遇措置があって、やはり建物を壊さないのがこれが原因ではないかというように国のほうが分析していて、今回のこの措置法になっていると思っております。

やはり、その優遇措置をなくすことで、処分などを促す狙いがあるのかなと思うんですけれども、この特措法の中で、建物が傾くなどの倒壊のおそれがあったり、著しく景観を損ねていたりする家屋や、ごみが放置されていて衛生上有害になるおそれがある家などを自治体が特定空き家と判定するとしています。所有者にその後撤去や修繕、指導、勧告、命令できるとして、命令違反には強制撤去も可能としております。

この特定空き家というのは、自治体が判断しますよと書いてあるだけで、じゃ、実際にどういうものかというの、基本的な考えは国が示しているんですけれども、細かい部分に関しては、やはり定めてなくて、基本方針だけを示して、あとは自治体がやっぱり必要な事項を決めなければいけないという法律なんです。さっき地域再生計画という話があったんですけれども、やはり空き家等対策計画だったり、またその判断をする場合は協議会、そういったものの設置、でもこれが努力義務となっているだけで、やらなくてはならないとはなっていないんです。ただこれをやっていかない限り、特定空き家というものを判断することはできないと思うんですけれども、このあたりをしっかりとやっていく考えがあるのか。その市町村の役割というものをしっかりと考えなければいけないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、特別措置法において、本当にこれから詳細が、そして責任がどこにあるのかとか、あるいはその費用をどういうふうにつけるのか、あるいはもっと命令とかそういうものが速やかにできるかどうか、これをもっと詳細に規定してもらえると、市町村としては大分楽になると。そしてそれに沿った、あるいは何といても景観とか防火とか、そういうものを含めてやらなければならない。これは自治体ですから、これらについても検討して、よく見守りながらも、村は村の独自の方策を考えていく必要があるというように思います。

これは、各全国の自治体でも、これらが今大分叫ばれているところですので、今本県においても、前橋とか、たしか高崎とか、そういうところが取り壊しについてどのぐらいの補助をするとか、あるいは何とかサロンとか、そういうまた建てかえというんですか、メンテナンスして利用できるようにするときに補助をどのようにするかとか、そういうものも出ております。これについてもこれからも参考にしながら、村独自のものをつくっていききたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 市町村が必要な事項を決めた上で判断していかなければいけない。そのためにはやはり実態調査も必要だと思いますし、空き家が全部同じ理由で空き家になっているわけではなくて、多分いろんな理由だったり、いろんな状況があると思うので、やはりそのあたりを調査した上で補助金を出していくのか、そのあたりもしっかりと考えていっていただきたいと思っております。

次に、転入者向けのガイドブックについてお聞きいたします。

さまざまな自治体のホームページを見ますと、転入者向けのガイドブックがダウンロードできます。こちらにあるのは、里庄町というところのガイドブック、こちらが北海道の士別というところのガイドブックになります。こういったものが結構各自自治体、転入者向け、または引っ越しを考えている方へという形で、村の案内、町の案内も含めて、丁寧に書いてあるものがあります。転入者だけでなく、転入を考えている人にとっても参考になる資料になっております。町の概要、行政手続、主な施設、医療機関、問い合わせ先など、さまざまな情報が載っております、これ一つでその町のことがわかる、そういった内容になっております。

村のほうでは、このようなガイドブックが作成されているのか、また似たようなものがあるのか、まず村の状況をお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 恐れ入ります。今現在、榛東村では、南議員さんがお示しをしたようなガイドブックというものはつくられておりません。今現在、世帯で転入の手続をされた方には、住民生活課の窓口で配付しているものは、ごみの出し方とか、こういった不燃ごみ、可燃ごみの一式をお渡ししております。これによって榛東村ではこれでごみを収集というか、そういうことをしているんだということの認識はさせていただいておりますが、それが現状です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 全体を把握するようなガイドブックだったりパンフレットは、今のところないといったようなことがわかりました。

年度ごとの主要施策の成果説明書を見ますと、平成26年度の村の転入は683件、転出が1,141件、25年度は転入が573件、転出が891件、24年度は転入が501件、転出が550件、23年度は転入が494件、転出が533件となっており、毎年500件前後、それ以上の転入がある、住民基本台帳の上で処理されているということがわかります。村には陸上自衛隊相馬原駐屯地があり、それらの皆様の転入や転出が大に関係していて、これだけ多くの転入があるということにつながっていると思います。

しかし、急な転勤、また初めてこの村で暮らす方、そういった方がすぐになじめるか。もともと榛東に住んでいて新しい家を建てたとか、一度外に出て戻ってきたという方は、ある程度村のことはわかっているとは思いますが、初めて来る方というのは、どこに何があって、困ったときにどこに連絡をしたらいいのかというのは、非常にわからないものだと思います。ほとんどの方が戸惑うと。またお子様連れで転入された方の場合は、子供に関する手続だったり、いろんな申し込みだったり、ではどこでどのようにしたらいいのか、そもそも学校区はどちらなのか、そういった本当に基本的なこともわからない状況で来てくださいます。村の施設に関しても、村は案内板といったものもないですし、

保健センターで子供の健診がありますよとあって、では保健センターはどこですかという問い合わせも、実際この隣にあるんですけども、役場にある。それくらい初めての方には何もわからないということ。やはりこういったガイドブックの中に地図があつたり電話番号があつたり、そういったものがあると、これだけで大変便利でわかりやすいと思っております。

村としても、やはり榛東村に、ようこそ榛東村に来ていただきました、そういう思いだったり、おもてなしの気持ちを込めまして、やはりこういったガイドブックを作成して、全庁のことで、村のことがわかるようなものがあつたらいいのではないかなと思いますし、また先ほどいろんな定住化だったり、そういった話も出ていますけれども、では榛東村に住もうかなと考えたときの一つの参考になると思いますので、こういったものをぜひ作成したらどうかと思うんですけども、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、ガイドブック等詳しく入ったものがあると一番いいとは思いますが、それには時間とか、相当かかります。今現在、村で転入者とかそういう人たちに、こういうものが、例えばの話で、これは保健関係に係る人が、そういうものはありませんかと、そのときにはこちら何番のほうへ行ってくださいとか、そういうものはあるんですけども、先ほど来言われている、お医者さんはどこだとか、あるいは子育てとかそういう公園とか、そういうものはどこにあるんですかと、そういうものが一つになったものはありません。

しかし、これについてひとつ近いうちに、少なくとも転入者がとりあえず困らないようなことを細かく書いたものを早速つくらせるように指示をさせていただきます。そして本年度中からでも、そういう今の提言のガイドブックとか、そういうものの策定のことを検討していきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 検討して下さるということで、この里庄町のガイドブックを見ますと、42ページにもわたって町のこと、いろんな行政手続が書いてあるんですけども、全庁の情報、本当に1つの課だけで済む情報だけではなくて、全部の情報が載っているというところが非常に便利だなと思いますので、榛東村全体としてやはりつくっていただきたいということと、また先ほど定位促進の話も出ていましたけれども、転入者向け、また転入を考えている方向けという部分に関しては、その辺り絡めて、そちらのほうの事業と一緒にできたりしないのかなと思っていますが、そのあたりを関連づけるということは難しいんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いろいろな関連性についてはあると思いますけれども、これから検討をしていきたいと思いますが、この内容について、例えば福祉関係とかそういうもので1つにするとか、あるいは飲食店関係とか、あるいは公園とか、そういうものを別々のガイドブック的なものがある、それで詳しくやるか、1冊こういう厚くなって、これを転入した人がどこを読んでいいのかなど、全網羅的にやると、またいろいろありますので、それらもいろいろなものを関連したもので検討していきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） わかりやすく、やはり情報が詰まったものがないと思いますので、検討していただきたいと思います。

続きまして、ホームページの充実について伺います。

先ほどからも、赤ちゃんの駅の情報提供、また転入者向けの、今ガイドブック、そういったものについて質問させていただきまして、赤ちゃんの駅に関しては、おむつがえや授乳ができるか、トイレにベビーキープやベビーカーが入れるようになっているのか、その整備とそれらの情報がやはり外出支援となると話をさせていただきました。

同様に、エレベーターがあるのか、スロープがあるのか、車椅子でも利用できるのか、事前に申し込めば職員がこう手伝って車椅子の方のお手伝いをしてくれるのか、またそういった方が利用できるトイレがあるのかといった、そういったバリアフリーの情報を知りたいという方もいらっしゃいます。

しかし、村のホームページには、各施設の簡単な概要とといいますか、情報は載っているんですけども、そのような施設がどういう方が安心して利用できるかという情報は、一切掲載されておりません。ふだんから施設を利用している方は、スロープがあるよということはあると思うんですけども、利用者全員がそれを知っているわけではありません。やはり多くの方が利用しやすいよう、引き続きもちろんそういったハード面の整備をしていくのは必要なんですけれども、施設の情報提供をやはり行っていく必要があると思います。

例えば、北小学校の体育館に最近新たにスロープができて、車椅子の方も入れるようになったとか、そういったことを私たちは知っていますし、役場の皆さんもわかっているんですけども、では、村民がそれをどういうふうにするかという、なかなか知る機会が、行ってみなければわからないというものもあります。そういったものがわかるように、全部の施設に関して把握をして、バリアフリーに関しても、ホームページ等、またチラシ等で確認ができるようにすべきだと思っているんですが、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご提言のように、全施設についてこれから私自身も見て、本当に必要なとこ

ろ、何といってもベビーカーだけではなく、議員がおっしゃったとおり車椅子の問題とか、そういうものがありますので、いろいろやってみたいと。

そういう中で、私、1期目のときにちょっと話したんですけれども、議員さん、あるいは職員の皆さん、一回車椅子で歩いてみてください、本当にここは危ないとか、そういうところを見てください、施設にそれで入ってくださいと、1期目のときにお願ひしました。本当に実際に使って、そういう人たちからいろいろな提言をもらうのも一つの方法というふうに考えており、それが実現できたりなんかしたときに、ホームページとかそういうものに掲載していくということが一番大事ではないかなというように思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 例えば、車椅子だったりベビーカーだったり、そういったものでその施設に安心して行けるのかなというときに、そういうものが確認できるということはありがたいことだと思いますので、そういった情報は決してお金がかかることではないと思いますので、村として、いい情報はしっかりと載せていっていただきたいと思います。

同じホームページの関係なんですけれども、先ほどもこのガイドブックをダウンロードしたという話をさせていただいたんですが、村のほうでもさまざまなパンフレットを作成しております。これは1階の役場のパンフレットがたくさん置いてあるところからとってきたんですけれども、地図だったり案内だったり、榛東村のガイドだったり、そういったものがたくさん、創造の森だったり、ふれあい館の案内だったり、村でお金をかけてつくったものがたくさんあります。

今、ほかの自治体のホームページ、また観光協会関係のホームページを見ますと、こういったガイドブックがその場で見られて、さらに必要な情報のページだけ取り出せるようになっているのが現状です。せっかくつくったガイドで、今さまざまな場所に遊びに行く、出かけるというときに、大体インターネットで検索したり、議会も視察先を決めるのに、視察したい先のまずそのホームページを見たり、そういうような形でやっていることがほとんど多くて、今までのようにガイドマップだけが手元に配られるような状況もいいんですけれども、必要なときに引き出せるように、ダウンロードできるようにしたらどうか。せっかくお金をかけてつくったマップですから、そういったものをこうしっかりと掲載していったらいかがかなと思うんですけれども。

村のほうにも、少しだけこう載せているような話もあるんですが、そのページにたどり着くのもちょっと難しいので、すぐわかりやすいようにそこに行ける形で、ホームページのほうを改善していただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ホームページについては、榛東は更新とかそういうものが本当におくれてい

ることも事実でございます。質問にはないんですけれども、まず謝りたいというように思っております。

これらについても、観光の問題とか、そういうものも提示できるような、そしていろいろなものに対して瞬時に公開できるようなことを、私自身も前々から思っております、お願いをしているところでございます。

さらにまた、質問にはないというのか、関係するんですけれども、観光パンフの問題とかそういうものについて、村内の施設から、村内の施設であって、それが村内の人たちにそういう案内がない。それを各所にそれを置かせてもらったかどうかという提案もありました。これも5月に職員にお願いをして、そういういい提案があるから、それについてもそれはホームページだけではなく、口コミでできるようなことでやりましょうよということをお願いしたところでございます。

今後についても、村内だけではなく、村外の人、県外の人、それでホームページで見られるような施策を本当にいち早く立ち上げたいと。観光案内についても、ホームページですぐ見られるような、そういう形式を指示をしているところでございます。なるべく早くやりたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ちなみに、そのパンフレットとかをPDFとかそういったことでホームページ上にアップしたり、ダウンロードできるようにするというのは、費用的にはかかったりしてしまうものなのか、それとも今の中で職員がやればできることなのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） ただいま真塩村長がお答えしましたけれども、非常に活用ができていたというのは、確かにそのとおりだと思います。

費用の面ですけれども、お金がかかるわけではなくて、単純にそこで掲載しなかったというのが実態でありますので、今広報担当、あるいはホームページの担当にも言いまして、整備をもう着手して始めましたので、これが終わりますと、最新の資料が瞬時に掲載して検索できるというような形で、今整備に着手したところでございます。経費についてはかからないということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 経費についてはかからないということですので、早急に進めていただいて、多くの方がこういった榛東村のガイドブックだったり、そういったものを見て、この村に行きたいなと思っただけのようにしていただければと思います。

続きまして、ペット同伴可、要は可能ということ、の公園（施設）について伺います。

現在、村の施設において、ペット同伴の規制について、何か全体として決まりがあるのか、またその施設によってそこは違っているのか、特にふるさと公園とか、多くの方が利用する施設において、現状がどのようになっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 現状についてご説明申し上げます。

現在、村内におきまして、ペット同伴可としている公園はございません。また入れないという規制の表示をしている公園でございますけれども、ふるさと公園、南部公園、広馬場公園、下新井公園、つつじヶ丘公園等でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 現在、可となっている公園はないということで、表示があるというものは、私も南部公園等でも見たことがありますし、ふるさと公園の入り口あたりにあるということは認識しているんですけども、最近、県内の大きな公園、例えば敷島公園だったり、多くの公園、また運動公園と呼ばれているところで、やはりペットの同伴が可能になっている公園があります。そういった情報を載せているサイトもあるんですけども、かなり前橋市、高崎市等では多くなっております。

村民の方、またペットを飼っている方のお話なんですけれども、やはりふるさと公園にペットと一緒にいけると、そのようにしてもらえたらありがたいなというふうな声を聞いておきまして、以前はペットといえますか、犬とか、ちょっと番犬のような役割が、昔といえますか、そんなような役目があった、そういう考えが多かったのではないかと思っているんですけども、最近やはりペットを飼っていらっしゃる方の話を聞きますと、やはりペットも家族の一員であって、一緒に楽しみたいと。民間も含めて、ペットと一緒に泊まれるホテルですよ、ペットと一緒に食事ができるカフェですよって、そういったものも民間で徐々に整備はされているんですけども、やはりふるさと公園において利用したいという声があります。子供たちもふるさと公園を多く利用していて、そういった部分の安全とか、マナーだったり、そういったものも大事になってくるとは思うんですが、村のほうでやはりルールを定めて、ペット同伴が可の公園と、そういうような形で利用できるようにすることができないのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど、南議員のほうから入れる公園ということでお話がございました。

近隣の町村の状況を少し調べてみました。隣の吉岡町の上野田公園、それから箕郷町のふれあい公園、群馬町の三ツ寺公園、規模的にはふるさと公園とかと同程度か、または少し大きな施設なんです

けれども、こういう施設については榛東ふるさと公園と同様に入れないということでございます。また、比較的規模の大きな公園ということで、浜川公園とか前橋の嶺公園等、管理事務所も設置されておりまして、マナー、モラルを遵守した上で、同伴を可とするということでございます。

今後なんですけれども、主なペットでございます犬とか猫の飼育頭数というのは増加傾向にありまして、今後も少子高齢化が進む中、ペットの増加につきましては、増加傾向に進むということが予想されております。こうした情勢の中、ペット同伴で楽しむことができる公園、施設は、住民のニーズを満たすものと考えられておりますが、同時に、ペット同伴を可能とした場合、全国的に当該事案に関連する事故等も発生していることが考えられます。さまざまなリスクに対応するという必要があるかと思われまして、十分な監視のもと、ペット専用のコーナーとして、特設のドッグラン等を設営するというような施策も考えていくという価値もあるかと思われまして、住民のニーズ、リスクを十分に精査しつつ検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ニーズやそういったもの、安全性も含めて検討していただくということなんですけれども、同伴が許可というか、可能になっている公園と、やはりなっていない公園があると思うので、そういった両方のそういった中身、管理の仕方等もよく調査していただいて、もし可能であれば、そのような形で進めていっていただきたいと思っておりますし、全域がとなっても、ある程度スペースが、ここは可能ですよとか、そういった一部可能としている公園等もありますので、いろいろな近隣も含めて公園を調査した上で、ぜひ村としても1つでもそういったところがあればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、子宮がん検診の充実について伺います。

本村では、子宮頸がん検診を対象者は毎年受けられるようになっております。しかし現状では、頸がん検診のみで体がん検診は行っておらず、集団検診と個別検診が選べるようになっております。

子宮がんに関しましては、頸がんと体がんの2種類があるんですけれども、我が国におきまして、この子宮体がんが診断される人が、今40代から多くなり、50歳から60歳代で最も多くなっております。特に食生活の欧米化などに伴い、年齢に関係なく今増加していると言われております。

独立行政法人国立がん研究センターのがん対策情報センターの情報によりますと、2013年の部位別がん死亡数は、子宮頸がんが2,656人、子宮体がんが2,107人ということです。同じく2011年の部位別がんの罹患者数は、頸がんが1万1,378人、体がんが1万4,763人ということでありました。

村のほうは、過去には行っていたようなお話も聞いたんですけれども、現在村のほうでは頸がんだけの検診となっております。

そこで、ほかの近隣含め県内で体がんの検診を行っているところがあるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 平成27年度、たまたま本年度、県が調査を実施しておりました。その調査によりますと、子宮体がん検診をがん検診の項目として実施している市町村は、群馬県内では高崎市と安中市の2市でございます。それぞれ個別検診での受診でございますが、高崎市では二十歳以上の女性、安中市では50歳以上の女性で、検診での頸がん検診の際に医師が必要と判断した場合のみとされております。

単価につきまして、それぞれございますが、かなり高額でございますが、高崎市が1万645円、安中市は8,770円というふうに医療機関への単価を決定しております。この中でそれぞれ、体がんにつきましては、個人から1,200円の自己負担を徴収しているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 高崎市と安中市では、医師の判断によって体がんの検診を行っているということがわかりました。

本村では、過去に行っていたというようなことも聞いておるんですけども、現状行わなくなった、現在行っていない、そういった経緯に関して説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 以前の厚生労働省のがん検診の指針という中で、以前はがん検診というふうに仕分けがされておりました、平成24年度まで、国のがん検診に関する検討中間報告等によって、体がんも実施をしていたということです。ただその後、子宮がん検診の受診者のうち、50歳以上で不正出血等、自覚症状がある方については、検診を実施していたわけですが、厚労省の指針が変更ございまして、がん検診とは、健康で生活に支障のない者を対象に検査を行い、異常が疑われた場合には、精密検査を実施し、がんを早期に発見し治療することによって、がんによる死亡を減らすことを目的としているということで、自覚症状がある者及びハイリスク者に対しては、十分な安全管理のもとで、多様な検査を実施できる医療機関の受診を勧奨することで、検診の場での体がん検診は行わなくなったという経緯でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 厚労省のいろんな研究の調査書等も見ますと、体がんに関しては、医療機関、または医師の判断というか指導のもと行う分に関しては、それは別に必要でないということではなくて、そういうものは国としても認めているというか、そういう文面が書かれているんですけども、特に集団検診に関しては、確かにそういった、医師のその場の判断で、では体がん検診しましょうと

ということというのは、ちょっと集団の場合は難しい部分もあるのかなと。また健康づくり財団の関係もありますので、難しいかなとは思っているんですけども、個別検診が始まって、皆さんかかりつけ医に行くようになって、そうしますと、いろんな先生と時間をかけて問診といいますか、話をしたり、今こういう状況だということを話をしながら検診していただいたり、ではついでにほかのところも診てみようか、そういった話の中で、やはり体がんも疑われるようなことがあれば、やはりそこで医師の判断のもと検診ができるようになればいいなど。

村民の方からも、高崎市が行っているので、ぜひ榛東村もしてほしいというような声も私にも直接届いておりまして、このあたり、もう一度検討していただきたいと思っているのですが、また高崎市では、HPV、その検査も、希望者といいますか、それに年齢を何歳と何歳ということで、その希望者ということで、HPV検査も無料で受けられるようになっております。それも含めて一度、子宮がん検診、体がんとHPV検査について、近隣の状況も含めて、村のほうでの実施を検討していただければと思うんですけども、村長いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、HPVですか、これについては高崎市でやっているという中で、私も聞いている中において、先生方からすると、このものが出たといつて、これが即がんになるということではないということも、先生方からも聞いています。そういうことの中で、これはこういうものがありますから、これについて取り除くとか、そういうものを進めているのではないかなというふうに思います。

そういう中において、村としてこのHPVについて、いろんな面で検査とかそういうものをしていくと、将来的に、これは1割程度の人のがんになるということも、何か統計的には出ているようなので、こういう人たちの対応とか、そういうものを将来的には考えていく必要があるというふうに思います。

今度の地方創生の中で考えさせてもらった子育てとか福祉とか、そういうもので、さらに予防接種とか、そういうものも含めて今やっておりますので、これについても検討していくものがあるかと思えます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） HPV検査で、もしその方があると認識した場合は、毎年きちんと受けようという、そういった意識にもつながると思います。やはり早期発見が一番だと思いますので、村としてよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金井佐則君） 以上で、8番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分より行います。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問順位6番小野関武利君の質問を許可いたします。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君登壇〕

○6番（小野関武利君） 皆さん、こんにちは。ちょっとお疲れかと思えますけれども、あと50分いっばいかかるかどうかわかりませんが、しばらくおつき合いをお願いしたいと思っております。

6番小野関であります。

きょうの一般質問の内容でありますけれども、1点目は、上毛大橋からの延伸道についてであります。上毛大橋からの延伸道につきましては、榛東村発展のため、欠かすことのできない重要な幹線道路と認識しているところであります。また長年の懸案でもあり、一日も早い着工と完成を願っているところでありますが、まだ計画されていない路線もあり、その対応についてお聞きいたします。

2点目は、ふるさと納税についてであります。ソフトバンクの子会社「さとふる」と提携したこと、提携以降、飛躍的に納税額が伸びております。村長が変わって、ふるさと納税の見直しを行うというふうなことを聞いておりますが、どのように見直すのかお聞きをいたします。

3点目は、地域創生総合戦略策定事業において、事業の中止を含め大幅な見直しを行うと聞いておりますが、その状況についてお聞きしたいということでもあります。

具体的には、自席に戻って質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 道路整備につきましては、経済や観光の振興のみならず、生活面においても重要課題と認識しております。榛東村には高速道路もありませんし、国道も走っていない状況の中で、道路整備を進めるに当たっては、県道を充実させていく必要があるかというふうに思っております。

駒寄スマートインターの大型車対応化に伴って接続道の整備が進められておりますが、接続道の整備は、榛東村にとっても長年の懸案事項であり、村の発展を支えてくれるものと確信しているところであります。そこで何点かお聞きをいたします。

上毛大橋からの延伸道であります。駒寄スマートインターの大型車対応化計画のスケジュールについて、担当課長からお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 駒寄スマートインターの大型車対応化におきましては、現在前橋市、吉岡町及び東日本高速道路株式会社の3者による基本協定を締結しております。計画では、平成29年度末の完成を目標に、大型車まで利用可能なスマートインターに改良する計画で事業のほうが進められております。本年度につきましては、測量、設計、実施予定でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 平成29年度末ということでありますから、30年3月までには大型化されるということで、計画が遅延なく進められることを望んでいるところでありますけれども、現在あるスマートインターへのアクセスの道路でありますけれども、南新井前橋線のスケジュールを説明していただきたいんですが、それとあわせて国道17号、現在の17号を交差して、建設中の上武国道につながる箇所の日輪寺工区であります。それもあわせて、スケジュール等説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 駒寄スマートインターからのつけかえの南新井前橋線の計画につきましては、現在2期工区ということで、インターから県道高崎渋川線まで1.1キロですけれども、これにつきましては県で用地交渉実施中でございます。

また、3期工区で、県道高崎渋川線から高崎渋川バイパスまで940メートルでございますけれども、榛東村分が760メートル、これにつきましては、今年度渋川土木事務所のほうで測量、調査、設計をする予定でございます。

それと、上武道路の接続につきましては、南新井前橋線バイパス、日輪寺工区ということで360メートル、これにつきましては27年度、文化財調査等を実施し、用地買収等を行っている状況でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 榛東から上武国道へ直につながる道路が建設されれば、利便性がより一層高まるということで、経済、観光の面においても重要な道路ということで認識しているところであります。これについても早期の着工、完成をお願いしておきたいなと思っております。

それで、現在、高渋バイパスの雛子交差点までは計画路線ということで、榛東分の先ほど回答がありました760メートル、第3期工区ということで計画にのっているところでありますけれども、そこから先の榛東村役場なり自衛隊の相馬原駐屯地までの計画はどうなっているか、わかる範囲内でご説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 現在、期成同盟のほうで、国、県へ要望書を提出しているわけですが、計画につきましては、仮称ですけれども赤城榛名広域道路、これにつきましては延長が9.8キロメートルということで、全延長の中に、高渋バイパス以降、榛東村役場の上の幹線までですけれども、これにつきましては2.5キロ、まだございます。

昨日の松岡好雄議員に答弁させていただいた内容と一部重なるところがありますけれども、7月31日に期成同盟会の総会が開催されました。そこで県、県議会へ強く要望しておりますけれども、さらに早期実現の要望書を国、県、県議会及び東日本高速道路株式会社へ提出をする予定でございます。国につきましては、10月に要望書のほうを提出する計画であります。

本年度につきましては、3期工区の県道高崎渋川線から高渋バイパスまでの榛東村分760メートルを測量調査実施中でございます。高渋バイパス以降につきましても、駒寄スマートインターへのアクセス及び県央地域への主要幹線でございますので、今後の産業の活性化や観光の振興、防災機能、災害時の救援活動等の迅速化、自衛隊の災害時の救援活動等の整備効果も高いことから、引き続き、国、県へ要望し、県事業による早期実現を計画しております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 駒寄スマートインターの大型車対応化と、それにかかわる関連道路の整備ということで、今、建設課長のほうから、産業の活性化、観光の振興、さらには防災機能の強化ということで、自衛隊の災害時派遣のためのことが話されました。

相馬原駐屯地を抱える榛東村にあつては、一日も早い道路建設を望んでいるところでありますけれども、やはり雛子からの先がまだ具体的な計画にのっていないということにあつて、その辺の村長の見解をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 4年前までのついていたんですけども、何か切れたような地図を見ると、ちょっと残念でございます。

しかし、今課長が話したとおり、榛東村とすれば、少なくともこのところまで、役場のところまで来なければ、本当の流通とか観光とか、そういうものにおいて完全とは言えない。それによって横の線、縦の線もいろいろ考えられるということでもあります。

そういう中において、期成同盟会においては、一貫してこの上まで来るような要望と実施をやるように、これをお願いしております。この7月31日の期成同盟会で強い要望として出してもらっております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 7月31日に期成同盟会の総会が開催されたところで、自分も出席しておりますが、前橋市長、渋川市長、吉岡の町長等も出席して開催されております。当日、村長は総会に出席しておりません。村にとって最重要である関連道路の促進を論議する場でもあったと、要請する場でもあったということでもありますから、村長はそこに出席しなかった部分についての回答といえますか、なぜ出席できなかったのか、その辺の事情を説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） よんどころない仕事がありまして、それについても担当課長、あるいは皆さんのところへお願いしたところがございます。その後においても、県議等もその報告等の内容を聞かせてもらい、県のほうにもその旨を伝えております。今後についても、強く要望することに対して、それについては間違いなくやっていくというところがございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、出席できなかったことについて、よんどころない用事でという回答でありますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり総会の席で、雛子から先の榛東村役場までは、早期に計画の中に組み込んでくれと要請すべきであったと、自分は思っております。

榛東村に大きな道路がない状況の中で、やはりこの道路は、今後の経済、観光、さらには防災の面においても重要な道路でありますから、一日も早い計画、着工、完成を目指すために、村長はこれからもあらゆる努力をお願いしたいなということでもあります。

次に、2番のふるさと納税でありますけれども、昨日の専決処分の中でのる申し上げてきたこともありますので、ダブる部分は省きたいというふうに思っておりますが、昨年10月31日から「さとふる」との提携によって、ふるさと納税が再出発したわけであります。それ以降、寄附金の累計額、直近の数字でいいですから、もし手元に数字があったらお知らせください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 平成26年度のまずふるさと納税の寄附実績でございます。事業開始の平成26年10月31日から平成27年3月31日までの実績でございます。寄附件数は8,499件、寄附額が8,876万4,000円でございます。平成27年度の寄附実績でございますが、4月から7月の末ということでございます。申し込み件数につきましては、4カ月間で5,856件、寄附額が6,331万30円ということでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、7月末までですよ、27年度部分は。

そういうことで、合わせると1億5,000万円を超える額が納税されたわけでありまして。

そこで、村長にお伺いするんですけども、このふるさと納税、やはり村にとっては大きな収入であろうと、自主財源の一つであろうというふうに思っております。そこで村長に、このふるさと納税の考えと伺いますか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、ふるさと納税については、東京とかそういう大都市圏一極集中とかそういうものがないように、ふるさとに愛着を持つと、そしてふるさとを応援したいということで、ふるさと納税ができたというふうに思っております。その人たちが、ふるさと納税によって、その生まれ育った、そういう例えば榛東村に対して、いろんなことに対して応援したいということで純真にやってくれているのが、私は今の現状ではないかというように思い、今後もふるさと納税については力を入れていきたいと、お願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 村長は、これからも力を入れていきたいということでありまして、ひとつそのふるさと納税にかかわる部分、停滞のないように対応をお願いしたいわけでありましてけれども、そこで、ちょっと細かな話になりますけれども、広報しんとう5月号に、28%の収益ということでグラフが出ておりました。この数値28%が妥当なのかどうか、広報に載せたんだから、26年度の部分についてはこれが妥当な数字であろうとは思いますが、これからのこともありますので、収益率と言ったらおかしな話になるんですけども、納税していただいて、お礼品を出して、経費もかかる話でありますから、今後のふるさと納税、手元に何%ぐらい残るのか、検討していればお答えをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど、議員のほうから、5月号ということでお話がございました。こちらにつきましては、決算値というものではなくて、年度の途中の動きということで、まだ正確なものではございません。

今回、決算ということで数字のほうが固まりました。先ほど申しましたように、歳入額と歳出額の比較ということで、還元率につきましては19.6%ということでした。今後、27年度、今現在動いているわけですが、還元率は約20%ということで見込んで事業のほうを行ってまいります。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） お礼品の額といいますか、お礼品の比率、これについてはさまざまな意見もあろうかと思えますけれども、26年度のふるさと納税にかかわる部分については、おおむね50%のお礼品ということでの話を聞いてきたところでもあります。自分とすれば妥当な額かなど、比率かなどというふうに思っているところでもありますけれども、ここについて再度お伺いします。お礼品の比率、これまでどおり50%でいくのかどうかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） お礼品につきましても、おっしゃるとおりおおむね50%ということで、寄附額に対してのお礼品として考えてございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 次に、お礼品の見直しを進めていると、7月末あたりの状況でお聞きしていたんですけども、品物の見直しということで、その進捗状況とカットする品目や、カットする場合、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） お礼品でございますけれども、見直しということで、随時検討はいたしてございますが、今のところ具体的にカットしたというものはございません。今後、インターネットということでふるさと納税のほうをお願いしてございまして、こちらのインターネットの特性を生かすということで、榛東村を知っていただくという部分と、それから村の特産品を認知していただく、また地域ブランドの向上、それから村内の事業者の売り上げ拡大等を考慮いたしまして、お礼品の充実、見直しを検討したいということでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 直接カットしたものはないよということでもありますけれども、そこでお礼品で扱う榛東産コシヒカリについてお伺いをいたします。

米価が安どまりしている状況にあって、生産者は昨年同様お礼品に扱ってもらえるのかどうかと不安に思っている状況もあるかというふうに聞いておりますが、米の生産者に対して、集荷のための案内とか予約とか、その辺の状況はどうなっているかをお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 榛東産の米と、お礼品のコシヒカリということでございますけれども、平成27年といたしますか、26年度末に出荷の希望ということでとらせていただいております。件数につきましては、42名の方、米の申し込みとして約34トン申し込みをいただいております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 米の場合に、お礼品として出す場合には、そのまま玄米のままでするわけにはいかないということでありまして、昨年の場合、その状況はちょっと自分も把握していないんですけれども、金芽米や無洗米、さらには一般的な精米ということでの扱いがあったかというふうに思っております。27年産米ももう間近く収穫時期に入ろうかというふうに思っておりますが、米の形態、その辺を27年産米はどのような形でのお礼品に変えていくのかお聞きをいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 26年度の精米につきましては、村内事業者におきまして事業を委託したわけでございます。その際に、金芽米として村のお礼品として提供してまいりました。27年度につきましては、榛東産のコシヒカリということで、白米で提供する予定でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、産業振興課長から話があったように、金芽米や無洗米ではないということですね、提供する場合に。

そこで、一般的な精米での提供ということですが、前の26年度の3月までの臨時議会の中で、米の処理をするための倉庫、さらには精米機を購入してこれに当たるということでの倉庫の金額と精米機を購入ということが議会で承認されているところでもあります。昨日の一般質問なりの話の中では、倉庫については事業変更でまだ決定されていないということと、精米機についてはもう購入しないという話があったところでもあります。

どうあれ、この精米機、ちょっと金額は1,500万円近くの金額ということで大きいんですけども、27年産についてはこの精米機の対応でやるんだよということで、これは無洗米にできる状況にあるということ聞いていたわけでありまして、この米の処理について、今どこでどのような形で精米をして出荷できる形にするのかお聞きをいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 26年度におきまして、村内の事業者ということでいろいろお世話になりまして、お礼品の商品といたしますか、にするために、埼玉県の東洋ライスというところまで運びまして精米したということでございます。

27年度、こちらの事業者のほうから、ちょっとことは事業ができないということで、今業者さんのほうを模索している状態でございますけれども、村内ではございませんけれども、農協さんの紹介で米屋さんに当たりまして、今、米の精米について契約を行いたいというような形で考えてございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 米については、ことし作柄といたしますか、米も大分一週間程度、平年よりは早まっているという状況にあります。とにかく早目にその手だてする部分の対応をお願いしたいなというふうに思っているところであります。

それで、村長にお伺いしたいんですけれども、倉庫及び精米機の購入については、先ほど言いましたように、議会で議決された案件であります。見直しをする前に、議会に説明する必要があるかというふうに思います。そこで村長に、7月末だったと思いますけれども、この件に関してどうなっているかということでの質問書を出して、8月7日に回答をいただきました。

しかしながら、具体的に何も入っていないということであって、回答したものは中身がないということの状況において、一般質問なりで対応せざるを得ないなということでの質問をするわけでありまして、どうあれ、議会議決した部分の案件を事前に議会に説明もなく変更するということに関して、議会軽視ということで自分は考えております。このことに関して、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 詳しくは担当課長のほうから説明をしてもらいたいと思いますけれども、まず最初に、質問書、これについては、本当にうわさとかそういうもので書かれておりました。売るほうが、これについてはもう売らないとか、そういううわさがあるけれどもということで、私もそのとき初めて質問書で見させてもらって、そういううわさがあるのかと初めてわかったところでございます。

さらに、精米機、倉庫を買うかどうかというものについては、この問題については、特に精米機については、私どものほうではなく、内閣府のほうでこのことについて、いいか悪いか、あるいはその事業をこういうもので利用させてもらうために、実際には子育てとか福祉関係とか、そういうものに使いたいという内容ですけれども、これを変えていいかどうか、そういうところを検討して、国との協議を重ねてきたところです。あの時点においては、今検討している、協議している段階でありましたので、逆に全協とか議会を開いて説明するという段階ではなかったということをご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、議会軽視、これは議会軽視に私は当たらないと思っています。なぜなら、こういうものを

協議しながら、あるいは対相手と話をしながらやっていくときに、これを議会とかそういうものとやっていくと。そして、逆に執行に当たっては、調整に当たっては、首長の内容によって、これは今回だけではございません。全市町村、これは県でも同じでございます。これをやっていくときには変更はできるということの中で、執行のときに、これはそのときにもっとこういうものが同じようなことであるということがあれば、変更もできる。議会軽視をしているわけではなく、そのとき執行するときの、そのときそのときの内容によっても違ってくる。今度の問題だけではございません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今の村長の見解の部分、ちょっと理解しがたいところでもありますけれども、8月7日、たしか村長2度目の部分で面談して、回答どうなっていますかということでの話をさせてもらったところでもあります。その時点でも村長は、まだ考慮中ということであって、議会が承認した案件をこういうふうに変えたいんだという方向も出さないまま、きょうに至ったわけでありまして、昨日の段階で初めて、精米機は購入しないよという話が出たわけでありまして。これはやはり議会を無視した執行であろうというふうに思いますけれども、再度村長にその辺の見解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いろいろな事業において、その内容によって、費用対効果とかそういうものを執行するに当たっても、再検証をその都度行っております。

精米機については、一千何百万を逆に、何度も言いますけれども、子育てとかそういうもの、ワクチン投与とか、そういうものに展開したほうが榛東のためになるというようなことを考えまして、この精米機分をそういうところに回すべく、内閣府と協議をしていたところでございます。その段階で我々が、私どものほうでこういうことをやると言ったら、またいろいろなうわさがいろんな中でひとり歩きする。あのとき私は、まだ言えませんということで話をしたかというふうに思います。

先ほど言ったように、売る人が売らないとか何かいう、そういう話があると。そういう質問書でございましたけれども、それ自体だっとうわさがひとり歩きしているでしょう。全くしていません、そんな話はしていませんということを言ったんですけれども、私の言ったその精米機の問題もひとり歩きをするおそれがあるということで、私は、議会を招集、あるいはいろんな問題で招集することを私自身はためらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今のお話を聞くと、村長は、売る人が売らないというふうなうわさの中で、そんなことはなかったというような話でありますけれども、我々はその経緯の部分はどうか、倉庫

はどうするんですか、精米機はどうするんですかという質問をしたところであります。ですからその対応について、やはり真摯に受けとめて回答すべきであったということを私は思っているところであります。それについて村長から明快な回答はなかったということで、この議会にずれ込んでしまったということでもあります。

そういうことで、いきなりこの議会で、倉庫については宙に浮いたような状態の回答しか得られていないということと、精米機は買わないということは、再三申し上げますけれども、議会議決した案件でありますから、やはり事前に議会のほうへ説明があつてしかるべきと、それが議会ルールであるうというふうに思っているところであります。再度、村長の見解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今までの申し上げたとおり、執行に当たつての見直し、今回は特に村だけでできる問題ではなく、国とかそういうところと相談をしなければならない、そういう中においてやってきた問題でございます。さらにそれも最終的に、8月の末にそれが国のほうから返答が来たというところでございますけれども、これについて、皆さんのところで、無視したと、そして軽視したと。全く当たらないというふうに思っています。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 村長は、議会を無視、軽視したことはないという一点張りでありまして、ここでそれをやりとりしても、らちが明かないというふうに思いますので、我々、自分を含めて最低5人の議員は、議会軽視、村長は議会を無視した行動ということでの認識を持っておりますので、そういった部分で、今後の村政運営に当たって、ひとつその辺の村長が是正できるところは、直すところは直していただいて、議会対応をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと納税の部分で冒頭申し上げましたように、「さとふる」との業務提携によってここまで伸びたなという理解を私はしておりますので、今後も「さとふる」との業務を提携して、納税をさらに深めたいという思いがあります。村長、この辺はご異議ございませんか。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 「さとふる」との提携ということでございます。

現在、榛東村のふるさと納税につきましては、昨年10月末から、ふるさと納税の専用サイトということで、これを使いまして全国に発信を始めております。寄附の申し込みから、クレジット決済、お礼品の選択をインターネットででき、宅配便でお届けすると、こういった一連の業務を株式会社さとふるに業務を委託してございます。

近ごろは、株式会社さとふる以外にも、同様なインターネットによるふるさと納税代行サービス事

業を開始する事業者も出てきております。各社の事業内容、費用等を精査しまして、「さとふる」に限らず、業者の選定を検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 「さとふる」以外にも検討したいということのようでありましてけれども、そもそも昨年10月31日から「さとふる」との提携をしてきたわけで、1年もたたないうちに、ほかのサイトの検討というのはいかがなものかというふうに思います。そこは実績を買っていただいて、不都合があればそれは是正するのは当たり前ですけれども、現状、不都合がない中での他社への変更というのはおかしいと思うので、ひとつそこは、これまでの実績を踏まえて、ひとつ「さとふる」のところでやっていただければなというふうに思います。

次に、時間もなくなってきてしまったので、SOILオリンピックについてであります。これも昨日の一般質問なりの中で取り上げられてきたところであります。村長は中止すると言っていないよと、検討すると言っただけだということで、さらに基地・財政課長のほうからは、村は中止したのではなくて、村の協賛事業として取り組むという話でありました。

どうあれ、このSOILオリンピックについては、これまで村が中心でやってきた事業でありますし、発想した事業でありますし、やはり協賛という話になると榛東村の影が薄くなってしまうと。なかなかこれだけの事業、今注目されている事業であろうかというふうに思っておりますが、協賛事業にするという、これに至った経過をお話してください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） この土壌オリンピックのみならず、きのうも説明をさせていただいたところでございますが、地方創生交付金事業について内容を精査し、という指示がございました。その中で、他の事業に振りかえるということになりました関係で、こちらについては主催するというのではなくて、協賛という形に変更したものでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほどから、ふるさと納税に絡んで、倉庫、精米機、さらにはSOILオリンピックの部分についても、前任の村長のところで立ち上げてきた事業が、もろもろ見直しという話になってきております。では、何が悪くてどういう不都合があつてという説明がないままに変更でありますから、その辺の、こういう不都合があつての変更だということの説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 地方創生交付金事業につきましては、きのうも説明させていただ

きましたけれども、地方創生先行型、それと消費喚起型と2類型ございまして、それぞれの類型に沿った形で事業の再検討をしたところでございます。

地方消費喚起型につきましては、プレミアムつき商品券を増産といたしましょうか、第二弾を発行するというに変更させていただいてございます。また地方創生先行型、土壤オリンピックにつきましては、こちらの類型になるわけでございますけれども、こちらにつきましては、人口減少対策に特化した事業への振りかえということで変更したところでございます。中止とした台湾へのトップセールス事業、それからこの土壤オリンピックを含めました「むら・ひと・しごと・ふるさとまるごとブランド化事業」につきましては、費用対効果が希薄であろうという判断で変更したものでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） もう時間も終わってしまった状況であります。

どうあれ、こういうふぐあい、不都合があつての変更だというのが見えないままの変更、我々議会人として納得のできない部分もありますので、また後の宿題になろうかというふうに思いますが、以上で質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、6番小野関武利君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午後0時1分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて一般質問を行います。

質問順位7番早坂通君の質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 皆さん、こんにちは。

早速ですが、質問に入りたいと思います。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金実施計画は、平成27年度第1回定例会で議決をされています。ところが、村長が見直しを指示したと聞き、議長に全員協議会を開き、村長に説明をさせるよう申し入れました。しかし、村長は、議長の全員協議会での説明要請には応じませんでした。

また、昨日の承認第3号議案 専決処分についての審議でも明らかになりましたが、村長は議会の議決権を侵害する専決処分を行いました。さらに、去る6月定例議会では、議会議決した随意契約に対して法律違反の疑いがあると、議会の名誉を傷つける発言もしております。

真塩村長は、3カ月半足らずの短期間にこのような議会軽視を繰り返しています。一般常識では考

えられないことです。なぜこのようなことを繰り返すのか不思議であります。考えられるのは、単にワンマンであるためなのか、はたまた行政、議会の何たるかをわかっていないためなのか。いずれにしてもこのようなことを見過ごすならば、二代表制を議員みずからが否定することになります。断じてこのような議会軽視を議員として認めることはできません。

これ以降は自席に戻り、通告に沿って質問を行います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初にお聞きをします。

じゃ、まず村長にお聞きします。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金をなぜ見直しをしたのか、理由をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この見直しについては、これは今回に限らず、ずっと見直しはその都度、その都度やっているところでございます。その一環としてこのような見直しを指示したところでございます。

私が見させてもらって、1つについては、一番初めに見させてもらったのが、台湾への派遣をして、そのところでいろいろなプレゼンをやるというようなことだと思いますけれども、まず最初、それが目に入ったと。そして、これが今の時点で本当に榛東のためになるかどうか、そういうものを見ている間に、これを見直しする必要があるということで、何が榛東の住民のためになるかということを考えて見直しを指示したところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、先ほどの午前中の議員からも何度も質問が出ていましたけれども、きょう、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業については、議会議決をしているわけがあります。にもかかわらず、村長は議会に何ら相談または話をすることもなく、議決した予算を変えました。これは、議会の議決権の侵害になるわけであります。そのことを村長は、同じことになると思うんですけども、どう考えているのか答弁を願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 予算の総額を変えたりなんかはしておりません。その内容について精査させてもらって、変更をすべきものはする、今までどおりやるものはやる。皆さんのところに3月、あるいは繰越明許等でやったとおりに、ほとんどのところのことはやっております。

しかし、私から見ても、あるいは住民の皆さんからちょっと聞いても、これについてはこっちのほ

うが優先するのではないか、これについて、逆に村のほうだけではできません。これは何度も言っていますけれども、内閣府等にこれを協議しなければならないという問題でございますので、これを私どものほうの考えを協議させてもらって、そして、その分をやっと8月の末に国のほうから、榛東が言っている状況に変えてください……

〔発言する声あり〕

○村長（真塩 卓君） いや、質問の中で一生懸命答えていますので、お願いします。

そういうことで、8月にそれが来ましたので、ここで初めて発表できるという状況でございます。軽視ではございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長ね、まず全協申し入れのときから、そして、なおかつ質問書を出したときから、当初から言っていることは、組みかえた結果を教えてほしいというふうに言っているんじゃないんですよ。なぜ議会議決をしたものを組みかえるのか、その理由を教えてほしいというふうに再三申し入れをしたわけですよ。

それで村長、今、村長こう答えましたよね。要するに、長く、フルネームでは言いません。要するに地域創生の交付金の金額は変えていないと、内容を変えただけだと、だから議会に相談をしなくてもよいという意味のことを今、言いましたけれども、全然、村長わかっていないじゃないですか。議会で議決するのは、金額もそうだけれども、どういう事業に使うのかということも含めて議会で議決しているんですよ。だから、金額を変えていないから議会に相談しなくていいなんていう理由はどこにもないんですよ。村長、どう考えていますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議会に何も言わずにというような話がありましたけれども、何度も言っていますけれども、これを組みかえをする内容を、組みかえじゃなくて内容をこういうものに変えていきたいということを私どもだけじゃできない、これは交付金を出す国のほうとの協議、これをやらなければできない、それが初めから、私が今答弁しておりますので……

〔「端的にね。言われたことに端的に答えてください」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） はい、じゃ、軽視ではございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長ね、さっきから以前もそういうことを言ったし、この議会が始まってからも、今2回目かな、3回目かな。要は私たちが聞いているのは、結果を教えてくださいと言っているんじゃないんですよ。どうして変えるのか、その理由を教えてくださいというふうにずっと聞いてきたわ

けですよ。今もそれを聞いているんですよ。結果を教えてくださいなんて聞いてないんですよ。

もし、全協なり開いて、前村長がこういう事業をやりたいと思って予算化したけれども、私はこういう事業をやはりやったほうが村のためになるからいかなものなのでしょうかというふうに全協で諮って、それで議員のみんなの理解が得られればそれでいいし、たとえ得られなくても、村長がそういう姿勢でやるということならば、それはそれで納得のいくところなんですよ。そうでしょう。

そうじゃなければ、この前、二元代表制と聞いたら、村長、知らなかったですけども、地方議会といたら二元代表制なんですよ。村長は住民から選ばれ、議会を構成する議員も住民から選ばれて、この両方が議会で均衡を保つためにいろいろ議論をするんですよ。とりわけ、議会は執行の監視が大きな役割なんですよ。だから、議決したものについては重みがあるんですよ。だから、村長に変えるならば、それを説明してくれということのを再三要請してきたにもかかわらず、村長は議会に説明をしなかった。これは、議会軽視以外の何物でもないじゃないですか。まだわかりませんか、私の言っていること。お答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 早坂議員の質問の中で、結果を求めているんじゃない、途中経過なり私の考え方、これを説明せいということだと思んですけども、この内容について、これは我々のほうもこれで行けるかどうかというものもわからない段階で国とやっておりますので、途中経過とかそういうものも含めて今ちょっと話ができない、それが下手するとひとり歩きしてしまう。これも早坂さんは私のほうから聞いていると思います、私は話しておりますから。

そういうことを言って、今の段階で全員協議会を開いて、それをちょっと説明することは難しいということも、私のほうからも申し上げております。議会の大切さというものを私もわかっております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度説明しながら質問しても理解できないみたいですね。だから、もうこれ以上やっても時間の無駄になってしまうからやりませんが、要は、最後に言いますが、国と交渉して結果が出てないから全協を開いて議員に説明するとひとり歩きしてしまうから云々なんて言うけれども、さっきから言っているとおり、結論を聞いているんじゃないで、村長が何でこれを1回議決してあるものを変えたいというふうに思うのか、その考えを聞かせてほしいということのを再三要請してきたわけですよ。

それならば別にいつだって、村長のほうが考えがあってやっていることなんだから、それを言えばいいわけですから、すぐ言えるはずなんですよ。全協を開いて説明はできるはずなんですよ。それを何か何度聞いてもそれが理解できないのか、国と交渉をしている過程で、まだ皆さんに話す段階じゃ

ないから云々、そればかりずっと言い続けているんですね。これはいいです。これはこれでもうおしまいにします。時間の無駄ですから。

次に、地域活性化の実施計画の見直しについては十分検討したと思うが、結果の説明を求めるといふ質問については、これは昨日、担当課長から大筋の内容を聞きました。やっときのう聞きました。

そこで、村長にお尋ねを改めてしますが、今回の女性や子供に関する施策の充実ということも当然、私も必要だと思います。しかし、地域産業の活性化をしていくことも重要なんですよ。ですから、何も一度交付決定を受けた事業を組みかえなくても、それはそれとして地域産業の活性化のために実施をして、そして、女性や子供に関する施策の充実については5年間期間があるわけですから、その間に充実するための施策をあらゆる方法で考えてしていくということでもよかったのではないですか。なぜ最初に、地域産業の活性化を蹴飛ばして女性や子供の施策の充実に取り組んだのですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は今回の内容について、精米機の問題とか、それを倉庫の問題を含めて早坂さんは言っているんじゃないかというように思いますけれども、私自身は、それよりかはまだ先にやるこういうものがある、子供あるいは福祉関係、長寿の方々にこういうものを行ったほうが、まず私は住民のためになるという考えでやらせてもらいました。

しかし、ご存じのとおり精米機を買う、これは、私自身は、それだけのいろんなところで、JA等を含めてそういう話をさせてもらって、買わなくても十分できる、あの精米機を下手すれば10日間も回せば、もうそれは大丈夫というような話も聞いておりますので、それを組みかえといえは組みかえでございます。私は、だからそれをやるより違うほうを行ったほうが先決、それが重要だということでもやらせてもらっています。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、村長、端的に答えてくださいね。時間がもうあと33分になってしまった。

じゃ、地域産業の活性化ということについてはどのように考えているんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これもいろいろなものの中で考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 要らないことは長くしゃべって、肝心なことはしゃべらない。いろいろなものと言ったってわからないでしょう。私は地域産業の活性化についてどう考えているのかと聞いて

いるんだから、具体的に言ってくださいよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 地域産業のものについて、これはふるさと納税も含めて地域、この榛東村のものをお返しするということが、一つの地域産業の育成にもつながるといっているように思っております。

さらには、農業を含めた雇用についても、我々も一生懸命頑張ってやっておりますけれども、これについても、本当にこれといった企業育成とかそういうものが本当はないものが、これは榛東村だけじゃなく、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、本当に難しいな、今までであれば公共のものについて、あるいは企業誘致のことで一生懸命言っていればよかったんだけど、これもできないような状況になったというように新聞にも出ておりました。本当に難しい問題だけれども、この榛東村に対して一生懸命いろいろなものを頑張ってやっていきたいというように思いますし、これからも皆さんのお知恵、そして、生産者とかそういう者を含めて、あるいは消費者も含めて、そういう意見等を聞きながらやっていきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、当初の計画だと、精米機を買って榛東の米をブランド化して、それで、それもお礼品と使うとして同時に、榛東の米としてブランド化して発信をしていくという計画だったわけですね。それは産業の活性化につながるわけですね。そういう具体的なものについて、私は今お聞きしたんですけれども、何か全然具体的な内容が出てこなかったの、またお答えいただくのはえらい余分な答弁が入って長くなってしまいますので、今の答弁はいいです。

それで質問で、今、村長、私が一番危惧していることなんです、村長の議会答弁の中にはいろいろおかしいことがいっぱいあるんですよ。中には虚偽の答弁も入っているし、何度も言いますけれども。村長の答弁は場当たりのなんです。そのとき答えたと思ったら、また後で違ってしまうんですよ。自分でも心当たりあると思うんですけれども、もしわからなければ、改めて何度も何度も言っていることなんですけれども、言いますけれども、まず、先ほど冒頭申し上げたようなことです。

専決処分はどういうものか、村長わかっていないんですよ。きのうの話の中でもね。でも、村長はさ、県に長い間行政マンとしていて、村長を8年経験しているわけですよ。それにもかかわらず専決処分の認識がああ程度だというのは、本当に私、心配になってしまうんですよ。

それともう一つ、先ほどの小野関議員に対して、議会議決をしているんだから議会に相談すべきだというような質問に対して、村長は、予算というものは村長がどうにでもしていいみたいな答弁をしていましたよね。確かに予算権は村長にあります。でも、予算の議決権は議会にあるんですよ。だから議決したものを勝手に村長が変えるのは議会軽視だということを再三言っているわけなんです。そのことは理解できますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） はい、私が言っている答弁のとおりで、今までのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） とおりということは、予算権は村長にあるから、議会議決を無視しても、勝手に予算を組みかえてもよいということですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今までそういうことを1回も言っていません。組みかえたりなんかを勝手にできるなんていうことを私は今まで1回も言っておりません。それは議員が勘違いしているんじゃないかな。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） さっき聞いた話だから一字一句正確には言えませんけれども、小野関議員の答弁に対してそういうことを言うておりました。何なら後でテープで確認してもいいです。

次の質問に移ります。

この前の6月議会の私の一般質問での質問をちょっと取り上げます。私がこう質問しました。村長が公約に掲げた行政の透明性とはどういうことですかと。そうしたら、村長はどのように答えたか覚えていませんか。覚えていないでしょうから言いますね。村民、議会に対して十分な説明をし、村民にわかりやすくやること、過去8年間も誠心誠意透明性を持ってやってきたと、そう答えているんですよ。

にもかかわらず、その後、さっきも何度も言っていますけれども、地方創生交付金の組みかえについてどうしてするのか説明をしてほしいという再三の要求にもかかわらず、その説明に応じなかった。これが村民、議会に対して十分な説明をしていることなんですか。全然言っていることとやっていることが違うじゃないですか。そのことについて村長、どうお考えですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 長くなりますけれども、よろしいですか。

私は6月の時点でそのような話をし、議会とも、あるいは住民ともわかる透明性をやっていきたい、過去にも1期目、2期目のときも、そのようなことをしてきたつもりだったということを申し上げさせてもらいました。

先ほど小野関議員のほうにも話をしましたけれども、ふるさと納税の問題についても、専決をした

内容についても、これは早急にする必要がある、そうじゃないと返礼品としてのものが返せなくなるということで、年間を通して計算したものを専決させてもらったということも、話をさせてもらいました。

私自身、早坂議員がおっしゃったように何でもかんでも村長はどうにしてみてもいいやということがありましたけれども、そんなことは絶対考えておりませんし、これからも考えるべきじゃないし、それは、何といたって住民の皆さんにこれが一番幸せなものということを考えていろんな施策をやっているつもりでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全然、私の質問の答えになっていないんですけれども、とにかく村長に質問をしても、私、6月議会もそうだったんですけれども、本当に質問したことについて、まともに答えが出てきたことというのはわずかなんですよね。わからないでそういう答弁が出てくるんだか、承知してとぼけてそういう答弁が出てくるんだかわからないんですけれども、今だって全然私が質問したことに答弁していないんですよ。

また聞けば長くなってしまいますのでやめますけれども、あと一つ、村長がいかにかいい加減な答弁を議会でしているかということのきのうの例をとって言いますけれども、群馬用水をくみ上げるについて、太陽光パネルを使って、その電気を使ったらどうかという質問がたしか出たと思うんです。そのときに村長は、くみ上げるには高圧電圧じゃないとだめだから、それはできないというふうに答えたんです。正直言って私、こういう問題については余り詳しくないんですけれども、できないというふうに答えたんですよ。でも、八州高原も白子も高圧電力らしいんですよ。だから太陽光パネルだって可能なんだと思うんですよ。その辺はやはり無理なんですか、太陽光発電を使ってやるのは。

○議長（金井佐則君） 上下水道課、阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） その件につきましては、業者のほうに何社か確認いたしまして、ここの施設に太陽光パネルで発電した電気では間に合わないということを確認しまして、そういう答弁になりました。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 課長、だから要するに、高圧電力じゃないとだめなのかどうかということですよ、聞いているのは。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 確認したところ、高圧でないと、今使っているポンプは回せ

ないということで。業者のほうから助言がございました。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） でも、実際やり方によっては当然できるということですよ。だから八州高原でも白子でも高圧電力になっているわけだから、やり方によってはやれるということだというふうに思うんですよ。

もう時間がないので次の質問に移ります。

次の病児・病後児保育についての質問をしたいと思います。

これは担当課長に質問をいたします。先ほども村長が、子育て世代、女性を大事にしたいということでありましたけれども、これも子育て世代に対する施策の一環なんですけれども、村には病児・病後児保育施設はないわけですね。当初、私が聞いたときには、吉岡の竹内小児科でやっているからという話を聞きました。

その後、またそういう話があったのでいろいろ調べたら、例えば近隣町村では、渋川では北毛病院が病児・病後児保育をやっているということなんですけれども、要するに事前の手続が必要だということです。前橋では済生会病院がやっているということで、聞いたら、やはりそれなりの事前のカルテをつくると、事前の手続が必要だという話だったんですね。

ですから、竹内小児科以外でも、あいていけば、周りの渋川でも前橋でも受け入れるということなんです。ですから、そういう意味では、そういう事実を関係者にちゃんと知らせる必要があると思うんです。なおかつ、これからの時代、榛東村の中にも病児・病後児保育の施設をつくる必要があるというふうに考えていますけれども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 本村では吉岡町と調整を図りまして、先ほど議員さんのおっしゃられたとおり同町の竹内小児科の病児保育が利用でき、その料金に対して補助をしております。利用するためには、事前に診察を受けておくことなど準備が必要となります。

また、渋川市内の北毛病院にあります病児・病後児保育施設みつばち保育園は、渋川市内の事業所、通勤者であれば、勤務者、榛東村から渋川へ通っている人であれば榛東村在住者でも利用可能ですが、事前の登録も必要となりますし、その際に就業証明書なんかも添付する必要、また、かかりつけ医の診断を受けたことを記した連絡票が必要となります。

また、同様に、先ほど議員さんがおっしゃられた前橋市内の済生会病院、これにつきましても、おひさまの家というのが病児・病後児保育施設としてありまして、市内事業所勤務者であれば榛東村在住者でも利用できます。ただし、やはり事前に登録するなどの手続が要ります。

いずれにしても、事前登録などの手続方法に関する情報を整理しまして、本村在住の皆さんや

転入者等へ回覧板や子育て支援ガイドなどにより周知し、有益な既存制度を活用してもらえよう情報発信していきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、村長にお聞きします。

村内で病児・病後児保育をつくる必要があると思うわけです。確かにこの病児・病後児保育というのは、利用頻度というのは低いと思います。しかし、私も共働きで2人の子供を育てましたけれども、やはり子供が病気になったときは大変なんです。私なんかは女房の実家が北橋ですから、そういうときはほとんど北橋の実家に預けに行ったり、また、女房の妹が当時独身でいたりしたので、仕事を休んでまで見てもらったりなんていうこともしたこともあります。

そういった意味では、利用頻度は少ないんですけども、やはり今後の村の将来、なおかつ出生率を高めていく、人口増を実現していくということを考えた場合には、村内にも病児・病後児保育というのは必要だと考えますが、村長いかがですか。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今の早坂議員の話について、私も否定するものでもございません。いろいろな観点からやっていく必要があるかと思えますけれども、否定はしません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、次の質問に移ります。

3番目です。給食費の引き下げについてです。6月定例会の一般質問で、村長は給食費の引き下げの財源について、ふるさと納税の一部を使いたいと答弁しておりましたけれども、私は給食費の引き下げの財源としてふるさと納税はなじまないというふうに考えているんですが、村長どうお考えですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 6月議会でもお話し申し上げましたけれども、ふるさと納税の根本的な考えの中、これで前回は答えさせてもらいました。私は一番合うんじゃないかということで考えています。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私がなぜなじまないと言うかということ、やはりふるさと納税というのは寄附金ですから、安定性がないですね。将来、何年か先、どうなってしまうかわからないですね。そういったことを考えた場合には、やはりふるさと納税を財源に充てるのは適当じゃないというふう

に考えるわけです。

第1にふるさと納税というのは、いろいろ地域に、榛東村の施策のこういうところに使ってほしいといういろいろ寄附者の希望も聞いて寄附を受けていると思うんですね。そういった観点で、もっとも福祉施策に使いたいならば、ほかの福祉施策が幾らでもあるわけですから、こういう不安定な財源を給食費の引き下げに使うというのは、やはり私はいかがなものかというふうに思うわけです。

ちなみに、そのことも含めて、きのうのやはり質問の中で村長は、この給食費の引き下げの財源について、始まりは前の三役の30%給与カットを財源にして第三子の無料化を図ったと。その財源については、残りはどのくらいあるんじゃないかというふうに質問があったと思うんです。

そのときに、一般財源に入ってしまったから、ごちゃごちゃになってしまったからどうだかはわからないというふうに言ったんですけれども、これも行政の初歩ですけれども、別に一般会計に入ってしまったてわからないにしたって、第三子の無料に使った金額というのは決算すればわかるわけですよ、それに幾ら使ったかは。そうすれば、この3,840万円の総額からそれを引けばわかるわけですよ。残りの金額がわからないなんてことはないですよ。

ただ、予算上は確かに一般会計に入ってしまったから何に使われるかわからないけれども、その財源がどのくらい使われてどのくらい残っているかぐらいの数字は出せるはずだと思うんです。その辺についての村長の認識をお聞きしたいと思います。今、質問した2点について再度お答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 早坂議員、ちょっと誤った質問をしておりますので、訂正させていただきます。

三役の3割カット、これについては私のほうとのかかわりじゃなくて、これが幾ら残っている、幾ら入っている、これは公職選挙法にひっかかります。寄附行為になりますから、それはできないはずですよ。だから幾ら残っているかとか、そういうものも私は答えなかったということで、これが幾ら入ったからどうのこうの、そういう問題じゃないんです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 公職選挙法になんかひっかからないですよ。だって、ちゃんと議会で条例でカットした金額なんですから。それで、議会で引き下げるときの質疑の中で財源はどうするんだという話、私はそのときいなかったですから、財源はどうするんだという話になって、じゃ、そのあれを充てるという話になったわけですから。そんな公職選挙法にひっかかるなんていうのは、どういう理由をもって言うんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 幾ら村のほうに入ったかというような寄附行為のことを早坂議員はそれを出

せということだったから、私自身、もう3割カットで初めからそれは、その期間は3割分を払わなかっただけですから、払ってやったのならばそれは寄附行為になる、だからそういうことじゃないから残っていませんということを行っているわけです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長ね、まずは、今私が聞いたのは、何で公職選挙法違反になるかというのを聞いたんですよ。それにお答え願いたいのと、私が言ったのは、30%カットというのはもう当たり前のことでしょう。議会で引き下げの条例を可決したわけでしょう。だから、その30%分、村長が村に寄附したということじゃないわけでしょう。条例で30%カットが可決されたから、その分少なくなった。

でも、例えの話として、30%分については私が以前聞いたときには4年間で3,840万になるということで、なおかつ、その後の議会で財源は何にするかという議会での議論の中で、議員のほうからも、じゃ、その30%の削減のものを財源に充てるならばよいだろうということで、第三子の給食費の無料化は実現したわけですよ。

それについて、先ほど午前中どなたか質問したので、今まで第三子無料化のために幾ら使ったんだと、残りは幾らあるんだという質問をしたはずなんです。だから、そのとき村長は、一般会計に入ってしまったので幾らかわからないと言ったんですよ。だから私はそのことに対して、そうじゃなくて、一般会計に入ってしまったって3,840万累計すると、30%カットは4年間で3,840万円になるんだから、給食センターの決算を見て第三子のために使った財源が幾らかわかれば、それを差し引きすれば30%カットの残りが幾らになるかというのはわかるでしょうということを行ったわけですよ。

そんなこともわからないのはおかしいというふうに村長に聞いたわけですよ。何も公職選挙法違反なんかには該当するはずないじゃないですか。もし公職選挙法違反に該当するならば、その理由も言ってくださいよ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 数字については学校教育課長のほうから話が出て……

〔「いや、それはいいですよ。今、私はその数字を聞いているんじゃないから」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） はい。私の勘違いかもしれませんが、それが幾ら残っていると、もう初めから一般会計のほうから3割カット分については出ていかないわけですから……

〔「そんなのわかっていますよ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） わかったのなら、そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 最後にお尋ねします。

私のところにある父兄の方が来られました。これコピーなんですけれども、こんな紙を持ってこられました。どういうんですかねって来たので、私もわからないで、いや、よくわからないんですけどもねというので、じゃ、ちょっと聞いてみるというので問い合わせました。そうしたら、何か給食費の処理に手落ちがあって、第三子無料ですね、取るべき人から取っていなかったり、取らないでよい人から取ってしまったりしている実態があるというふうに聞いたんです。

昨日、議長を通じてその資料請求しましたがけれども、そのことについて、村長もちろん承知ですよ。承知でしょうから、それなりの具体的な内容、ちょっとお話を聞きたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それについては担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 第三子の無料化につきましては、平成25年度から開始しております事業でございます。給食センターの所長のほうで該当者については調査して、把握して実行をしているところでございまして、現在、そういったことで懸念される部分の事案があるというふうなことは聞いておりますが、実際、今調査しております。調査しております、結果は出ておりません。

まだ誰が漏れていて、誰が該当しているかといった調査をやっているところですが、まだ1件も把握できていない状況でございます。これについては、間違いがあれば早急に調べて対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） もう時間がないですね。

なぜそんなようなことが起きたのかということをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、今実態調査をしているということですから、これについてはきちんとした実態調査をして、とりわけ、取らないでよい人から取ったものについてはきちんとやはり返済すべきですよ。当然、滞納というか、取らなかった人からはもらわなければいけないんですけども。でも、ただ期間が長いから、もらっていない人の金額はかなりの金額になると思うから、一遍では多分、払えない人もいるかと思うんですけども、そういう支払いの仕方もいろいろ工夫をして保護者の立場に立った解決をしてもらいたいと思うんです。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほども申しあげましたけれども、今調査中でございます。1件も把握できていない状況でございますが、もしそういった間違いがあった場合につきましても、私のほうは村民に赴いて、返納がある場合については謝りまして、1軒1軒回って返すものは返す、いただくものについても訪問していただくようお願いをするということで考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まだ1件も把握ができていないということなんですけれども、だから私が聞いたのは、なぜそのような事態になったのかということなんですけれども、じゃ、今の答弁だと、場合によっては1件も出てこない可能性もあるということなんです。なぜ、じゃ、このような通知を出したんですか、そういうことならば、原因は何かあるわけでしょう、このような事態になった。答弁願います。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 早坂議員がお示しになった通知の件ですけれども、実際のところ、私はその文面を目にしておりません。ということは、決済が上がって来なかったということで、この件については、流れた段階で私のほうで把握できたと。各学校のほうへそういうのがあったということで、回収させていただいた。ただ、郵送分については、私はわからなかったのです。

ただ、事務上のところで私のほうももう少しきめ細かに配慮すればよかったです。当然、教育長名で出た保護者宛ての文書については決済が上がるという、そういう理解でいたものですから、そういうことで、あと数件の方からもお問い合わせが教育委員会に来ておりますけれども、課長のほうが先ほど申し上げたようにしっかりと事実確認をして、誠意ある対応をしていきたいと、現在はそのように考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、決済どうのこうのというのは、私は知らぬところだからわからないんですけれども、何でこういう事態になったのかということなんです。それはわかるんでしょう。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど申しあげましたように、調査中でそういったことがあるかどうか、前任者にも聞いているところなんですけれども、まだ1件も実際にどの人が、該当者が漏れているとかそういったことはまだ把握できていない、これから調査をして、そういった事案がはっきりしましたら、対応をさせていただきたいと思っております。

〔「はい、終わります」の声あり〕

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 以上で13番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして通告のあった7名の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をとります。再開を2時にいたします。

午後1時50分休憩

午後2時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第3 認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第3、平成26年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明までとし、監査報告、質疑は10日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第3、平成26年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明までといたします。

日程第7、認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山美子会計課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） それでは、決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の3ページでございます。平成26年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。

会計名称の一般会計についてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。予算額65億4,926万5,700円に対し決算額60億9,881万2,577円、予算額に対する決算額の比較増減4億5,045万3,123円の減、予算額に対する決算額の比率93.12%。

歳出につきましては、予算額65億4,926万5,700円に対し決算額58億3,051万4,534円、予算額に対す

る決算額の比較増減 7 億1,875万1,166円の減、予算額に対する決算額の比率89.03%、歳入歳出差引額は 2 億6,829万8,043円でございます。

続きまして、7 ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額60億9,881万2,577円、2、歳出総額58億3,051万4,534円、3、収入歳出差引額 2 億6,829万8,043円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中(2)繰越明許費繰越額9,903万7,527円、計、同額でございます。5、実質収支額 1 億6,926万516円。続きまして、8 ページ、9 ページをごらんください。

平成26年度一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

初めに、歳入でございます。

1 款村税、調定額15億7,164万3,011円、収入済額14億1,563万3,276円、不納欠損額1,438万3,299円、収入未済額 1 億4,162万6,436円、比較1,356万4,276円。1 項村民税、調定額 7 億848万5,232円、収入済額 6 億5,089万1,996円、不納欠損額445万6,449円、収入未済額5,313万6,787円、比較518万5,996円。2 項固定資産税、調定額 7 億4,765万9,337円、収入済額 6 億5,200万4,430円、不納欠損額974万1,350円、収入未済額8,591万3,557円、比較541万6,430円。3 項軽自動車税、調定額4,013万1,784円、収入済額3,737万192円、不納欠損額18万5,500円、収入未済額257万6,092円、比較244万6,192円。4 項村たばこ税、調定額7,536万6,658円、収入済額、同額、比較51万5,658円。

2 款地方譲与税、調定額7,581万5,000円、収入済額、同額、比較218万5,000円の減。1 項地方揮発油譲与税、調定額2,270万1,000円、収入済額、同額、比較129万9,000円の減。2 項自動車重量譲与税、調定額5,311万4,000円、収入済額、同額、比較88万6,000円の減。

3 款利子割交付金、調定額252万1,000円、収入済額、同額、比較67万9,000円の減。1 項利子割交付金、同額。

4 款配当割交付金、調定額1,048万9,000円、収入済額、同額、比較757万1,000円。1 項配当割交付金、同額。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額613万4,000円、収入済額、同額、比較522万4,000円。1 項株式等譲渡所得割交付金、同額。

6 款地方消費税交付金、調定額 1 億4,628万9,000円、収入済額、同額、比較1,628万9,000円。1 項地方消費税交付金、同額。

7 款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,091万4,330円、収入済額、同額、比較91万4,330円。1 項ゴルフ場利用税交付金、同額。

8 款自動車取得税交付金、調定額1,044万円、収入済額、同額、比較1,356万円の減。1 項自動車取

得税交付金、同額。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額6,807万6,000円、収入済額、同額。1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額。

10款地方特例交付金、調定額969万3,000円、収入済額、同額。1項地方特例交付金、同額。

11款地方交付税、調定額13億8,369万4,000円、収入済額、同額、比較3,742万円。1項地方交付税、同額。

12款交通安全対策特別交付金、調定額206万2,000円、収入済額、同額、比較43万8,000円の減。1項交通安全対策特別交付金、同額。

13款分担金及び負担金、調定額7,258万1,897円、収入済額6,135万9,210円、収入未済額1,122万2,687円、比較264万7,210円。1項負担金、同額。

14款使用料及び手数料、調定額4,290万2,334円、収入済額2,939万9,734円、収入未済額1,350万2,600円、比較1万6,266円の減。1項使用料、調定額3,470万5,357円、収入済額2,120万2,757円、収入未済額1,350万2,600円、比較24万2,243円の減。2項手数料、調定額819万6,977円、収入済額、同額、比較22万5,977円。

15款国庫支出金、調定額7億3,104万4,706円、収入済額、同額、比較7,904万5,294円の減。1項国庫負担金、調定額3億7,361万5,278円、収入済額、同額、比較509万3,722円の減。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2項国庫補助金、調定額3億5,262万1,000円、収入済額、同額、比較7,457万9,000円の減。3項国庫委託金、調定額480万8,428円、収入済額、同額、比較62万7,428円。

16款県支出金、調定額5億2,321万9,552円、収入済額、同額、比較3億520万6,448円の減。1項県負担金、調定額2億172万7,557円、収入済額、同額、比較241万3,443円の減。2項県補助金、調定額2億8,618万5,885円、収入済額、同額、比較3億386万3,115円の減。3項県委託金、調定額3,530万6,110円、収入済額、同額、比較107万110円。

17款財産収入、調定額6,480万6,596円、収入済額5,135万7,487円、収入未済額1,344万9,109円、比較398万3,513円の減。1項財産運用収入、調定額6,331万5,498円、収入済額4,986万6,389円、収入未済額1,344万9,109円、比較398万1,611円の減。2項財産売却収入、調定額149万1,098円、収入済額、同額、比較1,902円の減。

18款寄附金、調定額8,936万9,000円、収入済額、同額、比較122万6,000円の減。1項寄附金、同額。

19款繰入金、調定額9億4,410万7,072円、収入済額、同額、比較1億1,835万928円の減。1項基金繰入金、同額。

20款繰越金、調定額1億9,933万9,916円、収入済額、同額、比較216円。1項繰越金、同額。

21款諸収入、調定額6,203万2,294円、収入済額、同額、比較759万2,706円の減。1項延滞金加算金及び過料、調定額727万4,977円、収入済額、同額、比較280万6,977円。2項村預金利子、調定額

9,014円、収入済額、同額、比較2万986円の減。3項貸付金元利収入、調定額80万円、収入済額、同額。4項雑入、調定額5,394万8,303円、収入済額、同額、比較1,037万8,697円の減。

22款村債、調定額2億6,582万3,000円、収入済額、同額、比較180万円の減。1項村債、同額。

歳入合計、予算額65億4,926万5,700円に対し調定額62億9,299万6,708円、収入済額60億9,881万2,577円、不納欠損額1,438万3,299円、収入未済額1億7,980万832円、比較4億5,045万3,123円の減でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度一般会計歳入歳出決算書の歳出でございます。支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

歳入と同様に、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

1款議会費、支出済額9,344万4,289円、不用額92万6,711円、比較、同額。1項議会費、同額。

2款総務費、支出済額8億9,543万5,686円、翌年度繰越額4,946万1,000円、不用額3,486万5,314円、比較8,432万6,314円。1項総務管理費、支出済額7億5,583万553円、翌年度繰越額4,946万1,000円、不用額2,236万2,447円、比較7,182万3,447円。2項徴税費、支出済額8,722万3,973円、不用額1,051万4,027円、比較、同額。3項戸籍住民基本台帳費、支出済額3,244万6,844円、不用額74万1,156円、比較、同額。4項選挙費、支出済額1,112万988円、不用額65万1,012円、比較、同額。5項統計調査費、支出済額837万1,728円、不用額59万1,272円、比較、同額。6項監査委員費、支出済額44万1,600円、不用額5,400円、比較、同額。

3款民生費、支出済額17億1,980万4,530円、不用額6,593万3,470円、比較、同額。1項社会福祉費、支出済額10億9,930万5,629円、不用額5,446万371円、比較、同額。2項児童福祉費、支出済額6億1,060万6,837円、不用額1,055万9,163円、比較、同額。3項災害救助費、支出済額989万2,064円、不用額91万3,936円、比較、同額。

4款衛生費、支出済額2億7,962万8,713円、不用額923万4,287円、比較、同額。1項保健衛生費、支出済額1億6,512万8,605円、不用額915万2,395円、比較、同額。2項清掃費、支出済額1億1,450万108円、不用額8万1,892円、比較、同額。

5款労働費、支出済額417万6,035円、不用額33万8,965円、比較、同額。1項労働諸費、同額。

6款農林水産業費、支出済額4億3,672万4,955円、翌年度繰越額3億4,280万9,598円、不用額2,075万147円、比較3億6,355万9,745円。1項農業費、支出済額4億1,957万2,380円、翌年度繰越額3億4,280万9,598円、不用額1,861万8,722円、比較3億6,142万8,320円。2項林業費、支出済額1,715万2,575円、不用額213万1,425円、比較、同額。

7款商工費、支出済額1,564万3,925円、翌年度繰越額1,431万9,000円、不用額352万3,075円、比較1,784万2,075円。1項商工費、同額。

8款土木費、支出済額4億5,355万560円、翌年度繰越額2,957万3,000円、不用額4,367万8,440円、

比較7,325万1,440円。1項土木管理費、支出済額1,784万4,911円、不用額26万7,089円、比較、同額。2項道路橋りょう費、支出済額2億565万4,558円、翌年度繰越額2,957万3,000円、不用額1,258万2,442円、比較4,215万5,442円。3項河川費、支出済額198万7,370円、不用額86万630円、比較、同額。4項住宅費、支出済額621万1,159円、不用額48万9,841円、比較、同額。5項都市計画費、支出済額2億2,185万2,562円、不用額2,947万8,438円、比較、同額。

9款消防費、支出済額2億5,155万6,201円、不用額366万8,799円、比較、同額。1項消防費、同額。10款教育費、支出済額13億7,276万901円、翌年度繰越額1,507万1,700円、不用額8,047万8,399円、比較9,555万99円。1項教育総務費、支出済額5,485万2,896円、不用額223万104円、比較、同額。2項小学校費、支出済額7億2,286万6,894円、翌年度繰越額902万3,700円、不用額5,599万406円、比較6,501万4,106円。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。お願いいたします。

3項中学校費、支出済額1億16万1,189円、不用額1,016万2,811円、比較、同額。4項幼稚園費、支出済額1億47万2,902円、不用額329万3,098円、比較、同額。5項社会教育費、支出済額2億6,329万8,321円、翌年度繰越額604万8,000円、不用額610万4,679円、比較1,215万2,679円。6項保健体育費、支出済額1億3,110万8,699円、不用額269万7,301円、比較、同額。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額。1項農林水産業施設災害復旧費、不用額2,000円、比較、同額。2項公共土木施設災害復旧費、不用額1,000円、比較、同額。

12款公債費、支出済額3億744万6,888円、不用額63万7,112円、比較、同額。1項公債費、同額。

13款諸支出金費、支出済額34万1,851円、不用額1,149円、比較、同額。1項普通財産取得費、不用額1,000円、比較、同額。2項土地開発基金費、支出済額34万1,851円、不用額149円、比較、同額。

14款予備費、不用額347万8,000円、比較、同額。1項予備費、同額。

歳出合計、予算額65億4,926万5,700円に対し、支出済額58億3,051万4,534円、翌年度繰越額4億5,123万4,298円、不用額2億6,751万6,868円、比較7億1,875万1,166円でございます。

なお、16ページから217ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。なお、218ページから222ページが財産に関する調書、それから、223ページは地方債に関する内容を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、甚だ雑駁ではございますが、平成26年度一般会計の決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご認定していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

監査報告、質疑については10日に行います。

◇
◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、平成27年第3回定例会2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時31分散会

平成 2 7 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 0 日 (木)

平成27年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

平成27年9月10日（木曜日）

議事日程 第3号

平成27年9月10日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について（監査報告、質疑）
- 日程第 3 議案第49号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第50号 訴訟上の和解について
- 日程第 5 議案第51号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第52号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第53号 榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第54号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 発委第 3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 発委第 4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 日程第11 議案第55号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第56号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第61号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第62号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第63号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分について
- 日程第21 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長補佐	阿久澤正明君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君
代表監査委員	岩崎唯雄君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職と岩崎代表監査委員の出席を求めています。本日は上下水道課清水喜代志課長が病気のため欠席との届け出がありました。かわりに、上下水道課阿久澤課長補佐が出席をしております。

直ちに、お手元に配付いたしました日程表に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

9番松岡好雄君、11番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、平成26年度榛東村決算等審査意見書について申し述べます。

お手元の意見書3ページをお願いいたします。

地方自治法の規定によりまして、村長から審査に付された次の会計に係る平成26年度歳入歳出決算について審査をいたしました。

平成26年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく自然エネルギー発電事業特別会計について実施をいたしました。

審査の期間でございますが、平成27年7月15日から8月3日まで、実質8日間でございます。

以下、要点を述べて、数字は100万円単位といたして報告いたします。

審査の方法でございますが、下記のとおりでございます。

審査の結果については、村長から審査に付された各会計に関する調書、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他の証書類を照合した結果、誤りのないことが認められました。また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められました。

次に、決算の規模でございますが、総計決算額は、歳入で99億6,700万円、歳出95億600万円でございます。純計決算額においては、歳入は93億4,900万円、歳出88億8,800万円でございます。総計決算では、前年に比べまして、歳入が10億900万円、歳出が9億5,800万円増加しております。

決算収支でございますが、形式収支で4億6,000万円、実質収支で3億6,100万円の黒字でございます。決算収支の状況は、下の表のとおりでございます。

予算の執行状況でございますが、総計決算における歳入額99億6,700万円は、調定額108億800万円に比べまして、収入率が92.21%でございます。収入未済額8億1,200万円、前年に比べて1,500万円の減少。不納欠損が2,900万円で、前年に比べますと600万円の増加となっております。

歳出決算額の95億600万円、予算に対して91.24%の執行率でございます。

なお、4億5,100万円は、繰越明許で27年度に繰り越されております。

次に、一般会計でございますが、決算額は、歳入が60億9,800万円、歳出58億3,000万円。形式収支で2億6,800万円、実質収支で1億6,900万円のいずれもプラスでございます。

次に、歳入の概要でございますけれども、調定額62億9,200万円に対して、収入率が96.91%。不納欠損は1,400万円、収入未済額は1億7,900万円、前年に比べて収入済額は9億1,700万円の増加、不納欠損は400万円、収入未済は2,100万円、それぞれ減少となっております。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございますが、このうち大きいものを幾つか申し上げたいと思います。

まず、アの村税でございます。26年度は14億1,500万円の収入増でございました。前年度に比べますと500万円ふえております。調定に対する収入率は90.07%となっております。前年度に比べて1.64ポイント増加。収入未済額は1億4,100万円、前年度に比べて2,400万円減少でございます。不納欠損は1,400万円、前年度に比べて、これも400万円減少しております。

それから、エの使用料及び手数料をごらんください。

収入済額は2,900万円、前年度に比べて200万円減少しております。特に住宅使用料の調定に対する収入率が35.11%と低い値になっております。前年度に比べて9.07ポイントの減少。収入未済額の大部分は住宅でございます。1,340万6,000円、前年度に比べて300万円増加しております。

それから、キの寄附金、これをごらんください。

収入済額は8,900万円ですが、これは地方創生の寄附金が8,800万円、25年に比べて皆増していることによるものでございます。

村債については、前年に比べて1,700万円の増加でございます。

それから、歳入の過大・過小について申し述べたいと思います。

今年度から200万円を上回る科目について審査を実施しました。次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、本事案では、予算編成及び交付申請等の事務を進めていく段階で必要な確認を怠ったものということで、こういう事案になったと思います。

それから、ちょっと申しわけないんですが、国庫補助金「4,322」となっておりますが、これは423万9,000円の誤りですので、訂正をお願いいたします。

その他25件の案件があったんですが、額の確定が年度末というようなことで、困難な事案であって、適切な予算管理が行われたものと思われま。25件の事案は、次のページの表のとおりでございます。

それから、収入未済・滞納整理についてでございます。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について審査を実施しました。管理は適切に行われているということが確認できたんですが、しかしながら、収入未済額は毎年増加している科目もあります。負担の公平性の観点からも、さらなる徴収体制、収納対策の強化を図っていただきたいと思。い。ます。

収入未済額の状況は、表のとおりでございますが、全体では2,100万円減っておりますが、前に申しました、使用料及び手数料のところ。で。申し。た。ん。で。す。が、住宅使用料が306万8,000円と、これは突出して増加しております。

次に、歳出でございます。支出済額は58億3,000万円、89.03%の執行率。翌年度繰越が4億5,100万円、これは繰越明許が4億4,200万円、事故繰りが900万円という中身でございます。

款別の歳出の決算状況は、表のとおりでございますが、大きなものを幾つか申し上げたいと思。い。ます。

まず、イの総務費でございます。支出済額が8億9,500万円、執行率が91.39%、前年度に比べて1億2,000万円の増加でございます。

前年に比べて総務管理費が1億1,400万円ふえておりますが、目で見ますと、一般管理費が2,700万円、それから企画費が6,600万円、コミュニティ供用施設費が2,100万円、電算管理費が3,200万円増加でございます。一般管理費は人件費の増加。企画費は地域創生ふるさと事業の需用費が1,100万円、委託料が5,700万円でございます。コミュニティ供用施設費は、太陽光発電システムの増設工事。で。ご。ざ。い。ま。す。

それから、下のほうに書いてあります会計管理費について申し上げたいと思。い。ます。

公課費で源泉所得税、不納付加算税、延滞金ということで支出されておりますけれども、これは本来、源泉所得を正。当。に。徴。収。し。て。い。れ。ば。発。生。し。な。い。事。案。で。ご。ざ。い。ま。す。対象者が208名、これは村内外に多分かわることだと思。い。ます。ので、大変不名誉な、事務の正確を期していただきたいと思。い。ます。

翌年度へ4,900万円繰り越しておりますが、地域創生ふるさと応援事業ほか、非常に読みにくい交付金がいっぱいあるんですが、繰越明許によるものでござ。い。ま。す。

次に、民生費でございますけれども、支出済額は17億1,900万円と多額でございます。執行率は96.31%、1億1,700万円の増加でございます。このうち、社会福祉費が1億4,200万円の増、児童福

社費が3,500万円の減でございます。

社会福祉費の増加の内訳は、社会福祉費が5,100万円、障害福祉費は4,900万円、地方改善対策費が3,000万円です。児童福祉費の減少については、学童保育関係の工事、あるいは公有地の購入費が皆減したことで減額になっております。

22ページの教育費を見てください。

この教育費、支出済額は13億7,200万円、執行率は93.49%。前年に比べまして4億5,900万円の増加でございます。これは南小の体育館建設工事による工事請負費の増加、それから南部コミュニティセンターの改修工事に伴う工事費の増加等によるものでございます。

次に、高額不用額について、節単位で100万円以上の不用額が生じているものについて、34事案について検証いたしました。年度末にならないと金額が確定しないと、あるいは繰越事業等によって減額できないものとか、やむを得ないものということで、予算管理は適正に行われているものと認められました。

抽出審査を行いました案件について申し上げます。

消費的事業については、次に掲げる表の事案については、契約事務について不適切な点が認められました。その他の抽出事業については、適切に執行されておりました。

投資的事業については、次の事案に、入札、あるいは契約等において不適切な点が認められました。詳細は文書のとおりでございます。

その他の抽出事案については、適切に執行されていることを確認しました。

それから、現地踏査・物品審査でございますが、下記にある案件について行った結果、契約事項が適切に履行されていることを確認いたしました。

それから、交際費でございますが、表のとおりでございます。いずれの交際費においても適切な管理が執行されていることが確認されました。

次に、59ページをお願いします。

公有財産についてでございますが、26年度は土地が3,434平米増加ございました。主にふるさと公園用地の購入によるものでございます。建物については1,209平米の増加でございますが、主に南小体育館の新築によるものであります。

有価証券、出資による権利等は、変わりございません。

物品等でグランドピアノが11台ということになっておりますが、記載漏れが10台ありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、基金の状況でございますが、当年度末における基金残高53億4,500万円、前年度に比べて6億1,300万円減少しております。

表のとおりでございますが、一般会計で7億円減少、特別会計で8,700万円増加という現況でございます。

次に、村債の状況でございますけれども、当年度残高が75億200万円、前年に比べまして3,400万円の増加でございます。

なお、当村では、上水の企業債、これが4億2,700万円ございます。これを合わせますと79億3,000万円が村で抱えている債権ということになります。

なお、この79億3,000万円の中身なんですけど、上水、下水で46億7,600万円、59%を占めております。

次に、財政分析ですが、普通会計とは、一般会計と住宅特会と学校給食を含めまして重複する部分を控除したものが普通会計でございます。

歳入が62億7,000万円、歳出59億9,000万円、歳入が4億8,600万円プラス、歳出が9億2,300万円のプラスでございます。

歳入の構成でございます。自主財源と依存財源、これについては48.2対51.8ということで、自主財源が前年度に比べて1.8ポイント上昇しております。

それから、次に、歳出の構成でございますけれども、義務的経費が前年に比べて1億6,000万円増加。これは、人件費が4,700万円、扶助費が8,500万円、公債費が2,700万円増加していることでございます。

投資的経費は4億6,800万円増加しておりますが、普通建設事業費が増加していることによるものでございます。

主な財政指標で申し上げますと、財政力指数0.52、これは前年度と同じです。

経常収支比率は95.8%、これは前年に比べて7.9ポイント上昇、財政の硬直化が進んでおることでございます。

実質公債費比率は6.8、前年に比べて0.6上昇しております。これは次の表にもありますが、平成22年度は5.5だったんですね。これが毎年、今後ともどうも上がっていきそうです。なるべく抑えるように努力をされたいと思います。

最後になりますが、審査意見、平成26年度における総計決算額は、歳入で99億6,700万円、歳出95億600万円。形式収支が4億6,000万円、実質収支で3億6,100万円の黒字でございます。

一般会計の歳入決算が60億9,800万円、この歳入決算額の23.21%を占める自主財源、村税は、収入済額が14億1,500万円、収入率については90.07、前年が88.43%になっておりますので、1.64ポイント増加でございます。収納率がプラスということは、非常に評価できることでございまして、90.07は、平成20年が90.2%でございました。それから丸5年間は80%台におりまして、丸6年目の90%台でございます。これについては収納対策の強化、積極的に取り組んだ点で評価できることであると思っております。でも、県下の順位は上がらなかったようでございます。ぜひ収入率の向上、群馬県の順位も気にして取り組んでもらいたいと思っております。ほかの町村も一生懸命ということでございますね。当村でも、これだけ上がっても、なかなか上へ上がれないということは、ほかはもっと頑張っているかもしれないということでございますので、ご努力をお願いしたいと思います。

それから、住宅使用料についてですが、前年に比べて306万9,000円の増加、合計で1,340万6,000円となっております。これは前に申しましたが、調定に対して35.11というような収納率でございます。前年に比べて9.07、収納率も下がったというようなことで、早急に改善策を講じることを強く望むものであります。特に案件自体は、榛東村全部で54件の村営住宅でございますので、ご努力をお願いしたいと思います。

次に、普通建設事業について、当年度においては南小、あるいは南コミの改修工事などで4億6,800万円、前年度に比べて増加。当年度も、南部コミュニティセンターの改修工事等が実施される予定となっております。厳しい財政運営が予測されます。経費の縮減、事業の廃止を含めた既存事業の見直しを図るとともに、事業の計画的な推進により限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

なお、抽出で指摘をした事案について、今後このようなことがないように十分注意して適切な事務処理に努められたい。

財政指標でも、経常収支比率は95.8、前年度に比べて7.9ポイント悪化、財政の硬直化が急速に進んでいる点を認識されたい。

なお、町村では、経常収支比率は75%程度が妥当という指摘もございました。それに比べると、当村がいかに高いかという点をご考慮していただきたいと思います。

平成26年度における決算状況、財政状況等を見て勘案すると、当年度においては適切な財政運営、健全な財政状況が維持されていると。しかしながら、過去5年間の財政指標を比較してみると年々悪化しており、決して楽観視できる状況にないことを示しております。

今後も引き続いて健全な財政状況を維持して、将来的に持続可能な財政運営のため、収入率の向上及び収入未済額の解消により自主財源の確保に取り組んでいただきたい。

最後でございますけれども、行政への村民ニーズの変化、時代の要請に対応しつつ、さらなる村民サービスの提供、村民福祉の向上を要望して、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎監査委員の報告が終わりました。

岩崎監査委員さんには、大変お世話になりましたことに感謝を申し上げます。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は監査委員報告に対してで、一般会計のみの質疑でございまして、1人3問といたします。

質疑ございませんか。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 2点についてお聞きしたいと思います。

この監査意見書のほうに書かれている部分でもう少し詳しく説明いただきたいんですけども、まず1点目が、決算等審査意見書の25ページにおいて、「契約事務について不適切な点が認められた。」と書いてあります。地域創生ふるさと応援事業についてなんですけど、この不適切な点というのがどういった内容なのか、まず詳しく説明ください。

2点目なんですけれども、同じく意見書の11ページですね、次世代型自動車急速充電ステーション新設工事の部分で、歳入過大・過小で、当初予算において次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金が国庫補助と計上されていたけれども、途中で交付元が一般社団法人であることが判明して、補正予算を行うことなく雑入で受け入れられていると書いてあります。補助金の申請が行われておらず、歳入欠損が生じているということなんですけれども、これは去年の11月に竣工式が行われまして、議員全員呼ばれて、そこのパンフレットをみんないただいたんですけど、それを見ても、100%補助金で行った事業というように書いてあって、ここに書いてあれば、私もそれを信じていたんですけども、このあたりがどのようなことでこういう違っているような内容になったのか、そのあたり、わかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） まず、1点目の榛東村地域創生ふるさと応援事業受付決済等業務の関係でございますが、入札担当ということで総務課のほうでお答えさせていただきたいと思うんですけども、この事業について監査委員等のご指摘がございまして再度検証させていただきました。

その中で、繰り返しになるかと思いますが、まずこれを、事業については、お礼品に主眼を置いた新たなふるさと納税事業であると。榛東村地域創生ふるさと応援事業を行うに当たり、寄付の受付手続等の業務委託を行う、これが業務でございました。

そして、これを随意契約で行ったわけでございます。その中で、随契の根拠規定は、地方自治法施行令の167条の2第1項第6号でございます。これを法令等を読み込んでいきますと、第6項でございますけれども、「入札に付することが不利と認められるとき。」ということがここで規定をされております。

そして、この関係書類の中を精査してみますと、不利ということがどういうことかというのをこの中で精査してみました。そういった形でいきますと、この中で出てくるのが、時間的な制約等々が主な要因となっておりますけれども、その中で、随契理由の附属書類の中に2社、受注した1社のほかにもう1社が記載されております。であれば、この部分で2社があったわけですから、競争原理を働かせて、この中で時間的な制約があったとしても、実質的な業務の内容を精査して競争させるべきであったということがあると思いますので、この中の随契の6号というものについては、非常にこの内容については、これに当たらないということが言えるんじゃないかと思います。

それから、もう一つは、決定的なものがございます。まず、予定価格を村長設定、副村長設定して

いるわけですが、これが金額で予定価格を設定しておくにもかかわらず、入札書がパーセンテージで入っております。これはどこの法令に当たるかといいますと、榛東村財務規則の185条の第1項の第5号に、無効とする入札という規定がございます。読み上げますと、入札書の金額、氏名、印影、または重要な文字を誤脱し、若しくは不明確な入札により、これは無効にするということでございますので、本来の行政の常識であれば、この入札は無効であります。押してこれを契約したということは間違いございません。そういったことで、今申し上げましたけれども、随意契約の理由の当て方、それから本来の入札執行のあるべき姿の中で、非常に不適切というか、非常に無効の入札を執行してしまったということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 私のほうからは、充電器のインフラ普及支援金等のお話をさせていただきます。

まず、歳入で351万円ということで、役場前に設置の急速充電器に対する補助事業ということで351万円の歳入がされております。こちらの歳入につきましては、一般社団法人次世代自動車振興センターから歳入ということになっております。こちらでございますように、国庫補助金ということで当初予算計上してございまして、こちらで受けるべくところという予定をしておったところですが、実際は一般社団法人ということで歳入しております。こちらに書いてございまして、予算補正が必要でございまして、こちらのほう補正のほうをすることなく、国庫補助ではなくということには気づいていると思うんですが、雑入で351万円を受け入れを行ったということでございます。

それともう1点でございますけれども、もう一つの補助事業でございます。充電インフラ普及支援金というものがございます。こちらにつきましては、当時、役場、総務課のほうで所管しておった事業なんです、書類のほうを確認いたしましたところ、申請自体はしております。

こちらのほうは様式的に日付を入れて申請をするようなものでは、すみません、失礼しました。申請につきましては、ちょっと日付のほうを確認できなかったんですが、決算を間近に控えたというか、私どもに来たのが6月からですので、所管したのが、実は6月になってからの話なんです、予算を計上しているが調定がされていない、歳入も当然されていないと、どういうことでしょうかということで財政担当課のほうから話がありました。こちらのほうを確認したところ、書類が不備で、こちらのほう、書類の添付漏れがございましたので交付ができませんということで通知が入ってございました。こちらの入っていた書類のほうは27年4月28日付の書類でございます。こちらのほうを確認しまして、すぐ書類のほうを添付いたしまして、充電インフラ普及プロジェクト、こちらのほうに申請をしたところでございます。26年度の決算につきましては、歳入はされておられません。

歳入の予定の金額でございますけれども、予算的に212万1,000円ということでございますが、先日、

こちらのプロジェクトのほうに確認させていただきました。金額につきましては203万6,610円ということで、27年11月末ぐらいの日付で歳入というか、お金のほうが入金されるというようなお話をいただいております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時42分休憩

午前9時43分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうから説明いただいたんですけれども、ふるさと応援事業のほうをちょっと確認したいのが、2社あったけれども、結局は1社と随契で、金額を書くべきだったところが、パーセントだったから無効とするべき入札という認識でいいのか、ちょっとそこ、簡潔な部分1点お聞きしたいのと、補助金のほうなんですけれども、竣工時のときに、今、課長が説明いただいた部分と工事費の概要が違っているということは、そもそも補助金は、申請して、それで交付決定がきて、着工して、竣工した後に交付されるものだと思うので、もっと竣工じゃなくて、早い段階で国庫補助じゃないということもわかっていたと思うんですけれども、そのあたりはどうだったのか。また、申請の、今私が言った順番の認識が違っているのであれば、またそこも含めて説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（金井佐則君） 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、端的に申し上げます。

初めのところ、随契のところなんですけれども、随契の起案書はここにあるわけなんですけれども、これを見ますと、2社から比較をしているというような形で随契の理由がついております。その中で、特に出ているのは、登録後の開始時期は異なり、現在、ふるさと納税が大きく取り上げられている中で、早急に開始できることが望ましいためということで、2社を上げているにもかかわらず、特定1社にしているということでございます。

それから、決定的なものは、先ほど言いましたけれども、例を挙げてみますと、工事請負契約、予定価格は1,000万円のものがあるとして、そこに入札書をパーセンテージで入れたということでございます。それで、その入札が成り立つかということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 次世代型自動車急速充電ステーションの工事の関係でございます。補助金の事業の概要でございますけれども、こちらの工事のほう、工期が平成26年7月10日から27年1月31日という工期でございます。こちらのほうまだ完成していない状態で補助金の申請の書類、交付申請でございますけれども、1つが26年8月18日、ですので、完成を待たずとして、予定価格で補助金の申請をしております。

もう一つの充電インフラ普及プロジェクトのほうなんですけど、申請をしておるんですけど、こちらのほうの書類を確認したところ、申請日の記載というものがこちらの書類にないものですから、伺書もこちらのほうがちょっと見当たりません。でしたので、申請がいつされたか、いつしたかというものが、ちょっと確認できない状態でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 補助金のほうは、申請しているのは2つありますから、1つは申請、8月18日のほうにというような話で、もう一つはちょっと日付がないというお話があったんですけども、申請するということは、申請先、要は申請する元に申請するわけですから、元が国庫じゃないということは、もうその時点でわかっていることですよね。それを補正しなかったという部分と、やはり竣工式に全然その部分の改善されないまま、100%補助金でというような形で全員に案内をしたということ、このようなことが今後あってはならないんじゃないのかなと思っているんですけども、また入札のほうに関しましても、無効とする入札であったということで、このあたりもこういうことはあってはいけないと思っております。

また、今回改めて事務の細かい部分のずさんさというか、そういう部分が出たと思うんですけども、監査委員の指摘を受けまして、今後どのようにこの部分を改善していくのか。根拠となる法令等を正確にやはり職員一人一人が理解しなければいけないと思うんですけども、職員の指導等、対応も含めて、村長、今後の対応に関してお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、南議員がおっしゃるとおり、ちょっとこのような監査委員のほうからも指摘を受けてしまったということは、本当に残念なことだと思います。

しかし、これがこの手続、申請にしる、随契にしる、これ一人でやっていたんじゃやはりだめだと。やはり何人かで見ながら、そして何人かで起案とかそういうものについてもチェックする体制というものが必要じゃないかなというように、特に随契とかそういうものについては必ず必要というように思っております。これらを改善しながら、今後についても正しい、特に村税とかそういう大切なお金

を使うわけですから、不適切がないように、特に随契についてはよく考えて正しい方向に持っていきたいというように思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番、早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今回のやはり25ページの地域創生ふるさと応援事業の随契が不適切と認めた事業費ということについて質問したいと思うんですけども、随契、私、きょうは使わないと思って、地方自治法の法規を持ってこなかったのも、詳しくは法規内容全部記憶はしていないわけなんですけど、ただ、私が認識しているところでは、まずここに「入札に付することが不利であるとの理由にはあたらない」というふうになっているんですけども、私の記憶だと、随意契約の中に、有利と認めた場合は随意契約をしてもいいという項目もあったと思います。私が聞いて、なおかつ、書類を調べて自分で把握しているのは、要するに、3社に見積もりを出したけれども2社に断られたと、見積もりも、だから、42円の売電価格には間に合わない。一定以上するとおくれちゃうというようなことで、それに間に合わせるために、最終的に随意契約をしたんだと、そういうふうには認識をしているわけなんですけど、そういうことであるならば、随意契約に何ら問題がないというふうには私は考えているわけなんですけど、私の認識が違っていたら、違っているところを指摘してもらいたいと思うんですね。当時、私、議員じゃなかったもので、後にいろいろ資料を調べたり、聞いた話によって私が認識しているところなんです。

それと、なおかつ、ほかのいろいろ指摘をされましたけれども、このような書類上のミスというのは、過去にもいっぱいあったと思うんですね。決してあってはいけないことです。ですから、指摘あったからには、きちっとこれからやらなくちゃいけないわけなんですけど、何も今回たまたまこうやって出てきて、あくまでも書類の不備ということで、私が言いたいのは、今回だけじゃなくて、過去にもこういうことはいっぱいあったらというふうには思われるわけですね。だからといっていいということじゃなくて、これを契機にきちっと書類の不備については直していかなくちゃいけないというふうには思いますけれども、とりわけ随意契約について説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前9時52分休憩

午前9時52分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

4番、小山久利君。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 平成26年度榛東村決算等審査意見書の26ページなんですけど、中段に「楽集センター太陽光発電及び蓄電池設備工事に係る入札執行事務は、1回目の入札では予定価格に達した事業者はなく、再度入札を行っている。再度入札では金額欄に辞退と記載した入札書を1事業者を除く全事業者が提出しており、その時点で競争性が確保されていなかった。また、残りの1事業者は再度入札において1回目と同じ金額の札を入れたため失格となっているにも関わらず再度入札が成立しているが、入札手続きをやり直すべきであったと認められる。さらに最低入札金額が提出されていることを理由として、再度入札において失格とした事業者と随意契約により工事請負契約が締結されていたが、これは適切とはいえない。」とございます。この監査委員さんの指摘なんですけど、こういったところに不備があったのか。また、契約の方法、内容について説明いただきたいと思います。

あと、関連で、各コミセンにも太陽光発電を設置したんですけど、これも随意契約で行っております。また、関連で、白子の海も随意契約なので、そのときの入札経緯がわかりましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） まず、説明の前におわび申し上げたいと思います。非常に不適切な入札があったということで、これから説明申し上げたいと思うんですけども、大変申しわけありませんでした。

まず、1点目として、小山議員さんからご指摘、また監査委員さんから非常に強くご指摘あった件についてご説明申し上げますと、本件については、26年12月25日付で、工事名が平成26年度榛東村楽集センター太陽光発電及び蓄電池設備工事の入札執行を行っております。

詳細を申し上げますと、この中で指名業者を10社、これは指名の規定の内規に基づきましてやりました。そのうちの2社が辞退したということで、8社の競争入札を実施したわけでございます。

入札の執行状況を検証していきますと、まず第1回目でございます。全ての業者が予定価格を下回ることができず、落札には至らなかったと。最低入札者は村内の営業者で、3,000万円で応札しているということでございました。そして、これが予定価格に達していないということで、第2回目を行っております。第1回目の最低価格社を除き、他の7社が全て辞退届を提出して辞退してしまったということでございます。また、最低価格社は、第1回目の応札額と同じ額で応札した、3,000万円を入れたということで、失格として認定してしまったということでございます。

そして、これを関係法令と整合して問題点を申し上げますと、2点であります。1点が、榛東村入札心得の第3条第3項で、入札辞退届等により入札者が1業者となったときは、入札執行を中止するという規定がございます。それから、第2回目の開札前に入札は成立しなかったわけでございます。

ということは、ここで入札を不成立として取りやめなくちゃならなかったということでございます。

このようなケースは、発注者側に積算等の錯誤があった可能性が極めて高いわけでございます。よって、このときには、これまでの対応策としますと、設計書の見直し等を行って、あるいは業者の入れかえを行って、まず行政の中で瑕疵がないかということを検証して、再度、入札に付すべきだということが一つでございます。

それから、2点目といたしまして、第2回目に唯一応札者となった、第1回目の最低応札者になった村内の営業者について失格と認定しております。榛東村の入札心得に失格という規定はございません。ですから、ここでも大きな間違いをしてしまったと。失格でございます。よって、失格と決定したことは間違いでございます。

第1回目と第2回目を同額で応札したことについて、これは有効であります。有効であったはずなのを失格としてしまったわけです。ただし、これも入札は不成立だったということでございます。

なお、この失格について、県の関係法令を県とも調整して聞いたところ、群馬県競争入札心得の第11項第6号に、失格となった者は、再度入札及び再々度入札には参加できませんよとうたっているわけでございます。ですから、以後、できないということであります。

そして、次の大きな間違いをしまっているのが、不落随契に移ったということでございます。第2回目の入札が不成立だったにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号で申し上げますと、競争入札に付し入札者がいないときは、再度入札に付しても落札者がいないとき、これを根拠として随契ができるわけですけれども、これを失格者、第2回入札で第1回の応札者と同額を記載して、村の営業者を失格と認定したものと随意契約を締結してしまったというものでございます。この2回入札は不成立であり、地方自治法第167条の2の第1項第8号、再度入札に付しても、落札者がいないという根拠に当たらないと。なぜかといいますと、不成立にしているわけですから、再度入札にはしていないということでございます。

したがって、結果的に申し上げますと、この入札についても、非常に疑義というんですかね、法令上の中で非常に問題がある入札だったということでございます。

それから、もう一つについてです。先ほどパネルの関係ですけれども、これは随契じゃなく入札執行しておりますので、随意契約ではございません。

まず、2点目でございますけれども、これについても非常に大きな問題を抱えている案件でございました。ご存じのように、26年、27年で、各区に太陽光の発電システムを設置いたしました。26年度は8区から19区ということで10カ所設置したというわけでございます。これを検証して書類等を見っていきますと、入札ということよりも、考え方ですね。まず、26年度はパネルについてシャープ製を限定して入れております。このシャープ製の中でも最高級のパネルをここに採用しております。そして、27年度について、これが妥当だったか、適正だったかどうかということを検証しました。約700万円高い、余計に支出しているということがわかってきました。そういったことで、なぜかといいますと、

競争原理というのは、1社を指定して競争するんじゃないくて、例えばほかにも京セラとか他社が相当数ありました。それから、機能についても最高級のものを使う必要はなかったわけですよ、公会堂ですけれどもね。そういうことで十分足りたわけです。そういったものを含めた中で、ここをなぜシャープに限定して、高価なものを使って、なおかつ競争原理を働かさず1社を指定してしなければならなかったか、非常にここは疑義が残るというものでございます。

そして、最後でございますけれども、白子の海のポートの関係でございます。これについては大きな問題ということで、現在調査も進んでいるわけでございますけれども、その中でわかってきたことについて申し上げますと、まず1つについて、村長も再三申し上げましたけれども、随契をしているということなんですけれども、これについては競争入札はできました、やれることは。なぜかといいますと、検証してみますと、当時、シャープさんのほかに7社が実際に全国でこの事業を手がけておりました。ですから、そういうことを言いますと、このシャープありき、それから機能的なものも全部検証してみますと、必ずしもシャープでなくてもできたということは、調査の段階でわかってきました。

そういったことで、必ずしも42円、それから42円についても、緊急性があって、なおかつ工事ということにしますと、これについても必ずしもそういったことはなかったということもわかってきて、そうしますと、やはりこの24年12月20日の段階で、全員協議会でいきなりシャープの名前が出てきております。これを出す前の段階で、例えば委託業者等入れて、そこで十分精査をして、例えば全国各社ないのか、あるいは価格はどうだったのか、機能はどうだったのか、あるいは耐久性はどうだったか、その検証をここですべきだったということでございます。ですから、そういうことを考えますと、後に随契に移っておりますけれども、まずそこで価格競争しておれば、2億円近い金がかしたら安くできた可能性があるんですね。そこも十分やはり検証しなくちゃならないところであったと思います。

まず、機能もそうかもしれませんけれども、税で皆さんのとうといお金ですから、1円でも安くすることがやはり前提になるわけですから、そういうことで、その部分が非常に議会にいきなり出る前の段階で検証を十分して、本当に拙速でやる必要があったかどうかというのは、非常に厳しいというか、本来の行政的な担当であれば、十分そこをやって、専門の委託業者を入れて検証して、そして入札執行をかけるということができたはずですので、そういったことで非常に疑問が残る案件だったということです。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 不適切な事務だったということですが、本来の適切な入札のあり方、また不落随契、随意契約のやり方、榛東村のやり方ですか、適正な方法はこういう方法だということをお教え

ていただきたいんですが。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それは、群馬県の監理課からもご指導いただいて、不落随契に至るフローチャートというか、移行できるときの内規というか、そういう形を設けております。

まず、1つとしますと、不落随契に移るのは、基本的には予定価格と非常に開差が少ない場合ですね。例えば10%以内とか20%以内とか、そういう形の場合には、そういう形で随契に移っていきえるということでもあります。なぜかといいますと、それ以上開いてしまいますと、設計の内容がおかしいということになってしまうわけですから、そういう形の中で開差の部分が非常に、パーセンテージは申し上げられませんけれども、そういう形。

それから、そうじゃなくて、指名がえはどういう場合かといいますと、明らかに、先ほど言いましたけれども、全体の業者のうち、8業者のうち7業者が辞退してしまうというような事態になりますと、これについては、それ以後全ての競争原理は働きませんから、そういう場合については不落随契ではなくて、指名がえ、あるいは設計内容の見直しということを行うと、この2つに分かれているわけでございます。

実際に不落随契を行っておりますけれども、大きな開差、今回ご指摘いただいた住民課の案件については、こういったことは過去私も初めて見たので驚いているんですけども、この辺については、こういった案件については、間違いなく再度入札日を変えて、設計内容を変えるということで、不落随契には移れないということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 最後の質問なんですが、たまたま今回の抽出ということでこの案件が浮かんで来たんですが、ほかの事業全般を見たときに、このようなことがないと言えるのでしょうか。

あと、この事務手続等に不備があったということなんですが、先ほど南議員もおっしゃっていましたが、今後の対応とか、どのように今後こういう事態が起きないように、先ほど村長、指導することですが、あつてはならないことなので再度確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど南議員のほうに答えたとおり、これの見直しは、見直しというのか、入札執行に当たっても、あるいは随契等においても、正しいかどうか、これらを再度内規的なものを見直す必要があるかなというように思います。

さらに、私も、先ほど総務課長が話ありましたけれども、26年度の決算の監査、それで最終日に私

のほうに総評ということで私は受けることになっております。それで初めてこういうことがあったのかということがわかりまして、これちょっとおかしいな、それで検証をさせてもらったところがございます。

これについても、内容についてはどういうことがあったんですかと、逆に監査委員の方に聞いたような状態でした。それを受けて、やはりそれは今、前から見直す必要があるということでやっておりますので、今あるかどうかというものは、ちょっとコメントは控えさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 5番山口です。

岩崎監査役からも説明があったわけですが、平成26年度の村税ですが、収入済額で14億1,500万円余りと。6年ぶりに90%台になったということで、このことは税務課、また職員の皆様のご努力があったと、そういうふうに評価をしております。

そこで、監査役もおっしゃっていたんですが、順位は変わらなかったと、そういうことなんですが、榛東村の置かれている位置がどのぐらいなのか。それから、35市町村の中で上位クラスの市町村は、どのぐらいの収納率を上げているのか。その収納率に対してどのような施策を講じているのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） お答えします。

26年度の村税の徴収率でございます。確認でございますが、最終的に90.1%でございます。

ちなみに、昨年度、25年度につきましては88.4%、1.7%上がりました、おかげさまで。

榛東村の26年度の県下の順位でございます。県下35市町村でございます。今回、おかげさまで1.7ポイント上がって90.1%になったんですけれども、悲しいかな、25年度30位で、26年度も30位でございます。変わりません。というのも、榛東、少し上がったんですが、ほかの市町村も、榛東以上に上がっているところが多くて、榛東村は上位に行けませんでした。そういう実情がございます。

それから、もう一つ、今後の徴収対策……

〔「収納率の高い市町村」の声あり〕

○税務課長（岩田健一君） 収納率の一番高いのは、ここ何年か上野村が100%でございます。35市町村中1位。もう何年か、ずっと100%の1位でございます。

参考としまして、榛東は25、26と、35市町村中30位でございます。あと市部につきましても、前橋、沼田等、市部につきましては上位のほうに位置してございます。

あとは上野村初め、村で、余り県の端にある人口の少ないところにつきましては、徴収率は高いということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 今、税務課長からも話があって、努力はしたんだけど、ほかの市町村も努力をしていると。その努力の仕方というのがどうなのか、ちょっと説明はなかったんですけど、今後の課題となるわけですけど、決算書の17ページにありますように、例えば個人の住民税は、スタート時点で98%の収納率でありました。この2%がスタート時点で次の滞納につながってくるわけです。これをいかに99か100%に近づけていく、そういった努力をやはりすることも大事だと考えています。

それで、この項目の中に、わずかなんですけど、8万3,660円の現年度分の中で不納欠損があるんですが、これは何なのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） お答えします。

平成26年度の住民税の不納欠損、普通徴収の現年度分で8万幾らございました。これにつきまして調べましたら、現年度は即時欠損と申しまして、ずっと置いておいても絶対取れないというものでございます。これは地方税法の関係で、現年度分であっても落とさなくちゃならない。その要件について調べましたら、対象者2名ありました。2人とも外国人でございます。税金を納めないで本国へ帰っちゃったと。その者の資産とか預金を調べましたけれども、該当するものがありませんでした。それで、現年度分でありますけれども、不納欠損したというものでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） わずかでも、やはり納めなければならぬ、これは件だと思うんです。取り立てるとかそういうものじゃなくて、やはり個人個人が納税の義務があるわけですから、そういうことで、ぜひ収納対策をいろいろなところで勉強していただいて、さらに91、92、93、そういうふうになるように努力をしていただきたいんです。

そこで、村長にお伺いします。

一般質問でも回答はいただいているんですが、職員が年末に回ったり何かして、こういうふうな税をいただくというような、そういうことも含めた回答があったんですが、それには限度があると思います。

これは数字を管理する、そういう中では、やはり目標管理を徹底的に行うことが必要じゃないかと思えます。

そこで、村長が今後、収納率が上がる対策として、そういうものを含めてやっていくお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この収納率を上げるということは、言うなれば、課税したものについては100%取る、これは公平性の面からもやっていく必要があると。そのほか、その家庭、その個人がいろいろな面で、ここのところはそういうときになっているときには、生活保護とか、またそれは別の問題であるわけですから、そういうためにも100%を目指してやっていくということが当然じゃないかなというように思っています。

その方策として、今、県のほうへ、徴収対策としての職員を研修にやっております。過去にも5人か6人の人を研修に送って、そのノウハウを習得すると。そして、逆に県のほうから職員を送ってもらって、それで役場職員の知らなかったことを教えてもらうという手続もやっております。今年度もそれも来ておりますので、今検討しているところでございます。

何と云っても、これについて今村でやっている一定の滞納を過ぎたところについては、嘱託職員をお願いして、その人たちに戸別訪問をしてもらっているところです。さらに、債権とかそういうものについて今現在差し押さえもやむを得ないというときには、それを実行して、毅然たる態度でやっていく必要があるというように考えております。何と云っても、公平公正な徴収の仕方をやっていきたい、その方策を考えていきたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

3番 松井保夫君。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 私は監査委員なので、内容的なものは一切言うつもりはありません。一般論として、この監査委員から指摘事項が出たときに、いっぱい議員からこの内容的なものを説明してくださいと。内容的なものを説明しました。今、総務課長なり課長が答弁の中で、全然対策、こういうものは全然言葉として出てきません。例えば、申請書が提出していないなんていうのは、こんなの職員の職務怠慢ですよ。まず、その点を謝るべきですよ、村民に対して。そうでしょう。あれが悪い、これが悪いじゃないんだよ。今後どうするかという一般論で言わせていただければ、改善論を言っていただきたい。例えば、ダブルチェックをしてそういうことがないようにするとか、それなくして、監査委員の報告の改善事項は私はないと思いますけれども、総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは監査システム上の話になるかと思えますけれども、まず監査は現金出納検査から始まりまして決算書の中を検査していただいて、そして監査委員からご指摘いただくと。まず、第一段階とすれば、各事案に対してどういうふうな形の処置、あるいはどういうふうなものが問題があったかとやるのが、まず第一義的にやることだと思えますけれども、先ほど村長申し上げましたけれども、非常に入札関係を含めて、事務上を含めて、非常に不手際といいますか、ありますけれども、今回については、26年度の決算の中でご指摘していただいた事項については真摯に受けとめながら、至急改善できるものは改善していくというのが、行政上のこれまでの流れでございます。そういったことで、非常にご不満は残るかと思えますけれども、いずれにしても一つ一つのご指摘いただいた、あるいは日常の業務の中で気づかなかった点もございましたので、そういったものを含めて職員全体で再度検討して、今後こういったことが繰り返されないような形の処置を講じていきたいということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 今総務課長からのお答えを聞いた中で、やはり榛東村の職員、課長クラスは横のつながりが一つもないのか。あれが悪い、これが悪いと思っていたら、それを担当課長に言えるような体系にない、こういう理解でよろしいですか、総務課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 栢井議員がおっしゃってるようなそういうことではございません。各一つの事案を見ていただきますと、例えば今回あったいろいろなものについては、各担当課で担当課長、担当、係、そして副村長、村長という決済の流れの中で完結したのものについては、文書管理規定の中でこれは10年保存というような形の中で保存していくわけですから、それを他の課の職員が見ていて、どういうものを契約してどうだというのは、これは監査上の中で確認できることであって、他の課長がその各事務分掌に応じて、例えば総務課の私が行って住民課のを見るとか、そういうことは行政システム上は不可能でございます。また、それをやっていると、スピード感を持った行政は進められないというように考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） よく認識をさせていただきました。ほかの課は全然一切関係ないというやり方で榛東村は実施をしていると。やはり、監査の指摘事項があったら、村ぐるみで一般論としてですよ。よくするためですから、村を。村を村民のためによくするためなんだから、これはやはり改善事項、皆さんもう一度改善事項について、こういう点については各課でダブルチェックをするとか、こ

のようにしてやはりなくしていかなければ、私はなくならないと思います。村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 榎井議員おっしゃるとおりだというように思います。

私も今回の当初のときに話をさせてもらいました。1つの課でいろいろこういう例えば議会であっても、答えられない場合、違う課でもいいんですよ。それをちゃんとやってください。あるいは、1つの課の中であっても1人でやっているのではなく複数制をとりましょうということで、今やらせてもらっております。1人だけでやるんじゃない。それらについて、チェック機能もそれによって少し働いていくというような思いも、また住民の皆さんにそれがその人1人がいないために答えられない、仕事ができないということじゃ困りますので、これはその課、あるいは他の課であっても、いろいろなことが住民に不備のないようにということで、今やらせているつもりでございます。今後についてもそのとおり、やはり榎井議員のおっしゃるとおりだというように私も思っておりますので、進めたいというように思っています。

○議長（金井佐則君） 13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 本来ならば、12月の定例会で一般質問として取り上げてもいいんですけども、しかし余りにも時間がたってしまうんで、やはり今から言うことはスピード感を持ってする必要があるというふうに思うので、あえてこの場で質問をさせていただきます。

監査委員の指摘で、68ページに書かれているんですけども、経常収支比率が95.8%、財政の硬直化が急速に進んでいると、こういう指摘がありました。そこで、やはりこういう財政の硬直化を脱するためには、自主財源を確保するということが一つの大きな手だてだというふうにも思うわけですね。そういった観点から、今回村長がかわりまして、前阿久澤村政のときに地域創生事業で交付決定を受けました。その中で、榛東村の米をブランド化して産業を活性化していくということであったんですけども、そのブランド化ということが、まず精米機は買う予算が要するに交付決定されたんですけども、それはお断りをして精米機は買わないと。もちろん米を保管する倉庫も買わないということで、ある意味、産業の活性化をしようという糸口をつぶしたように私は思うんですね。ただ、だからといって今後そういう手だては打てないとは言いませんけれども、そのかわりとして村長がやったのは、B型肝炎ウイルス等予防接種の費用の助成を行うとか、防犯カメラを設置するとか、そういう女性や子供に対する施策なんですけども、確かにこういう施策は施策で、人口をふやして、そして要するに住民税をふやしていくということで自主財源の確保にもつながるわけなんですけども、でもいずれにしても、今国が進めている地方創生事業、私もそう考えるんですけども、地域を活性化していくことは産業の活性化をし、なおかつ住民が住みやすい環境を整えて、人口をふやして住民税をふやして、産業も活性化して榛東村の事業をやっている人たちの所得をふやして、そうい

ったところで相互に絡みながらやっていって、村の活性化をして自主財源を確保していくというのが考えだと思っんですね。

ですから、要するに私は今回は前成實村政で交付決定を受けた事業をそのまま進めればよいと思ったんですよ。今新たに組み替えた、さっき言ったB型肝炎ウイルス等の予防接種の費用云々というやつは、これからそういう事業、できるはずなんですよね。地域総合戦略計画は5年間立てるわけですから、そういったことを考えれば、あえてなぜ産業の活性化の芽を潰したのか、また、村長は地域産業の活性化ということをどのように今後しようと考えているか、ちょっとお答え願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは早坂議員にも何回も言っていることですがけれども、倉庫を買わないとか、そういうことを一回も言っていない。今、倉庫を買わないという話がありましたけれども、一回も言ったつもりはございません。そして、精米機については、それを買ってやる時も、一千何百万円、これについては農協とかそういう人たちと、今現在あるもので、農協とかそういうものがあるもので、逆にそれだけの数量であれば、10日間で間に合いますよというような話もございませぬ。そういうところを検証させてもらって、買ってその費用対効果がどうなのか、そういうことを検証した中で、これは農協等に、あるいは違う業者にやる必要があると、それでいいということで、精米機については私は初めていいですけども、精米機は買わないほうがいいということで、私は初めて申し上げます。今まで全部私が言ったように、倉庫も買わない、何も買わないと言ったような話ですけども、そんなことを言った覚えがございません。

それと、米の問題ですけども、これは質問がありませんでしたけれども、ふるさと納税とかそういうものに対して、何といても榛東の米は私は群馬県一、あるいは全国一おいしいというように前々から言っております。それらをどのように村外の人、あるいは県外の人に伝えていくか。そういうことで、ふるさと納税における寄附金に対して、ブランド米と言えるような米を私は続けていくということは、前から話したとおりでございます。これをやめるということは一切今考えておりませぬ。

それと、いろいろなものを見直しするということは、いろいろな事業を私が前から村長であって、いざ予算を組んで、いざ執行する段階にあったときも、これはこれよりはこっちのほうが優先する、住民のためになるということになれば、私が計画した予算であっても、これは執行する段階で変えることもございます。今回については、何度も言いますが、本当にこれはふるさと納税もみんな一緒にお答えしますが、みんなで台湾へ行って、そのものが本当にいいのかどうか。それなら早坂議員おっしゃるとおり……

〔発言する声あり〕

○村長（真塩 卓君） だから、そういうことを含めて組み替えを私は提案をしたというところでございます。産業の特に榛東は農業が中心でございますので、そういうものに対してふるさと納税を通

じて、ブドウとかそういうものに対しても、全てのものがお土産として返すものについては榛東産を返したいと。それで、産業の振興にも寄与したいと。それで、6次産業化とかそういうものについても今検討をさせてもらっているところでございます。これは私もこの前、片品のほうへどうということかなということで行かせてもらいました。これは個人的に休みの日ですから、そういう中でいろいろ私自身も勉強しなければならないということで、今やっているところでございます。これから提案もさせてもらいたいということでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） なぜ精米機を買わなければいけないのかということは、私も農業に余り詳しくないんですけども、ふるさと納税で出すお米をわざわざ埼玉まで、東洋ライスですか、行ってやっていたんですね。やはり精米機によって、要するに米の温度が上がってしまうと品質が落ちるということですよ。だから、米の温度をできるだけ上げないような精米機というのは、それなりにやはりきつと限定されてあるんだろうというふうに思うんですよ。どこの精米機でやってもいいというわけじゃないと思うんですよ。それで、精米機を買うということになったんだというふうに思うんですけども、そういったことから考えると、いつもこのところそうなんですけれども、私が質問することには的確な答えがいつも返ってこないわけなんです。これ以上また質問しても堂々めぐりということになりますので、あえてしませんけれども、最後に言えることは、今の村長のお話を聞いても、村長自身の中には、村の今後の産業の活性化についての未来像というか、展望ははっきりしたものは現時点では持っていないということがわかりました。今後ぜひ村の産業の活性化も考えていただきたいと思います。

さらに、今つくっていると思うんですけども、地方版総合戦略、これは村だけでつくるんじゃないくて、いろいろな地域の住民各層の参加を求めて、知恵をかりて地域総合戦略をつくりなさいということになっておりますので、ぜひそういう人たちの知恵もかりて、いい総合戦略をつくっていただいて、榛東村の活性化をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

28ページ、産業振興というところに、自然エネルギー推進事業というのが出ています。先ほど早坂議員も質問しましたが、自分としては一般質問をしました。何をしたかという、農家が一番注目しています、榛東村の農家、米農家。430トンを超えて精米しなければならない。これは9月4日の総務産経委員会でも発言しましたが、これについてはぜひとも、村長はほかのほうですればい

いと言っているけれども、何でそれを自分がそんなに一生懸命こだわって言うかということは、これは米農家の最終的に質問できるのは、議場では議員だけです。だから、村を代表して質問しているつもりでいます。これは必ず精米機は買って、10分の10国の費用です。プレミアム券を1,000万円抜いても3,700万円、まだあります。榛東村の金を使えと言っているんじゃないんです。これは国のお金で買うべきだと。それで、榛東村の農業の活性化、これをやっていかなければ、榛東村は村長だって農業が第一産業だと言っているんだから、そうだったら、目玉とは言わないけれども、それを買って、倉庫も向こうにあるんだから、あるよと認めて榛東村の農業の活性化につなげていかないと、これは人の村と違って榛東村は今村長も言った、米は日本一うまいんだと。うまい米をつくるには、やはりいい精米機で、低温米というんですか。農協に自分も30キログラム持っていくと、300円でたしか15分ぐらいで米はつけます。だけれども、そんなものを待っていたんじゃないけれども430トンつけっこないんだから。それで、9月4日に産業振興課長に質問したら、いや、どこかで見つけてなんて。そんな見つけるとかそういう問題じゃなくて、1台買ったら行政で持ったらだめだとかとそういう人もいるけれども、何も国の10分の10の金なんだから、それを使えばいいじゃない。ほかへ回すことはできないんだから。それをまた違うところへ回すというのはおかしいんだよ、考え方が。それは間違っている。俺、自分で言っていることの方が正しいと思っている。これはちゃんと精米機、倉庫、これは村長も認めて、自分としても村長のいいところは幾らでも応援していく。間違っているところはだめだよ。俺は、榛東村の農業の、特に農家の人はみんな切実に思っていると思うんだよ。300円入れて……

○議長（金井佐則君） 松岡議員、簡潔にひとつお願いいたします。

○9番（松岡好雄君） これは、きょうは傍聴に来てくださっている人もいるから、よく聞いておいてもらいたいのだけれども、俺が間違っていたらびつちり指摘してくれていいです、俺はそれは覚悟の上で質問していますから。俺は榛東村の農家の人、本当にこれからは米づくり、村長が日本一いい米をふるさと納税のお礼品として配りたいと言っているんだから、ぜひその点をお願いします。よろしく。

○議長（金井佐則君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算・決算特別委員会に付託をいたします。

ここで休憩をとります。10時50分から再開をいたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第3 議案第49号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第49号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお願いします。

提案理由でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第31条の規定により、番号法第29条、30条に対応する改正を各自治体の個人情報保護条例において行うことが求められているため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案書につきましては15ページをお開き願いたいと思います。例規集につきましては1巻の28ページから39ページでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、まず目次中の「第12条」を「第12条の3」に改める。

第1条中「個人情報の開示」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示」に、「及び目的外使用等の中止」を「、目的外使用等の中止及び利用の停止、消去又は提供の停止」に改めるというものでございます。

2条中第6号を9号とし、2号から5号までを3号ずつ繰り下げて、第1号の次に次の3号を加える。

第2号、特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定情報をいう。

第3号、情報提供記録、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第4号、特定個人情報ファイル。

次のページをごらんください。

番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条第1項中「個人情報の収集」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び第5条において同じ。）の収集」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第7条の2、実施機関は、特定情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、榛東村行政情報審査会の意見を聴くものとするということでございます。

第10条の第1項中「記録情報」の次に、「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。）」を加えると。

第11条第1項中「個人情報の処理」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の処理」に改める。

12条の見出しを「（特定情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「個人情報」の次に、「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第2章中第12条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第12条の2、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

第2項、前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において——次のページ。同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第3項、前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

第4項、実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

12条の3、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

13条第1項中「個人情報」の次に、「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条

(次項を除く。)において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

第2項、次の各号に掲げる者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第1号、未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)です。

第2号、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報。

第13条4項中「前各号」を「前項各号」に改めると。

14条第2項中「自己情報を」を「自己情報特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報に係る利用停止の請求)

14条の2、住民は、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次に各号のいずれかに該当する——6ページをごらんください。と考えるときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

第1号、当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第12条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去。

第2号、第12条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止と。

第15条の第1項中「目的外利用等の中止」を「若しくは目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。))」に改め、同条第2項中「個人情報」の次に、「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。))」を加え、「法定代理人」を「代理人」に改める。

7ページをごらんください。

第16条第1項中「15日以内」の次に「(特定個人情報に係る開示の請求にあつては、30日以内)」を加え、「目的外利用等の中止の請求」を「若しくは目的外利用等の中止又は利用停止の請求」に改める。

17条第4項中「中止」の次に「又は利用停止」を加え、同条第5項中の「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。))」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

17条の2、実施機関は、訂正の請求に係る決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合に

において、必要があると認めるときは、——次のページをごらんください。総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第18条第2項中「前条」を「第17条」に改める。

第19条に次の1条を加える。

第4項、特定個人情報の開示については、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第20条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項及び第3項において同じ。）」を加え、「、謄本」を「又は謄本」に改め、また「、訂正、削除、目的外利用等の中止」を削り、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1条を加えると。

9ページをごらんください。

第2項、この章の規定は、他の法令等の規定により、実施機関に対し、個人情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求めることができる場合における当該個人情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止については、適用しない。

第21条第2号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

10ページをごらんください。

第25条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条及び第29条において同じ。）」を加える。

大変恐縮でございますけれども、議案書の18ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。第1項、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日——次のページをごらんいただきたいと思います。（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第7条の次に1条を加える改正規定及び第3項の規定ということで、公布の日。

12条の次に2条を加える改正規定（第12条の3に係る部分に限る。）これについては、番号法の施行日（平成27年10月5日）でございます。

第3号、第17条の次の1条を加える改正規定、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日。

第2項、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大変恐縮でございますけれども、新旧対照表にお戻りいただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ここに、第3項、榛東村行政情報審査会条例（平成13年榛東村条例第13号）の一部を次のように改正すると。

第1条中「調査審議するため」を「調査審議し、同条例第7条の2の規定による意見の聴取に応じ

るため」に改めるというものでございます。

以上で提案理由の説明、改正案の説明を終わりにします。よろしくご審議の上、ご議決くださいませうお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

これ、6月の一般質問で、マイナンバーのことだと思いますけれども、行政的な手続のほうが出てきました。私も一般質問の中に、村民にどんなメリットがあるかと課長にお聞きしました。そのときの答えが、行政機関のあれが簡単にできるとかという返答でした。ここでもう一度お聞きしますけれども、住民、村民にどんなメリットがあるのか、お願いします。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 質問にお答えしたいと思います。

先ほど住民に対するメリットということなんですけれども、実際に28年1月1日から個人番号カードが交付されて、そのカードを持つことによってそれが身分証明書がわりになりまして、そこに12桁の番号が一斉に振られているんですけれども、これは、それを持っていることによって災害時とか、税の申告とかにはすぐ使うことはできるんですけれども、あとインターネットによる自分の例えば住基を見られたとか、そういうこともチェックをかけたたりすることはできます。ただ、それ以外のことにつきましては、例えば年金とか、そういった情報をカードにどういうふうに反映させるかというのは、それは担当課で反映させる事務手続をとらないとできないことなので、私のほうで答えられるのは、一応そういった災害時と、あと税の申告等にはすぐ使うことができるということしかお答えできないんですが、申しわけありません。よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今の課長の答弁の中では、これがスタートしてどのように住民のメリットになるかは、まだ未知数だという回答ですか。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） そのとおりです。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） もう1点、税務課長の回答の中に、滞納者がほかの町村へ行ったときに滞納を許さないというようなニュアンスで私は受けたんですけども、そういうあれをすると、ほかへ行ってもどンドンどンドン追いかけられる、そんなようなニュアンスだったんですけども、その点についてはどうなのか、もう一度詳しくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） お答えします。

滞納の関係に伴うマイナンバーの関係でございます。まだ具体的に決まっておりますが、県のほうに問い合わせしましたら、そういうことも可能だと。というのも、1人の人に永久的な1つの番号、絶対的な番号がつくわけでございます。ということは、転入・転出、その辺もずっと番号で検索すれば、誰がどこから転入してどこへ転出したとか、それが全部一目瞭然で把握できるわけでございます。その人の番号で滞納額、榛東村で住民税がこれだけ残っていると、固定資産税がこれだけ残っていると、そういうのもしょって転出・転入するわけでございますから、滞納対策につきましては、それを把握しましてすごく効率的な滞納対策ができるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 1番、高田です。

条例を遵守するに当たっての確認をさせていただきます。

まず、個人情報を守る個人情報を行うに当たっての個人情報のリストというのは、例えば行政全体としての共有情報及び各課単位でのリストというのは作成されているのかどうか。また、その個人情報が漏えいしないための仕組み、規定、またはそれに伴っての保管、管理状況はどうなっているかを教えていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） すみません。不勉強で管理規定というか、そういうことに関してはちょっとわからないんですけども、今現在、榛東村での住基情報はGBUというものを使っているんですけども、この榛東村に住民生活課に転入手続きして住民登録された人の情報は、各課、個人、全部見ることができます。ただ、それに対してインターネット等につながっていると、そこから情報流出とかそういうことがありますので、一切インターネットにはつながっていないということで、情報の流出はないということで職務は行っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは今後の課題というか、要望でもあるんですが、これは保護管理規程というんですかね。そういうものもしっかり確立して仕組みとして落とし込む中で、職員等々の教育も含めてしっかりやっていないと、漏えいするおそれがあるというのは重々予測されることですので、そこら辺を徹底していただきたいというふうに思います。

それから、これもちょっと余談でお伺いしたいんですが、個人情報保護規定というのは、ISOというんですかね。一般社会通念の中ではそれがあるわけですが、他の行政の中でそれを取得している行政があるのかどうか。また、村内においてもそのような方向を検討する考えはあるのかどうかをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） ご質問ですけれども、このISOについては民間の中でいろいろISO 9000とか、あるわけなんですけれども、行政の中で、私の知る限りで取得しているという把握はしておりません。ISOについて見てみますと、かなり厳密なシステムですよ。それが行政になじんでいくのかどうかというのは非常に難しいところがありますので、その辺も含めて、今後他町村の状況を見ながら注視していきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それぞれが今後の課題で、重々行政側は、執行側も課長さんも認識しているところではあると思いますので、今後個人情報漏えい等々の問題が発生しないべくお互いに知恵を出し合って、お互いにいい仕組みづくりをして、今後よりよい方向に持っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（金井佐則君） ほかに。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

1点だけお伺いします、住民課長。大分高齢者になってきて、このマイナンバーというんだから、1月1日からですか、これ始まった場合に紛失した場合、一番これが問題になると思うんですよ。持ち歩いていてなくしてしまったと。そのときの対応について、わかりやすく説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 10月5日から始まる事業でありまして、実際に始まってみないとわからないんですけれども、紛失をした場合には再交付ができます。それと、再交付の場合には費用が

かかります。あと、それからどうしても個人番号について、はっきりと申し上げられないんですけども、番号を変えることもできるそうです。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 紛失した場合のことなんだけれども、自分たちが持っている自動車の運転免許証みたいに、番号が全部別々だと思うんですよ。それで、今住民課長から、なくした場合は今までもらった番号を取りかえると。だから、使えないように、それは国のほうも考えていると思うので、その点だけはっきりわかったらいいから、もう一回お願いします。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 申しわけありません。その情報について、はっきりわかった時点でまたお知らせしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） こちらのほうに入っている情報でいきますと、紛失した場合の対応なんですけれども、まず住民票のある市町村に、まずまず連絡をいただくということになっておりますね。それから、国が今考えているのは、個人番号のコールセンターということで、恐らく電話番号で紛失したということで届け出て、とめるというようなことを考えているわけでございますが、そういうことで第三者の不正防止をするということでございます。

勘違いされているんですけども、要するに、番号カードはあくまでも部屋にある鍵ですから、鍵に全部の情報が載るということではなくて、情報の部屋に入る鍵ということで認識していただければと思うんですけども、そういったことで、そこに全部の情報が載るわけではございませんので、あくまでも入る個人の鍵をあける12桁ということで認識いただければと思いますので、そういったことで、なくなった場合については、そういうことの対応を今国のほうでは進めているという状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第49号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第50号 訴訟上の和解について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第50号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成14年5月1日付で本村と株式会社榛名カントリークラブとの間で締結しました土地賃貸借契約の連帯保証人に対し、賃借料の支払いを求める訴えを平成26年11月23日に提起したものでございます。

平成27年2月17日に行われました第1回口頭弁論におきましては、被告側は争う姿勢を示していたものでございますけれども、その後の口頭弁論の中で和解する意思があるとの姿勢に転じました。しかしながら、被告は未払い賃借料の全額およそ1,200万円ございますが、全額について返済できる資力を有していないことから、返済可能額について協議を行い、これまで7回にわたる口頭弁論を重ね、この和解条項の内容で合意したものでございます。

正式な和解につきましては、本議会の議決を経た後、今月末に前橋地方裁判所において決定される予定となっております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

[7番 松岡 稔君発言]

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

大分この裁判には長い年月がかかったと思います。その間に、1,200万円、これを30万円で和解ということなんですけれども、この間のかかった裁判費用だとか裁判日数だとか、そういうのがわかりましたらお願いします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回の和解しようとする関係の裁判期間ということでよろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたけれども、第1回口頭弁論が昨年11月23日に開始されてございます。訴訟費用につきましては、顧問弁護士への委託料ということで、着手金といたしまして30万円、これが和解になるか、結審した後につきましては成功報酬というような名目になろうかと思えますけれども、それで30万円ということでの契約を締結してございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 和解金が30万円、弁護士の報酬が30万円ということですか。それと、それだけの30万円という金額はどこから出たのか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほどご説明いたしましたけれども、第1回の口頭弁論においては被告側は争う姿勢を示していたということで、公判を重ねるときに和解をしたいというような申し入れが相手方からございました。その際、支払いきる金額につきましては10万円程度であるというようなことでもございましたので、本人の所得証明、あるいは預貯金の残高証明、あとは家計簿のようなものの提出を求めまして、その資力からいって50万円程度は払えるのではないかというようなことで金額の交渉といいましょうか、折衝をしまりまして、双方が合意できた金額が30万円ということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

旧榛名カントリーのクラブハウス、まだ壊していないんですけども、それも含まれているんですか。それとも、どういうことなんですか。基地・財政課長。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回の訴訟につきましては、あくまでも保証債務の履行ということで、クラブハウス等建物の所有者につきましては、法人である株式会社榛名カントリー名義のものでございます。今回の訴訟につきましては、繰り返しになりますけれども、法人との間に締結しました賃貸借契約の保証人である個人に対して、当該賃貸借料の履行を求めたものでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） もう一回。

では、旧クラブハウスも壊せば相当村としても金がかかると言うんですよ、はっきり言って。けれども、あれがあると、あれを使う見込みがあるのか。それともそれは手をつけられない、ずっとこの和解をしてもこれは保証人だということで、それは将来的にはどのようになるんですか。もう一回お願いします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回の訴訟と建物については全く関連がございませんが、あくまでも金銭補償というんですかね。その部分を履行するよという事で提訴した案件でございます。

クラブハウスは、先ほども申し上げましたけれども、法人名義の所有であり、当該法人は休眠中ではありますが、生産が行われていないため、法律上は存在しているというところでございます。村は土地の所有者でございますので、村には収去権という権利がございます、建物を土地所有者の権利として取り壊し、そのかかった費用について建物の所有者に請求ができるという権利はございますが、法人が法律上は存在するとはいえ休眠中でございますので、その費用を請求しても回収できる見込みはないというところでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 訴訟上の和解について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第51号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、榛東村手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書21ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成27年4月17日付総務省自治行政局住民制度課事務連絡により、通知カードの再交付手数料の制定について地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言があったためですが、これは10月5日以降、各世帯に送付されます通知カードの再交付申請をされたとき及び平成28年1月1日以降、通知カードから個人番号カードに切りかえをされた方が個人番号カードの再交付申請をされたときに手数料がかかることになったため、条例改正をするものです。

次の22ページをお願いいたします。

榛東村手数料条例の一部を改正する条例でございます。

例規集につきましては2巻の828ページから835ページ、新旧対照表につきましては12ページ、13ページでございます。

一部改正でございますので、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

新旧対照表の12ページをお願いします。

改正条文第1条に対応する新旧対照表になります。右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

左側、改正案をごらんください。

40の項、住民基本台帳カードの交付1件につき500円の次に、41通知カードの再交付1件につき500円を加えます。この41項が加わることにより、既存の項が1項ずつ繰り下がることとなります。

恐れ入りますが、議案書23ページにお戻りください。

附則中、ただし書きの前、この条例は、平成27年10月5日から施行するということになっていますが、これが第1条に関する施行日になります。

続きまして、同じく23ページ、改正条文第2条について、やはり新旧対照表にて説明をさせていただきます。

新旧対照表13ページをお願いいたします。

第2条に対応する新旧対照表になります。右側が現行、40住民基本台帳カードの交付1件につき

500円を、左側改正案、40個人番号カードの再交付1件800円に改正するものでございます。

平成28年1月1日以降、住民カードの交付はありませんので、その項を削り、個人番号カードの再交付の項に改めるものです。

恐れ入ります。また議案書23ページにお戻りください。

附則中、ただし書きにありますように、第2条の改正につきましては平成28年1月1日施行となります。これは番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日と同日になっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第52号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第52号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、榛東南小学校体育館に設置の太陽光発電施設の売電に係る繰り出し及び題名及び字句の整理を行い、条例を簡潔にするため所要の改正を行うものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、榛東村特別会計設置条例の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の14ページをお願いいたします。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部が改正部分となります。

第11条、太陽光発電事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、榛東村自然エネルギー発電事業特別会計を設置する。

第2項、前項に規定する特別会計においては、事業収入、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入をもってその歳入とし、管理費、借入金の償還金及び利子、繰出金その他の諸費をもってその歳出とするに改正するものでございます。

もう一度、議案書の25ページをお願いいたします。

第2条、榛東村特別会計設置条例の一部を次のように改正する。

また、申しわけございません。新旧対照表の14ページをお願いいたします。

第2条関係でございます。下線部でございます。

第11条見出しを含め、「榛東村自然エネルギー発電事業特別会計」を「榛東村太陽光発電事業特別会計」に改めるものでございます。

議案書の25ページにお戻りください。

附則でございます。

（施行日）

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2、第2条の規定は、平成28年度の予算から適用し、平成27年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお従前の例によるものでございます。

例規集は第2巻の861ページから863ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

今回、ちょっと今、産業振興課長のところで、これは確認なんですけれども、南部コミセンの関係という話です……

○議長（金井佐則君） 南小。

○6番（小野関武利君） 南小のね。失礼しました。

太陽光発電については、さまざまな場所で村では運営をしている状況であります。そんな中において、設置条例の部分、現行では目的の一つである部分に農業用水維持管理基金の経理の適正化を図るためということがうたわれているんですけれども、これは削除された。言ってみれば、これは削除されても、南小という話であれば農業用水維持管理基金は該当しないのかなというふうに思うんですけれども、そういったことで削除された、その削除された理由をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど南小学校の太陽光の発電というお話もございましたので、そちらについて最初にお答えいたします。

こちら、南小学校体育館に設置の太陽光発電につきましては、全量売電ということで、全量売電をした場合は特別会計を設置しなさいというような規定がございます。こちらのほうで、特別会計のこちらの条例に組み入れたというような形でございます。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 2点目のご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

そもそもこの条例につきましては特別会計の設置条例でございまして、本特別会計は自然エネルギー発電事業の特別会計を設置するというのが本来の趣旨でございます。こちらに記載がございます榛東農業用水維持管理基金につきましては、基金そのものに会計という概念はないんですけれども、一般会計に属する基金であるということでございまして、そのほかにも電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法とかありますけれども、こちらについて法令といたしましうか、例規上誤謬があるということで、そのあたりの字句の整理を行ったものでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 全体的な内容がちょっと把握できないんですが、先ほど申し上げましたように、太陽光発電についてはさまざまところで実施しております。白子のところとか、楽集館、南

小体育館も今度新設ということでありますけれども、そういう全てをひっくるめた話の特別会計設置条例の一部改正という理解でいいのか。先ほどちょっと1つ、質問が3問までということなので無駄にってしまったんですけれども、南小の体育館の部分でという話があったもので、言ってみれば、先ほど今言ったようにいろいろな部分での発電をやっているわけでありますから、まして仮にこの中に、仮にということはないけれども、この中に含まれるんだとは思うんですけれども、白子の海ソーラーポートについては、農業用水維持管理基金を財源に充てて発足した事業であって、このことは農業用水維持管理基金、枯渇が心配される中であって、売電収入によって農業用水維持管理基金を下支えしようとするので始まった事業であります。そういった中において、この農業用水維持管理基金の部分が削除されたということであって、言ってみれば、白子の海発電事業と農業用水の関連がまるっきり断たれてしまうということ。それから、第2項において、農業用水維持管理基金債権引きかえ収入が削除されております。これは白子の海のことを言っているんですけれども、建設費の調達先がますます見えなくなってしまうと、基金との関連が希薄になってしまうということであります。農業用水維持管理基金と関係を断つということとはどんなメリットがあるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

11条の第2項に、現行でございます「農業用水維持管理基金債権引換収入等の諸収入」というところの表記でございますけれども、こちらにつきましては、例えば一般会計でいいますと、歳入の項目、国庫支出金ですとか、県支出金ですとかという部分に当たるものでございます。「農業用水維持管理基金債権引換収入等」というのは、事業着手年度のみに必要であった歳入課目ということでございまして、今回その部分については改正をするということでございます。

その関係が消えてしまうのではないかとということでございますけれども、この条例そのものといいましょうか、今回改正する条例につきましては2条立てになってございまして、第1条については公布の日から施行、まだこれからご説明がある部分の第2条については、来年度の4月1日施行ということになってございますけれども、27年度までの経理については従前の例によるという規定でございまして、改正前の段階では関連があるということは、その関連までを否定するというようなことではございません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） その辺がよくわからないんですけども、白子の海と……

○議長（金井佐則君） 何、休憩とるのか。質問なら立って。

○6番（小野関武利君） はい。

今、回答いただいたんですけれども、関係を断つという話ではありませんよと。確かに、白子の海

を建設する部分はもう既に建ち上がっているんであって、そこから手当てした部分はもう既に過去の話でありますからいいんですけども、言ってみれば、自然エネルギー発電事業特別会計というのは、白子の海の農業用水維持管理基金を借り入れてのもので発足したと私は思っているんで、やはりそこは11条の改正箇所、やはり農業用水維持管理基金の経理の適正化を図るという部分は残すべきだというふうに思いますが、再度回答をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 第1条関係で改正を行おうとしています旧の第11条でございます「榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため」という表現でございますけれども、最初お答えさせていただいたかと思うんですけども、この条例そのものは、どういった特別会計を設置するかということを規定する条例でございます。この条例に書かずとも、榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正化等については、当然のことながら地方財政法等々、上位法令において当然に経理の適正化を図らないといけないという規定はございます。ですので、この特別会計設置条例にその部分を書き込んでおく必要がないということで、今回改正をするものでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

質問がダブることもあるかと思うんですが、まず一つ、提案理由に、条例の一部を改正する必要性が生じたためとありますが、改めて私は改正する必要はないと思うわけでありましたが、どのような必要性が生じたのか、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回、第1条を全面改正するというようなことに結果的になっているわけですけども、改正の目的といたしましては、南小の体育館に設置されてございます太陽光発電の売電収入を、この特別会計で受け入れるということで、必要な改正といたしますと、第11条第2項にございますけれども、この特別会計に歳入いたします南小学校の売電収入につきましては、この特別会計の中で必要な経費といたしましては消費税を納付するという以外については、歳出が立たないということになってございます。そのため、今回第11条第2項に、新旧対照表で新のほうの下から2行目になりますけれども、「繰出金」というのを新たに加えるということの改正でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

南小の太陽光の運用収入の処理の仕方というのが問題になるというのはわかるんですが、このまま今回の改正を行った場合、先ほども出ましたが、農業用水維持管理基金が枯渇するおそれがあると思うわけですね。ちょっと後のほうの話になりますけれども、榛東村自然エネルギー発電基金条例というのは、やはりさんざん議論をして議会議決をしたもので、皆さんがやはり農業用水維持管理基金は必要だということで決まったというふうに聞いておりますし、議案書、会議録を読んでもそういうふうになっています。

そこで質問しますが、今までの前条例のように、農業用水維持管理基金のほうには、自然エネルギー発電基金の運用基金の中からお金はもう行かないとなるのかどうか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

農業用水維持管理基金から2億円を基金条例第4条の運用ということで、この特別会計で受け入れてまして、当該2億円により太陽光パネル設置工事が行われておりまして、当初の事業計画でいきますと、その2億円について毎年1,000万円ずつ基金のほうに償還するというような計画だったかと思えます。

今回補正予算を提出させていただいてございますけれども、平成27年度、本年度において、現在1億8,000万円残高があるわけでございますけれども、それにつきましては今年度で全額償還をすることで補正予算のほうを提出させていただいてございます。

この特別会計設置条例でございますので、先ほど小野閣議員にもお答えしたところでございますけれども、特別会計をどういう名称で設置するのか、あるいはその特別会計でどういった歳入科目、歳出科目を立てるのかということを定めるための条例でございますので、その設置条例にふさわしいといましようか、そういう内容に改正するというところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私は、ここにあってこの設置条例の中に「榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正化を図るため」と入れたのは、やはり農業用水維持管理基金を枯渇させないための縛りとして私は入れたというふうに思うんですね。目的ですから、必ずしもこれが条例上問題があるというふうには私は思わないんですけれども、もし問題があるなら根拠を示して問題があるというふうにお答え願いたいんですが、なおかつ、なぜ心配するかというと、またちょっと先に行ってしまうて悪いんですけれども、どうしても関連があるから、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例では、今までにおいては現行は50万円以外の、つまり撤去費ですが、「50万円以外の剰余金は全額基金に積み立てる」というふうになっていたんですけれども、今度の改正だと「歳入歳出予算

に定める額」というふうになっているんですね。そうすると、やはり維持管理基金が枯渇するんじゃないかという心配があるわけなんですけど、それはそれとして、先ほど初めに質問したことについてお答えを願います。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほどのというのはお答えさせていただいたかと思うんですけども、答弁不足している部分はどこでございましょうか。

〔「榛東村自然エネルギー発電事業特別会計の条文の中に入れてはいけない理由というか、何かある」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今、現行の条例にございます「榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため」と、これを読む限り、経理というのは基金の入りと出の話ですので、それを適正にするというのは当たり前のことといたしましょうか、当然交付金でございますので。ですので、この規定、榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため、この特別会計を設置するわけではなくて、先ほど来申し上げていますが、特別会計設置条例ですから、特別会計の名称、それからそこで必要な歳入・歳出科目を規定するという、今回一部改正といたしましょうか、この部分しか新旧対照表に載ってございませぬけれども、例規集に、例えば国民健康保険ですとか、その他村に設置されています特別会計についてそういう名称を決める、歳入・歳出の科目を決めるということのための条例でございますので、他の特別会計等とそろえた形で条文を整理したということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

〔「まだ3問目やっていない」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 3問やりましたよ。

ほかに質疑ございませんか。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 3番松井です。

今までのいろいろ質問事項あるんですけども、特別会計設置条例の一部を改正するというところで、基本的には農業用水維持管理基金をこの項目から抜いていますよね、今の段階では、これは文章上の誤りという話で抜いておるのか。ほかに意味があるんですか。ここを聞きたいんですね。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほど来説明させていただいていますけれども、特別会計設置条例でございますので、そういった他の特別会計を設置、この条文は11条ですので、10条までにさまざまな村の特別会計の設置に関する条項があるかと思うんですけども、例規集でご確認いただければ

と思うんですけども、そちらの表現とそろえたということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ということは、課長、要は今までの旧、これについての特別会計設置条例については、ここの項目を抜いているというのは、ほかに理由はないんですね。要は、今言う特別会計の設置条例に基づいてこういうものが文章上不必要だろうという判断をされて改正をしているという認識でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長、1ついいですか」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 3問やったから。

〔「いや、質問じゃなくて」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質問じゃない。質問じゃなきゃ、なおだめだ。だめだよ。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第52号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第53号 榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第53号 榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございます。本条例において基金の額を定める必要性がないため、改正を行うものでございます。

議案書の27ページをお願いいたします。

榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例でございます。

榛東村農業災害基金条例の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の15ページをお願いいたします。左側が改正案、右側が現行でございます。

（積立）

第2条「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」に見出しを含め、第2条の全部を改正するものでございます。

議案書の27ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

例規集につきましては、第2巻の591ページから592ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 2点お聞きします。

なぜ基金の額を定める必要性がないのか。

2番目として、当時610万円と定めた根拠の説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目だけ、すみません、お答えさせていただきます。1点目ですね。

現行で基金の額が610万円とするということで定めがあるわけでございますけれども、そもそもこの農業災害基金条例が設置された目的といいましょうか、基金の使い方とすれば、風雪害、水害等々、農業災害が起きたときの緊急的な財源に充てるためということがそもそも設置目的であると思っております。

その際に、例えば災害が起きたと。この610万円を全額その年度に充てて災害復旧等を行ったといった場合に、財源がないから基金を例えば取り崩して使うわけですね。この現行のままでいきますと、財源がないから基金を取り崩して使ったと。でも、610万円とするという規定がある以上、また610万円戻さないといけないというようなことがございまして、それがこの金額をもっと減らしたいとか、そういう意図ではなくて、緊急性があるときに使って、財源ができれば当然積み増しをすると、災害に備えてですね。そういったことが必要ということの改正になってございます。

○議長（金井佐則君） 2問目は。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 2点目の610万円の根拠でございます。

ただいまこちらのほう、昭和62年の村の条例の制定ということでございまして、ちょっと今資料のほうが持ち合わせてございませぬ。確認をさせていただくということによりよくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 農業共済組合がございました。当時、合併に伴いまして基金を用意させていただいた、その金額が610万円ということでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、この610万円というのは、いろいろな角度から計算をして、農業災害があったら、過去にこれだけの費用は平均必要だったからこういうふうを設定したんだよというわけではないわけですね。わかりました。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 榛東村農業災害基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもちまして、午前中の審議は終わります。

昼食休憩をとりまして、午後1時から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、午後の会議を再開いたします。

◇

◎日程第8 議案第54号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第54号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫産業振興課長。

[産業振興課長 久保田邦夫君発言]

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の29ページをお願いいたします。

榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表の16ページ、17ページをお願いいたします。左側が改正案、右側が現行でございます。下線が引かれている箇所が

改正の部分でございます。

第1条関係でございます。

第1条から第3条を次のように改めるものでございます。

「(趣旨)、第1条、この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、榛東村太陽光発電所維持管理基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)第2条、榛東村太陽光発電所(以下「発電所」という。)の維持管理等の財源に充てるため、榛東村太陽光発電所維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)第3条、毎年度基金として積み立てる額は、榛東村自然エネルギー発電事業特別会計(以下「特別会計」という。)歳入歳出予算に定める額とする。」

17ページをお願いいたします。

第4条第1項中、現行「預金、その他」を、改正案「預金その他」に改め、同条第2項中、現行「もしくは第3条を阻害しない物」を削除する。

第5条の見出し中、現行「運用益」を、改正案「運用収益」に改める。

第5条中、現行「計上してこの基金」を、改正案「計上して、この基金」に改める。

第7条を第8条とし、第6条中、現行「繰戻し」を改正案「繰戻し」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加えるものでございます。

「(処分)第6条、基金は、次の各号で掲げる場合に限り、処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により発電所の維持管理等に係る財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 榛東村農業用水維持管理基金、(榛東村農業用水維持管理基金条例(昭和62年榛東村条例第9条)第1条の規定により設置された榛東村農業用水維持管理基金をいう。)に対する償還金の財源に充てるとき。

(3) 発電所撤去の費用の財源に充てるとき。」に改正するものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

第2条、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を次のように改正する。

申しわけございません、また新旧対照表の17ページをお願いいたします。

第2条でございます。

第3条中、「榛東村自然エネルギー発電事業特別会計」を「榛東村太陽光発電事業特別会計」に改めるものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

附則でございます。

(施行日)1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置) 2、第2条の規定は、平成28年度の予算から適用し、平成27年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお従前の例による。

以上の改正でございます。例規集は第2巻の585ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

この改正、改正する必要が生じたからという理由であります、その理由がちょっとわからないという部分もありまして、若干質問をさせていただきます。

この条例に該当する事業は、幾つあって、どういう事業が入っているのかということの説明をお願いすることと、設置の第2条で、前の条例では運用益を適切かつ安全に管理するためという部分が入っていたんですが、それが削除されて、発電所の維持管理等の財源に充てると変更されております。ここは、言ってみれば、発電所の維持管理の経費というのは運用益のごく一部でしかない、そういったもので、維持管理という文言で代表させているわけでありましてけれども、その表現がおかしいなということもあります。

そのあわせて2点、その説明もお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） ただいまご質問ございました、どういう事業の内容かということでございます。

こちらの事業の内容につきましては、この後に特別会計の補正予算のほうでも該当してくる部分なのでございますが、大きく言いますと、農業用水維持管理基金からの基金へ借入金の全額を償還金として歳出するというので、1億8,000万円残っているわけでございますけれども、こちらのほうを一括で償還するというような形でございます。

改正の理由でございますけれども、今まで太陽光発電所の運用益につきましては、農業用水の維持管理基金に1,000万円ずつと、それからソーラーポットの撤去費用ということで、それに相当する部分、50万円ということで、それから残りの部分は全て剰余金として全額を基金に積み立てるという部分でございました。こちらの運用益でございますけれども、こちらのほう、自然エネルギー発電運用基金のほうに全てを積み立てるという改正になってございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

[6番 小野関武利君発言]

○6番(小野関武利君) ちょっと、説明の部分わからない部分があつての話で、言ってみればこの条例に該当させる事業はどんなものがあるんですかという部分においては、白子の海ソーラーポートだけの話じゃないと思っっているんですが、南小の体育館に設置する太陽光発電もありますし、そういった部分はどうなっているのかという話も少し具体的にお話し願いたいのと、この条例、何本か入っているとすれば、その事業ごとにこの条例の中に区分して記載すべきだというふうに思いますし、それから、先ほど剰余金の話もちよつと出たんですけども、第3条積立てのところの話であります。前の条例では、撤去費用の積み立てとそれを除く剰余金の全額ということで表記されておりました。その全額が削除され、特別会計の歳入歳出予算に定める額に変更されております。ということになると、積立額が作為的に操作されるおそれもあるし、仮にそれが操作されて、操作もあるし誤りがあつてもわからなくなってしまうんじゃないかと心配をしているところでもあります。それについて、その手だて、どんなことを考えているかお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長(清村昌一君) 初めのお尋ねの南小の体育館の分も入っているのではないかといいご質問ですけれども、こちらについては入ってございません。今までどおりといたしましうか、現行どおり、この条例を改正することによって南小の分が入ってくるというようなことではなくて、あくまでもここで言っています太陽光発電所につきましては、白子の海の敷地内に設置されております太陽光発電設備の売電収入の一部ということでございます。

それと、決算剰余金の関係ですけれども、現行の第2条の本文に、当該年度特別会計の歳入歳出の決算剰余金の全額というふうな規定がございます。当該年度といたしましうか、役所の会計年度は4月1日から3月31日ということでございますけれども、4月、5月が出納整理期間ということで、3月31日までに支出負担行為が済んだもの、あるいは調定が済んだものについて現金の出納が行える期間ということで、5月31日までが認められているというところでございます。

その場合に、当該年度の決算を確定させるためには5月31日まで待たなければならず、5月31日をもって決算剰余金の額が1円単位で決まってくるわけでございます。その1円単位で決まってきた決算剰余金を当該年度に積み立てるとするのは、事務的に非常に困難であるということから、今回、明文の規定はございませんが、決算剰余金につきましては、この特別会計の決算が出た翌年度に全額この基金に積み立てるという予定にしております。

○議長(金井佐則君) 6番。

[6番 小野関武利君発言]

○6番(小野関武利君) 今の説明で、自分が言った部分に答えてもらってないので、これは再度お聞きするんですけれども、前の条例では、撤去費用の積み立てを除く剰余金の全額という部分が消え

て、特別会計の歳入歳出予算に定める額に変更されたと。自分が心配しているように、改めて歳入歳出予算をつくる話でありますから、誤りがあったり、作為的に数字が変更されるおそれがあると、されてもわからないと心配しているんですけれども、その辺の部分の答えがなかったので、もう一度お願いします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回、9月議会、毎年決算の認定等お願いしているわけですがけれども、その際に決算剰余金については明らかになってくるものでございます。その全額を翌年度の歳入歳出予算に計上いたしまして、決算剰余金につきましては全額を基本的には積み立てていくということで、積み立ての年度が当該年度であるか、翌年のに回るかという違いだけでございまして、積み立ての額が増減するというようなことにはなりません。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 3問、終わりです。

ほかに質疑は……

〔「質問に対して答えがないから今、言ったのであって、もう一問残っているつもりなんですけれども」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 今の答えではだめなんですか。

〔「いや、その前に答えていただいた分が、自分の質問に対して全部答えてもらえなかったので、今言ったんです」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

〔「じゃ、あと一問いいですか」の声あり〕

○議長（金井佐則君） はい、6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） それでは、処分の第6条で、新設でありますけれども、その2項に農業用水維持管理基金に対する償還金の財源に充てるときとされて、補正予算の一般会計総務費、6項の企画費から1億4,066万6,000円が繰り出されていて、自然エネルギー特会において運用原資戻入金として1億7,000万円が支出されることになっております。

なぜ、この時期に一括返済するのか、その必要はあるのか説明をお願いすることと、また、榛東村

自然エネルギー発電事業については、農業用水維持管理基金から2億円を借り入れる形で発足した事業であります。事業を進めるに当たっては、議会においても議論を尽くして発足した経過がございます。そんな中で、前任の村長1人で立ち上げた事業ではございません。議会も承認して進めてきた事業であり、議会に事前の説明もなく、一般会計から繰入金で一括返済するということの対応変更について、ここは村長から説明をお願いしたいということと、やはり、対応変更するのであれば、この前にやっぱり議会にそれなりの事前の説明があつてしかるべきだと、議会を無視した行為であるというふうに思っております。あわせて村長にここもお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この事業については、ご存じのとおり、何年ですか、白子の海のところをつくるときに、群用の基金を充てるということでやったと思うんですけども、その後において、私もものほうも今までの内容について、これは議会のほうに説明したことが、これは県とかそういうもののほうから、これはちょっと違うと、これについてはだめですよということが県のほうから来ております。その辺も含めて、議会の皆さんもこれを報告受けたかどうか私はわからないんですけども、それらを受けて、今度の内容に変えたというところがございますので、詳しくは担当のほうから説明を申し上げます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） ただいま、村長も申し上げたんですけども、ちょっと読み上げさせていただきますと、平成25年2月21日に県の総務部の市町村課長の〇〇さんから、次のような文書が村長宛てに宛てられています。

財務事務の適正な処理ということで、農業用水維持管理基金の運用として自然エネルギー発電特別会計資金を提供することについては、これまで相当上限があつて、させていただいたところですけども、財務事務の処理として疑義がありますので、速やかに是正するよう適切な財務事務の処理に努めてくださいと、こういう形が入っています。

そして、いろんな資料を読み解いていきますと、一番のかけ違いが、行政法で本来判断すべきことだったことを、弁護士に相談しまして民事で判断してしまったというところが出発点の大きな間違いだったということでもあります。本来、行政法が優先するわけですから、行政の中の自治法、あるいは環境連の中で、これが適正かどうか、使えるかどうかというのを判断すべきを、それを弁護士に相談して、それがいいと言ったかどうかわかりませんが、記録でいいですとそういうことでいいと、その時点で、やはり見直して、財政調整基金等を活用して、ここの資金としてやるべきだったということが、今日に至ってこういった混乱を招いているということでもあります。

したがって、やはり村長言いましたけれども、早いものを是正させないと、榛東の信用の失墜

になっています。非常に県から見ても、この対応は何だと言われているわけですから、1日も早く直すということは、やはり当然だということだと思いますけれども、そういったことで、当初の段階でかけ違いをしてしまったということが大きな問題じゃないかと。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 松井です。

この条例については、要は榛東村の農業用水維持管理基金の2億円を使って、白子の海のソーラーポートをつくって、それによってできたこの条例、どうする、こうするという話なんです。そういう中で、これを、1億何千万円払って、払ってというか返して、農業用水維持管理基金に返して、それでもう、もうけだけと。基本的にはもうけだけという条例なんです。そういう中で、やっぱり、今言う弁護士云々なんていうのは二の次なんです。要は、この2億円云々で走ってきているわけですから、今まで。そうじゃなくて、やはり、新しい村長がこれをやる上で、これが一番最良策、こう考えられて始められたことだと、私は認識をしております。

そういう中で、やはり、なぜ農業用水維持管理基金2億円を使ったのか。ここは、皆さん、課長、承知のとおり、要は新幹線云々で24億円この村に入って、これを農業用水維持管理基金、これに充てたの、皆さんご存じだと思うんです。それが年々、要は利子が高いときはよかったんです。ところが今、利子全然、0.何%です。年間7,000万円とか7,500万円、この電気料でみんな食われているんです。それがだんだん、24億円あったお金が15億円になり、もうあと先10年もたないでしょう。

こういう中で、前政権はこれを、少しでも基金を、なくなっていくのは当然なんです。その速度を遅くするために、農業用水維持管理基金から2億円を借りて、それでこの基金を減らさないように努力して、この白子の海の太陽光になったんです。

ただ、私は今15期の村会議員ですけれども、14期の方が審議された中に、やっぱり、そんな農業用水維持管理基金から払うんじゃなくて、借りるんじゃなくて、財政調整基金、これで払ったのがいいんじゃないかという問答もあったそうです、その当時。だけれども、結果として議員の方は、この農業用水維持管理基金を守るために、農業用水維持管理基金から2億円借りるということで賛成をされて始まった案なんです。事業なんです。

ただ、真塩村長が、このやり方には俺は納得いかないと、そういう中でこれが始まったと思っているんです、私はですね。そういう中で、やはり農業用水維持管理基金、これを守る対応策、課長、何かありますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 杉井議員、反論するようですけども、私がこれを捉えてどうのこうのというのではございません。

ただ、基金には全て基金条例があります。その基金条例に基づいた支出、収入をやるべきです。この農業用水の維持管理、これはこういうものに使える、こういうものにやるということで、全ての条例がそうっております。だからそれが、その条例が、こちらのほうへ貸すとか、そういう条例になっていない。それが、一番県のほうからの指摘を受けているところでございます。それを正しく、じゃ、こういう運用益とかそういうものでしましよ、じゃ、違うところへ貸しましよと……

〔「聞こえないよ」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 傍聴人、静粛に。

〔「言ってよ、じゃ、聞こえないよ」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 傍聴人は静粛に。

〔「あんた議長なんだからさ、議員さん静かにするように言ってよ、聞こえないんだよ」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 傍聴人、静粛に。

〔「静粛にじゃないよ、静粛にやるんならこの人たちも静かにして」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 傍聴人、何度も注意されますと……

〔「うるせえ」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 何……

〔「退場させましよう、議長」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し上げますけれども、今期この定例会で3度注意をされました。よって、退場いただきます。

暫時休憩。

午後1時27分休憩

午後1時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど、どこまで言ったんだか、ちょっと重複するところもあるかもしれませんが、お願いをしたいというように思います。

あれ、質問がよくわからなくなっちゃったんだけど、維持管理については、維持管理だけじゃ

なく全ての基金を置いて、一つ一つの条例を設けてやっている。その中で、今回の場合、維持管理のものを、それはそういうところには貸せないあれになっています。それを自由に使うということはいけません。そういうことを県のほうから強い指摘を受けたところでございます。それを、我々のほうも真摯に受けとめて、県の市町村課のほうとも相談してもとへ戻すと、正規のほうへ戻すということで、今回の処理をしたところでございます。処理をしたというか、今、補正予算でお願いをしているところでございます。

それぞれの基金条例に基づいて正しく行う。その詳しくは、基地・財政課長のほうから説明させます。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 本事業につきましては、農業用水維持管理基金第4条の規定に基づく運用であるということでの事業化が図られております。

基金条例第4条には何て書いてあるかといいますと、村長は基金の設置の目的に応じ基金の安全かつ効率的な運用に努めなければならないとされているところでございます。そもそも、本基金の設置目的に発電所建設事業が合致するということが、誰が考えても当たらないということはおわかりかと思えますけれども、また、今回の大きな問題につきましては、運用であるとするならば、基金側の都合で、基金が、現金が足りないからすぐ返済しろということを経営側から言われても、実際に工事費に充ててしまっているということで、現金がないわけでございます。これが、安全かつ効率的な運用ということとはとても言えないということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 逆に言わせていただくと、この農業用水維持管理基金の条例の中で、この第4条をもって、村長は先ほど言われた基金の設置の目的の、基金は安全かつ効率的な運用に努めなければならない、この4条を適用して前政権は基金を運用したんだと、このように私は思っております。そういう中で、もう農業用水維持管理基金から借りてないという前提に立つと、17ページの第6条、処分の中で、2号目、農業用水維持管理基金云々という文言があるんですけども、これについては納得いかないところがあるんですけども、課長どうですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

今回、改正案として提出させていただきます第6条の第2号によりまして、この後ご審議いただきます補正予算で全額を返済するというために、現在、この基金に2,600万円程度の残高がございますので、その一部を償還の財源に充てるということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 松井です。

ということは、この2号目の条例については、今回使う金のためにこれをつくっているんですね。もうあと質問できないので、もう一つほど。

（1）のここをちょっと説明してください、あわせて。経済事情の著しい変動等により発電所の維持管理等に係る財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。これ、処分できるんですよ。そういう中で、これ、発電所の維持管理等というのは、発電所の維持管理、それ以外の等ですか。これもお答えください。あわせて。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） すみません、言葉が足りず申しわけございませんでした。先ほどご説明させていただいた、改正案の第6条第2号につきましては、今年度限りの適用となる号と申しましょうか、条項でございます。

今、お尋ねの1号につきましては、先ほど小野閣議員のご質問もありましたけれども、積み立てをしていく額については、今後も、今までもこれからも、この条例の改正によって異なるものではございません。決算剰余金につきましては、全額をこの基金に積み立てていくものでございます。

この基金を処分していいとき、どういう場合に処分ができるんだということの規定が、この6条の1号から3号までになるわけでございますけれども、今回と申しましょうか、昨年ですか、2月の大雪の際は特に被害はなかったかと思うんですけれども、例えばそういった大きな、特に考えられるのは大雪だと思うんですけれども、そういったことで重大な損害と申しましょうか、損失というかが出て、それを修理するとき、特別会計でそういった予算も持っていないので、そういった財源に充てるときに、この基金を処分できるというような規定にしてございます。

ここで言う維持管理等の等に何が含まれているんだということでございますけれども、現在においてはその維持管理と、何ですか、災害による復旧工事というようなこと、維持管理以外の部分はその復旧工事ですとか、そういったことを想定した、等ということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初に、この自然エネルギー発電運用基金を、運用益を農業用水維持管理基金に入れるということが、先ほどいけないというふうに説明があったと思うんですが、法令違反という意味なのかどうかということ、まず1つお聞きしたいと思います。

それと、幾つか質問がありますので、まとめてします。

あとは細かい字句の問題だから、これは後で言うことにします。じゃ、今のことをお答えください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 先ほどお尋ねの今の部分ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、この件については、農業用水維持管理基金ということで、目的基金を使うということで、相当のここで議論があったわけでございます。そして、当時の担当としても相当苦慮はしたと思うんですけれども、その中で、県の中の見解として、これについては財務事務の処理に疑義があるという県の指導いただいているわけですから、これが法令違反となるかどうかわかりませんが、いずれにしても、財務の行政上の行政法の中でいけば、こういう形の中で基金を、こういう形で活用すべきじゃなかったということです。

それから、それについて、民事をここに入れてしまったということが一番の出発のところで、大体方向が変わってしまったということでございます。いずれにしても、県とすれば、正常な形でこれを活用してくださいよと、指導に基づいた中の方向で基金の活用をすべきだったということです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の話を聞くと、県のほうから疑義があると、ただ法令違反かどうかはわからないというふうにお答えなんですけど、きっと、じゃ、財政を何とかにやらして疑義があるという、その内容は多分知らないのかなとも思うんですけれども、それわかります。

いや、わからなくてもいいですよ。いや、いや、今答えちゃうと、これ2問目に数えられちゃうから。

○議長（金井佐則君） 2問目だよ。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） いや、続けて、続けてやります。

いずれにしても、こんな曖昧な、県のほうから、それも話聞いていると、何とかさんという1人の県の職員のほうからそういう話があったみたいにもとれるんですけれども、疑義があるということで来ただけであって、法令違反になるかどうかはわからないと。

現在は、昔と違って、地方分権とって、県のほうが強制的にいろいろ、何ていうのか、地方の市町村にどうだこうだと命令的な指導はすることは、何ていうんですか、すごく制限されていると思うんです。だから、今のだって、ある意味アドバイスなんじゃないんですか。アドバイスであるとするれば、ちゃんと榛東村の条例にはうたわれているわけです。先ほどからも出ていますけれども、榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の中で、2条の（2）のところで、つまり（1）、つまり撤去費用の50万円ですね、（1）を除く歳計剰余金の全額を積み立てるというふうに条例でうたっているわけだから、何も条例としては、私は問題ないと思うんです。ちゃんと条例でうたっているんだから。そ

れも、うたつたやつを議会議決しているわけでしょう。

それで、先ほど村長はこう言ったんです。条例に基づいて違うところに金は入れられるとは書かれていないから改正するんだと、今回。そう言ったんですよ、説明で。条例に書かれているじゃないですか。いやいや、さっきそう言いましたよ、村長。松井さんの質問に対して。何ならテープで確認してみてもいいですよ。私、聞きながらメモをとったから若干違うかもしれないんですけども、大体そういう趣旨のことを言いましたよ。

だから、全然何か、説明がつかないじゃないですか。それぞれが何か違うことを言っているみたいで。これはこれとして、質問をとりあえず終わりますので、教えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ずっと今、早坂さんのほうの話聞いていて、まだ答える、手を挙げる時じゃないと思って、私はそれを言わなかったとか何か言っておりませんので、よろしくお願いします。

私が言っているのは、貸すほうの側の基金、この中に、こういうものが安心して貸せる、そういうものをないと、それが自然エネルギーのほうは借りるというようなことはあるかもしれませんが、本来である農業用水の維持管理基金がそちらのほうへ貸せるという状況にないということを私は言っているのであって、それはなぜかという、先ほど来、言っているように、じゃ、今現在すぐそれを証書とかそういうものを私も見させてもらいましたけれども、じゃ、それに基づいて、今必要だから返してくださいと言った場合に、これは返せますか。じゃ、その証書は本当に生きているんですか。あれは生きていないと思う、それだから、完全なもので安心な安全なものとは言えないということが、これがもともとの農業用水の維持管理基金の貸し出しが違っているんだと、そこから借りることが違っているんだということを私は申し上げたところです。

詳しくは、担当課長のほうから申し上げます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 基金をちょっと見ていただければ、587ページ見ていただきますと、これ、よくわかると思うんですけども、ここの中の4条に、今言った運用と、次に管理というのがございますよね。

○議長（金井佐則君） ちょっと、わかる、ページわかる。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 2款の6類の587ページ。

ここをちょっと見ていただくとわかると思うんですけども、この条文だけ見ていると、ちょっとこれになってしまうと思うんですけども。よろしいですか。

○議長（金井佐則君） 早坂君、いいですか。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これ、会計管理者だとすぐわかると思うんですけども、この運用なんですけれども、基金の設置の目的として、安全かつ効率的な運用してもらおう、これを読むと確かにこう読みとれるんですけども、次の条文の管理を見ていただきますと、この効率的かつ安全な管理というのは、次の条文によって金融機関の預金だとか、最も適切な有意義な方法でなければならないということで、国債だとか、それから、下に有価証券ございますけれども、これに充てている4条なんです。

だから、5条だけ見てしまいますと、今、村長言っていますけれども、この基金を、農業用水維持管理基金の条例ですから、単にそういうような運用するというのではなくて、あくまでもこの中の、基金条例の中の運用というのを考えたわけですから、これをほかのところへ貸し出すとか何とか、この条文だけ読んでしまいますと、そうとれますけれども、実は5条との関連があつて、有価証券あるいは国債だとか買っているわけですけども、そこに充てているこの4条、5条は一体となったところの4条の理解という形で見ていきませんと、ここの条文1個をみただけで全部使えるということになりますと、非常にこの基金については何でもやれるということになってしまいますので、恐らく県はそういう形で話、この見解をしていると思うんです。

あくまでも、目的基金として農業用水維持管理基金を設置しているわけですから、その中で安全的、効率がいいというのは、下の中へ行つて、預金だとか、国債とか、あるいは地方債とか、そういうものに充てて買うものはいいでしょうと言っている、この4条と5条一体となった条文だというふうに理解していただきたいと思うんです。

以上です。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 初めの質問で、違法であるかどうかという点なんですけれども、先ほどからご説明させていただいていると思いますけれども、そもそも農業用水維持管理基金条例、この設置目的を明らかに逸脱しているということでは、これは条例ですので、違法という法という言葉は使えないかもしれませんが、それに当たるということでございます。

これを事業化するに当たり、先ほど総務課長からもございましたが、県の市町村課のほうに相談をかけたところ、財務事務の処理として疑義があるということの指摘があり、なおかつ市町村課からは、この農業用水維持管理基金条例の一部を改正して、長期貸付をできるような規定を今度の条例上に盛り込むということが、事務処理としては完璧ではないが、クリアできるのではないかというふうなご助言もいただいているところでございます。

それにも従わなかったというところで、先ほど早坂議員、おっしゃいました、その地方分権で、県

の指導という位置づけではないのではないかということはおっしゃるとおりなんですけれども、地方分権一括法によりまして改正された地方自治法第245条の4、第1項の規定に、都道府県は市町村に対して、技術的な助言ができる、そういう規定が新たに入っております。この地方自治法に基づく助言を受けなかったと、助言をいただいたのにそのとおりに行わなかったというところでございます。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ごめんなさい、立たないで。ちょっと、目的というのはこの条例の中にとどううたわれていますか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 農業用水基金第1条でございます。

〔「第1条のことね、設置のところね」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 13番、3問目。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、総務課長の話、説明ですけれども、第5条、確かに基金に属する現金は、金融機関その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないというのがあって、これは、その他最も確実かつ有利な方法というのは、これは抽象的ですよ。有価証券どうのこうのなんて言っていたけれど、決してそういうことじゃなくて、抽象的な感じで、要するに有利な方法で管理すればいいということで、それで、今回のやり方が、その議会議決をしたということは、それが有利な方法ということで議会も認めたというふうに判断するということなんじゃないんですか。

それと、もう一つ。それで、次の目的ですけれども、あくまでもその榛東村地内の農業用温水に対する給水施設に係る維持管理を永続して円滑に充足せしめるためにということになっていますよね。だから、これをするために、農業用水維持管理基金が枯渇しちゃう心配があるから、枯渇しちゃうばここに書いてある目的が達成されないから、自然エネルギー発電運用基金のほうから必要に応じて、あれば入れられるというふうに条例をつくったんじゃないんですか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） まず、1点目のお尋ねです。

先ほど、総務課長からもありましたけれども、農業用水維持管理基金条例の4条と5条をあわせてご理解いただきたいと思うんですけれども、基金の安全かつ効率的な運用に努めなければならないということで、第4条でございます。この基金の安全かつ効率的な運用というのは、この基金条例だけでなく、ほかの基金条例にも盛り込まれておる条項でございます。また、歳計現金につきましても、安全かつ効率的な管理ということが地方財政法上定められてございます。法律に定めがございますので、どういったことが安全かつ、基金の場合は運用というものもあるんですけれども、この場合、基金

ですので、安全かつ効率的な運用とは何ぞやというのは、さまざま、地方財務実務提要ですとか、そういうところで解説がございます。

まずは、元金割れしないこと、確実性があること、例えば今回の例で言えば、基金側の都合により途中解約をする、現金が必要になったと、その場合にすぐに現金が取得できると、基金に入るということがここに定められている具体的な内容でございます。これに照らしますと、今回の2億円につきましては、きょう2億円返してくれと、1億8,000万円返してくれと、基金側から言われても現金がないので、これは返すことは不可能ですね。これは、安全かつ効率的な運用ではないということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番、松岡です。

自然エネルギー、白子の海か、もう3年もたっているんだよ。今、ここで議論したって遅いんだよ。県が何言おうと、榛東議会で通ったんだから、このことは今までやってきたんだから、だめだったら封鎖すればいいじゃないかというふうに、極端に言えばそういうことになるんだけど、これは県のほうだって、第4条か、それでいいと言って、疑義があったとしても今まで来ているんだから、そんな議論はよして、もっと榛東村が発展するように、このことも、農業用水基金も一番初めのもとをただせば、財政調整基金で前村長時代に言ったのは俺です。これにすれば絶対に失敗はないんだ、だけれども、ある一方では農業用水基金が、24億円がもう20億円切ったと、そういうときに、これからだんだん、中には課長の中にも全部使い切っているんだよ、こういう人もいたよ、確かに。名前は言えませんが、ただ、それじゃ、せっかく先輩議員が新幹線の、あのときの補償金を24億円もらって、それを使い切っちゃ、本当に俺たちは議員として知恵がなさ過ぎて申しわけないと、そういうことから始まって、じゃ、この農業用水基金を減らさないで、最低でも20億円まで戻そうと、俺は自分で言ったと思っていますよ。今、15億円切ったか切らないかわからないけれども。

このことは、自分が発言して、自分も議員になってから言ったことには間違いないからはっきり言えますけれども。だから、幾らこれは議論しても、結局は自然エネルギーを太陽光発電維持管理基金に直したいというのが村長の考えだと思う。それははっきりわかっている。だけれども、これは議論しても、大体、まだ誰か質問するかもしれませんが、自分としては、ああ、こんなときに、3年もたって、またこんなことになって失敗だったなと思っていますよ、これは。はっきり言って。財政調整基金でやればこんな面倒くさいことは一つもなかったんだ。けれど、なった以上、幾ら言たって、前村長の……

○議長（金井佐則君） 松岡議員、簡潔にひとつお願いいたします。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 時間はまだあるだんべ。あと1分くらい。

要は、結論で言えばイエスカノーかなんだから。それだけのこと。だから、余りくどくどあれが違反だ、これが違反だなんて、財政課長、言っているんなら、3年ぐらい前に、先に前村長に言うべきだったと思うよ、俺は。だから今、遅いんだよ、こんなこと議論しても。だから、イエスカノーかで決が出るから、そこで。賛成か反対かだけのことだから、最終的には。自分としては、本当に恥ずかしい思いでいますよ、はっきり言って。財政課長、何かあったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 財政調整基金を充てればよかったというのは、そのとおりだと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

8番、南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 現行の条例というか、それに関連してなんですけれども、2億円借りて、毎年1,000万円ずつ20年間返していくと。さらにそれに、0.03の払い戻しということで、それを農業用水維持管理基金にこう返していくというような内容になっていると思います。

その利子の部分、計算しますと、20年間で630万円、その払い戻しの運用されている分の利子だけで630万円ですよ。毎年1,000万円返していくので、その1,000万円の0.03は毎年減っていくわけで、今、平成27年度までの予算だと平成25年度に60万円、平成26年度に57万円、今年度は54万円が戻るといって、残りが459万円ということなんです。今回一括で戻る現金が基金に戻るといって、またその基金を運用といいますか、それも先ほど財政課長が話してくださっている中で、預金だったり、有価証券にかえたりして、またそこで戻した分も運用することでプラスになるかなという部分があるんですが、そのあたり、やっぱり戻したら、そこはしっかり会計のほうで安全かつ効率的な運用するという部分で、その認識は間違いじゃないのか、そこを1点お聞きしたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お尋ねのその2億円に係る利子といたしましては、南議員ご指摘のとおり、初年度が60万円、1年経過後が57万円、3年経過した本年度においては54万円ということで、予算化されてございます。今回、残金であります1億8,000万円につきましては、当初、予算化されておりました54万円のみを利子分として、農業用水維持管理基金のほうに償還をし、その後におきましては、基金の本来の姿であります定期預金ですとか、そういった形での運用を行っていきまして、それに係る利子が歳入されるということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） これだと20年間は、借りた分の1,000万円と合計で630万円だけプラスというか、でもそれも、本来ここにあれば金融機関とか、そういうことで利子が運用されているとみなして、その分入れるということで、20年たたなければ、全部やってみなければ、それだけ枯渇の分に充てられるかという、実際、今の時点でどのくらい充てられるかってすごい難しい話だと思うんです。農業用水維持管理基金自体が減っていている理由は、一般会計での、要は農業用水の電気料に充てている分が毎年減っていていると。一般会計の中の部分に入れて、それで減っていているんですね。

例えば、この条例改正して、また結局は、売電は同じように入ってきますよね。この基金に積まれるわけですよね。そうしたときに、最終的に余った分は、やっぱり一般会計なりに入れていって、最終的に同じように、そういったところに充てられるようになるのであれば、もともと一般関係の電気料の分が足りなくて入れているわけですから、農業用水から。だからその部分の会計の部分で、最終的に売電した分は入ってくるって、同じわけですよね、事業自体がとまるわけではないから。

そこの辺の、結局一般会計に入ってきて、いろいろなところに充当できるのであれば、そこで、今度農業用水のほうが減らさなくていいというか、そういう認識に変えるように、今後できていくのかという点と、そもそも、この基金が20年間もつか、最後に行くまでに途中でもつかどうか。それはポンプだったり管だったり、ほかの農業用水自体の、そもそも維持管理に使う部分もあるので、その辺が本当にこの基金がずっともつかどうかというのは、非常に難しい問題だと思うんです。そのあたりの村の認識をちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これ、根本的に群馬用水というんですか、農業用水の基金、これは確かに、先ほど松岡議員のほうから話あったとおり、先輩方があのときに24億円を鉄建公団からですか、それをもらって、これからこの基金をつくったところでございます。これについては、これから半永久的にといいんじゃなくて、20年間の補償としてこれをもらったところですよ。言うなれば鉄建公団とかそういうところの調印とすれば、20年間こういうことで維持管理とかそういうのがかかるから、20年間分をこれで勘弁してくれということだと思っただけなんですけれども、その間に、維持管理とかそういうもので使ってくださいという補償だというように私は考えております。

それが、減るか減らないかというより、どうしても維持管理するためには、一番のあれは電気料の問題とかそういうのがあります。これが、前のときは利息が7%とか8%あったので、十分電気料に賄えたんですけれども、今現在は0.何%とかそういう金利になりますので間に合わないということで、基金の取り崩しとかそういうもので、維持管理のために使っているということでございます。

今回の場合には、自然エネルギー、太陽光発電で収益出たものを、一定の額を太陽光のための基金

にして、さらにその残りの分を一般会計に納めてもらうということは、今回の補正予算で出しましたけれども、一般会計のほうから用水の維持管理基金のほうへ全て1回返すと、それで一般会計のほうへ入れてもらったものを、また、なるだけ財政調整基金のほうへ返していくというのが本来だというように思います。その間についても、これから努力すれば、農業用水の維持管理基金のほうへ、それも回せるんじゃないかなというように考えております。

〔「そのポンプとか、管で」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 挙手。

〔「さっき、質問した内容が1問返ってきてない」の声あり〕

○議長（金井佐則君） もう一問あるんだよ。

〔「いや、2問目の答えなので」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 何。

〔「そもそも、さっき言ったポンプとかそういう部分で、足りなくなったんじゃないのかという懸念があるわけですが、そのポンプかえたり管の布設かえとか、もし修理とかで、その辺はどうなのかなと、20年今のままで必要ないということはないと思うんですけども」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 平成26年度末で、農業用水維持管理基金は決算書にも登載してございますけれども、17億円ほどの残高となっております。年間の電気料につきましては、一定ではないんですけども、おおむね5,000万円、6,000万円という額がこの基金から繰り入れられてございます。電気代だけに仮に充てていたとして、今後、例えば景気が上向いて、非常に預金の利子が高くなるというようなことがなく、現状のままでいくということで想定しますと、あと25年程度で基金残高がゼロになるというところでございます。

南議員ご指摘のとおり、今後、機械器具でございますので、故障等あり、そういう交換する、あるいは入れかえる等の工事も当然想定されるわけでございますけれども、これにつきましては、それがいか程度かと、幾らほどかということは、今現在、数字は持ってございませんけれども、そういったところにも充てていかざるを得ないということであろうと思います。

農業用水の維持管理経費だけではなく、午前中の決算審査意見書の中でも代表監査委員のほうからご指摘がございましたけれども、財政状況は年々厳しさを増しております。その他の経費についても、今後、財源手当てをしていくということが非常に困難になっていくということが想定されるところでございます。ですので、今、その農業用水維持管理費のお話でございますけれども、その他の経費についても、財源確保について十分留意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 今の決算のほうで、約17億円あるということですが、そのうち2億円貸し出していて、平成26年度末で2,000万円が返ってきているから、1億8,000万円ないと。先ほど議長が言っていたように、じゃ、すぐ、お金がないから返してくださいと言ったらそれは返せない、現金ないということなので、では、実際は17億円よりないということですよ。

それと、農業用水の枯渇という部分ですが、やっぱりその先、見通し、いろんな、電気料以外にも使わなきゃいけない部分があるというので、その部分は非常に難しいかと思うんですが、そのあたり、今、耐用年数といいますか、工事してからどのくらいたっていて、もう結構かえるような時期に来ているのか、それとももう少しもつのか、そのあたり、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（金井佐則君） 上下水道課阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） ただいまのご質問ですが、長岡揚水機場に関しましては、1号のモーターポンプが今、壊れておりまして、ことし交換します。その次に古いのが2号のモーターポンプでございますが、これももう15年たっていますので、いつ壊れても不思議ないという状況でございます。

それから、下新井揚水機場でございますが、ここにつきましては、2号モーターポンプが今、故障しておりまして、今年度交換の予定になっております。1号モーターポンプにつきましては、平成21年に交換しております。まだ6年しかたっておりません。それから、3号モーターポンプにつきましては平成26年度、去年交換してございます。

だから、一番今危ない取水ポンプにつきましては、長岡揚水機場の2号モーターポンプでございます。今、貯水池のほうへ揚げておりますポンプにつきましては、全てオーバーホールで対応してきておりますので、新しくはしてございませぬけれども、これもオーバーホールで対応し切れなくなるときが来るかと思えます。電気料の節減でご説明したんですが、随時そのポンプを容量が適正なポンプに交換していった電気料の節減等につなげていきたいということで、今考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 先ほど、上下水道課長が、これは危ない、これは危ないといういろいろ上げてくれましたけれども、南議員の質問の中に、17億円、それをここ10年ぐらいでかえるとすると、概算で結構ですが、何億円ぐらにかかるとか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 取水ポンプにつきましては、大体今1,600万円ぐらいで設計しております。貯水池への送水ポンプでございますけれども、概算で1台3,000万円という見積もりをいただいております。それですので、全部交換するとなりますと、南部系統が1億2,000万円ぐらい、北部系統が2億7,000万円ぐらいという感じになると思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今回のあれで監査委員からの指摘はありましたか。運用に関しては、代表監査委員、議会からの監査委員さんから、この運用についての指摘はありましたか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 電気料の節減に努めるようにという指摘をいただいているかと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 電気料だとか、そもそもの危機管理から2億円の貸し出しのことについて、監査委員さんからの指摘はありましたか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 特にございませんでした。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 古くなりますが、平成25年5月9日ですか、監査委員さんのほうから基金について、ちょっと読み上げさせていただいてよろしいですか。

当該基金の運用に係る適法性について、群馬県市町村課及び榛東村顧問弁護士吉村駿一に対して事前協議を行った結果、両者では見解が異なったが、基金の運用は適切であるという吉村氏の見解に基づき、特別会計への運用という方法を選択したとのこととあります。基金に属したまま事業に対する費用に充てることができる点について、財務上あるいは疑義があると言わざるを得ないということを書いてあります。

また、地方自治法及び榛東村農業用水維持管理基金に規定されている確実かつ効率的な運用のうち、確実という点について、換金性という観点から思慮すると、本運用が確実な運用であるか否かについては見解が分かれていることで、非常に疑義が残るといふ、これまでこういった指摘がされております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） この改正案に反対する立場で発言させていただきます。

法令違反であるということで、県から指導があったわけでもありません。検討すべき事項ということでの話で聞いているところであります。

よって、この条例を改正する必要はないということで、改正案に反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 4番、小山です。

現行で、農業用水維持管理基金債権引換収入という文言がございます。これ、当時いろいろ討論して、この用語自体が存在していない言葉でして、これは村長が担保人となり、村長の保証人で借りるという説明がございました。この文言自体存在しない現行案ですので、法律以前の問題だと思っておりますので、この改正に賛成いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

この改正案では、毎年度基金に積み立てる額は、歳入歳出予算に定める額とするとなっております。これでは、村長の判断で基金の積み立て額が決まってしまう、農業用水維持管理基金が枯渇するおそれがあるため、本議案には反対をいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 賛成討論を行います。

本改正は、農業用水維持管理基金条例の運用または管理の部分に関しまして、県の指導をいただいた上で、それを、その指導に基づき正しく改正するものであります。安全かつ効率的な運用とはいえないという村の認識に賛同いたしますので、本条例改正に賛成いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 3番、栢井です。反対討論します。

榛東村農業用水維持管理基金の枯渇の対応策、これを考えられていない現状が1つ。

2つ目は、第14期の我々の先輩の議員の方々が、平成25年2月、3月、ここでこの条例を制定したんですけれども、その可決に重きを置きまして、この改正案については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

なしですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。議案第54号 榛東村自然エネルギー発電運用基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 8対5、はい。

本案は賛成多数。本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 発委第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（金井佐則君） 日程第9、発委第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩田好雄君発言〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） 提案理由の説明を行います。

榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を行います。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものである。

144ページをお願いします。

榛東村議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（金井佐則君） 日程第10、発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田好雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩田好雄君発言〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） 提案理由の説明を行います。

榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を行います。

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、障害者の必需品である杖については削除するものである。

146ページをお願いします。

榛東村議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 杖を削るって意味はわかるけれども、今、ちょっと聞いてみたいと思っているんです。執行側に聞きたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 執行じゃない、提案者。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） ああ、提案者か。すみません、岩田議会運営委員長に聞きます。

杖を削るということで、群馬県内で、何町村ぐらいこれに同調しているところがあるのかわかりますか。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔議会運営委員長 岩田好雄君発言〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） お答えします。

他の実際のことは調査してありませんが、提案理由のとおり、社会情勢の変化を勘案してのものでございます。

○議長（金井佐則君） 質疑、ほかにごございませんか。

なしですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を2時40分からいたします。

午後2時25分休憩

午後2時39分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第55号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第55号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。

今、議会事務局長より議案の朗読がございましたが、今回の補正予算につきましては2億7,214万7,000円を加え、総額を58億1,482万8,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして債務負担行為を追加し、第3条においては地方債の補正をお願いするものとなっております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入におきましては、前年度繰越金の額の確定及び地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定に伴う増減などがございます。

歳出におきましては、平成26年度決算に基づきます各特別会計の繰出金の増減、財政調整基金への法定積み立ての増額などをお願いするものでございます。

議案書の32ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。なお、款の合計額については省略をさせていただきます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、補正額106万5,000円の減、計839万5,000円。

11款、1項地方交付税、補正額7,105万6,000円、計14億105万6,000円。

14款、2項手数料、補正額1,000円、計821万6,000円。

15款、1項国庫負担金、補正額72万8,000円、計3億7,540万5,000円。同じく15款、2項国庫補助金、補正額1,560万4,000円、計3億2,758万円。

16款県支出金、1項県負担金、補正額36万4,000円、計2億1,925万2,000円。2項県補助金、補正額4,832万2,000円、計2億920万5,000円。3項県委託金75万8,000円、計3,640万4,000円。

19款繰入金、1項基金繰入金、補正額1,519万7,000円、計6億8,108万8,000円。2項特別会計繰入金、補正額328万7,000円、計同額でございます。

20款繰越金、1項繰越金、補正額8,926万円、計1億6,926万円。

21款諸収入、4項雑入、補正額1,267万1,000円、計5,874万6,000円。

22款村債、1項村債、補正額1,650万4,000円、計2億2,850万4,000円。

歳入合計、補正前の額55億4,268万1,000円、補正額2億7,214万7,000円、計58億1,482万8,000円。

続きまして、議案書34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げをさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、補正額1億8,985万4,000円、計10億2,534万8,000円。2項徴税费、補正額37万3,000円、計9,040万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額5万2,000円、計3,914万5,000円。5項統計調査費、補正額51万2,000円、計1,819万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正額7,460万5,000円、計12億1,120万1,000円。2項児童福祉費、補正額30万4,000円の減、計6億2,840万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額70万9,000円、計1億9,465万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正額224万1,000円、計3億6,889万2,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、補正額64万1,000円、計2億9,286万1,000円。3項河川費198万8,000円、計415万1,000円。4項住宅費、補正額50万円、計401万6,000円。5項都市計画費419万9,000円の減、計1億5,855万8,000円。

10款教育費、2項小学校費、補正額37万円、計2億4,943万6,000円。4項幼稚園費、補正額361万3,000円、計1億973万7,000円。5項社会教育費、補正額4万3,000円、計1億8,721万4,000円。6項保健体育費、補正額114万9,000円、計1億4,290万2,000円。

歳出合計、補正前の額55億4,268万1,000円、補正額2億7,214万7,000円、計58億1,482万8,000円で

ございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

今回は、公共施設等総合管理計画策定事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

当該事業につきましては、本年度中に計画を策定し、来年度、平成28年度に固定資産台帳整備を行う予定としておりましたが、これを一括で発注することにより経費の節減が図られるほか、業務の効率化に資するため、今回、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、下になりますけれども、37ページ、地方債の補正でございます。

臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正となっております。

表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。

今回の変更は、借入限度額を補正前の2億1,200万円から2億2,850万4,000円とするものでございます。

38ページから40ページまでは、歳入歳出事項別明細書の総括となっております。説明につきましては、歳入歳出のそれぞれの事項別明細書で行わせていただきたいと思います。

初めに、歳入の事項別明細書でございますが、42ページになります。

主立ったものを説明させていただきます。

10款地方特例交付金、減収補てん特例交付金につきましては、交付額の決定に伴うもので、11款地方交付税、7,105万6,000円の増額は、普通交付税の確定に伴う補正でございます。

15款国庫支出金及び16款県支出金のうち、民生費に係る補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金制度に移行したことによる予算整理を行ってございます。

44ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項特別会計繰入金でございますけれども、これまで議案審議の中でもお話出てございましたが、平成26年度に完成いたしました南小学校体育館の太陽光発電の売電収入を特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

45ページの20款繰越金の補正額8,920万円につきましては、平成26年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

また、21款諸収入のうち、8節教育費雑入の191万3,000円の減額につきましては、先ほどお話し申し上げました南小学校体育館の売電収入を当初一般会計で見えていたところ、特別会計に今回、移しかえようとするものでございます。

22款村債の補正につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借り入れ限度額が確定したことによるものでございます。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。

47ページ、2款、1項、6目企画費のうち、自然エネルギー発電事業特別会計繰出金1億4,066万6,000円につきましては、当該特別会計から農業用水維持管理基金への償還金の残高であります1億8,000万円を一括償還するための財源を手当てするものでございます。その下になりますけれども、8目財政調整基金費、4,462万2,000円計上させていただいておりますけれども、決算剰余金の2分の1の額及び平成26年度の基金財産貸付料の確定による補正でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

表の中ほどになりますけれども、3款、1項、1目社会福祉総務費のうち、介護基盤等整備事業費補助金6,180万円につきましては、地域密着型サービス等の施設整備の補助金で、財源の全額が県費でございます、いわゆるトンネル補助金でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

2番目の表になりますけれども、10款、4項、1目園管理費、15節工事請負費につきましては、北幼稚園の職員用トイレの配管にふぐあいがあり、使用不能な状態となっているため、これを交換修理するものでございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

給与費の明細書でございます。今回、地方公務員災害補償基金負担金の額が確定したことに伴いまして、共済費の補正をお願いしてございます。2、一般職の上の表中、共済費の比較の欄に4万1,000円ということで数字を計上させていただいております。

議案第55号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 歳出で53ページの農業振興費の102万円について説明願います。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 農業振興支援事業補助金についてご説明申し上げます。

こちらの補助金でございますけれども、平成27年度の県の補助事業ということで、蚕糸業継承対策事業という事業でございます。こちらで蚕糸業、養蚕を26年度を基準といたしまして増蚕された方について、県の補助金及び村の継ぎ足しを行って補助をするものでございます。榛東村につきましては、2名の方が対象になってございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 富岡製糸が世界遺産になって、こういうふうになされた養蚕がまた復活するということで、産業振興の予算が組まれたと思います。

この中で、2件と先ほど課長の答弁でありましたけれども、2件で収繭量はどのくらいを見込んであるんですか。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 26年度が基準ということで、こちら榛東村2件合計が659.8キログラムです。これに対しまして増蚕していただいて、予定では、27年度850キログラムということで、その分で見込んで予算のほうを計上させていただいております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） じゃ、この予算で養蚕2件が、古くなった養蚕道具だとか、もう榛東村、抜根して養蚕の桑がなくなった、そういう補助に使われるわけですか。

それとこの繭は、今後どういうふうなルートで糸になるのか、そこまで教えてください。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 補助の内容でございますけれども、繭の増蚕、蚕糸業の増産を行えば補助がもらえるということで、目的というのではなくて、増産に対して補助をもらうというものでございます。

もう一つは、絹になるまでのということなんですけど、こちらにつきましては、ちょっと申しわけございません。そちらはちょっとまだ勉強不足で、つかんでございません。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 54ページ、河川総務費というところで198万8,000円、矢玉沢川だと思うんだけれども、それに関連して、河川のことなので質問します。

八幡9号線の橋は27年度中に設計・施工やるんですか。それとも28年になるんですか。わかりますか、建設課長。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 八幡9号線の橋の設計については、28年度の予算については、まだ検

討中でございます。

○議長（金井佐則君） 松岡議員、決算のことをひとつ聞いてくれないか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） この矢玉沢川というのは、真塩村長がやった、あそこの親水公園の下だと思う。確かにあそこ、この前見に行ったら、本当にブロックのところ当たったり、裏がこけていたり。それからあれは早急にやったか、やらないか、この前見たんだけど、それが1点と、やっぱり八幡9号線はどうしても、ここにはないけれども、質問としては、子供たちが3区、2区、4区、7区、8区、12区、6地区の中学生・小学生が毎日通っているところだから、一刻も早く、28年度まだわからないというのではなくて、27年度中に設計ぐらいやって、28年度中には、もう予算もらえるところからもらってきて、防衛でも何でもいいからはっきり言ってもらってきて、子供たちのために一刻も早くあの道を、1件反対しているというのはわかっているけれども、そういうことじゃなくて、何とかして解決して、子供たちの、事故のないうちに、一刻も早く、建設課長、進めてくださいよ。お答え願います。

○議長（金井佐則君） 課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 8款、3項、8目の198万8,000円の補正でございますけれども、これにつきましては、ふるさと公園の南の矢玉沢川の河床が現在、洗掘されておりまして、近隣住宅への影響も懸念されておりますから、早期に測量調査を実施したいということで、その後、工法についての検討をしたいということで、今回、補正を上げさせていただきました。

八幡9号線につきましては、今後、早期に検討したいということで考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11名、賛成多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第56号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関均健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入の主なものは、平成26年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、繰越金の確定による国民健康保険基金積み立ての増額、また26年度補助事業の確定による国からの交付金の精算還付金でございます。

議案書の60ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

11款繰越金、補正額1億8,367万9,000円、計1億8,368万1,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正前の額18億8,194万円、補正額1億8,367万9,000円、計20億6,561万9,000円でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

歳出です。

9款基金積立金、補正額1億7,629万3,000円、計1億7,669万4,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額738万6,000円、計969万円。1項償還金及び還付加算金、補正額738万6,000円、計939万円です。

歳出合計、補正前の額18億8,194万円、補正額1億8,367万9,000円、合計20億6,561万9,000円でございます。

62ページからの歳入歳出予算事項別明細書総括の説明は省略をさせていただきます。

66ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

11款、1項、1目療養給付費交付金繰越金、1節退職分繰越金738万6,000円は、平成26年度の退職者医療療養給付費交付金が確定しまして、超過交付であったことから、前年度繰越金を退職分繰越金として歳入するものでございます。

11款、1項、2目その他繰越金、1節一般分繰越金、1億7,629万3,000円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

9款、1項、1目国民健康保険基金積立金、25節積立金1億7,629万3,000円は、繰越金のうち精算還付金以外の金額を基金に積み立てるものでございます。

11款、1項、4目退職被保険者国県支出金償還金、23節償還金、利子及び割引料は、事業費の確定によりまして、交付金の国庫への還付金738万6,000円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第56号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第57号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者広域連合からの市町村負担金過年度精算による精算金の雑入での歳入と、それに伴います一般会計繰入金の減額でございます。歳入での財源の変更で、歳出補正はありません。よって、歳入歳出とも予算総額の変更はございません。

議案書の70ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額22万3,000円の減、計3,290万1,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

6款雑入、補正額22万3,000円、計22万6,000円。2項雑入、補正額22万3,000円、計22万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億726万7,000円、補正額はゼロでございます。計1億726万7,000円でございます。

歳出はございません。

71ページからの歳入歳出予算事項別明細総括の説明は省略をさせていただきます。

74ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

3款、1項、1目事務費等繰入金、1節事務費等繰入金、補正額22万3,000円の減。過年度精算金の歳入によりまして一般会計からの繰入金を減ずるものでございます。

6款、2項、1目雑入、1節雑入、補正額22万3,000円。後期高齢者医療広域連合からの共通経費に伴う市町村負担金の過年度精算金の歳入でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第57号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第58号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第58号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

歳入は、介護サービス事業費等の増額に伴いまして、保険料の見込み額、それから国庫補助金、県補助金等の増額、支払基金からの交付額の確定による追加交付等でございます。26年度の決算に伴う繰越金の確定も同様でございます。

歳出につきましては、介護予防・生活支援事業費の追加、国庫支出金償還金が主なものとなっております。

76ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款保険料、補正額112万2,000円、計 2 億3,758万9,000円。1 項介護保険料、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額49万1,000円、計 2 億4,816万5,000円。1 項国庫補助金、補正額95万2,000円の減、計 1 億8,629万1,000円。2 項国庫補助金、補正額144万3,000円、計6,187万4,000円。

4 款支払基金交付金、補正額342万1,000円、計 2 億9,792万6,000円。1 項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5 款県支出金、補正額30万7,000円、計 1 億5,844万円。1 項県負担金、補正額59万5,000円の減、計 1 億5,358万8,000円。2 項県補助金、補正額90万2,000円、計485万2,000円。

7 款繰入金、補正額214万2,000円、計 1 億5,771万3,000円。1 項一般会計繰入金、補正額214万2,000円、計 1 億5,771万2,000円。

8 款繰越金、補正額848万3,000円、計848万4,000円。1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額10億9,241万7,000円、補正額1,595万6,000円、計11億837万3,000円でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、補正額37万円9,000円、計2,068万2,000円。1 項総務管理費、補正額32万9,000円、計735万6,000円。2 項徴収費、補正額 5 万円、計291万7,000円。

2 款保険給付費、補正額344万9,000円の減、計10億4,709万3,000円。2 項介護予防・サービス等諸費、補正額344万9,000円の減、計3,631万8,000円。

3 款地域支援事業費、補正額743万5,000円、計2,790万4,000円。1 項介護予防事業、補正額20万3,000円の減、計105万8,000円。2 項包括的支援事業・任意事業、補正額 2 万円、計1,922万8,000円。3 項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額741万4,000円、計741万4,000円。4 項一般介護予防事業、補正額20万4,000円、計20万4,000円。

5 款諸支出金、補正額1,159万1,000円、計1,164万3,000円、1 項償還金及び還付金、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計でございます。補正前の額10億9,241万7,000円、補正額1,595万6,000円、計11億837万3,000円でございます。

78ページからの歳入歳出予算事項別明細書総括の説明は省略をさせていただきます。

82ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして、主なものを説明をさせていただきます。

1 款、1 項、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料111万2,000円は、サービス事業費の増額に伴う保険料の見込み増ということでございます。

3款、1項、1目介護給付費負担金、1節現年度分95万2,000円の減。3款、2項、2目地域支援事業交付金、1節現年度分4万円の減は、ともに制度改正によりまして、地域支援事業に移行するための減額でございます。4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分148万2,000円は、新しい地域支援事業に移行することによる増額ということでございます。5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）につきましては、1節の現年度分1,000円でございます。これが国での取り扱いが現在、正式に決定されておりませんので、今後の取り扱いを考慮しまして増目ということでございます。

83ページをお願いします。

4款、1項、1目介護給付費交付金、2節過年度分342万1,000円は、26年度の事業費確定によりまして、追加交付でございます。

次に、5款、1項、1目介護給付負担金、1節現年度分59万5,000円の減、それから5款、2項、1目地域支援事業交付金、1節現年度分2万5,000円の減は、国庫支出金と同様で、制度改正による地域支援事業に移行するための減額でございます。次に、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ということでございます。1節現年度分92万6,000円は、新しい地域支援事業に移行することによる増額ということでございます。

84ページをお願いします。

7款、1項、1目介護給付費一般会計繰入金、1節介護給付費一般会計繰入金59万5,000円の減、それから3目地域支援事業繰入金、1節現年度分2万5,000円の減も、制度改正による地域支援事業に移行するための減額でございます。5目地域支援事業繰入金、1節現年度分92万6,000円は、こちらは新しい地域支援事業に移行することによる増額でございます。次に、7目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分145万7,000円は、平成27年度から実施をされました低所得者保険料軽減事業の国庫負担分、県負担分、村負担分をあわせて繰り入れをするものでございます。

8款、1項、1目繰越金、1節繰越金848万3,000円は、前年度決算確定に伴うものでございます。

86ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款、1項、1目一般管理費、12節役務費、郵便料22万5,000円は、保険料率が本年改定されたことで特別徴収者への仮徴収通知対象者が増加したことによりまして、補正が必要となったものでございます。それから、13節委託料、これにつきましては、課内で担当職員を1名介護に増員をいたしました。そのことで、その職員のパソコンにシステムの増設が必要となったものでございます。次に、1款、2項、1目賦課徴収費、11節需用費、印刷製本費5万円は、郵便料と同様でございまして、通知対象者の増によるものでございます。

2款、1項、1目居宅介護サービス給付費から2款、1項、9目居宅介護サービス計画給付費までは、歳入補正によりまして財源内訳の変更、支出額の補正はございません。

次に、87ページをお願いいたします。

2款、2項、1目介護予防サービス給付費390万円の減額は、来年1月から要支援1、2の利用を、制度改正によりまして、介護予防・生活支援サービス事業費に移行するものでございます。次に、3目地域密着型介護予防サービス給付費は、財源内訳の変更でございます。6目介護予防住宅改修費は、本年の給付状況による増額でございます。7目介護予防サービス計画給付費86万円の減額は、制度改正によりまして、介護予防・生活支援サービス事業費に移行するものでございます。

88ページをお願いいたします。

3款、1項、1目介護予防事業一次予防事業費、2目介護予防事業二次予防事業も、介護予防・生活支援サービス事業費に移行するための減額でございます。3款、2項、1目包括的支援事業の8節報償費1万円、11節需用費1万円の増額は、新しい総合事業実施に向けまして協議体という体制を設置するための研修会の費用を予定しております。

89ページをお願いいたします。

3款、3項、1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金補助及び交付金621万8,000円は、こちらも来年1月から要支援1、2の介護利用を、介護予防・生活支援サービス事業費に移行するものでございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費、19節負担金補助及び交付金119万6,000円、こちらも同様でございます。3款、4項、1目一般介護予防事業費、8節報償費15万2,000円、13節委託料5万2,000円も、来年1月からの利用を想定したものでございます。

90ページをお願いいたします。

5款、1項、2目国県支出金償還金、23節償還金、利子及び割引料1,159万1,000円は、平成26年度介護給付費負担金等の確定に伴いまして精算を行うもので、国庫金を返還するための補正でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番 松井保夫君。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 77ページ、歳出で地域支援事業費、3款、3項介護予防・生活支援サービス事業費、補正前の金額がゼロで、今回、補正が741万4,000円、この歳出の中でいろいろ項目、細部書かれておるんですけども、これは新たな事業ですか。それを伺いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 本年の3月の議会のときに介護計画を説明をさせていただきます。

して、平成30年度までに新たに立ち上げる事業ということで予定をしていた事業でございますが、国・県のほうから、本年度中に事業を立ち上げれば、その後の国庫負担金等の歳入の増が見込めるということで、事業の取り組みをお願いしますということで、今回、補正をお願いするものでございます。

事業の内容につきましては、当初予定をしておりました事業の中から、歳出の事業名を変えて予算を準備するというふうにご理解をいただければと思います。考え方とすると、先ほど私が説明しました歳出の部分での事業移行のための減額、それから事業移行のための増額が、本来はプラス・マイナス・ゼロというのが、事業費のつけかえということでございますが、今回、新たな事業を計画した中で、若干その新たな事業費のほうを追加した部分がございます、減額よりも増額の部分が若干ふえているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第59号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

○議長（金井佐則君） 日程第15、議案第59号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ことし1月に借り入れ者の1人から繰り上げ償還があり、27年度分の簡保生命保険への償還金が減額になりました。

また、7月にも繰り上げ償還をしてくださった方がいらしたことから、それに対応する簡保生命保険への償還金について、この9月の定期償還に上乘せをして償還することしたため、所要額を補正させていただくものでございます。

議案書92ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款繰入金、補正額58万円の減、計355万9,000円。1項繰入金、同額でございます。3項諸収入、補正額50万3,000円、計1,419万1,000円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1,890万4,000円、補正額7万7,000円の減、計1,882万7,000円。

続きまして、93ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款公債費、補正額7万7,000円の減、計1,870万3,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1,890万4,000円、補正額7万7,000円の減、計1,882万7,000円。

95ページから96ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございますので、説明につきましては省略させていただきます。

98ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

2款、1項、1目繰入金、1節一般会計繰入金58万円の減でございます。これにつきましては、先ほど申しました1月に繰り上げ償還があったため、一般会計からの起債償還金繰入金が減額になったものでございます。

3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、補正額50万3,000円。これにつきましては、7月に繰り上げ償還があったためでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、補正額1万6,000円。これにつきましても7月に繰り上げ償

還があったため、簡保生命保険への繰り上げ償還金を補正させていただくものでございます。2目利子、補正額9万3,000円の減、これは繰り上げ償還をしてくださった方の今年度分の利子が減少するために簡保生命保険への支払いについて減額補正をさせていただくものです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第59号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第60号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第60号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、当初交付見込みのなかった県補助金が交付されることになったことに伴う歳入の増と、訴訟費用の確定による歳出の増の補正でございます。

それでは、議案書102ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

4款県支出金、補正額440万円、計440万円。1項県補助金、補正額、計とも同額でございます。

5款繰入金、補正額419万9,000円の減、計1億3,909万3,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額でございます。

歳入合計、補正前の額4億5,725万円、補正額20万1,000円、計4億5,745万1,000円。

続きまして、103ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額20万円、計904万9,000円。1項総務費、補正額、計とも同額でございます。

2款建設費、補正額1,000円、計2億6,226万9,000円。1項建設費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正前の額4億5,725万円、補正額20万1,000円、計4億5,745万1,000円。

続きまして、109ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目県補助金、補正額440万円、計440万円。公共下水道事業費補助金でございます。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額419万9,000円の減でございます。計1億3,909万3,000円。一般会計繰入金でございます。

続きまして、110ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、補正額20万円。13節委託料20万円。弁護士費用でございます。

2款建設費、1項建設費、1目建設費、補正額1,000円。4節共済費1,000円でございます。地方公務員災害補償基金負担金でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 110ページの委託料、珍しい、またどんな事件だったんですか、弁護士費用。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 下水道工事に伴いまして、工事中に壁が落ちたとか、そういう形でいろいろありまして、裁判になりました。それが3月で結審して、その費用が確定したものでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 事故であれだけけれども、それは上下水道課で修理はできなかったんですか。内々にといいぐさはないけれども、穏便にできなかったんですか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） 何度かうちのほうもお邪魔して、いろいろお話ししたんですけども、結局こじれてしまいまして裁判。最初、調停に入ったんですけども、調停がまた不調になりまして、結局裁判ということになりました。相手方が、結局訴えたものですから。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決に入ります。

議案第60号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第61号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）

○議長（金井佐則君） 日程第17、議案第61号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、112ページをお開きください。

それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、長岡処理場、広馬場処理場の脱水機制御インバータの故障に伴う修繕費の補正でございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額73万5,000円、計1億2,751万5,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億5,813万2,000円、補正額73万5,000円、計1億5,886万7,000円でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款管理費、補正額73万5,000円、計4,378万4,000円。1項管理費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億5,813万2,000円、補正額73万5,000円、計1億5,886万7,000円でございます。

続きまして、118ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額73万5,000円、計1億2,751万5,000円。1節一般会計繰入金でございます。

続きまして、120ページをお願いいたします。

2款管理費、1項管理費、1目管理費、補正額73万5,000円、計4,378万4,000円。11節需用費、機械器具修繕費でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第61号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第62号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）

○議長（金井佐則君） 日程第18、議案第62号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、議案第62号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書122ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額114万9,000円、計7,864万2,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、補正額30万6,000円、計30万7,000円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,849万9,000円、補正額145万5,000円、計1億4,995万4,000円。

続きまして、123ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額114万9,000円、計7,199万8,000円。1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費、補正額30万6,000円、計7,744万6,000円。1項事業費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,849万9,000円、補正額145万5,000円、計1億4,995万4,000円。

124ページから126ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

128ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

3款、1項、1目一般会計繰入金、補正額114万9,000円は、歳出の増額に伴いまして一般会計から繰り入れるものでございます。

4款、1項、1目前年度繰越金、補正額30万6,000円は、給食費から食材購入に要した残金でございます。

130ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

1款、1項、1目、12節役務費2万3,000円は、冷凍庫、冷蔵庫更新に伴うリサイクル料でございます。15節工事請負費74万6,000円は、給食センター1階トイレと2階女子トイレの洋式化を図り、利便性と衛生面の向上を図るものでございます。18節備品購入費38万円は、保存食保存用の冷凍庫と物資購入部会で使用いたします生鮮食品を保存するための冷蔵庫の老朽化に伴い、更新するものでございます。

2款、1項、1目、11節需用費30万6,000円は、前年度繰越金を賄い材料費に充てるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第62号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり

可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 63 号 平成 27 年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（金井佐則君） 日程第19、議案第63号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田邦夫産業振興課長。

[産業振興課長 久保田邦夫君発言]

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、自然エネルギー発電運用基金及び一般会計からの繰り入れ、南小学校体育館に設置のソーラー発電施設の売電による歳入見込みによるものでございます。

歳出につきましては、農業用水維持管理基金へ全額を償還金として支出するもの、また自然エネルギー発電運用基金の積立金を減額するものでございます。さらに南小学校体育館に設置のソーラー発電施設の全額売電に係る消費税の納付、同じくソーラー発電施設の発電収入を一般会計へ繰り出しを行うものでございます。

議案書の132ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款事業収入、補正額330万円、計2,953万1,000円。1 項事業収入、補正額、計とも同額でございます。

4 款繰入金、補正額1億6,466万6,000円、計1億6,466万6,000円。1 項基金繰入金、補正額2,400万円、計2,400万円。2 項他会計繰入金、補正額1億4,066万6,000円、計1億4,066万6,000円。

歳入合計、歳入前の額2,624万円、補正額1億6,796万6,000円、計1億9,420万6,000円でございます。

す。

次に、133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額1億6,796万6,000円、計1億8,380万8,000円。1項総務管理費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正前の額2,624万円、補正額1億6,796万6,000円、計1億9,420万6,000円でございます。

134ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略させていただきます

138ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

1款、1項、1目事業収入、補正額330万円、1節売電収入、説明欄、義務教育施設電力売払収入は、南小学校体育館に設置のソーラー発電施設の売電見込みによるものでございます。

4款、1項、1目基金繰入金、補正額2,400万円、1節基金繰入金は、説明欄、自然エネルギー発電運用基金繰入金は、自然エネルギー発電運用基金を取り崩して歳入の財源とするものでございます。

4款、2項、1目一般会計繰入金、補正額1億4,066万6,000円、1節一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金は、一般会計から一般会計繰入金を歳入の財源とするものでございます。

140ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款、1項、1目一般管理費、23節償還金、利子及び割引料、補正額1億6,946万円は、基金運用益戻入事業で、榛東村農業用水維持管理基金へ支出するものでございます。1款、1項、1目一般管理費、25節積立金、補正額マイナス479万4,000円は、自然エネルギー発電運用基金の積み立て予定額を榛東村農業用水維持管理基金の戻入に充てることによる減額補正でございます。1款、1項、1目一般管理費、27節公課費、補正額1万3,000円は、義務教育施設発電事業で、南小学校体育館に設置のソーラー発電施設の売電に係る平成26年度分の消費税納付額の補正でございます。1款、1項、1目一般管理費、28節繰出金、補正額328万7,000円は、義務教育施設発電事業で、南小学校体育館に設置のソーラー発電施設に係る売電予定を一般会計へ繰り出しをすることに伴う補正でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11名、反対2名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第64号 平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分について

○議長（金井佐則君） 日程第20、議案第64号 平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分についてご説明申し上げます。

平成26年度に地方公営企業会計制度が改正されたことに伴いまして、議会の議決を経て、未処分利益剰余金を自己資本金へ組み入れるものでございます。

それでは、議案書142ページをお開きください。

資本金剰余金、未処分利益剰余金の順に説明させていただきます。

資本金、自己資本金、当年度末残高1億401万3,797円、資本金への組み入れ10億2,159万7,305円、議会の議決による処分額10億2,159万7,305円、処分後残高11億2,561万1,102円。

資本剰余金、当年度末残高1億9,482万6,522円、処分後残高、同額でございます。

未処分利益剰余金、当年度末残高10億4,955万4,110円、資本金への組み入れ10億2,159万7,305円の減でございます。議会の議決による処分額10億2,159万7,305円の減でございます。処分後残高2,795万6,805円でございます。これにつきましては見かけ上の移動でございまして、実際の現金の動きはございません。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成26年度榛東村上水道事業会計の利益処分について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について

○議長（金井佐則君） 日程第21、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、議案書147ページになりますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を報告させていただきます。

初めに、中ほどの表、健全化判断比率でございますけれども、こちら括弧書きで表記してございます数値につきましては、早期健全化基準値ということでございます。上段のハイフン、実質赤字比率、連結実質赤字比率はハイフン、実質公債費比率は6.8、将来負担比率はハイフンという、上段が本村の数字となっております。

今、ハイフンというふうにご説明した数字につきましては、負数になっておりまして、負数の場合は表記をしないということがございますので、ハイフンという表記をさせていただいているところでございます。

2番の資金不足比率でございますけれども、この比率につきましては、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合となっております。本村は、いずれの会計につきましても資金不足はございませんので、備考欄のとおりハイフン、この説明のとおりハイフン、該当なしとなっております。こちらの経営健全化の基準といたしましては、それぞれの会計において20ということでございますけれども、本村については負数となっておりますので、ハイフンという形で表記をさせていただいております。

先ほどご説明申し上げました1番のほうの健全化判断比率で唯一数字が載っている実質公債費比率でございますけれども、この比率につきましては、一般会計から負担いたします全会計と、これは特別会計、それから公営企業会計、それから一部事務組合、その会計における公債費の標準財政規模に対する比率となっております。表記でございますように6.8ということございまして、こちらにつきましては、参考までに申し上げますと、昨年度は6.2、一昨年度は6.0ということで、年々数字が高くなってきているというような状況がございまして、その大きな要因といたしましては、本村における公共下水道事業特別会計の起債残高の増加によるものということとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ちょっと教えてもらいたいんですが、この経営健全化基準20.0と書いてあるんですけども、この数字はどう見ればいいんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 20.0というのは、これは基準の数値でございまして、この20を超えた場合に表記をすると……

〔発言する声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 資金不足の率というんですか、その基準の数値が20.0ということでございます。

この数値が市町村であると、この20を超えた場合に、例えば財政健全化計画ですとか、そういったものを策定する義務が生じるという基準の数値でございまして、本村の数字につきましては、そのハイフン欄、資金不足がある会計はございませんので、ハイフンということで表記をさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ということは、ほかの上のほうの表も、これ15.0とかあるのは、これはあくまでも基準値で、この基準値を超えるとハイフンのところに数字が入るわけか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） その1の健全化判断比率といいますと、括弧書きで表記させていただいている部分の数字です。それと2番の資金不足比率でいいますと、一番右の欄、経営健全化の基準ということで、あくまでもこれが基準の数値でございます。

算定をした結果、この基準を超えるということになりますと、財政健全化計画の策定等が義務づけられるということございまして、1番の健全化判断比率のほうで申し上げますと、初めに、実質赤字比率でございますけれども、この比率につきましては、普通会計で求めるものでございまして、本村でいいますと一般会計、それから住宅新築資金等特別会計、それから学校給食事業特別会計、その3会計の純計の結果で求めるものでございますけれども、そちらが実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率になるということございまして、今申し上げました3会計、26年度の決算におきましては、赤字ではございませんので、表記されないということでございます。

また次に、その右側の連結実質赤字比率でございますけれども、この比率につきましては、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。本村においては、全会計とも実質収支はいずれも黒字、もしくはゼロとなつてございまして、赤字ではございませんので該当がないということでございます。

唯一数字があります実質公債費比率につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたが、その右側の将来負担比率、こちらにつきましては、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額から充て可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率と、そういうことになってございまして、こちらについても数値が負数であると、算定をした結果は負数であるので、正数である場合はここに記載をするという決りがございますので、本村の場合は、ハイフンと表示させていただいている部分については全て負数ということでございますので、健全な財政状況にあるということが言えるかと思えます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） ちょっと財政課長にお聞きします。

これ質問していいか悪いか、ちょっと自分、考えたんですけども、このままの比率でいくと、平

成30年、長岡の処理場、広馬場の処理場含めて、平成30年が一番ピークになると言っていたんだけど、健全化比率は、今の状態このままで行くと、どのくらい上がってくるんですか。わかっただら教えてください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほどご説明いたしました算定するに当たりまして、標準財政規模というのが分母になってくるんです。その標準財政規模というのが、毎年度一定額ではございませんで、変わる数字でございます。これは委員会でもご説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、村の中のその村債の起債の残高、あるいはその償還の予定額につきましては、当然、計画的にといいましょうか、償還計画はございますので、そちらの数字につきましては、推計ではなく実数といいたいでしょうか、現在であれば、今後、今年度以降の借り入れについては推計になるかと思っておりますけれども、そのあたりで、その起債の残高についてのみは推計をしておるわけですが、この実質公債費比率、その健全化法の対象となります25.0という基準値がございますけれども、そこまで高く悪化はしないというような推計にはなっております。

○議長（金井佐則君） 松岡議員、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上で、平成27年第3回榛東村議会定例会3日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時10分散会

平成 2 7 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号

9 月 1 6 日 (水)

平成27年第3回榛東村議会定例会会議録第4号

平成27年9月16日（水曜日）

議事日程 第4号

平成27年9月16日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）（報告・質疑）
- 日程第 3 認定第 1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について（討論・表決）
- 日程第 4 認定第 2号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成26年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成26年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 報告第 6号 専決処分の不承認に伴う措置について
- 日程第14 請願・陳情について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第18まで議事日程に同じ
- 追加日程第1 議員の辞職許可について
- 追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について

出席議員（14名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長補佐	阿久澤正明君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君
代表監査委員	岩崎唯雄君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回榛東村議会定例会第4日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職と岩崎代表監査委員の出席を求めています。本日は上下水道課、清水喜代志課長が病気のため欠席との届け出がありました。かわりに上水道課、阿久澤課長補佐が出席しております。

直ちにお手元に配付いたしました日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

9番松岡好雄君、11番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

○議長（金井佐則君） 日程第2、予算決算特別委員会の議案審査報告を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算特別委員会、早坂委員長、お願いをいたします。

13番早坂通君。

[予算決算特別委員長 早坂 通君登壇]

○予算決算特別委員長（早坂 通君） それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る9月10日、当委員会に付託されました認定第1号 平成26年度一般会計決算認定について、9月11日9時から16時、9月14日9時から15時の2日間にわたり審査を行いました。

執行は、会計課長については通して出席を求め、議会は議長、委員全員の出席のもと慎重審査を行いました。それに基づき次の8項目の要望をまとめ、9月16日に採決の結果、原案を全員賛成で認定しました。

要望書について読み上げます。

要望書。

1つ、物品の台帳は、物品の記載漏れがないように管理を徹底し、効率のよい運用を図ること。

1つ、全庁にわたり職員が時間外勤務をするときは、管理職の責任において許可判断を厳格に行うこと。

1つ、電気料金が高額であるため、今後も節電に努めること。

1つ、住宅使用料は、滞納が急激に増加しているため、これまでの収納対策、収納方法等を抜本的に見直し、急速に改善策を講じること。

1つ、村税の収納率が群馬県内では30位と低迷している。税負担の公平性からも収納対策強化に努めること。そのために数値目標を設定すること。

1つ、資源ごみ収集対策は、区長会等を通じ、分別収集を徹底する。さらに収集方法を検討し、有効活用すること。

1つ、創造の森の使用申請をメール、インターネットを含め申請方法を簡素化すること。

1つ、補助金は申請漏れがないよう適正に処理すること。

以上を要望し、委員長報告とします。

○議長（金井佐則君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過と結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

早坂委員長、大変ご苦労さまでした。

◎日程第3 認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第3、認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なしと認め、次に賛成の討論を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成26年度榛東村一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第4、認定第2号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度国民健康保険特別会計は、歳入では対前年度日5.7%の増、金額で9,987万208円の増額となりました。

歳出では、対前年度比率6.5%の増、金額で1億207万9,730円の増、2款保険給付費では6.5%、金額で6,347万7,512円の増となりました。3款の後期高齢者支援金は2.2%の減、金額で491万4,923円の減額となりました。9款の基金積立金は6,600万円余りを積み立てることができました。

決算書の227ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額18億4,757万9,234円、区分2、歳出総額16億6,389万8,291円、区分3、歳入歳出差引額1億8,368万943円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、228、229ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較については、比較と述べさせていただきます。

1款国民健康保険税、調定額6億8,494万9,529円、収入済額4億6,321万2,814円、不納欠損額1,314万6,196円、収入未済額2億859万519円、比較303万7,186円の減。1項国民健康保険税、同額でございます。

2款以降11款までは、調定額と収入額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

2款一部負担金、収入済額はゼロ、比較1,000円の減。1項一部負担金は同額でございます。

3款使用料及び手数料、収入済額3万3,329円、比較8,329円。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、収入済額3億5,842万764円、比較3,800万5,764円。1項国庫負担金、収入済額2億8,572万7,764円、比較1,531万3,764円、2項国庫補助金、収入済額7,269万3,000円、比較2,269万2,000円。

5款療養給付費交付金、収入済額9,195万1,000円、比較178万1,000円の減。1項療養給付費交付金、同額です。

6款前期高齢者交付金、収入済額3億6,103万4,594円、比較594円。1項前期高齢者交付金、同額です。

7款県支出金、収入済額9,667万3,267円、比較1,673万1,267円。1項県負担金、収入済額1,266万5,267円、比較4万4,267円、2項県補助金、収入済額8,400万8,000円、比較1,668万7,000円。

8款共同事業交付金、収入済額1億8,435万5,147円、比較2,147円。1項共同事業交付金、同額です。

9款財産収入、収入済額21万7円、比較8万9,993円の減。1項財産運用収入、同額です。

10款繰入金、収入済額1億11万1,681円、比較685万5,319円の減。1項他会計繰入金、収入済額1億11万1,681円、比較685万5,319円の減、2項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。

11款繰越金、収入済額1億8,589万3,465円、比較465円。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、調定額568万4,926円、収入済額568万3,166円、収入未済額1万1,760円、比較14万834円の減。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額497万1,754円、比較6万246円の減、2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減、3項受託事業収入、収入済額ゼロ、比較1,000円の減、4項雑入、調定額72万3,172円、収入済額71万1,412円、収入未済額1万1,760円、比較7万8,588円の減。

歳入合計でございます。予算現額18億473万6,000円、調定額20億6,932万7,709円、収入済額18億4,757万9,234円、不納欠損額1,314万6,196円、収入未済額2億860万2,279円、比較4,284万3,234円でございます。

次に、230、231ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額の比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので、省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額876万3,707円、不用額259万2,293円。1項総務管理費、支出済額476万2,206円、不用額135万794円、2項徴税費、支出済額382万689円、不用額100万7,311円、3項運営協議会費、支出済額10万100円、不用額11万900円、4項趣旨普及費、支出済額8万712円、不用額12万3,288円。

2款保険給付費、支出済額10億3,112万8,343円、不用額1億2,659万6,657円。1項療養所費、支出済額9億999万2,397円、不用額1億1,108万2,603円、2項高額療養費、支出済額1億1,485万5,949円、

不用額1,048万4,051円、3項移送費、支出済額ゼロ、不用額15万円、4項出産育児諸費、支出済額542万9,997円、不用額423万3円、5項葬祭諸費、支出済額85万円、不用額65万円。

3款後期高齢者支援金等、支出済額2億1,428万8,998円、不用額は1万8,002円。1項後期高齢者支援金と同額でございます。

4款前期高齢者納付金、支出済額16万7,392円、不用額17万5,608円、前期高齢者納付金と同額でございます。

5款老人保健拠出金、支出済額7,554円、不用額5,446円。1項老人保健拠出金、同額でございます。

6款介護納付金、支出済額9,409万1,594円、不用額1,406円。1項介護納付金、同額でございます。

7款共同事業拠出金、支出済額2億32万4,893円、不用額5万1,107円。1項共同事業拠出金、同額でございます。

8款保健事業費、支出済額1,400万924円、不用額177万3,076円。1項特定健康診査等事業費、支出済額1,004万1,337円、不用額107万5,663円、2項保健事業費、支出済額395万9,587円、不用額69万7,413円。

9款基金積立金、支出済額6,601万4,007円、不用額が8万9,993円。1項積立金、同額でございます。

10款公債費、支出済額ゼロ、不用額が1,000円でございます。1項公債費、同額でございます。

11款諸支出金、支出済額3,511万879円、不用額18万3,121円。1項償還金及び還付加算金、支出済額3,488万5,970円、不用額11万8,030円、2項指定公費負担医療立替金、支出済額が22万4,909円、不用額が6万5,091円。

12款予備費、支出済額ゼロ、不用額は935万円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計でございます。予算現額18億473万6,000円、支出済額16億6,389万8,291円、翌年度繰越額はゼロ、不用額1億4,083万7,709円、予算現額と支出済額との比較は1億4,083万7,709円。

232、233ページから242、243ページにつきましては、歳入の事項別明細書、次に244ページ、245ページから258、259ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

260ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険基金の平成26年度末残高につきましては1億7,604万4,200円となっております。

また、主要施策の成果説明書につきましては、137ページから140ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書の31ページをお開きください。

特別会計について申し上げます。

決算額、合計で8項目ございまして、決算額は、歳入が38億6,800万円、歳出で36億7,500万円でございます。形式収支、それから実質収支ともに1億200万円の黒字でございます。前年に比べまして歳入決算が9,200万円、歳出で1億1,000万円の増加でございます。一般会計からの繰入金については、6億1,700万円と前年度に比べて7,200万円増加しております。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算額は歳入で18億4,700万円、歳出16億6,300万円、形式収支、実質収支ともに1億8,300万円の黒字でございます。前年に比べまして歳入で9,900万円、歳出が1億200万円の増加でございます。

歳入について申し上げます。

収入済額の18億4,700万円、調定の20億6,900万円に対する収入率は89.28%、不納欠損が1,300万円、それから収入未済額は2億800万円でございます。前年に比べますと歳入済額は9,900万円の増加、不納欠損額は965万9,000円増加、収入未済額は84万9,000円の減少となっております。

款別の歳入状況は表のとおりでございます。

歳入の過大、過少については、審査をした結果、いずれの科目においても額の確定が年度末ということで、補正の計上は困難であります。適切な予算管理が行われているものと見てもらえました。

次に、収入未済及び滞納整理についてでございます。管理状況等について審査を実施した結果、滞納整理、関連帳表の管理は適切に行われていることが確認できました。今年度の収入未済額は86万2,000円と減少しておりますが、ぜひこれをさらに減少に向けていただきたいと思っております。特に今年度は、過年度分の滞納繰越分が400万円減少しております。

歳出の決算について申し上げます。

歳出済額は16億6,300万円、92.20%の執行率でございます。これは前年に比べて1億200万円増加しております。

款別の歳出状況を見ていただきたいのですが、この2番目、保険給付費これが今年度6,300万円増加して10億円でございます。10億3,100万円です。保険給付費は例月大体8,000万円から8,500万円ぐらいでございますので、6,300万円増加ということは、1カ月に近い額が増加したことになります。

次に、高額療養費について審査しました。医療費は翌々月ということで金額は判別しませんものですから、安全値を考慮しているものと認められました。予算管理は適正に行われているものと認められました。

抽出審査については、一般管理費を審査いたしました。適切に執行されているものと確認されました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第2号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第5 認定第3号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第5、認定第3号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度後期高齢者医療特別会計は、保険料の改正年度でございまして、保険料はわずかに上がりましたが、歳入歳出においては、対前年度比率マイナスの0.42%、金額で42万4,885円の減額となっております。

決算書の263ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額1億11万5,498円、区分2、歳出総額、同額でございます。3の歳入歳出差引額

ゼロ、5の実質収支額もゼロでございます。

次に、264、265ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、収入未済額の欄につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額6,677万2,700円、収入済額6,642万5,700円、収入未済額34万7,000円、比較75万1,300円の減。1 項後期高齢者医療保険料、同額です。

2 款以降につきましては、調定額と収入額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

2 款使用料及び手数料、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1 項手数料、同額です。

3 款繰入金、収入済額3,345万7,262円、比較5万2,262円。1 項一般会計繰入金、同額です。

4 款繰越金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、収入済額8万1,200円、比較7万6,200円。1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ、比較2,000円の減、2 項償還金及び還付加算金、収入済額8万1,200円、比較7万9,200円、3 項預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

6 款雑入、収入済額15万1,336円、比較1,664円の減。1 項滞納処分費、収入済額ゼロ、比較1,000円の減、2 項雑入、収入済額15万1,336円、比較664円の減。

歳入合計でございます。予算現額1億74万2,000円、調定額1億46万2,498円、収入済額1億11万5,498円、不納欠損額ゼロ、収入未済額34万7,000円、予算現額と収入済額との比較62万6,502円の減でございます。

次に、226ページ、267ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので、省略させていただきます。

1 項総務費、支出済額106万8,928円、不用額42万4,072円。1 項総務管理費、支出済額20万4,257円、不用額10万5,743円、2 項徴収費、支出済額86万4,671円、不用額31万8,329円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9,896万5,370円、不用額630円。1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3 款諸支出金、支出済額8万1,200円、不用額1,800円。1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

4 款予備費、支出済額ゼロ、不用額20万円。1 項予備費、同額です。

歳出合計、予算現額 1 億74万2,000円、支出済額 1 億11万5,498円、翌年度繰越額ゼロ、不用額62万6,502円、予算現額と支出済額との比較62万6,502円。

268ページ、269ページから270、271ページにつきましては、歳入の事項別明細書、272、273から274、275ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

また、主要施策の成果説明書につきましては、143ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 37ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1億11万5,000円になっております。形式・実質収支ともにゼロでございます。これは前年度の決算とほぼ同様な規模でございます。

歳入の決算額は1億11万5,000円、収入率が99.65ということでございます。収入未済額は34万7,000円でございます。

次に、収入未済及び滞納整理について申し上げます。

審査したいずれの科目についても滞納整理の実施、関連帳票の管理が適切ということが確認できました。金額は少額でございますけれども、前年度対比の増加は非常に高率なものがうかがえます。特に少額であるうちに片づけてしまったほうがよろしいかと思えます。積極的な滞納整理に取り組まれないと思えます。

歳出については1億11万5,000円ということで、99.38%の執行率でございます。

歳出の款別状況は、表のとおりでございます。

抽出審査においては、一般管理費を行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号 平成26年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第6、認定第4号 平成26年度榛東村介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度の介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とします第5期介護保険計画の最終年度の決算でございます。

歳入総額におきましては、対前年度比7.2%の増、保険料におきましては、対前年度比4.5%の増となっております。

歳出においては、対前年度比8.9%、金額で8,601万6,051円の増額となりました。

2款の保険給付費は、対前年度比8.9%、金額で8,122万5,385円の増となっております。

279ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額10億5,203万8,670円、2、歳出総額10億4,355万5,376円、3、歳入歳出差引額848万3,294円、5の実質収支額は同額でございます。

続きまして、280、281ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款保険料、調定額 2 億 2,113 万 3,936 円、収入済額 2 億 1,544 万 2,152 円、不納欠損額 157 万 2,660 円、収入未済額 411 万 9,124 円、比較 36 万 152 円。1 項介護保険料、同額でございます。

2 款以降につきましては、調定額と収入済額の欄が全て同額でございますので、収入済額の欄のみ朗読をさせていただきます。

使用料及び手数料、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減。1 項手数料同額です。

3 款国庫支出金、収入済額 2 億 3,243 万 8,719 円、比較 34 万 3,281 円の減。1 項国庫負担金、収入済額 1 億 8,314 万 5,600 円、比較 400 円の減、2 項国庫補助金、収入済額 4,929 万 3,119 円、比較 34 万 2,881 円の減。

4 款支払基金交付金、収入済額 2 億 8,354 万 4,000 円、比較 1,020 万円の減。1 項支払基金交付金、同額です。

5 款県支出金、収入済額 1 億 4,866 万 9,542 円、比較 433 万 6,458 円の減。1 項県負担金、収入済額 1 億 4,532 万 9,977 円、比較 355 万 2,023 円の減、2 項県補助金、収入済額 333 万 9,565 円、比較 78 万 4,435 円の減。

6 款財産収入、収入済額 2 万 721 円、比較 2 万 9,279 円の減。1 項財産運用収入、同額です。

7 款繰入金、収入済額 1 億 4,810 万 5,652 円、比較 530 万 1,348 円の減、一般会計繰入金、収入済額 1 億 4,810 万 5,652 円、比較 530 万 348 円の減、2 項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減。

8 款繰越金、収入済額 2,349 万 8,879 円、比較 879 円。1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入、収入済額 31 万 9,005 円、比較 31 万 4,005 円。1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減、2 項村預金利子、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減、3 項雑入、収入済額 31 万 9,005 円、比較 31 万 6,005 円。

歳入合計でございます。予算現額 10 億 7,157 万 5,000 円、調定額 10 億 5,773 万 454 円、収入済額 10 億 5,203 万 8,670 円、不納欠損額 157 万 2,660 円、収入未済額 411 万 9,124 円、予算現額と収入済額との比較 1,953 万 6,330 円の減でございます。

次に、282、283 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので、省略させていただきます。

1 款総務費、支出済額 2,265 万 5,132 円、不用額 82 万 868 円。1 項総務管理費、支出済額 1,190 万 1,933 円、不用額 30 万 67 円、2 項徴収費、支出済額 112 万 9,651 円、不用額 3 万 9,349 円、3 項介護認定審査会費、支出済額 953 万 236 円、不用額 48 万 764 円、4 項趣旨普及費、支出済額 9 万 3,312 円、不用額 688 円。

2款保険給付費、支出済額9億8,692万6,070円、不用額2,214万5,930円。1項介護サービス等諸費、支出済額8億9,604万643円、不用額1,953万8,357円、2項介護予防サービス等諸費、支出済額3,958万6,248円、不用額116万8,752円、3項高額介護サービス等費、支出済額1,774万2,697円、不用額8万8,303円、4項高額医療合算介護サービス等費、支出済額200万9,646円、不用額61万8,354円、5項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,067万4,868円、不用額67万7,132円、6項その他諸費、支出済額87万1,968円、不用額5万5,032円。

3款地域支援事業費、支出済額1,829万7,984円、不用額400万2,016円。1項介護予防事業費、支出済額300万6,480円、不用額83万5,520円、2項包括的支援事業費・任意事業費、支出済額1,529万1,504円、不用額316万6,496円。

4款基金積立金、支出済額2万721円、不用額2万9,279円。1項基金積立金、同額です。

5款公債費、支出済額160万円、不用額ゼロ。1項財政安定化基金償還金、同額でございます。

6款予備費、支出済額ゼロ、不用額100万円。1項予備費、同額でございます。

7款諸支出金、支出済額1,405万5,469円、不用額2万1,531円。1項償還金及び還付金、同額でございます。

歳出合計、予算現額10億7,157万5,000円、支出済額10億4,355万5,376円、翌年度繰越額ゼロ、不用額2,801万9,624円、予算現額と支出済額との比較2,801万9,624円でございます。

284、285ページから290、291ページにつきましては、歳入の事項別明細書、292、293ページから308、309ページにつきましては、歳出の事項別明細書となっております。

310ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

(1)の基金の平成26年度末介護給付費準備基金残高につきましては、1,383万4,971円となっております。

(2)の物品につきましては、地域支援事業用として購入し、村の地域包括支援センターで使用している軽貨物自動車が1台ございます。

311ページをお願いいたします。地方債の目的別現在高、地方債借入先別現在高でございます。

群馬県介護保険財政安定化基金を480万円、これを平成23年度に借入れをいたしました。3カ年の均等償還ということでございまして、本年度で償還が完了したものでございます。

主要施策の成果説明書につきましては、147ページから149ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、40ページをお願いいたします。

介護保険特別会計について申し上げます。

決算収支でございますが、歳入で10億5,200万円、歳出が10億4,300万円でございます。形式収支、実質収支ともに800万の黒字でございます。歳入が前年に比べて7,100万円、歳出が8,600万増加している状況でございます。

次に、歳入の総額が10億5,200万円、調定10億5,700万円に対して99.46%での収入率でございます。不納欠損額は157万3,000円、収入未済額は411万9,000円、前年に比べまして不納欠損は51万1,000円、収入未済額は32万6,000円それぞれ増加しております。

款別の歳入決算状況は、表のとおりでございます。

歳入の過大、過少について審査を行いました。いずれの科目についても額の確定が年度末ということから、補正計上することは困難でございます。適切な予算管理が行われているものと認められました。

収入未済及び滞納整理について審査を実施しました。関連帳表、滞納整理については、適切に行われていることは確認できました。しかしながら、収入未済が増加しているということ、それからこれは保険料ということで、時効が税に比べて短こうございます。ぜひそれを含めて収入未済額の減少に努力をされてもらいたいと思います。

それから、歳出でございますが、歳出額は1億4,300万円、97.39%の執行率、歳出額は前年に比べて8,600万円増加しております。款別の歳出決算状況は、表のとおりでございます。保険給付費が8,100万円増加しております。保険給付費は大体月に8,000万円ぐらい支払っております。これでいくと1カ月分が増加してしまったということになるかと思えます。

高額不用額について審査を実施しました。介護サービスの給付費が翌々月ということでございますので、安全値を考慮して予算管理をしているものと思います。予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、一般管理費について審査を実施し、適正に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第4号 平成26年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第7 認定第5号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第7、認定第5号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

[住民生活課長 山本正子君発言]

○住民生活課長（山本正子君） それでは、平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算につきましてご説明申し上げます。

本特別会計につきましては、昭和46年度から平成8年度までに貸し付けた貸付金の回収事務及びかんぽ生命への起債償還が主なものとなっております。

決算書の315ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、収入総額2,355万3,938円、2、歳出総額、同額でございます。3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、ともにゼロでございます。

続きまして、316、317ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と称するとともに収入未済額及び比較欄につきましては、金額のある項目のみ朗読させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額でございます。1 項県支出金、同額でございます。

2 款繰入金、調定額334万1,593円、収入済額、同額でございます。比較99万4,407円の減。1 項繰

入金、同額でございます。

3款諸収入、調定額4億3,218万809円、収入済額2,012万2,345円、収入未済額4億1,205万8,464円、比較99万345円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、予算現額2,355万8,000円、調定額4億3,561万2,402円、収入済額2,355万3,938円、不納欠損額ゼロ、収入未済額4億1,205万8,464円、予算現額と収入済額との比較4,062円の減でございます。

続きまして、318、319ページをお開きください。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、全て不用額と同額のため省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額13万8,557円、不用額2,443円。1項総務費、同額でございます。

2款公債費、支出済額2,341万5,318円、不用額1,619円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、予算現額2,355万8,000円、支出済額2,355万3,938円、翌年度繰越額ゼロ、不用額4,062円、予算現額と支出済額との比較4,062円でございます。

320ページから323ページまでは歳入の事項別明細書でございます。

320ページ、3款諸収入、1項貸付金元利収入につきましては、借受者からもらえぬ返済金で、内訳は321、323ページに扱ってございます。

324、325ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

2款公債費につきましては、村からかんぼ生命保険への償還金でございます。内訳は325ページにあるとおりでございます。

326ページをお開きください。

地方債目的別現在高と地方債借入先別現在高が示されております。かんぼ生命への起債償還は、平成33年度が最終となるものでございます。

また、主要施策の成果説明書は153ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、44ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに2,355万4,000円でございます。実質、それから形式・収支ともにゼロで

ございます。

決算額は昨年と同様な数字でございました。収入済額の2,300万は、調定に対して調定が4億3,500万円でございますので、5.41%、不納欠損はゼロでございますが、収入未済額は4億1,200万円となっております。当年度収入未済額が749万5,000円増加でございます。繰入金は300万円減少、諸収入は300万ふえているということでございます。

款別の歳入決算状況を見ていただくとおわかりと思いますが、諸収入がふえた、これは元利金の回収が370万円ふえているということで、一般会計からの繰り入れが300万円減ったということでございます。

収入未済及び滞納整理の状況について審査を実施をしました。滞納者への定期的な訪問の実施、訪問回数の増加等で適切な滞納整理が行われていることが確認できました。これまでの取り組みに対しては徐々に成果が上がっており、先ほどの前年に比べて370万円ふえたというようなことで成果があらわれておるものと思われまふ。大変評価すべきことであると思ひます。とはいうものの収入未済が4億1,200万円ということは尋常ではございませぬので、解消に努力をされることを強く望むものでございませぬ。

歳出について申し上げますと2,300万円、99.98%の執行率というのは、歳出は款別を見ていただくとわかりますが、大部分は公債費でございます。現在公債費の残高が7,300万でございます。この調子で2,300万円弁済していきますと4年ぐらいでは、今住民生活課長さんから平成33年度が最終という報告がありましたけれども、非常に減っているものと思ひます。この歳出が公債の返済が終わりますれば収入未済額は減少に転ずるのではないかとと思ひますが、それまで三、四年かかれば単純に二、三千万円はふえてしまうということですので、対策をしていただきたいというふうに思ひます。

抽出審査については、一般管理費を行いました。適切に執行されているものと確認しました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 宮崎代表監査委員の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで15分間休憩をとります。開会を10時20分から。

午前10時3分休憩

午前10時20分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第8 認定第6号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第8、認定第6号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

[上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言]

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、平成26年度公共下水道事業特別会計決算について説明させていただきます。

公共下水道事業につきましては、国の地方再生法に基づく地域再生計画第2期の認定を受け、5年を単位とした交付金事業として実施しております。平成26年度3月末現在の接続戸数は1,535戸、接続率87.4%、接続人口4,196人となっております。

それでは、決算書329ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額5億1,925万7,657円、2、歳出総額5億1,925万7,657円、3、歳入歳出差引額ゼロ円でございます。

次に、330ページ、331ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書で歳入でございます。調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。

なお、不納欠損額につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額2,460万2,520円、収入済額2,193万8,520円、収入未済額266万4,000円、比較121万6,480円の減でございます。1 項負担金、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、調定額4,766万5,772円、収入済額4,632万5,080円、不納欠損額 2 万8,455円、収入未済額131万2,237円、比較 4 万4,920円減でございます。1 項使用料、調定額4,759万5,772円、収入済額4,625万5,080円、不納欠損額 2 万8,445円、収入未済額131万2,237円、比較 6 万4,920円の減でございます。

2 項手数料、調定額 7 万円、収入済額 7 万円、比較 2 万円でございます。

3 款国庫支出金、調定額9,468万6,000円、収入済額9,468万6,000円。1 項国庫補助金も同額でございます。

4 款県支出金、調定額200万円、収入済額200万円、比較10万円。1 項県補助金も同額でございます。

5 款繰入金、調定額 1 億5,034万6,155円、収入済額 1 億5,034万6,155円、比較1,685万5,845円の減でございます。1 項繰入金も同額でございます。

6 款調定額、収入額ともゼロ円、比較1,000円の減でございます。1 項繰越金も同額でございます。

7 款諸収入、調定額216万1,902円、収入済額216万1,902円、比較5,098円の減でございます。1 項村預金利子、調定額、収入済額もゼロ円、比較1,000円の減でございます。2 項雑入、調定額216万1,902円、収入済額216万1,902円、比較4,098円の減でございます。

8 款村債、調定額 2 億180万円、収入済額 2 億180万円、比較ゼロ円。1 項村債も同額でございます。

歳入合計、予算現額 5 億3,728万1,000円、調定額 5 億2,326万2,349円、収入済額 5 億1,925万7,657円、不納欠損額 2 万8,455円、収入未済額397万6,237円、比較1,802万3,343円の減でございます。

次に、332、333ページをお開きください。

歳出でございます。支出済額、不用額、予算現額と支出済額の比較の欄を朗読させていただきます。

1 款総務費、支出済額397万8,301円、不用額12万4,699円、比較も同額でございます。1 項総務費も同額でございます。

2 款建設費、支出済額 3 億5,328万5,840円、不用額1,605万8,160円、比較も同額でございます。1 項建設費も同額でございます。

3 款管理費、支出済額2,507万3,822円、不用額183万7,178円、比較も同額でございます。1 項管理費も同額でございます。

4 款公債費、支出済額 1 億3,691万9,694円、不用額3,306円、比較も同額でございます。1 項公債費も同額でございます。

歳出合計、予算現額 5 億3,728万1,000円、支出済額 5 億1,925万7,657円、不用額1,802万3,343円、比較も同額でございます。

334ページから337ページまでが歳入の事項別明細書でございます。

338ページから343ページまでが歳出の事項別明細でございます。

344ページが財産に関する調書となっておりますが、前年度と変更ございません。

345ページをごらんください。

地方債の目的別現在残高と借入先別現在残高でございます。上方の合計欄25年度末現在高23億927万8,047円、26年度発行額2億180万円、26年度償還額8,800万2,494円、26年度末現在高24億2,307万5,553円でございます。借入先別現在残高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、47ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに5億1,900万円、形式・実質収支ともいずれにしてもゼロ円でございます。前年に比べて歳入が3,100万円、歳出も同じく増加しております。

決算でございますが、収入済額5億1,900万円は、調定の5億2,300万円に対して99.23%の収入率でございます。不納欠損は2万8,000円、収入未済額は397万6,000円でございます。前年に比べまして不納欠損は1万9,000円、収入未済額は131万5,000円の増加でございます。

款別の歳入決算状況は、表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について審査を実施しました。適切な滞納整理が行われていることが確認できました。前年に比べまして受益者負担金については、非常に多額な回収をすることができました。大変努力されたものと思われまふ。その一方で、下水道使用料、これは未収額が増加しております。ぜひ解消に向けた努力をお願いをしたいと思います。

歳出でございますが、支出済額が5億1,900万円、96.65%の執行率でございます。支出済額が前年に比べて3,100万円増加しておりますが、建設費が2,000万円、公債費が700万円とそれぞれ増加したことによるものでございます。

高額不用額について審査をいたしました。当該事業年度が当該事業の完了が年度末ということで、補正することは困難でございました。予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出決算については、消費的事業が維持管理事業、投資的事業では公共下水道事業26-9工区管渠築造工事について実施しました。現地とその同じところを行いました。適正に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第9 議案第7号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第9、認定第7号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算について説明させていただきます。

農業集落排水事業につきましては、平成27年3月末の接続戸数は、長岡地区398戸、接続率80.57%、広馬場地区498戸、接続率54.49%となっております。

それでは、349ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額1億3,830万785円、2、歳出総額1億3,830万785円、3、歳入歳出差引額ゼロ円でございます。

次に、350ページ、351ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額305万円、収入済額291万円、収入未済額14万円、比較64万8,000円、1、分担金も同額でございます。

2 款使用料及び手数料、調定額2,849万5,150円、収入済額2,821万6,732円、収入未済額27万8,418円、比較98万6,732円。1 項使用料も同額でございます。

3 款繰入金、調定額1 億578万919円、収入済額も同額でございます。比較402万5,081円の減でございます。1 項繰入金も同額でございます。

4 款繰越金、調定額、収入済額ゼロ円でございます。比較1,000円の減でございます。1 項繰越金も同額でございます。

5 款諸収入、調定額139万3,134円、収入済額139万3,134円、比較3,134円でございます。

1 項村預金利子、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。比較1,000円の減でございます。

2 項諸収入、調定額139万3,134円、収入済額も同額でございます。比較4,134円でございます。

歳入合計、予算現額1 億4,068万9,000円、調定額1 億3,871万9,203円、収入済額1 億3,830万785円、収入未済額41万8,418円、比較238万8,215円の減でございます。

次に、352、353ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額718万8,827円、不用額35万9,173円、比較35万9,173円でございます。1 項総務費も同額でございます。

2 款管理費、支出済額3,818万856円、不用額202万7,144円、比較202万7,144円でございます。1 項管理費も同額でございます。

3 款公債費、支出済額9,293万1,102円、不用額1,898円、比較1,898円でございます。1 項公債費も同額でございます。

歳出合計、予算現額1 億4,068万9,000円、支出済額1 億3,830万785円、不用額238万8,215円、比較238万8,215円でございます。

354ページから355ページまでが歳入の事項別明細でございます。

356ページから359ページまでが歳出の事項別明細でございます。

360ページが財産に関する調書となっております。前年度と変更ございません。

361ページをお願いします。

地方債の目的別残高でございます。上表の25年度末現在残高18億8,244万756円、平成26年度償還額5,606万7,861円、平成26年度末現在高18億2,637万2,895円でございます。借入先別残高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、51ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1億3,800万円でございます。形式・実質収支ともにゼロでございます。前年に比べて歳入歳出とも1,500万円の増額であります。

次に、歳入でございますが、収入済額1億3,800万円は、調定1億3,871万9,000円に対して99.7%の収入率でございます。不納欠損額はゼロでございます。収入未済額は41万8,000円、前年度に比べまして収入済額は1,500万円の増、収入未済額は9万7,000円増加でございます。使用料及び手数料が前年に比べてふえたのは、広馬場地区の接続率が上がったことに伴うものでございます。

次に、収入未済及び滞納整理の審査を実施しました。適切な滞納整理が行われていることを確認いたしました。収入未済の状況は下の表のとおりでございます。

歳出について申し上げます。

支出済額は1億3,830万1,000円ということで、98.30%の執行率です。支出額は1,500万円増加しております。管理費が600万円、公債費が900万円それぞれ増加していることが要因でございます。

款別の決算状況は表のとおりでございます。

高額不用額について審査をいたしました。当該事業の完了年度が年度末ということで、補正予算に計上することは困難でございます。予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査について申し上げます。

維持管理費について審査を実施、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第10 議案第8号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第10、認定第8号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算につきまして説明申し上げます。

決算書365ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額1億4,851万9,438円に歳出総額1億4,821万2,974円、3、歳入歳出差引額30万6,464円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、366ページ、367ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読をさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額欄につきましては、数値がゼロの場合は省略をさせていただきます。また、予算現額と収入済額との比較欄は、比較と朗読をさせていただきます。

1款事業収入、調定額7,439万3,946円、収入済額7,124万1,590円、収入未済額315万2,356円、比較124万410円の減でございます。1項事業収入、同額でございます。

2款使用料及び手数料、調定額3,000円、収入済額3,000円、比較ゼロ。1項使用料、同額でございます。

3款繰入金、調定額7,685万2,498円、収入済額7,685万2,498円、比較109万8,502円の減でございます。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、調定額39万4,227円、収入済額39万4,227円、比較773円の減でございます。1項繰越金、同額でございます。

5款諸収入、調定額2万8,123円、収入済額2万8,123円、比較2万3,123円の増でございます。1項村預金利子、調定額ゼロ、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。2項雑入、調定額2万8,123円、収入済額2万8,123円、比較2万4,123円の増でございます。

歳入合計、予算現額1億5,083万6,000円、調定額1億5,167万1,794円、収入済額1億4,851万9,438円、不納欠損額ゼロ、収入未済額315万2,356円、予算現額と収入済額との比較231万6,562円の減でございます。

続きまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順で朗読、説明申し上げます。

なお、翌年度繰越額につきましては、該当数字がございませんので、省略をさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較欄につきましても不用額と全て同額でございますので、朗読は省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額6,960万7,056円、不用額149万8,944円。1項総務管理費同額でございます。

2款事業費、支出済額7,860万5,918円、不用額75万3,082円。1項事業費、同額でございます。

3款公債費、支出済額ゼロ、不用額1万円。1項公債費、同額でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ、不用額36万1,000円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億5,083万6,000円、支出済額1億4,821万2,974円、不用額262万3,026円、予算現額と支出済額との比較262万3,026円でございます。

370ページから371ページは、歳入の事項別明細書、372ページから377ページは、歳出の事項別明細書となっております。

378ページにつきましては、財産に関する調書でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、54ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入が1億4,851万9,000円、歳出で1億4,821万3,000円でございます。形式収支・実施収支ともに30万6,000円の黒字でございます。

歳入について申し上げます。

収入済額は1億4,800万円でございますが、調定額1億5,100万円に対する収入率は97.92%でございます。不納欠損はゼロ、収入未済額は315万2,000円でございます。収入済額は900万円減少、収入未済額は47万6,000円の増加でございます。

決算概要は表のとおりでございます。

款別についても表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。

今回の審査で事前に提出された調書では収入未済額の突合はできませんでした。今後は財務会計システム、それから給食管理システムの間で整合性がとれていないといったことがないように両システムの突合を図って事務の適正化に努めていただきたいと思います。

また、滞納整理については、適切な滞納整理が行われたことが確認できましたが、収入未済額は前年に比べて17.8%増加、年々増加しております。負担の公平性の観点からも収納対策を図って、また在学中に納付を促していくことが収入未済の減少に向け効力があるのではないかと思います。努力を強く望むものでございます。

歳出について申し上げます。

支出済額は1億4,800万円、執行率は98.2%でございました。支出済みは前年に比べて898万5,000円減少でございます。これは学校給食センター維持管理費が減少したことによるものでございます。

抽出検査においては、学校給食センター維持管理費について実施しました。適正に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今監査報告の中で財務会計システムと給食費管理システムとの間に整合性がとれないことがないように両システムの突合を図り事務の適正化を図りたいということでもありますけれども、これは学校教育課長、私も少し内容は聞いているんですけども、やはりきちっと今後はしていただくことを強くお願いをします。

それで、あとこの間も質問しましたけれども、第3子の給食費の問題なんですけど、その調査はいつごろ終わりますか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 給食管理システムと財務会計システムとの整合性が図られていないという関係につきましては、現在併任職員で5年間平成22年度から26年度分を突合を進めているところでございます。これについては、相当期間を要するというふうに考えているところでございますが、第3子の村負担の関係につきましては、まだ現給食センター所長のほうから誰が漏れているというような書類ですか、そういったものが上がってきておりませんで、またうちのほうでも学校教育課のほうでもあわせて調査を進めているところでございますけれども、5年分の決算の数値等の照合もございまして、なるべく早めに第3子の関係については、確認作業を進めていきたいと、はっきりいつまでということは今の段階では申しわけございませんが、ちょっと申し上げられません。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番（早坂 通君） 今ちょっと私の聞き間違いかどうかわからないけれども、給食センターの所長から具体的に数字が上がってきていないと、学校教育課のほうでもなんか調べているというようなちょっと今言ったんですが、ちょっと意味が理解できないんですけれども、それをひとつ説明をお願いしたいことと、いずれにしても、厳密に言えばある意味今回の決算、そういうことを前提にすれば収支なんかは正しい収支にはなっていないということになりますよね。ただ、それはそれとして私が聞きたいのは、もしそういう第3子のことは全部判明した場合には、要するに決算はどのような形でされるわけですか。意味わかりますか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 第3子の確認の作業につきましては、現給食センターのほうで現在適用になっている方々に通知を出して確認をしているということでございます。当課におきましてもあわせて26年度までの分の確認作業を進めておりまして、センターと学校教育課のほうで同時に精査を進めているということでございます。

また、第3子等の村負担の関係でこれが漏れている、あるいは適用外の方を適用しているということが今後の調査で判明しました場合につきましては、平成27年度今年度の決算の中で還付、あるいは調定変更なりして進めて対応をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番（早坂 通君） そういう今回答をいただきました。もしそういうことでなければ場合によっては賛成というわけにはいかなくなってしまいます、内容が違うわけですから。ただ27年度でちゃんと整理するという今お答えをいただきましたので、それともう一つどうしても今また聞いてわから

ないんですけども、給食センターと学校でそれぞれ別々に調査をしているというのは、なんか全然理解できないんですけども、一緒にやったほうが効率的だというふうに思うんですが、ちょっと本当に意味がのみこめないんですよね。何で一緒にやらないんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 説明不足のところもちょっとあったかと思うんですけども、平成27年現年分につきましてセンターのほうで該当者のほうに通知を出して確認作業をしているところでございます。25年度から第3子の関係につきましては、村負担制度ということで条例で定めて実施しているところでございますが、25年度、26年度の過年度分につきましては、学校教育課のほうで進めているとそういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第11 認定第9号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第11、認定第9号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

[産業振興課長 久保田邦夫君発言]

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計についてご説明申し上げます。

本事業につきましては、平成25年7月1日より売電が開始された白子のりさんに設置の太陽光発電事業でございます。

381ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額について朗読し、説明とさせていただきます。

1、歳入総額3,892万8,207円、2、歳出総額3,892万8,207円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

382ページ、383ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。また、不納欠損額と収入未済額はゼロ円でございますので、省略させていただきます。

1 款事業収入、調定額2,908万9,632円、収入済額同額です。比較93万6,368円の減。1 項事業収入、調定額、収入済額、比較とも同額です。

2 款財産収入、調定額、収入済額ゼロ円、比較2,000円の減。1 項財産運用収入、調定額、収入済額、比較とも同額です。

3 款繰越金、調定額128万8,234円、収入済額同額です。比較766円の減。1 項繰越金、調定額、収入済額、比較とも同額です。

4 款諸収入、調定額855万341円、収入済額、同額です。比較1万1,659円の減。1 項村預金利子、調定額、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減、2 項雑入、調定額855万341円、収入済額、同額です。比較1万659円の減でございます。

歳入の合計、予算現額3,987万9,000円、調定額3,892万8,207円、収入済額同額、比較95万793円の減でございます。

続きまして、384ページ、385ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳出でございます。款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額3,207万2,423円、不用額1万2,577円、比較同額でございます。1 項総務管理費、支出済額、不用額、比較とも同額です。

2 款管理費、支出済額685万5,784円、不用額57万1,216円、比較同額です。1 項管理費、支出済額、不用額、比較とも同額でございます。

3款予備費、支出済額ゼロ円、不用額36万7,000円、比較も同額です。1項予備費、支出済額、不用額、比較とも同額です。

歳出合計、予算額3,987万9,000円、支出済額3,892万8,207円、不用額95万793円、比較も同額となっております。

386ページ、387ページは、歳入の事項別明細書でございます。

388ページから391ページは、歳出の事項別明細書でございます。

392ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金でございます。基金の名称、自然エネルギー発電運用基金、前年度末現在高402万9,000円、決算年度中増減高2,098万807円、決算年度末現在高2,500万9,807円でございます。

以上、決算につきまして説明させていただきます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、57ページをお願いいたします。

自然エネルギー発電事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに3,892万8,000円でございます。形式収支・実質収支ともゼロ円でございます。前年に比ばまして歳入で1億1,600万円、歳出で1億1,400万円減少しております。

歳入の決算概要でございますが、収入済額3,892万8,000円は、調定に対して100%の収入率でございます。不納欠損、未収金等はございません。収入済額は前年に比べて1億1,600万円の減少でございます。

次に、歳出でございます。支出済額は3,892万8,000円で、予算に対して97.62%の執行率でございます。前年に比べると1億1,400万円減少しておりますが、これは工事の支出が完了したためでございます。

抽出検査でございますが、基金発電運用管理事業これについて審査を実施、適切に執行されていることが確認されました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第9号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第12 認定第10号 平成26年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第12、認定第10号 平成26年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤上下水道課長補佐。

〔上下水道課長補佐 阿久澤正明君発言〕

○上下水道課長補佐（阿久澤正明君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書395ページをお開きください。

395ページから397ページまでは、1、概況、2、業務、3、企業債の概況となっておりますが、説明を省略させていただきます。

4、平成26年度榛東村上水道事業会計決算報告でございます。

（1）収益的収入及び支出、収入でございます。

区分、第1款水道事業収益、決算額3億957万724円、予算に比べ決算額の増減85万8,724円でございます。備考欄で決算額のうち借受消費税相当額1,795万3,058円でございます。以下決算額のみとさせていただきます。第1項営業収益、決算額2億4,235万4,294円でございます。第2項営業外収益、決算額6,721万3,074円でございます。第3項特別利益、決算額3,356円でございます。

続きまして、支出でございます。

区分、第1款水道事業費用、決算額2億6,421万9,646円、不用額837万2,354円、仮払消費税相当額

は841万4,737円でございます。第1項営業費用、決算額2億4,843万5,723円、不用額763万1,277円でございます。第2項営業外費用、決算額1,499万820円、不用額10万8,180円でございます。第3項特別損失、決算額79万3,103円、不用額12万1,897円でございます。第4項予備費、決算額ゼロ円、不用額51万1,000円でございます。

続きまして、398ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに収入でございます。

区分、第1款資本的収入、決算額500万円、備考欄で決算額のうち仮受消費税相当額はゼロ円でございます。第1項企業債、決算額500万円、第2項国庫補助金、第3項工事負担金ともに決算額ゼロ円でございます。

続きまして、支出でございます。

区分、第1款資本的支出、決算額8,712万6,355円、不用額458万5,645円、備考欄で仮払消費税相当額446万8,491円でございます。第1項建設改良費、決算額6,071万2,800円、不用額458万5,200円でございます。第2項企業債償還金、決算額2,641万3,555円、不用額445円でございます。欄外でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,212万6,355円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額446万8,491円及び過年度分損益勘定留保資金7,765万7,864円で補填しました。

続きまして、399ページをお開きください。

このページ以降の金額につきましては、消費税を除いた金額となっておりますので、これまでのページの金額とは一致しない部分がございますので、ご承知願いたいと思います。

それでは、平成26年度榛東村上水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。

1、営業収益は、(1)の給水収益から(2)のその他営業収益までの計2億2,504万8,349円でございます。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(5)資産減耗費までの計2億4,002万986円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は、1,497万2,637円でございます。

3、営業外収益は、(1)の受取利息から(4)の雑収益までの計6,657万3,888円でございます。営業外費用は(1)支払利息の1,023万1,420円でございます。3の営業外収益の計から4の営業外費用の計を差し引いた営業外収益は5,634万2,468円でございます。営業損失と営業外収益を合わせた経常利益は4,136万9,831円でございます。

5の特別利益と特別損失を差し引いた特別収支は、78万9,747円の減でございます。

営業収支、営業外収支、特別収支を合わせました当年度純利益は4,058万84円でございます。前年度繰越利益剰余金は4,108万9,206円、その他未処分利益剰余金変動額は9億6,788万4,820円、当年度未処分利益剰余金は10億4,955万4,110円でございます。

続きまして、400ページをお開きください。

平成26年度榛東村上水道事業剰余金計算書でございます。

貸借対照表の数字と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

下段の上水道事業剰余金計算書（案）でございますが、これにつきましては地方公営企業会計制度の改正に伴い、未処分利益剰余金から自己資本金に組み替えるものでございます。

次に、402ページをお開きください。

平成26年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

初めに、資産の部、1、固定資産は、（1）有形固定資産、イの土地からチの建設仮勘定までを合わせました有形固定資産の合計額が25億4,377万2,807円でございます。（2）の投資、イの投資有価証券は、平成19年と平成23年度で購入しました群馬県債2億円でございます。投資合計も同額でございます。（1）の有形固定資産と（2）の投資を合わせた固定資産合計は27億4,377万2,807円でございます。

2の流動資産は、（1）の現金預金から（3）の貯蔵品まで合わせました合計が7億6,789万4,589円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は35億1,166万7,396円でございます。

次に、403ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、（1）企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債3億9,994万6,560円でございます。

4、流動負債は、（1）企業債から預かり金までを合わせました流動負債は、5億2,381万2,536円でございます。

5、繰延収益、（1）長期前受金から（2）長期前受金収益化累計額までの合計は11億3,951万3,871円でございます。

負債合計は、20億6,327万2,967円でございます。

続きまして、資本の部でございます。404ページをお開きください。

6、資本金、（1）の自己資本金、イの固有資本金からハの組入資本金までを合わせました合計は1億401万3,797円でございます。

7、剰余金は、（1）資本剰余金、イ、国庫補助金からニ、その他資本剰余金までを合わせました合計が1億9,482万6,522円でございます。

（2）利益剰余金、イ、減債積立金からハ、当年度未処分利益剰余金までを合わせました合計が11億4,955万4,110円でございます。（1）の資本剰余金と（2）の利益剰余金を合わせました剰余金の合計は13億4,438万632円でございます。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせました資本合計は14億4,839万4,429円でございます。

負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は35億1,166万7,396円となっております。

405、406ページにつきましては、26年度より地方公営企業会計基準が改定されたことにより添付が義務づけられました注記でございます。後ほどごらんください。

それから、407ページも添付が義務づけられたキャッシュフロー計算書になっております。

408、409ページまでは、上水道事業の収益費用明細となっております。

また、410、411ページは、資本的収入支出の明細となっておりますが、説明を省略させていただきます。

次ページ以降は、企業債明細書と固定資産明細書となっておりますので、後ほどごらんください。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、75ページをお願いいたします。

審査の対象でございますが、今までは地方自治法の規定でございましたが、今回は地方公営企業法に基づいて行いました。

平成26年度榛東村上水道事業会計決算について審査をいたしました。

日にちは、平成27年7月16日でございます。

審査の方法は、さきに示したとおりでございます。

結果については、関係法令準拠して作成されており、当該年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

業務の実績について申し上げたいと思います。

給水件数は5,383件、前年に比べて38件増加、有収水量は161万4,000立米、前年に比べますと5万3,000立米減少でございます。有収率は81.3%ということで、前年に比べて1.01ポイント増加でございます。

業務概要の22年度から26年度までの表は書いてありますが、真ん中辺の総有収水量のところを見ていただきます。平成22年度は178万4,000立米、26年度は161万4,000立米でございます。17万立米減少しております。これを単純に150円掛けますと2,550万の減収、要するに水の代金が減収しているということになります。対前年でも5万3,000立米ですから約800万減っているということがいえると思います。有収率については、81.3%ということで、1.01上がりましたが、群馬県平均は84.70だということですので、大分見劣りする数字でございます。

次に、予算の執行状況でございますが、収益的収入の決算が3億900万円、収入率は100%、収益的支出が2億6,400万円、執行率は96.93%でございます。

80ページをお願いいたします。

経営手続の概要でございます。総収益は2億9,100万円、前年に比べて4,500万円の増加でございます。総収益の77.17%を占める営業収益は2億2,500万円でございます。前年に比べて700万円減少、総費用は2億5,100万円、前年に比べて400万の増加でございます。総費用の95.6%を占める営業費用は2億4,000万円となっております。前年に比べて400万円の増加でございます。当年度の純利益は4,058万円ということになっております。これは当年度から新地方公営企業会計制度の基準が適用されたことによるものでございます。

経営成績及び主な利益指標は下に書いてございますが、この真ん中辺の純利益をご覧ください。24年、25年は赤字でございました。26年度は4,058万円の純利益を計上しております。

次に、営業収益及び営業費用について申し上げます。

営業収益は2億2,500万円、前年に比べて704万円の減少、営業収益のほぼ全体を占める給水収益が2億2,200万円、前年に比べて720万円の減少、これは先ほど言った5万3,000立米減少しておることによるものでございます。他方営業費用は2億4,000万円、前年に比べて400万円増加でございます。

この下の表、人件費を見ていただくと22年度2,500万円、26年度1,800万円ということで、約700万円22年に比べると人件費は減少しております。

続いて、88ページをお願いいたします。

企業債は当年度は500万円発行しております。償還が2,600万円ございまして、当年度における未償還残高は4億2,700万円でございます。

水道料金の未収金について申し上げます。

当年度未収金が1,743万円でございます。前年に比べて56万3,000円増加しておりますが、下の表を見ていただくと22年度から25年度、大体毎年約150万円前後増加しておったのが26年度は56万3,000円ということで、滞納整理、収納努力の跡がみられるものと思われま。ぜひこれは縮減していただきたいと思ひます。

次に、審査意見でございます。

26年度の営業実績を見ますと、給水件数はふえているものの総配水量は減少、前年に比べて8万9,000立米減少しております。経営成績は当年度の総収益2億9,100万円、総費用が2億5,100万円で純利益は4,058万円となっております。24年が赤字だったことに対して当年度から新地方公営企業会計制度が新しく適用されたことで利益は大幅増となっているところでございます。

水道料金の未収金でございますが、前年に比べて56万3,000円ふえております。水道料金は申すまでもなく水道事業の収益の根幹をなすものでありますから、定水執行、滞納整理を積極的に行って未収金の減少に努めていただきたいと思ひます。

それから、有収率は81.3と前年に比べて1.01ポイント改善されたんですが、なお平均に比べると下回っているということで、ぜひ原因追求に努めて有収率の向上に向けた施策をお願いをしたいと思ひ

ます。

それから、水道の各施設についても老朽化が進んでおります。更新するためには投資的事業に多額な費用がかかるということで、中長期的な視野に基づいたより一層効率的な経営が必要でございます。未収金の減少、業務の効率化、経費の節減、資産の効率的運用等に努めて、計画的な財政運営をもって経営の安定化を図って、安全安心な水の長期的安定供給を望んで監査意見といたします。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成26年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、平成26年度の決算審議は終了します。

岩崎代表監査委員におかれましては、決算審査を初め行政全般にわたりましてご指導賜り感謝を申し上げます。ここに一般会計並びに特別会計の決算が無事認定されましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。



◎日程第13 報告第6号 専決処分の不承認に伴う措置について

○議長（金井佐則君） 日程第13、報告第6号 専決処分の不承認に伴う措置についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、報告第6号についてご説明申し上げます。

9月1日に本議会におきまして専決処分が不承認となったことに伴いまして、地方自治法第179条第4項の規定に基づきまして報告をいたすものでございます。

1、専決処分の内容について。

専決処分の件名、平成27年度榛東村一般会計補正予算（第2号）。

専決処分の内容、地域再生戦略交付金及び地域再生計画策定に要する費用。

これにつきましては事業の完了期限が平成28年1月末日とされており、速やかに事業着手しなければ同期限内に完了することが難しいという理由でございました。

2番、榛名カントリークラブ跡地に設置されている建築物の調査及び群馬県報告書類の作成に要する費用。

こちらにつきましては、現在同施設に設置されております建築物につきましては、建築確認がなされておらず、違法状態となっていることから速やかにこれを解消する必要があるためということでございます。

3つ目といたしまして、ふるさと納税による寄附金及び寄附に対するお礼品代金の支払に要する費用。

こちらは本村における現在のふるさと納税につきましては、寄附金を受領した時点においてお礼品代金等にかかる債務が生じる契約となっている、そういったことから、歳出予算の担保なくして寄附金を受領することができない。よって、寄附金の受領が不可能となることがないように歳出予算に不足を生じる見込みが明らかとなった時点において速やかに予算措置を講じる必要があるためでございます。

専決処分に至った理由でございますけれども、前述した3事案につきましても速やかに予算措置を講じなければ今後の業務に支障を来すものであります。

よって、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則にのっとり一会計年度における一切の収入及び支出を計上した補正予算について、同法179条第1項に規定する専決処分ということで行ったものでございます。

今回専決処分が不承認となったことに伴いまして必要とされる措置についてということでございませぬけれども、専決処分の承認が得られなかったことについては、専決処分を行った内容について共通理解は得られなかったということが原因として挙げられる、今後は共通理解を得られるようこれまで以上に丁寧な説明を行い、上方の共有化に努めることとする。また、専決処分は議会を招集し、議決を待ったのでは時機を逸すると考えられる場合における限定的な処分であることを再認識し、専決処分を行う必要が生じたときはその必要性を熟考し、これまで以上に慎重かつ適切に判断し行うこととする。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 地方自治法第179条の4項では、専決処分が否決された場合は速やかに当該措置に関して必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないというふうになっているんです。当該措置を速やかに講じる、これはただ出したのは見解ではないですか。ここで179条の4項でいっている当該措置に関して必要と認める措置とは違います。これは単なる見解です。

さらに、勝手にこの専決処分の不承認に伴う必要とされる措置についてということで、共通理解が得られなかったためなんてというのは全然違います。明らかに私たちが言っていたのはそういうことではないんです。まず一つは、本当に議会を開く時間がなかったのかということです。それに関しては時間はあったはずだという私たちの認識です。

さらに、そのことについて、ちょっと改正の時期が書かれていませんけれども、例の阿久根市の問題以降にこの地方自治法のこの部分が改正されているんです。ご存じだと思うんですけども、以前は議会を招集する暇がないと認めるときというふうになっていたんです。それが改正をされまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるというふうに改正されたんです。つまりもう招集する暇がないということだと拡大解釈されてしまうから限定的な表現にしたわけです。それから考えたって今回のこの専決処分、時間的余裕がなかったとは決して思わないんです。

なおかつ専決処分は総計予算主義、総計予算主義と当初から言っていますけれども、総計予算主義というのは予算を立てるときの原則でしょう。ならさらにそれは議会議決を得ることが前提の話でしょう。専決処分は違うでしょう。議会の議決を経ないわけでしょう。そしたら総計予算主義なんてということは当てはまらないです。

専決処分するのは最低必要な金額を、例えば今回のふるさと納税のことに関しては、最低必要な金額は専決処分としても仕方がない、それはさっきも言いましたように議会を招集する時間的余裕がないということが客観的に認められなくてはいけないんです。行政側の村長の主観ではだめなんです。客観的にそれが認められるようであればだめだと、裁判でも判例が出ているんです。客観性がないからだめだということであるんですけども、このことについて私の言っていることは間違っていますか。間違えている箇所があれば指摘してください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回本村としても初めて専決処分が不承認になったということで、

こちらについては平成24年に今議員がおっしゃられました179条第4項が新たに加わった改正された後初めて不承認ということでございまして、どういった対応が可能かということでこちらも初めてのことでしたので、県のほうの指導は仰ぎました。その際に第4項に書かれていますのは、条例の制定改廃、それから予算について不承認とそういった場合については、必要な措置を講じ議会に報告するという事になってございまして、一般論といたしますと、例えば条例について専決処分が不承認であった場合については、改正条例案なりそういったものを提出すると、予算については、補正予算を提出するというのが一般論としてはあるということでございます。補正予算の内容について適当なものであるかどうかというのを再度検討しなさいということでのご指導で、そちらについて適当である場合には、補正予算を改めて計上すべき理由はないということでございます。

それから、地方自治法のその今の第4項に規定されております必要と認める措置というのは、必ずしも改正条例案や補正予算の提出といった措置に限定されるものではないと、首長が必要と認める幅広い対応が可能なものであるということで、見解をいただいております。

おっしゃるように否決といいましょうか、不承認されたときに2点といいましょうか、9月1日の専決処分であるので、9月議会までのつなぎの予算を編成すべきだというご意見とそれからそもそも専決処分をしたことがおかしいといいましょうか、そういったことだったと思えますけれども、その9月1日もご説明申し上げましたけれども、議会に上程するから総計予算主義、専決処分するからつなぎでいいということについてちょっと誤認識といいましょうか、1日もその旨ご説明申し上げたんですが、ちょっとご理解いただけなかったんですけれども、予算編成するということにつきましては、専決処分でも上程する予算でも同じものでございます。専決処分というのは議会議決相当の効力を有するというので、予算を編成する上では当然に総計予算主義の原則ということに基づいた形で編成を行う必要があるというふうにご指導をさせていただきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 総計予算主義の場合は議会の議決をするということが前提で総計予算主義というのが成り立っているわけでしょう。そういうことについてはどうなんですか。

○議長（金井佐則君） 課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 前提の根拠はちょっと私にはわからないんですけれども、専決処分でも繰り返しになりますけれども、議決と同等の効力を有するものでございますので、予算を編成する際には総計予算主義の原則に従って予算を編成するというのでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それ間違いです。あくまでも総計予算主義が成り立つのは議会議決だというのが前提なんです。そうでなければ専決処分で総計予算主義だからということで1年分全部専決処分してしまえば議会の予算議決権というのが全く侵害されてしまうわけです。そんなことは絶対あり得ないんです。

それと幅広い範囲に経緯を及ぶというのは、それは専決、さっき幅広い範囲に臨む長の権限は幅広い範囲にわたると言いましたよね。それはあくまでもこの179条で言っているそれぞれ時間的余裕がないとか、議会が開かれないとか、そういう前提があったときに関してはそういう幅広い議会の議決権の幅広い範囲に及んで専決してもいいという意味なわけです。あくまでも専決処分をしていい前提があるんです。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） その総計予算主義についてちょっとご理解いただけないんですけども、繰り返しになりますけれども、議会議決であろうと専決処分であろうと、専決処分は議会議決と同等の効力を有するものでございます。したがって、当初予算でももちろん補正予算でも予算を編成する際におきましては、この原則に縛られるということをご理解いただきたいと思います。

それと今、長の裁量権の問題でございますけれども、私が先ほど答弁させていただきましたのは、179条4項に基づく部分です。不承認とされた場合についての必要な措置については、必ずしも補正予算の提出、あるいは条例改正案の提出というようなことではなく、長の裁量がそこにはあるということで、専決処分そのものに長の裁量権があるというふうにお答えしたつもりはございません。179条4項です。専決処分の不承認とされた場合において必要な措置を講じ議会に報告するという部分の必要な措置につきまして長の裁量権があるということでございます。専決処分については、179条1項で規定されていまして、その部分について裁量権があるというふうには申し上げてあります。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず一つ専決処分と議会の議決は同等のあれを要するというふうに言っていましたけれども、同等ではないんです。本来ならば議会議決をすることが前提なんです。前提でどうしてもここにある要件に該当した場合、住民サービスに影響が出ないように行政の停滞がないようにという意味で専決処分が求められているんです。だからそれは最小限でなくてはいけません。

例えばこの前もお話した判例がありますけれども、要するに特別職の給与条例改正案が否決されたと、そして臨時会を招集して再議に付そうとしたけれども、年末であったため議会招集の暇がないため専決処分をしたということについて、判例はこう出ているんです。急速処理を要すべき事情に当たらず、長の判断は著しく誤っており、専決処分権を行使する要件の認定につき裁量の範囲を逸脱し、法の定める要件に適合しない重大かつ明白な可否であると無効な処分であるとしたということなんで

す。だから事例は違うけれども、いずれにしたって専決処分というのは議会議決を侵害するものなんですから、最低必要な範囲に限られるはずなんです。違いますか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） おっしゃっている部分といたしまして、専決処分そのものが極めて限定的になされるべきであるというところはおっしゃるとおりだと思います。ですが、だからといって予算を編成する際に総計予算主義の原則に従わないということにはならないというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番、小野関であります。

早坂議員の質問の部分と大分重なる部分はあるんですけども、なるべくそこは重なる部分は除いて質問をしたいわけでありまして、今回の報告の中でやはりちょっとダブる話になりますが、総計予算主義の原則というのはあくまでも当初予算の段階の話であって、その部分で当初予算が過不足があった場合においては定例議会で補正を上げると、定例議会の中間地点でどうしてもということであれば臨時議会を開いてやるべきであったというふうに思います。

あくまでも専決処分というのは、緊急避難的な最終的な対応であって、専決処分が優先される話ではないということの部分をもう一度ご回答をお願いしたいと。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 専決処分を行う場合に次の定例会までのつなぎの予算というお話でございますけれども、予算を執行していく上で予算に不足が生じたという事態が生じたときに少額であれば予算流用、あるいは予備費からの充当ということで経費の手当てをすることもございます。この場合におきましては、次の議会まで次の補正予算編成までのつなぎの額を流用、充当するというようなことでの運用を行っております。

本当に繰り返して申しわけございませんけれども、予算編成を行うということになりますと、総計予算主義の原則というのがございますので、それに従って編成をしたところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 専決処分と総計予算主義というのはちょっと納得がいかない話でありまして、何度言ってもすれ違いの話であります。

具体的にふるさと納税にかかわる部分でこれは足りないぞということが判明したのがいつの時期か

ということと、臨時議会を開く余裕がないから議会を招集する時間的余裕がないということの中で専決を行ったという説明であります、その臨時議会を招集できなかったという要因、そこが時間的余裕がないというだけの話であって、時間は幾らでもあったというふうに自分は考えているわけであり、ますけれども、具体的にそこのなぜ臨時議会を招集できなかったのかというもう少し具体的な話をお願いしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 小野関議員、この専決処分の不承認に伴う措置、この179条第1項により専決処分の不承認に伴い、第4項の規定により報告ということで、この内容のこの質疑をお願いしたいと思うんですけれども、いつからそれがわかったんだとか、あるいは先ほど言ったようなことは前回のこれが不承認になったときに既に審議をし尽くしているというふうに私から思うんですけれども、その質問をお願いいたします。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほど言った議会を招集する時間的余裕がないということの説明があったわけで、なぜ具体的にちょっとその部分がわからないということでの話、説明を求めたわけであり、ますけれども、さらにはここに書いてないことを言うなということでもありますけれども、先ほどの早坂議員の質問にも共通するんですけれども、今後は共通理解を得られるよう情報共有に努めるという話になっておりますが、この内容であるとなかなか自分は理解をしがたいという状況にあります。やはり具体性に欠けると先ほど言った議会を招集する時間的余裕がなかったという部分に戻るわけでもありますけれども、この報告内容は余りにも具体性がなく理解しがたいという部分のところでもう少し具体的な説明があればお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 財政の範疇なんですけれども、基本的に振り返ってみますと、この案件については、既に議会で指摘されている案件で、それに対するものの金額を再度訂正するとかそういうものを専決、まず一つそれはできないわけですし、そして、2番の2項をよく読んでいただきますと、行政でできる最大の措置というんですか、今後の対応策はここに十分包含されているんだと思うんですけれども、専決処分は議会を招集し、議決を待ったのでは時機を逸することと考えられる場合における限定的な処分であることを行政としても再認識をさせていただいたと反省しているということだと思っておりますけれども、専決処分を行う必要が生じたときは、その必要性を熟考し、これまで以上に慎重かつ適正に行うと判断すると、これ以上にこの件については初めて専決を議会で諮った案件ではございませんので、ぜひこういったことを理解していただいて、行政についてはこの辺のところを第一義的に考えて今後やっていくということで、ご理解いただければということではないかと思っております。

○議長（金井佐則君） ほかにございませんか。

3番 松井保夫君。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 松井です。

専決処分については、例えば議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになった、これは客観的判断なので、我々が時間的余裕があったんだろうとこう言ってもやはり執行側はいやなかったこうだったという話で、客観的判断なので、我々が幾ら時間的余裕があったよと言ってもしや執行側はこういう予定があつてできなかったという話で専決処分をされたという話で、この辺については全然私は問題ないと思っています。

そういう中で、今後ひとつ検討していただきたいのは、要は専決処分というのは議会を開くいとまがない、こういう中で議会云々になれかわって村長が専決処分をするということになっていますので、私は個人的にはこう思います。地方自治法の210条の総計予算主義、これについて執行側と今言われる方全然違うんです、考え方が。この総計予算主義の原則というのは、専決でも何でも当てはまるんだというお考えの人といや専決処分についてはこれは違うんだよとこの二とおりあるんですけども、実はここに隠されたことがあるんです。要は議会になりかわって村長が基本的には専決をされるので、私はやはり次の臨時会、次の定例会、これまでの専決をするのが金額としてやはり妥当なのではないかとかこういうふうには私は判断しております。次の臨時会を開くいとまがなかったんですから、あと定例会までの期間があつたから村長は専決されているので、やはりこの総計予算主義云々という話あるんですけども、議会重視を考えると、次の臨時会か定例会までで専決するというのか私は個人的には一番いいのではないかとこう思いますので、この辺を専決については今後執行側も検討していただきたい、総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 一つご参考にご披露というか申し上げますけれども、地方財務ハンドブック、第4改訂版、最新版ですけども、そこを見ていきますと、総計予算主義の原則の適用に当たってはこういうことを書かれているんです。収入支出をどの時点で捉えるかについては、歳入の調定行為、支出負担行為の確認の行為の内容等から見て契約等により債権債務の確定したものについて適用があると解すべきであると、したがって相殺する場合についても総計予算主義の原則が当たるといふことになりまして、当初の段階の予算ではなくて常に財務は動いていますから、その中で歳入調定だとか支出負担行為の関係の行為かなされたときもこの文書で解しますと、総計予算主義の原則はいつでもそういう形で生きて適用されるんだということだとれるんだと思いますけれども、ですから当初の段階だけではなくて、いずれにしても、総計予算主義というのは予算編成時だけではなくて年を通していろいろな支出負担行為、支出、あるいは支出命令、あるいは債務負担とかやることについて

常にこれが上に置いて前提条件であるということではないかと思っております。

それから、先ほど言いましたけれども、予算の議会の中で次の議会のまでの間云々ということですが、これについては事案によっていろいろさまざまです。例えば災害だとかいろいろなこともあるでしょうししますけれども、ただ一つ言えることについては、今松井議員おっしゃっているように、最小限の中でやはり議員さん方の理解が得られる形の中で専決をしていくということがこれは基本的にはそういうことだと思いますけれども、ですから議会から議会の間ということでいろいろなものの行為というのは、これはちょっといろいろ無理があるのかなと思いますけれども、基本的には無理のない範囲内で今後についてはここにも書いてありますけれども、十分専決の意味を理解しながら財務を進めていくということには変わりないと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今言う何度も言うんですけれども、総計予算主義の原則というのは、今言うとおり全ての方はわかっているんです。そういう中でやはり一つだけ問題なのは、年度末まで予算を組んでしまって結果論はおなじだと、定例会で一般補正を組んで結果論は同じだと、専決処分の承認をして残りを一般補正で上げると、補正で上げて年度末まで補正であればいいわけですから、結果論は同じなんです。ただここに一つだけ、やはり村長の権限で議会になりかわってやるんですから、次の臨時会か定例会までを専決をすることによってやはり議会重視というこういう考えも出てこようかと思うんです。その辺を私は検討していただきたい。全て結果は同じになることもあります。ただ今回1億5,000万円という金額も大きい、この辺を考えると私はやはりその辺を今後専決については検討していただきたいと村長、思いますけれども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 我々のほうでは予算の総計主義というものは今までもやってきた行為でございます。内容については当初予算であっても専決であっても年間を通してこのぐらい必要、それには足らなかったとそういうものでやってきた内容でございますけれども、今松井議員との話の中でいろいろ我々のほうも考えさせてあろうことは考えさせてもらう、しかしこれからの今までも専決というものに対して乱発とかそういうものでやっているわけではなく、今回については先ほど小野閣議員のほうからも話がありましたけれども、前に答弁をしておりますけれども、どうしても6月の時点でこれは足らなくなってしまうということが6月の末でわかりました。7月1日以降ちょっとそれではやらなければ間に合わないということで、時間的いとまがなかったということでやらせてもらった問題であって、これについては額が1億5,000万と大きい内容でございますけれども、これは我々のほうで総計予算主義をとっておりますので、ご理解を願いたいということでございます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

これより昼食休憩といたします。開会を1時15分より再開いたします。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き午後の会議を再開いたします。

◎日程第14 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第14、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

5番山口宗一総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 総務産業建設常任委員会の請願と陳情の審査報告を申し上げます。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第3回第6号、付託年月日、平成27年9月1日、件名、村道3214号中の前15号線舗装工事、委員会の意見、本路線は16区地内染谷川右岸の未舗装の道路で、区民の生活道路と南小通学道路になっています。度重なる降雨で路面が傷み、その都度採石などで補修しております。

また、幅員が狭く車両などの通行に支障を来しております。

本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られます。

よって、本陳情は採択とする。

審査結果、採択。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成27年第3回陳情受理番号第6号は、審査の結果採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第3回陳情受理番号第6号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決しました。

以上をもちまして日程第14、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第15から日程第17までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第18 議員派遣について

○議長（金井佐則君） 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第120条の規定により議会で議決することになって

おります。現在、群馬県町村議会議長会議員研修が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。
ここで暫時休憩といたします。

午後1時20分休憩

午後1時29分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（金井佐則君） 本日柳田キミ子議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

柳田キミ子議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、柳田キミ子議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議員の辞職許可について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、柳田キミ子議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により柳田キミ子議員の退席を求めます。

〔10番 柳田キミ子君退場〕

○議長（金井佐則君） 事務局長より議員辞職願を朗読させます。

○事務局長（倉持直美君） 平成27年9月16日、榛東村議会議長 金井佐則様。榛東村議会議員 柳田キミ子。辞職願。このたび都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

柳田キミ子議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、柳田キミ子議員辞職は許可することに決定いたしました。

〔10番 柳田キミ子君入場〕

○議長（金井佐則君） 柳田議員に申し上げます。

ただいま柳田議員の議員辞職は許可されましたので、告知します。

ここで柳田前議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

柳田議員。

〔前議員 柳田キミ子君登壇〕

○前議員（柳田キミ子君） 改めまして皆さんこんにちは。

本日は9月定例議会最終日ということで、平成26年度決算の認定、陳情・請願などの議事日程が終わったところであります。また、傍聴の皆様には熱心に議案審議を傾聴し、主権者である住民の立場で議会を注視していただき感謝申し上げます。

さて、私柳田キミ子は、健康上の理由により本日付にて議員を辞職することになりました。議長のご配慮によりまして、神聖で厳粛な議場において退任の言葉を述べさせていただきますこと、心より感謝申し上げます。

10年5カ月余りの議員活動期間が74年の私の人生行路の中で最も価値があり、誇れる充実した一時期であったと感慨もひとしおです。年4回の定例会では、初当選の6月議会から一般質問で登壇し、以後一度も休まず住民の目線で施策の充実を求め、実現の道筋をただしてまいりました。中学校卒業までの医療費の無料化、就学援助制度の充実、住民として最も負担感の重い国保税の引き下げ、中学校の修学旅行広島へ等がメインテーマでした。執行の皆様には丁寧に対応していただき、真摯に受けとめ村政に反映していただけたことは、議員としても最も喜びであり、幸せなことでした。

今後は一榛東村民として議会を経験した者として、これまでも増して住民の要望、思いに光を当て、住民が主人公のむらづくりにかかわり続ける所存です。

激動する社会情勢、少子高齢化社会の到来が急速に進んでいる現在、行政と議会、そして住民も巻き込んで生き残りの方途を真剣に模索する必要があると思います。

村政の今後のますますのご隆盛と議員各位のご検討を祈念し、辞任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。（拍手）

〔議長 金井佐則君発言〕

○議長（金井佐則君） ここで10年5カ月という長きにわたり榛東村の議員として、榛東村の議会の発展とまた村民福祉向上のためにご尽力をいただきました柳田議員に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

柳田議員に対しまして、議会より花束の贈呈をしたいと思います。

柳田議員に岸昭勝議員より花束の贈呈をお願いいたします。

〔前議員 柳田キミ子君に花束贈呈〕（拍手）

○議長（金井佐則君） それでは、柳田議員、辞職をされましてこれから議場を去るわけでありませうけれども、一抹の寂しさを感じるわけでございます。皆様方には大きな拍手をもってお送りいただきますようお願いをいたします。（拍手）

〔前議員 柳田キミ子君退場〕

◇

◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

柳田議員の辞職により議会広報特別委員会委員、議会運営委員会委員が欠員となりました。

榛東村議会委員会条例第6条により議会広報特別委員会委員、議会運営委員会委員に選任についての日程を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程を追加することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後1時38分休憩

午後1時40分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（金井佐則君） 追加日程第2、議会広報特別委員会委員の選任は、榛東村議会委員会条例第6条4項により議長において指名いたします。

1番高田清一君を議会広報特別委員に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、高田議員を選任することに決定いたしました。

◇

◎議会広報特別委員会委員長及び文教厚生常任委員会副委員長の選任について

○議長（金井佐則君） 柳田議員が辞職しましたので、議会広報特別委員会委員長と文教厚生常任委員会副委員長が不在です。

榛東村議会委員会条例第7条第2項の規定により各委員会を開催し、委員長、副委員長の互選に当たるよう通知します。

暫時休憩し、休憩中に各委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いをいたします。

なお、各委員会に重複する委員がおりますので、議会広報特別委員会を最初に開催してください。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時46分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

それでは、議会広報特別委員会副委員長、清水健一議員から発表をお願いいたします。

2番清水健一君。

〔議会広報特別副委員長 清水健一君登壇〕

○議会広報特別副委員長（清水健一君） 議会広報特別委員会の委員長選出の結果を報告します。

委員長に小山久利議員を決定しましたので、報告します。

以上です。

○議長（金井佐則君） 議会広報特別委員会の委員長に小山久利議員に決定しましたので、改めて報告をいたします。

次に、文教厚生常任委員会、南委員長から発表をお願いいたします。

8番南千晴さん。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 文教厚生常任委員会の副委員長選出の結果を報告します。

副委員長に松岡稔議員を決定しましたので、報告します。

以上です。

○議長（金井佐則君） 文教厚生常任委員会副委員長に松岡稔議員に決定いたしましたので、改めて報告をいたします。

◇

◎追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について

○議長（金井佐則君） 追加日程第3、柳田議員辞職により議会運営委員会委員に欠員が出ましたので、ここで議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、榛東村議会委員会条例第6条4項に基づき議長において指名を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議長において指名を行います。

小山久利議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、小山久利議員を選任することに決しました。

以上をもちまして本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

◇

◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日の開会以来、本日までの16日間、7名の議員からの一般質問、平成26年度の各会計決算の認定並びに本年度の補正予算、条例制定、一部改正や請願・陳情などについて、熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

政府は、2016年度予算編成に向け各省庁が提出した概算要求で一般会計の要求総額が102兆4,000億円に膨らみました。2年連続で100兆円の大台を突破し、3年連続で過去最大を更新をしております。骨太方針が盛り込んだ2020年までの財政健全化計画の初年度にあるにもかかわらず、この水ぶくれであります。2020年度に新たな借金もせず国と地方の政策経費が賄えることを目標に、その実現へ歳出抑制方針を示したはずであります。ですが、中央省庁は軒並みプラス要求であります。先進国で最悪水準にある財政に対する危機意識がどこへいったのかそう疑わざるを得ないと思います。

本村でも来年度の予算編成が始まります。予算決算特別委員会の要望書及び平成26年度決算審査意見書に記載のとおり指摘された事案については、今後このようなことがないように十分注意し、適切な予算編成に努められるようお願いをいたします。

最後に、この9月定例会をもって退任いたしました柳田議員とは同期の議員としてのこの10年間一緒に歩んでまいりましたので、より一層の寂しさを感じておるところであります。議員各位におかれましては、健康管理に十分留意され、村の発展にご尽力いただきますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で、平成27年榛東村議会第3回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 松 岡 好 雄

榛東村議会議員 岩 田 好 雄